

平成21年
6 月 宮崎県定例県議会会議録

平成21年 6 月 12日 開会

平成21年 6 月 30日 閉会

平成21年6月宮崎県定例県議会会議録 目次

6月12日（金曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
中野廣明議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第12号まで並びに報告第1号及び第2号上程	4
1. 知事提案理由説明	5

自6月13日（土曜日）

至6月16日（火曜日）

休 会

6月17日（水曜日）

1. 出席議員	9
1. 地方自治法第121条による出席者	9
1. 議案第13号から第17号まで追加上程	10
1. 知事提案理由説明	10
1. 一般質問	10

満行潤一議員質問

11

- ・知事の政治姿勢(知事退職手当減額、危機管理、二重行政、直轄事業負担金、市町村負担金等)について
- ・地域医療の充実(地域中核病院への支援、難病対策の充実、国民皆保険制度の維持)について
- ・情報技術・情報発信(オープンソースソフトウェア利用による経費節減等、違法コピー対策、ユーチューブ利用による情報発信)について

前屋敷恵美議員質問

20

- ・新田原基地問題について
- ・経済・雇用危機問題について
- ・国民健康保険問題について
- ・介護保険問題について
- ・生活困窮者への行政の対応について

中野一則議員質問

31

- ・知事の政治姿勢について

- ・ 農業政策（畜産関係、国営かんがい排水事業等）について
- ・ 教育行政（各種一貫教育、県立高校の統廃合、みやざき県民総合スポーツ祭）について
- ・ 県西の観光対策（えびの高原、京町温泉）について
- ・ 工業用水道事業について
- ・ 医療行政について

武井俊輔議員質問 ----- 44

- ・ 知事の政治姿勢（地方分権、全国知事会、退職手当減額等）について
- ・ エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・ 基金のあり方について
- ・ 県庁舎の安全対策について
- ・ 近代建設遺産（平和の塔）、戦跡（掩体壕）の活用について
- ・ サンゴ礁の保護管理について
- ・ 大学生の県政参加のあり方について

6月18日（木曜日）

- 1. 出席議員 ----- 63
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 63
- 1. 知事の報告 ----- 64
- 1. 一般質問 ----- 64

鳥飼謙二議員質問 ----- 64

- ・ 知事の政治姿勢（補正予算、知事退職金、テレビ出演等）について
- ・ 地域医療の充実について
- ・ 国際音楽祭について
- ・ 私立学校助成のあり方について

図師博規議員質問 ----- 77

- ・ 国営かんがい排水事業及び県営畑地帯総合整備事業の事業効果と評価について
- ・ 土木事務所再編について

丸山裕次郎議員質問 ----- 87

- ・ 景気・雇用対策（補正予算、ふるさと雇用再生特別基金事業等）について
- ・ 農商工連携について
- ・ 霧島ジオパーク構想について
- ・ 行財政改革（行財政改革大綱2007、直轄事業負担金・外郭団体負担金等）について

・街頭犯罪について	
井上紀代子議員質問 -----	99
・介護問題について	
・自転車レーンの普及について	
・宮崎空港航空路線の維持・充実について	
・職員の研修について	
・知事の退職金問題について	
・身体障害者補助犬について	
6月19日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	115
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	115
1. 一般質問 -----	116
濱砂 守議員質問 -----	116
・経済・雇用緊急対策について	
・道州制国家への対応について	
・農・林・水産業政策について	
・だれもが暮らしやすい宮崎県（太陽光発電装置助成、自殺対策、国民年金保険・国民健康保険、治安の現状等）について	
河野哲也議員質問 -----	128
・新経済対策（地デジ対策、農業政策、保育行政、スクール・ニューディール構想）について	
・ふるさと納税について	
・観光立国教育について	
松田勝則議員質問 -----	139
・知事の政治姿勢について	
・駅の利便性の向上について	
・児童の虫歯予防について	
・食料自給率の向上（耕作放棄地解消、有害鳥獣の駆除、漁業者への支援）について	
・県北の道路整備について	
・県立病院運営の展望について	
押川修一郎議員質問 -----	151
・知事の政治姿勢について	
・中山間地域対策について	
・新型インフルエンザ対策について	

- ・妊婦健診について
- ・安心こども基金について
- ・農業振興について
- ・入札・契約制度について
- ・警察行政について

自 6 月 20 日（土曜日）
 至 6 月 21 日（日曜日） 休 会
 6 月 22 日（月曜日）

1. 出席議員 -----	171
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	171
1. 一般質問 -----	172
十屋幸平議員質問 -----	172
・知事の政治姿勢（新みやざき創造計画、定住自立圏構想、直轄事業負担金、市町村負担金）について	
・県土整備（細島港整備）について	
・環境行政（カーボンオフセット）について	
・保健福祉行政（自殺対策）について	
・農林漁業政策（植物工場、中国木材進出、木材の海外輸出）について	
山下博三議員質問 -----	184
・知事の政治姿勢（知事マニフェスト、経済・雇用対策、職員の意識改革）について	
・福祉政策（障害者自立支援法、精神障がい者・高次脳機能障害の現状、県精神医療センターの取り組み）について	
・農政問題（畜産関係、小水力発電）について	
長友安弘議員質問 -----	196
・地域活性化・経済危機対策臨時交付金について	
・地域活性化・公共投資臨時交付金について	
・医療問題（地域医療体制整備、地域医療再生基金、医療施設耐震化事業、がん対策の強化、難病対策、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業）について	
・地域活力基盤創造交付金について	
・高校生の授業料減免・奨学金事業について	
・地域の基盤整備について	
権藤梅義議員質問 -----	209
・知事の退職手当の特例に関する条例について	

- ・エコカーの導入について
- ・自殺対策について
- ・学力向上対策と県の取り組みについて
- ・学校図書の実態について
- ・新学習指導要領への対応について
- ・交通事故の原因分析と事故防止について
- ・土木行政の矛盾（大塚町の道路不用地）について

6月23日（火曜日）

1. 出席議員	225
1. 地方自治法第121条による出席	225
1. 一般質問	226

黒木正一議員質問 226

- ・知事の政治姿勢について
- ・林業関連補正予算について
- ・僻地医療について
- ・僻地における高等教育について
- ・地上放送デジタル化対策について
- ・ミツバチ減少問題について

外山良治議員質問 237

- ・知事の政治姿勢（川内原発第3号機増設問題）について
- ・障がい者福祉（障がい者差別禁止条例、こども療育センターの充実強化）について
- ・人工死産等について
- ・総合交通対策について

松村悟郎議員質問 246

- ・国からの権限移譲（国道10号・220号及び一級河川小丸川直轄区間）について
- ・土木事務所の再編について
- ・救急救命体制の整備について
- ・農業基盤の整備（尾鈴地区畑地かんがい事業）について

萩原耕三議員質問 256

- ・知事の政治姿勢（経済問題）について
- ・人事行政について
- ・土木行政（県道御池都城線）について
- ・教育行政について

1. 議案第1号から第17号まで並びに報告第1号及び第2号、及び請願委員会 付託 -----	267
自6月24日（水曜日） 常任委員会	
至6月25日（木曜日）	
6月26日（金曜日） 特別委員会	
自6月27日（土曜日） 休 会	
至6月29日（月曜日）	
6月30日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	271
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	271
1. 常任委員長審査結果報告 -----	272
高橋総務政策常任委員長 -----	272
長友厚生常任委員長 -----	274
宮原商工建設常任委員長 -----	276
外山衛環境農林水産常任委員長 -----	278
横田文教警察企業常任委員長 -----	280
1. 討 論 -----	281
凶師議員（議案第2号に反対） -----	281
武井議員（議案第6号に賛成） -----	282
前屋敷議員（報告第1号及び請願の継続に反対） -----	283
1. 議案第2号採決 -----	283
1. 議案第6号採決 -----	284
1. 報告第1号採決 -----	284
1. 議案第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第17号まで、並びに 報告第2号採決 -----	284
1. 請願第21号から第24号まで採決 -----	284
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	284
1. 議員発議案送付の通知 -----	285
1. 議員発議案第1号から第8号まで追加上程 -----	286
1. 討 論 -----	286
前屋敷議員（議員発議案第8号に反対） -----	286
1. 議員発議案第8号採決 -----	287
1. 議員発議案第1号から第7号まで採決 -----	287
1. 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈の件 -----	287
1. 討 論 -----	287

前屋敷議員（賀詞奉呈に反対）	288
1. 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈採決	288
1. 閉 会	288
<hr/>	
1. 資 料	289
平成21年6月定例県議会日程	291
議案送付文書	292
一般質問時間割	294
議案・請願委員会審査結果表	295
閉会中の継続審査・調査申出一覧	297
1. 議案議決件名一覧表	299
1. 意見書、その他	303
肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書	305
国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書	306
小腸移植に医療保険適用を求める意見書	307
核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	308
教育予算の拡充を求める意見書	309
介護保険制度の改正に関する意見書	310
厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書	311
陸上自衛隊の定員確保を求める意見書	312
天皇陛下御即位20年に伴う賀詞	313
1. 請願一覧表	315
1. 議事経過	331

6月12日（金）

平成 21 年 6 月 12 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 次 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 公 安 委 員 長 警 察 本 部 長 人 事 委 員 長 代 表 監 査 委 員 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 加 藤 裕 彦 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 田 代 知 代 相 浦 勇 二 黒 木 奉 武 城 倉 恒 雄 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成21年6月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、萩原耕三議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る6月5日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成21年6月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計14件、その内訳は、補正予算案1件、条例9件、予算・条例以外2件、報告承認2件であります。このほか6件の報告があります。また、さらに補正予算案等5件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から6月30日までの19日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、6月17日から5日間の日程で一般質問を行います。質問人数は合計20名以内とし、質問順序は、15日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は、

1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。6月24日、25日の2日間で各常任委員会を開催していただき、6月30日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提案される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月30日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第12号まで並びに
報告第1号及び第2号上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より、議案第1号から第12号まで、並びに報告第1号及び第2号の各号議案の送付を

受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕　平成21年6月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

宮崎県環境整備公社が本年3月から着手しております、エコクリーンプラザみやざき浸出水調整池補強工事に要する費用負担につきまして、関係市町村とこれまで協議を重ねてきたところでありますが、地域住民の皆様の安全・安心な生活の確保を最優先に考え、県と関係市町村が工事費用を折半して立てかえて、宮崎県環境整備公社に対し貸し付けを行うことで合意いたしました。

工事費用の最終的な負担割合につきましては、今後の法的な手続を経た上で、責任の所在等も踏まえながら、宮崎県環境整備公社及び関係市町村とともに、引き続き協議を行ってまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案であります。

今回は、経済・雇用緊急対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計59億9,502万1,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,709億3,230万2,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業関係につきましては、道路事業に係る国庫支出金の交付決定に伴いまして、補助公共事業で9億円余、地域活性化・生活対策基金の活用により、県単独公共事業で11億円余の追加補正を行うことといたしました。

その他、経済・雇用緊急対策として、地域活性化・生活対策基金を活用するものが11事業の14億円余、ふるさと雇用再生特別基金を活用するものが5事業の2億円余など、合計7つの基金を活用いたしまして、23事業、31億円余を措置することといたしました。

さらに、先ほど御報告申し上げました、宮崎県環境整備公社への貸付金6億8,000万円を措置することといたしております。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金4億6,681万6,000円、繰入金31億415万6,000円、諸収入6億8,011万4,000円、県債17億1,380万円、その他3,013万5,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」は、平成22年4月1日付の土木事務所再編に伴い、関係土木事務所及び港湾事務所の名称及び所管区域を変更するための条例の改正であります。

議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例」は、私のマニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、及び厳しい社会経済情勢下において県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等を考慮いたしまして、私の今回の任期に係る退職手当の額を50%減額

するための条例を制定するものであります。

議案第11号「市町の廃置分合について」は、宮崎郡清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入することについて、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

このほか、議案第3号「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」外7件であります。説明は省略させていただきます。

次に、報告第1号は、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定に伴う、平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）の専決報告であります。

補正額は10億3,343万9,000円で、歳出予算の主な内容は、退職手当の減額7億9,476万円余、県債管理基金への積立金14億4,517万円余であります。この結果、平成20年度一般会計歳入歳出予算の規模は、5,759億5,989万2,000円となります。

報告第2号は、地方税法等の一部改正により、目的税であった自動車取得税及び軽油引取税が普通税となったこと等に伴い、所要の規定の整備を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であります。

これらの専決については、いずれも時間的制約から専決を余儀なくされたものであります。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす13日から16日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、17日午前10時開会、一般質問

であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時11分散会

6月17日（水）

平成 21 年 6 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部次長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 加藤裕彦 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 太田英夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 課長 議事課 課長 政策調査課 課長 議事課 長補佐 議事担当主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|---|--|

◎ 議案第13号から第17号まで追加上程

○中村幸一議長 ただいまから本会議を開会いたします。

ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第13号から第17号までの送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

国におきましては、4月10日に決定された経済危機対策を実施するための平成21年度補正予算（第1号）が5月29日に成立したところであります。本県といたしましては、国の対策に呼応するとともに、今般取りまとめました新たな経済・雇用対策の実施に伴う経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計122億6,294万4,000円、公営企業会計6億5,875万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,831億9,524万6,000円となります。以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、公共事業関係につきましては、道路事

業や河川事業を中心に、県単独公共事業で37億円余の追加補正を行うことといたしました。

次に、福祉医療関係では、新型インフルエンザの発生に備え、感染防護具等の追加備蓄や抗インフルエンザウイルス薬について計画を前倒しして購入する経費を増額するとともに、県立3病院における高度医療、救急医療及び周産期医療体制の充実を図るための経費について措置することといたしました。

また、農業関係では、ピーマン産地における収量の向上、省力化、低コスト化等による生産体制の再生を支援するための経費について措置することといたしました。

その他、国からの交付金をもとに、2つの新たな基金の造成に要する経費及び既存の基金への積み立てに要する経費について措置することといたしております。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金55億7,479万8,000円、繰入金66億2,266万3,000円、その他6,548万3,000円であります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第16号は地域自殺対策緊急強化基金の設置について、議案第17号は森林整備加速化・林業再生基金の設置について、それぞれ地方自治法の規定に基づき条例を制定するものであります。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。開会日の本会議終了後、議長室で勤続10年の表彰をいただきました。この10年間つつがなくやってこられましたのも、先輩・同僚議員の皆さん、そして執行部の皆さん、応援いただいている多くの皆さん方のおかげだと思っております。今後とも初心を忘れず一生懸命頑張っていきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

知事の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

退職手当を削減する条例が提案をされております。なぜ50%の減額なのか、その根拠は何なのか、いま一度知事にお尋ねをしたいと思っております。

以下、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 知事の退職手当の見直しについてであります。知事の退職手当につきましては、私のマニフェストにおいて、県民の満足度をもとにした出来高制を導入することとしており、私は、知事に就任して以降、その実現に向けて検討を進めてまいりましたが、県民満足度を客観的に評価する基準など厳しい課題があることから、今回、出来高制による退職手当の見直しは見送ることとしたものであります。しかしながら、私のマニフェストにおきまして、知事の退職手当の見直しを掲げていること、また、現在の厳しい社会情勢、経

済情勢をかんがみ、県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等から、総合的に判断して、今回の任期に係る退職手当の額を50%減額するという結論に至ったところであります。今回の条例提案につきましては、県民の皆様との約束であります私のマニフェストについて、手法は異なるものの、できるだけ早く形としてあらわしたいという私の強い思いからの政治判断であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 50%という根拠が余りお聞きできていないんですけれども、今おっしゃった提案理由に、昨今の厳しい社会経済状況も挙げられておりますが、ゼロか100かという議論は知事はされなかったのか。そもそも知事職に退職金制度があるというのはなぜなのか。二代表制と言いながら我々議員にはありません。改革派を自認されている知事でありますから、昨今の経済状況を削減理由とされるのであれば、退職手当制度自体の廃止、見直しというのを検討されてもよろしいんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 50%という数字についてであります。ゼロというの、議員御指摘のように検討させていただいたところであり、他府県との兼ね合い、そして現在の経済・財政状況のことをかんがみ、総合的に判断させていただいた数字でございます。退職金の廃止という御指摘でございますが、そういった議論もこれから沸騰していくのではないかと考えております。現時点のところ、私は、周りとのバランス、他府県との兼ね合い等も考え、50%という数字を自分で判断したところであります。

○満行潤一議員 私、きょう最初ですので、ほかの方々もこのことについては質問があるだろ

うと思いますので、このことについてはもうここで終わっておきたいと思います。

次に、危機管理についてお伺いをしたいと思います。ガソリンまき男が出現をしました。県庁舎の望ましい警備とはどうあるべきかということを考えさせられる事件でした。5月22日、県庁知事室近くの廊下で宮崎市内の男性がガソリンをまきました。男はその場で県職員に取り押さえられ、威力業務妨害の疑いで逮捕されました。県庁本館内にガソリン臭が立ち込め、観光客、県職員にはけがはなかったというふうに報じられております。

今回逮捕された男性は、ガソリン5リットルが入る縦25センチ横40センチの金属製の容器を持って県庁に入ったということになるわけですが、警備員はだれもそのことに気づかなかったのか、疑問が残るところです。本館入り口から入れば必ず守衛がいますが、入り口はほかにもあるわけで、県職員や出入り業者が利用する通用口もあります。すべての入館者をチェックすることは困難なんですけれども、今回の事件を受けて、観光地宮崎県庁へのイメージダウンにならないように、警備の体制を見直す必要があると考えます。新たに防犯カメラを2台増設しましたが、抑止力には限界があります。県庁はいつも多くの観光客でにぎわっています。県庁見学は観光ツアーのコースに組み込まれ、県職員の案内で県庁舎内を自由に見学することができます。これは数年前には考えられなかった光景なわけですが、しかし、庁舎管理を考えると、観光客の通るコースをつくるのか、庁舎内すべてを開放しなくてもよいのではないかと考えます。

県庁の前庭で全裸になり写真に撮って、公然わいせつの疑いで男女3人が昨年1月に逮捕さ

れたとき、知事は警備体制の見直しをしたというふうに報道もありました。今回の事件を受けて、県庁舎の望ましい警備とはどうあるべきか、知事の認識をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、先日のガソリンをまかれた事件で、第一発見者の県職員が迅速に対応していただいたことにより、観光客等や来庁者の方々に、あるいは施設への被害も大きくなく、大事には至らなかったところであります。県といたしましては、この事件を受けまして、庁舎の警備体制の再点検を行っておりまして、早速、御案内のように、本館2階知事室付近の警備員の常駐や防犯カメラの設置、本庁舎への巡回警備の強化などを実施しているところであります。県庁舎内の警備体制については、県庁内の開かれた県庁としてだれでも自由に入出りできることや、必要以上の警備としないことを基本に、来庁者や職員等の安全確保や事件の未然防止など、万全を期していきたいと考えております。

○満行潤一議員 多くの方々が出入りする県庁舎でもありますし、あの有名な東国原知事もおられるところですから、目立ちたい人が知事を襲うと。売名行為、確信犯というのも非常に危惧されますので、ぜひ警備体制の充実については御検討いただきたいと思っています。

次に、国との役割分担についてお尋ねをしたいと思います。

まず、二重行政についてお尋ねをします。道路管理、港湾管理など国と地方でそれぞれ管理しているものが幾つかあります。今回、道路の維持管理を例にとって調べてみました。本県の道路管理、本県は国道10路線、県道197路線を維持管理しているようですが、2,924キロに及びます。従事する県庁の現場職員は85人、1人当た

り30.8キロとなります。同じように、国道事務所では18人で273キロ、1人当たり15.2キロメートルになります。2倍の開きがあると。さらに、管理部門の人員は、本県が10人、国道事務所が20人となっています。一概に比較できないでしょうけれども、圧倒的に本県のほうが少ない人員で維持管理をしている。効率性からいっても、分権の趣旨からいっても、国と地方の二重行政を廃止して、自治体への人と財源の移管が急がれると思いますが、知事の見解をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 道路や河川などの管理につきましては、御案内のように、道路法、河川法などの規定に基づきまして、全国的なネットワークを形成する幹線道路や都道府県をまたがる河川などは国が管理し、それ以外は都道府県が行うこととなっております。しかしながら、国、地方ともに厳しい財政状況の中で、より簡単で効率的な行財政運営が強く求められておきまして、道路や河川などの管理を含めまして、地域の実情に応じた効果的な社会資本の整備を行う必要があると考えております。このためには、国と地方の役割分担を明確にし、補完性、近接性の原理に従い、ニア・イズ・ベターの観点を踏まえながら、地方への権限、財源、人材を移譲した上で、将来的には、地方が担うべき事業については地方への移管を進めるべきだと考えております。

○満行潤一議員 次に、直轄事業負担金についてです。普通会計ベースで全国の自治体における直轄事業負担金の合計額は、平成20年度の見込みで1兆920億円です。これには工事費用だけでなく、国道事務所の建てかえ、国土交通省職員の人件費なども含まれているということですが、直轄事業負担金の明細は後づけではないの

かと私は考えています。本来、直轄事業負担金に明細はなかったんだらうと思うんですけれども。

直轄工事については、その実施箇所や内容、規模等について事前に地元都道府県や市町村と話し合う制度がありません。事前協議制度がないということです。したがって、地元住民が優先的に工事を求める工事に適切な予算が投下されているか疑問があります。地方自治体は、国から直轄工事の出来高に応じて納入通知書が一方的に送りつけられ、その金額を機械的に支出しなきゃならない仕組みとなっています。これまで多くの直轄事業が経済対策の一環として補正予算として行われたため、本県もそうですが、都道府県の財政運営にも大きな、深刻な影響を与えています。

直轄事業と言いながら、地元の負担率が高いことも問題だと思います。補助事業は、地方自治体がその事業の必要性を十分に検討し、地元住民との理解を得て行う事業です。厳しい財政の中で難しいやりくりをしながら、国と協議を重ねて実施されます。しかし、その補助率は多くて3分の1程度です。反面、国の一方的な事情で行われる直轄工事の負担金が5割近くになっているものもあり、どうしても納得ができません。道路法や河川法など各事業に関連する法律では、道路の場合、道路法第50条で、国道の新設や改築の費用は都道府県が3分の1、維持・修繕などは45%負担するなどとなっています。今まで詳しい内訳や金額を計算する根拠が示されず、県も詳しい説明を求めてきませんでした。私たち議会も、国との信頼関係の上に立ち、ブラックボックス化というべきか、今日まで問題意識を持っていなかったのも事実です。

4月に全国知事会と国側が初めて意見交換を

し、知事会側から、負担金の額の大きさ、内容の不透明さに対して批判が相次いでいます。知事会は、内訳を示す情報開示の徹底や直轄事業の縮小と将来の廃止などを求めています。直轄事業負担金のあり方について、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 直轄事業負担金につきましては、全国知事会と国において、見直しの論議が急ピッチで進められておるところであります。その中では、負担金の対象範囲や基準の見直し、国と地方が対等な立場に立ち、地方の意見が十分反映できる仕組みづくり、本来国が負担すべき維持管理費の負担金廃止などが緊急の課題となっておるところであります。そもそも私は、地方分権を推進するためには、国と地方の役割を明確にし、権限や財源を地方に移譲した上で、地方が担うべき事業は地方に移管することを着実に進めるべきだと考えております。このため、直轄事業負担金制度そのものについても抜本的な見直しが必要だと考えておりますが、見直しに当たっては、本県のようにインフラ整備がおこなわれている地域への配慮がしっかりとらされるべきだと考えております。

○満行潤一議員 確かに、最後、知事がおっしゃった視点というのは大事だと思いますね。一律にどうこうとなると、やはりおこなっている地方は心配をします。そのところはしっかりと担保しながら、この抜本の見直しというのが必要なんじゃないかなと考えています。

そこで、一つ問題になるのが市町村負担金のあり方です。国に直轄事業負担金のあり方を問うのであれば、県が市町村に求める負担金制度の見直しも俎上に上がってしまう。市町村負担金の20年度の実績はどのくらいになるのか、担当部長、お願いします。

○総務部長（山下健次君） 平成20年度の建設事業に係ります市町村の負担金額は、総額で20億1,594万7,000円となっているところでございます。

○満行潤一議員 20億ですね、県が市町村に求める負担金制度のあり方も今後の課題だと思いますが、知事はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 県が実施する公共事業等につきましては、受益者負担の観点から、一部の事業に限り市町村負担金を徴収しておりますが、この負担金は、法律等に基づきまして、原則として年度ごとに地元市町村の同意を得た上で、県議会の議決をいただき、徴収しているものであります。市町村負担金につきましては、今回の国の直轄事業負担金に係る議論もございまして、対象事業の内容について説明責任を果たしていくため、市町村への十分な情報提供や意見交換に努めてまいりたいと考えております。なお、維持補修費につきましては、県が管理する施設ではすべて県が負担しておりますので、国の直轄負担金とは異なり、市町村負担金は徴収していないところであります。

○満行潤一議員 道路の維持管理について一つお願いします。道路瑕疵件数、これは、損害賠償額を定めた件数というのが毎議会ごとに提出されますが、毎年20件前後、議会に報告が上がっています。これは、しっかりした道路の維持管理が行われているのかという疑問がわくわけです。分権でよこせよこせとは言いながら、国から本当に引き継いで大丈夫なのかなというところもあります。担当部長、いかがでしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） 道路の管理につきましては、職員による計画的な道路パトロ

ールの実施や、民間委託による道路巡視を行うなど、常に道路の異状箇所の早期発見と事故防止措置の実施に努めておりまして、管理瑕疵事故の縮減に取り組んでいるところであります。国から道路の移管を受ける場合がありますけれども、道路交通の安全を確保するということが道路管理上最も重要なことでありまして、道路の適正な維持管理を徹底していく必要があると考えております。また、言うまでもなく、そういった道路管理を引き継ぐ際には、当然、財源措置等が十分講じられることが前提となるものと考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 次に、地域医療についてお伺いします。

今回、県立病院高度医療・周産期医療対策事業として補正予算6億円が計上されました。県医師会、都城市郡医師会とも意見交換を、私たち社民党県議団は行っているんですけども、その中で、都城市郡医師会病院の要望が幾つか上がっております。都城市郡医師会病院は、昭和60年7月に高次医療と救急医療の充実等を目的に、市郡医師会と広域行政の共同事業の中核医療施設として、都城救急医療センター、都城健康サービスセンターとともに開設をされています。ことし25年目を迎え、これまでの実績から、地域住民からも絶大な信頼を寄せられています。地方都市における医師不足が深刻さを増す中で、その期待はますます高まっていると思います。また、現在、都城市において進められているサブシティ構想においては、健康・医療ゾーンということで、近い将来、施設の新築移転構想も進められており、今後の発展が望まれております。厳しい経営の中、医師確保にも努力いただいております。一極集中する夜間の小児救急の対応でも大変な御苦勞をいただ

ているという話をお聞きしています。また、要望として、自治医科大の医師を県だけに配置するのではなくて、市郡医師会とかにも配置してほしい、そういう意見も出されておりました。

意見交換の中で出された県への強い要望の一つが、高額医療機器、大型放射線機器等の更新に伴う助成が欲しいということです。今年度アンギオ、23年度にはMRI、そしてCT、RIなど1億円を超える高額な検査機器の更新時期が毎年毎年やってくると。しかし、思うように更新できないという現状を強く訴えられております。このことは、私も過去に何度か質問をさせていただいていますが、今回、県立3病院の補正予算が計上されています。病院局は予算をしっかりと確保されました。福祉保健部は、地域医療を担っている都城市郡医師会病院とか小林市民病院の関係予算の確保について努力をされているのか、そここのところをお聞きしたいわけです。都城市郡医師会病院は移転計画が、また小林市民病院は改築が進行中です。福祉保健部長、地域の中核病院の整備充実の支援はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 2次救急医療や災害医療を担う地域の中核病院の機器整備事業に対する支援につきましては、例年、厚生労働省の補助事業を活用しております。今年度も県内の関係医療機関から要望をとりまして当初予算に計上しております。なお、平成21年度の国の補正予算には、医療対策に焦点を当てた交付金が措置されておりますので、その活用について今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 ちょっと、いまいちよくわからないんですけど、国の平成20年度2次補正、今回の経済危機対策臨時交付金で、県病院の補

正予算 6 億円とか、新型インフルエンザの防護服、タミフルの備蓄など行われているんですけども、今回の国の補正予算を、今ちょっとおっしゃいましたけど、地域の中核病院の設備の整備とか、そういうのには利用できないんでしょうか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） ただいま申し上げましたとおり、今年度につきましては、県内の関係機関から要望をとりまして当初予算に計上しておりましたので、地域活性化・経済危機臨時交付金の活用は予定しておりません。先ほども言いましたように、なお、平成21年度の国の補正予算には医療対策に焦点を当てた交付金が措置されておりますので、その活用について今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 県は県立病院 6 億円、あと、市町村立とか地域で一生懸命頑張っているところも、ぜひ県の支援というのを引き続きお願いしたいと思います。

次に、難病団体連絡協議会から県議会の各会派に要請においでになりました。多くの種類の難病を抱える皆さんから、意見交換をして、また要望もお聞きしました。多くの要望が寄せられております。幾つかあるんですけども、きょうここでは 1 つお願いをしたいんですけども、進行性骨化性線維異形成症、アレルギー性肉芽腫性血管炎、線維筋痛症、シェーグレン症候群、この 4 つの疾患について特定疾患の指定ができないのか、県の単独で指定をしてほしいと。また、国に対して特定疾患治療研究事業の追加指定に要望をいただけないかという内容なんですけれども、このことについて担当部長、お願いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） まず、線維

筋痛症につきましては、今のところ明確な診断基準や特効薬がないことから、国の責任において、早急に診断、治療の確立を行うことが必要かと考えております。残る 3 疾患につきましては、現在、国において治療法の研究が行われているところでありまして、県といたしましては、診療技術が一応確立したとして、国の特定疾患治療研究事業で認定された 45 の疾患につきまして医療費の給付を行っているところなんですけれども、これらの 4 疾患につきましても、国の追加認定の動向を見守ってまいりたいと考えております。また、国に対しましては、全国衛生部長会におきまして、特定疾患治療研究事業の対象疾患を拡大するように要望しているところでございます。以上でございます。

○満行潤一議員 本当に大変な御苦勞をされているわけですね。進行性骨化性線維異形成症というのは、県内では患者はお 1 人と。今おっしゃったように、鎮痛剤服用程度しか治療方法が今ないということですし、線維筋痛症は県内には専門医がいないと。鹿児島や福岡に通って診断を受けているとか、そういうお話でもありました。ほかの一部の都道府県では、一部の助成というのも行われておりますので、ぜひ県単独の支援というのを検討いただきたいなと考えております。

あと、国民皆保険制度についてお尋ねをしたいと思います。「いつでも、どこでも、だれでも」、これがスローガンとなっておりますが、国民皆保険制度、これは世界に誇るべき日本のすばらしい制度なんですけれども、この国民皆保険制度が崩れつつある。私は危機感を持っています。この前、毎日新聞の全国調査が載っていました。この全国調査で判明した国保保険料の地域格差は最大 3.6 倍に上ると。国費投入を削減

しながら自治体には財政健全化を迫ってきた。この国の政策の結果だと思いますが、高額な保険料が、「無保険の子」問題を初めとして、低所得者層を医療から遠ざけ、半世紀に及ぶ国民皆保険制度が機能不全を起こしているというふうに考えます。7割の国保組合が赤字という国保財政の逼迫の背景、これは国保加入者の構造変化が一番大きいだろうと思えます。職業別の加入世帯を見ると、20年前に比べて無職者が54%、これは20年前の倍になっています。反対に自営業者は14.5%、20年前の半分に落ち込む。そういう構図ですから、当然、国保会計は厳しいわけです。リストラによる失業者とか年金生活者、そういう生活的に弱い方々が増加をして、この国保がどうにか福祉の根幹を支えている。これが現状じゃないのかなと考えています。

国は、84年に国保への国庫補助削減を始めました。2000年には保険料に介護保険分を上乗せしています。しかし、保険料がどんどん上昇することによって滞納がふえる。そういう悪循環を招いています。2008年度には滞納世帯は何と20%を突破しているということでもあります。国保の運営改善を目的に、75歳以上を別枠に移す後期高齢者医療制度を創設するんですけども、財政難から45%の自治体が保険料の値上げに動く。これはこのままでいくと、とどまることを知らない保険料の増額です。一部の世帯では所得の4分の1に及ぶ高額な保険料となる。これは、昨今の経済状態で払いたくても払えない世帯が急増している、そういう状況にあります。

毎日新聞の調査では、保険料を高額設定せざるを得なかった自治体から、国に対する批判も多かったと伝えています。国費投入拡大など抜

本的対策を示さない限り、早晚、国保制度の破綻は避けられないと考えます。我が国の国民皆保険制度の評価と課題について、知事の認識をお聞きします。

○知事（東国原英夫君） 我が国は、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成しているところでもあります。しかしながら、急速な少子高齢化など大きな環境変化に直面しており、この国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするためには、国におきまして、医療制度改革に取り組み、さまざまな関係法令の改正が行われ、既に実施されているところであります。県といたしましては、今後とも国民皆保険制度を維持できるよう、国の動きを注意深く見守っていく必要があると考えております。

○満行潤一議員 国の動きを注意深く見守っても、これはもうなかなか大変なんです、現場は本当に。特に本県みたいな経済状況の著しく悪い地方では、本当に病院に行けない、そういう方が日に日にふえております。ぜひ国に対して強く、この国民皆保険、国保制度の維持というのを、もっともっと国税投入を訴えていただきたいと思っております。

情報技術・情報発信についてお尋ねをします。ちょっとマニアックな中身でわかりづらいかもしれませんが、おつき合いいただきたいと思えます。

オープンソースソフトウェアという概念で経費節減を行える、そういう提案であります。オープンソースというのは、ソフトウェアの著作者の権利を守りながらソースコードを公開することを可能にするライセンス、それを示す概念なんです、日本語では、ソースコードが無償

で公開されているということで、オープンソースという表現が使われています。要は、その著作権は保持するけれども、無償で提供しますと、無料で使えますよという話です。現在では、コンピューター業界ではなくてさまざまな分野で、非営利の組織とか営利企業、国、自治体、行政機関、かなり普及が進んでいます。世界の多くの国において、多種多様な分野で開発が行われ、また無償で提供をされ、普及が進んでいます。

オープンソースソフトウェアの一つに、オペレーティングシステム（OS）、リナックスというのがあります。ウィンドウズは有償ですが、このリナックスは無償なんです。パーソナルコンピューターに限らず、携帯電話のようなシステムにも使われていますし、スーパーコンピューターにもこのリナックスというのが使われて、本当に幅広く今応用されています。最近ではOpenOffice.org、これはマイクロソフトの有償ソフト、MS（マイクロソフトオフィス）というのがありますが、これは有償ですけれども、それに劣らないフリーソフトウェア、無料のソフトが出ています。ウィンドウズと比べても操作性も遜色ないリナックスディストリビューションの登場。これは私も使っていますけれども、全く問題なく使えています。もっと特徴は、最新版のウィンドウズの動作がしない、古い型のパソコンでも動作が軽いということで使える。こういうこともあって、官公庁とか自治体などで導入を検討する動きも広がっているんですけれども、海外では公的な機関が相次いでリナックスの導入推奨を決めています。

そういう意味では、世界的にこのリナックスというのがかなり普及するというのはもう確実化されていると感じているんですけれども、

翻って県庁を見てみますと、今1人1台のパソコンです。一太郎とかエクセルとかと県庁の方は使っているんですが、しかし、その使っている中身は、インターネットの閲覧、メール、さっき言った一太郎、エクセル、ワード、あとPDFの閲覧、大方このぐらいの範囲でしかお使いでないと思うんですよね。ということは、無償のリナックスでも十分使えるということなんです。リナックスというのは、使ったことがない人ばかりだと思うんですけれども、これはなれるしかないと思うんですよね。これはそういうソフトだと、今のウィンドウズになれた人にはちょっと抵抗があるかもしれませんが、要は使いなれるしかないと思うんですが、全国には幾つか自治体の例もあります。情報系のシステムの端末をすべてリナックスにして、マイクロソフトオフィスのかわりにオープンオフィスを導入したり、かなりの冒険をしている栃木県の二宮町の事例とか、会津若松市はオープンオフィスの導入に踏み切ったとかいう話を聞きますと、少しずつ自治体も変わってきたなという気がします。これの活用によって大幅な経費削減が可能ではないかと考えるんですが、検討の余地はないのか、担当部長、お伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） オープンソースソフトウェアの導入につきましては、御質問にありましたように、経費削減対策の有効な手段の一つとして認識しておりまして、既にサーバー用につきましては一部導入をしておるところであります。しかしながら、全庁的に使用しておりますパソコン用の文書ソフトとか表計算ソフトなどにつきましては、保守管理面での信頼性あるいはデータの互換性などに課題がございまして、現時点では導入していないところで

あります。また、国や他県の都道府県レベルにおきましても、標準ソフトとして導入している例はないというふうに聞いておりますが、そういった経費節減効果等もございますので、各県の動向等も踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

○満行潤一議員 新しいものをやろうとすると、いろいろと課題はあると思うんですけども、ただ、そんなに難しいことではないんですね。一番私が訴えるのは、今、5年でリースをされて、機械的にされているんですけども、データの互換性と部長はおっしゃるんですけども、新しいパソコンに今オフィス2007が入っているんですけど、互換性ないんですよ。配られた新しいパソコンにはオフィス2007——でつくと、今までのオフィス2000と互換性がなくてばたばたしていたり。オフィス2007はプロフェッショナルなので、使わないであろうアクセスとかパワーポイントとか入っているんです。無駄じゃないのかなと、こう思ったりもします。

話を戻しますが、5年でリースは今切れるんです。新しい分になるんですが、全職員を5年リースでする必要があるのかと。その理由がよくわからないんですね。リース契約を買い取りに変更する。皆さんも一緒でしょうけれども、パソコンを5年でかえる人はいないですね。普通はパソコンは壊れるまで使えるんですよ。何もオフィス2007とかいう最新のソフトウェアを使う必要もないと考えているんですけど、いかがでしょうか。

○県民政策部長（高山幹男君） パソコンの調達に当たりましては、モデルチェンジでありますとか、新たなソフトウェアの開発動向などを調査いたしまして、毎年度導入方式、例えば購

入するのがいいのか、リースするのがいいか、またはリースの延長がいいのか、その辺と、また、リースする場合においては、その期間等をどうするか等を総合的に判断して行っているところでございます。リース期間の延長につきまして、経費削減には有効でありますけれども、一方では故障が増加したりとか、故障した場合に部品調達等の問題等も懸念されますので、円滑な業務の推進とか効率性などを総合的に勘案しながら、引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○満行潤一議員 まさに機械的な5年リースというのを僕は考えてほしいと思うんですね。全員を古いパソコンでいいよと言っているんじゃないかと、今グループ制で各グループが仕事をされていますので、そのグループごとに、1つは最新のパソコン、あとは壊れるまで使う。それはできるんじゃないかなと思います。

あと、違法コピーの対策というのでお願いします。石川県庁が、写真加工とかプレゼンテーション用のパソコンソフト550本を不正コピーし、公務に使っていたことが発覚して、各企業、団体に対して約4,000万円で和解交渉を進めているということが新聞報道されています。著作権保護団体から指摘を受けて県が調査をしたところ、1,000台を超えるパソコンで不正利用されていた。これは組織的な犯罪と言えると思うんですけども、このニュースに対して、ネット上でいろいろ意見が出ているわけですね。賠償金は県民の血税から払うのか、公費で賄われることを問題視する意見が多数占めていて、民間なら会社存続の危機だという、認識の甘さに怒る声も寄せられていました。著作権の認識の甘さから生まれた事件だとは思いますが、本県はこの違法コピー対策というのは大丈夫な

のか、お尋ねします。

○**県民政策部長（高山幹男君）** 県庁で使用しておりますパソコン用のソフトにつきましては、すべての台数分のライセンスを購入することによりまして、違法コピーが発生しないようにいたしております。また、県の情報セキュリティポリシーにおきまして、違法コピーを禁止しておりますほか、情報セキュリティ監査を行っております。各職員のインストールソフトのチェックを行うなど、指導徹底に努めているところであります。

○**満行潤一議員** おっしゃるとおりなら安心をしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ユーチューブ利用によるPRについてお尋ねをしたいと思ひます。ユーチューブというのは、知っている人は知っていると思うんですけども、世界中で物すごくヒットしています。一月にユーチューブ、世界中で4億人、日本でも2,300万人が見ていると言われていひます。観光PRとか行政情報の動画を公開する自治体が最近ふえています。函館市をぜひ見てほしいんですけど、ユニークな動画があります。五稜郭などの観光地の映像を取り入れて、函館が宇宙人の攻撃を受けるという設定で、これは昨年11月から今日まで21万回以上視聴されると。世界各地から、「すばらしい、次の旅行先に決めた」という書き込みも寄せられているということです。大阪府は、ことし2月からユーチューブ上に、公式チャンネル「大阪府ムービーニュース」というのを開設をしていると。その担当者は、府の情報が届きにくい若者にも見てほしいと期待をしているということでありひます。このように、ユーチューブは、安価で情報発信できるツールだと思ひますが、知事の見解をお聞きしひます。

○**知事（東国原英夫君）** インターネットを活用した県政情報の発信につきましては、この6月から、無料のブログ情報サービスを活用させていただきまして、県民の皆様ひに県庁の業務をわかりやすく紹介する「宮崎県庁職員日記」を県ホームページ内に開設したところでありひます。御質問のユーチューブでございますが、無料の動画情報サービスにつきましては、私も以前から有力な広報手段であることを認識しております。今、担当部局に活用について指示をさせてさせていただいているところでござひひます。

○**満行潤一議員** ぜひいろいろな手段を使って県の情報発信、知事がいらっしやるわけですから、今一番いい機会だろうと思ひます。ぜひ御活用を検討いただきたいと思ひます。

以上、予定しました質問を終わりましたので、終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○**中村幸一議長** 次は、前屋敷恵美議員。

○**前屋敷恵美議員**〔登壇〕（拍手）おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従ひ、一般質問を行います。

まず最初に、新田原基地問題に関して知事の見解を伺いたいと思ひます。

在日米軍再編に伴う日米共同訓練は、沖縄の負担軽減を理由に訓練移転が始まり、新田原基地では既に2007年以降4回の訓練が行われてきました。この訓練は、米空軍嘉手納基地及び米空軍岩国基地所属の米軍機を新田原基地に移転して実施をされています。ところが、実際は、訓練を移転したはずの嘉手納や岩国の負担は軽減されておらず、逆に騒音回数はふえていることが政府自身の騒音調査で明らかになり、沖縄の負担軽減は全くの偽り、日米共同訓練のさらなる強化にほかならないことが明らかになりま

した。この実態に対する知事の認識をお伺いし、後は質問者席から続けさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

在日米軍再編は、我が国の平和と安全保障に関することであり、国において適切に対処されるものと認識しておりますが、嘉手納飛行場周辺の騒音が訓練移転後も軽減されていないとの一部報道があることは承知いたしております。これは、これまで実施された移転訓練のほとんどが比較的規模の小さな訓練で短期間であったことなども影響していると考えられますので、今後、全国的に移転訓練が実施されれば、嘉手納飛行場周辺の負担軽減につながるものと予想されます。以上です。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 この移転訓練で、地元新富町の騒音負担と事故への危険度はさらに増して、町民は耐えがたい生活を今強いられています。実際、沖縄の負担軽減などという理由は口実であったことが今明らかになりました。これは、国会の中でも政府答弁で明らかになったことです。実際、沖縄の仲井眞知事も、この訓練移転の期間中、さらに沖縄での騒音が激しくなったという事実をもって記者会見で厳しく批判をして、国にその是正を求めているという状況でもあります。私は、二重に国民を愚弄するもので、まさに許しがたいことだというふうに思っています。根拠も崩れたわけですから、この日米共同訓練は直ちに中止をすることが当然ではないかというふうに思います。

この問題とあわせて、新田原基地の施設整備問題について伺いたいと思います。新田原基地で行う米軍のタイプⅡと言われる大規模訓練に向けて、基地の整備が計画をされております。

この6月からその工事が始まるということも言われております。現滑走路のかさ上げ工事、駐機場の改修、米軍人200名規模の宿泊施設、さらには管制塔の新設などです。総額91億円もの巨額が投入をされるということになっています。

この莫大な費用もさることながら、この計画に伴い、滑走路の改修期間中、訓練を継続できるように仮滑走路を新設することになっています。幅45メートル、全長3,200メートルの滑走路で、事実上、滑走路が2本できるという状況になろうとしています。また、新田原基地は高台に位置しているために、地元住民からは、雨水の流出が増加することにより被害の拡大が懸念をされています。本来、環境影響評価法では、2,500メートル以上の滑走路の新設や設置については、環境影響評価実施の対象になっているところですが、知事の見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 仮滑走路の整備につきましては、いわゆるアセス法を所管する環境省に確認したところ、本滑走路の改修工事期間中に一時的に航空機が離着陸できる仮設の滑走路を、現在の着陸帯の中に整備するものでありまして、アセス法の対象にはならない、当たらないとのことでありました。このようなことから、私から特に見解を述べる立場にはないと考えておりますが、工事に当たりましては、地元住民に工事内容を十分に説明し、地元自治体の意見を取り入れながら、周辺地域の環境に十分配慮して実施するよう、国に機会あるごとに申し入れを行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 今、知事がおっしゃられたように、政府としては、環境アセスをやることの計画がないというふうに言っております。しかし、現状からして大変私はそぐわないことだ

というふうに思います。仮という名前がついても、2,700メートルの滑走路にオーバーランを含めて3,200メートルになります。本滑走路の改修が終了するまでは、この滑走路を使って訓練が実施されることになります。しかも、現段階では、この滑走路はこのまま残すというのが政府の方針でもあります。そうなれば、より環境に与える影響は大きくなって、政府の環境アセスを実施しない根拠は、私は成り立たないというふうに思うんです。環境アセスを必要とするのは地域住民の暮らしそのものですから、「仮」ということがただだけで環境アセスをやらなないということにはならないというふうに思います。住民の安全にも配慮しない政府のやり方は、私は無責任きわまりないものだというふうに思いますが、改めて環境アセスの必要性について知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 何度も申し上げますが、私から特に見解を述べる立場にはないと考えております。重複しますが、工事に当たりましては、地元住民に工事内容を説明し、地元自治体の意見を十分取り入れながら、周辺地域の環境に十分配慮して実施するよう、国に機会あるごとに申し入れを行っていきたくと考えております。

○前屋敷恵美議員 地元住民の意思を尊重したいということでありませけれども、地元住民の皆さん方は、この環境問題に大変懸念をされておられるわけです。ですから、私は、最低でもこの環境アセスをやることは必要であるというふうに思いますし、また、沖縄の負担軽減という根拠も崩れてしまったわけですから、演習そのものの中止、そうなれば、この基地の整備そのものも中止をするのが当然だというふうに思います。莫大な費用はすべて国民の税金から賄

われるわけです。今、経済・雇用危機の深刻な状況の中で窮地に立たされている国民の暮らし、福祉、医療、教育、こういったところにこそ県民の税金は使われてしかるべきだというふうに思います。ましてや、県民がこれほどないがしろにされていいはずはありません。訓練移転の中止、そして、新たな基地整備の中止に向けた知事の明確な答弁、御見解を改めていただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 基地の改修工事等々におきましては、住民の安全・安心、そして環境等に十分配慮していただくように、国にも申し入れていきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 本当に県民の立場に立つ県政、行政であるならば、国に対してもはっきり住民の立場で、安心・安全を担保するように進言するのが私は筋だというふうに思いますので、今後の知事の行動に期待をするものであります。よろしく願いいたします。

では、次に移ります。次は、経済・雇用危機の問題について伺いたいと思います。

景気悪化で有効求人倍率が0.4という状況の中で、県内の大手企業での大量の雇用調整や事実上の解雇が一段と今進んでいます。1つには佐土原町のパナソニック宮崎工場です。報道によると、ことし3月、10年以上勤務している正社員を対象に早期退職者を募り、約490名のうち200人以上が応じたと報じられています。また、条件付きの配置転換に応じられなければ退職の道を選ぶしかないといったことも聞かれます。また、延岡の旭化成は、グループ企業の旭化成せんいがことし9月でエステルとモノフィルの2つの工場を閉鎖することを決定し、従業員203名については配置転換などで対応していますが、どんな条件でどこに回されるかわ

からないと、不安が広がっているといえます。この203名の従業員のうち正規の従業員はわずか80名と聞きます。また、発注がなくなる下請や請負業者も数社ありますが、今後の仕事は自己責任でと、廃業の瀬戸際に追い込まれています。一番苦勞の多い劣悪な現場を請け負い、3交代までして働いて旭化成そのものを支えてきたこれまでの苦勞は全く報われないまま放り出されようとしております。従業員を抱えた下請業者は本当に哀れです。旭化成が全く責任を負わないとするのでは、とりわけ世界にも通じる大企業としての社会的責任を放棄することであり、到底許されるものではありません。県民の暮らしと地域経済を守る行政の立場から、県はこれら企業に対して、雇用を守り、企業としての社会的責任を果たすよう要請、申し入れることは当然であり、必要なことだと思います。商工労働部長の見解を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 昨年秋以降の世界的な金融危機等の本県企業への影響につきまして、県といたしましては、本年1月に県内の主要企業に対する調査を実施しますとともに、誘致企業に対するフォローアップの強化、あるいは雇用推進員による企業訪問を行うなど、企業の経営動向等につきまして随時情報収集を行っているところでございます。また、国の数次にわたる経済対策に呼応しまして、県内企業に対する経営相談や金融支援の充実を図りますとともに、宮崎労働局と連携しまして雇用調整助成金等の制度の周知に努めるなど、さまざまな対策を講じてきたところでございます。今後とも、地域経済の動向を注視しながら、県内企業の経営や雇用に関する情報収集、相談に適切に対応することによりまして、雇用の維持を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前屋敷恵美議員 今、深刻な経済状況の中で、さまざまな企業によるこういう解雇を含めた労働問題が起きています。私が今お話ししたのは、その中でも大量なそういう実例をもってお話をしたわけで、そういう事態があらわれたら、やはり即座に私は、県民の暮らし、地域経済を守る立場から対処することが必要だというふうに思います。仕事を失った後の暮らしや経営がどんなものであるか思いをはせることが、私は行政には必要ではないかというふうに思います。そういう課題が出たら、即座にやはり私は調査など行って対処をすることが必要かというふうに思います。

パナソニックに勤めるある労働者は、自分の町に大企業があること、そして、そこで働いていることに誇りを持ってたと語っておられたそうです。だれしもそんな思いで愛社精神をばぐくみながら勤め上げるものではないでしょうか。労働者は物ではありません。それぞれに家族を含めた生活を支え、将来の人生設計を持っています。労働者がいてこそその会社、企業ではないでしょうか。会社の経営方針だといって一方的に解雇や配置転換を求めたり、退職強要などは解雇権の濫用であって、私は許されるものではないというふうに思います。せめて人間らしく働くルールを確立するためにも、企業として雇用を守る道義的責任を果たさせることは、行政としても私は当然なことではないかというふうに思っています。改めて知事の行政としての見解を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御質問の内容がいま一つまとまらなかったんでございますが、大変申しわけないんですが、もう一回お願いできませんか。

○前屋敷恵美議員 時間もありませんけれども申し上げます。今この深刻な経済危機の中で、企業が、経営方針のもとに解雇をしたり配転をしたりという実例がこれまで起きてきました。そして、現時点で大きな課題として、私が紹介しました佐土原のパナソニックであるとか旭化成そのものが、大量な人員の削減を含めた課題を今抱えているという点で、具体的に表面化している点について、そこも含めて、県として県民の雇用や暮らしを守るという立場から、やはり行政としても、雇用を守れという企業へのアプローチ、要請、指導あたりをするべきじゃないかと。そういう役割を県に果たしてほしいということを申し上げているところです。

○知事（東国原英夫君） 済みませんでした。行政が公の立場として民間にどれだけの介入ができるかというのは、基準がはっきりしておらないので、そこに関しては明言はできないと思いますが、企業誘致等大手の企業あるいは宮崎県内の経済・景気に影響を及ぼすような大企業等々、中小企業も含めて、その雇用のあり方というものは、県民の雇用を確保するために守っていただかなければいけないと、私は個人的には考えております。ですので、今回の景気・経済対策、この不況時に、雇用どめとか派遣切りとかいったものが県内でも数多く見られますので、そういった雇用形態を改善していただくように、企業にはこれからお願い、働きかけをしていくべきではないかと思っております。また、国におかれましては、今回の追加の経済対策で、非正規雇用に対する職業訓練や、そしてまた、所得保障なども安心社会実現会議の中で提案されておりますので、そういったものがまた鋭意取り組まれていかれることを、これからも国に要望していきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 行政として限界があることは、私も理解をするところです。こういう状況ですから、県民の暮らしや中小業者の経営に行政として心をはせていただきたい、そういうふうに思うところですので、ぜひ県としてのそういう役割、しっかり果たしていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。次に、国民健康保険の問題について伺います。

法の改正により、ことし4月から、15歳（中学生）以下の子供たちへは無条件に短期保険証の発行が義務づけられ、すべての自治体で6カ月の短期保険証が交付されるようになりました。私は、前回の質問で、子供のいるすべての世帯に保険証を交付することを求めていただけない、子供たちの無保険状態が解消されたという点で評価をしたいというふうに思います。そこで、今後、保険証の更新が6カ月ごとに速やかに行われるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 有効期限が満了しましたときには、更新が行われることになっておりますけれども、県といたしましては、未交付状態が発生しないよう、市町村において適切に更新し、交付するよう助言指導を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしく願いいたします。

次ですが、児童福祉法でいう「子供」というのは18歳未満です。しかも、今、中学校卒業者のほとんどが進学という状態を考えれば、当然18歳までは無条件に保険証を発行して、必要ときに安心して医療が受けられるようにすることが必要と考えますが、県として市町村をそういう方向で指導すべきではないか、ぜひ行っ

ていただきたいというふうに思います。改めて御答弁ください。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 短期被保険者証の交付年齢が中学生以下となった理由といたしましては、これまで独自の救済策をとっていた市町村の状況とか、義務教育終了後は就労する可能性があることなどを踏まえまして、決定されたというふうに聞いております。県といたしましては、国における今後の議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、私、言いましたように、今ほとんどが高校進学をされておられる。100%ではありませんけれども、そういう状態ですので、ぜひ、やはり18歳までの子供たちの世帯には保険証を交付することが必要じゃないかというふうに思います。また、これは自治体の裁量で保険証の交付はできるという実例が、北海道の札幌市などでは、18歳未満の子供たちを対象に、昨年12月には、1年の資格証明書とは別に保険証が交付されているという事例もありますので、ぜひそういうことも参考にしながら、子供たちの健やかな成長のために努力をしていただきたいというふうに思います。

次ですが、適正な減免制度について伺いたいと思います。厳しい経済・雇用状況のもとで、国民健康保険税を払いたくても払えない。また、何とか払っても、病院の窓口負担、3割負担が払えない。安心して医療にかかれぬ。こうした事態も広がっております。こうした今、深刻な経済状態のときですから、法に基づく申請減免というのが緊急に私は求められていると考えます。失業などで収入がないときなど、ことしの収入予測ができるわけですから、この申請減免、ぜひ制度化できるように各自治体に指導していただきたいと思います。また、実際こ

の要綱をつくっておられるところもあろうかと思いますが、その実態とあわせて、今後すべての市町村への指導徹底をお願いしたいというふうにと思いますが、御答弁をお願いします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 国民保険税の減免制度につきましては、県内すべての市町村におきまして、条例により減免措置を設けております。事由がある場合には保険税の減免を行っております。平成19年度の実績で申し上げますと、県内全体で520世帯、2,870万7,000円を減免しております。今後とも、市町村窓口での相談を十分に行い、適切に対応するよう助言指導を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 これは一般的な減免とは違って、申請減免といって法的に、昨年の保険料が設定されたんだけど、ことしは収入予測がつかないと、減収が予想されるということをもって減免ができるという制度ですので、そういったものが、今この時期ですから必要だということですので、ぜひその辺も調査もしていただいて、御努力をいただきたいというふうに思います。

それともう一つですが、保険証未交付世帯、資格証明書も含めて、今やはり、かなり支払いが困難なという状況の中で、この未交付世帯もふえているというふうにと思いますが、県内の状況を伺いたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 平成20年11月30日現在で、未交付の合計は9,193世帯でございます。全世帯に占める割合は4.5%となっております。内訳としましては、短期被保険者証の未交付が8,327世帯、資格証明書の未交付が540世帯となっております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 本当に私は、国民皆保険の

国なのかと疑うほど深刻な事態が広がっているというふうに思います。今、御答弁をいただきましたけれども、こういう状況ですので、そういった中で、国会の質疑の中で明らかになりましたが、厚労省は、直ちに病院で診察を受けなければならない理由、急迫した理由があれば、保険証を無条件に発行しなければならないという対応を示しております。各市町村でこういう事態の対応はどうなっているのか、聞かせていただきたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） まず、未交付となる原因といたしましては、世帯主に窓口に来てもらえないケース、あるいは居どころが不明で証明書がお渡しできないためのものがございます。窓口に来ていただきますれば、いろいろとお話を伺って、交付できるものについては速やかに交付するようになっておるところでございます。

○前屋敷恵美議員 窓口に来ていただくということでしたが、窓口に行けば支払いを要請されることはわかっているんですね。ですから、やはりなかなか行きたくても行くことができないという実態があるわけで、そういうこともしっかり踏まえて、厚労省が、急迫した世帯にはちゃんと命を守るという上からも保険証を交付することを言っているわけですから、ぜひそういう立場で速やかな対応が徹底されるように、県の指導を求めたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では、続いて、介護保険問題に移らせていただきます。

介護保険制度が導入されて10年目を迎えました。この間、社会保障費が毎年2,200億円削減されるという福祉切り捨てが行われるもとの、介護保険制度は、保険あって介護なしと言われる

ように、今、家族の介護の負担も非常に重くなっている状況があります。介護難民という言葉まで生まれるほど深刻な事態を生み出しているというふうに思います。そこで、介護保険の現状と対策についてお聞きしたいと思います。まず、現状から、認定の状況、県内市町村の保険料、各サービスの利用率、特別養護老人ホームへの待機者数についてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） まず、介護保険料ですけれども、県内平均で4,150円となっております。国の介護保険財政への支援の効果もございまして、昨年度比0.3%の増にとどまっております。次に、介護サービスを利用している方は約3万8,000人で、要支援・要介護認定総数の約8割の利用状況となっております。次に、特別養護老人ホームの待機者数は、昨年4月時点で約3,200人ですが、このうち約3分の1は比較的軽度な要介護度2以下の方となっております。また、待機者対策につきましては、ショートステイの活用や在宅サービスの利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 今、状況を示していただきましたが、まだ質問の中身に十分お答えになっておられないところもありますが、このサービスの利用率とか認定の状況などは、後ほどまた数字で示していただきたいと思いますが、今さまざまに問題を抱えている介護保険制度だというふうに思います。療養型病床の廃止が今から出てくるということもありまして、なかなか厳しい状況に置かれております。本来の介護保険が十分に行き届かないという事態を生もうとしておりますので、そうならないための施策を、県としてしっかり対策を立てていただきたいと

いうふうに思います。また、この4月から、要介護認定内容の見直しが行われました。調査項目が14項目も削減をされて調査の判断基準が変えられ、これまで認定審査会に提出されていた統計資料を削除するということになっております。特に、調査項目の削減と調査の判断基準の改悪によって、コンピューターによる1次判定で軽度に判定される人がふえることが予想されています。新認定制度のもとで、県内自治体でこうした事例は起きていないのか。4月に始まったばかりですので、なかなか実態をつかむのも難しいかと思いますが、今あらわれているところで結構ですので、実態について伺いたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） まず、今回の見直しは、調査項目を再編しまして、介護の手間をより正確に反映させることを目的としたものであると聞いております。県といたしましては、今後とも、公平公正な認定事務が継続されるよう、認定事務に当たる市町村と連携を図っていくほか、現在国で行われている見直し後の検証データを用いた検討の動向等を注意深く見守ってまいりたいと考えております。今のところ、各市町村から、制度変更の後、時間が余りたっておりませんので、具体的状況の報告はまだ聞いておりません。

○前屋敷恵美議員 予測される、懸念される事項が出てきた場合は、ぜひその解消に努めていただきたいと思いますが、また改めて伺いたいというふうに思います。

認定調査に当たって、今多くの自治体で、利用者の実態をよく知る介護施設の職員やケアマネジャーの同席を認めていないという状況があるようなんですけれども、宮崎ではどうなんでしょうか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 認定調査につきましては、公平性の確保というのが前提となりますので、市町村に所属する調査員が調査に当たるということが原則でございます。ただし、更新変更に限りまして、居宅支援事業者等のマネジャーへの委託も可能とされております。また、ケアマネジャー等の意見等につきましては、また市町村が認定調査後にいろんな意見を伺うことは可能だというふうに思っています。

○前屋敷恵美議員 後で意見聴取があるというふうでありますけれども、私は、この調査会の中で、やはり日ごろから生活実態をきちんと反映することができるこういうケアマネジャーさんたちがあわせもって認定に当たると、調査に当たるといえることが必要であるというふうに思いますので、ぜひそういった点での改善が図られるように努力をしていただきたいというふうに思います。

時間もあれですけれども、一つ、宮日新聞の投書に載っていたものを、ごらんになったかもわかりませんが、お話しさせていただきたいと思いますが、「介護保険制度の一部が4月から変わりました。母が入院中、日曜以外は2時間から3時間受けていたリハビリが、今は訪問で週2回、40分ずつしか受けられません。自宅で訪問リハビリを受けられる人は恵まれているというシステムだそうです。母の左足は入院中のほうがよく動いていたような気がします。脳の病気で倒れた多くの方が、今の制度では、治り切らなくても家に帰され、リハビリをもっと受けたくても介護保険の枠があり、受けられません。介護保険制度を小手先で修正するよりも、倒れた人たちが病と闘い、元気になっていくのを後押しするような制度に抜本的に切

りかえてほしいと切に思います」という、お母さんを在宅で今介護されておられる方の投書なんですけれども、今、こういう実態が多く広がってきているというふうに思います。本当に公的な介護保険制度が、必要な方に必要な介護が受けられるような制度になるように、ぜひ制度の改善も含めて、国のほうにも、県からもそういう実態も踏まえて、物を言うべきところは言っただけで制度の改善に努めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

最後になりますが、生活困窮者への行政の対応についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省は、3月18日付の通達で、雇用失業状況が厳しい中、全国的に生活保護受給者の増加傾向が続いていることを踏まえ、生活に困窮する方々を早期に発見し、状況に応じた支援を迅速に実施する必要があるとして、福祉事務所の体制整備を初め、保護の申請から保護の適用までの適切な対応、保護の適用後の就労支援の実施など、かなりきめ細かに各自治体での施策の充実・徹底を図ることを指示いたしました。この通達は、宮崎市を除き、県を通じて各自治体へおろされていますが、この通達に基づく趣旨の徹底、具体化の徹底はどう図られているのか、その状況を伺いたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 今ございました厚生労働省からの通知につきましては、宮崎市を除く8市及び郡部の福祉事務所に文書を送付するとともに、3月に福祉事務所との連絡会議を開催するなどいたしまして、通知の趣旨徹底に努めたところでございます。今後とも、生活保護の適正な実施が図られるよう、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 では、もう少し具体的に伺

たいと思いますが、生活保護の申請についてですけれども、申請権の侵害などが起きていないかという問題が一つです。町村で福祉事務所に申請をする前に本人の事情聴取が行われるという、いわゆる水際作戦と言われるたぐいのものですけれども、こういうものが行われて、速やかに申請がなされていない事例を聞くんですけれども、どういう状況になっているのか、また、そうであれば、やはり指導し、速やかな申請ができるような体制を整えることが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 県としましては、生活保護申請権の侵害など生活保護の不適正なケースが生じないように、市福祉事務所、郡部福祉事務所に対する指導に努めているところでございます。また、生活保護の決定期間ですけれども、これにつきましては、2週間以内に決定するよう努めているところではございますけれども、資産状況調査等に日時を要することもありまして、2週間を経過する場合もございます。このような場合には、決定期間を法律によって30日まで延ばすことができることになっております。生活保護の適正な実施につきましては、これまでも毎年、法施行事務監査を実施しているところでございますけれども、今後とも一層、指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 審査決定が2週間と決められていますけれども、大幅におくれるというケースが多いんですね。やはりそのおくれの原因というのは、今の状況では調査対象の方が非常に多いということもあって、ケースワーカーの方が対応し切れないという事態もあろうかというふうに思います。ですから、厚労省通達でもケースワーカーの増員のことも言っているわけ

で、この体制についてはどういう状況か伺いたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 人員の配置につきましては、生活保護の状況、今後の中長期的な展望に立った上で慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○前屋敷恵美議員 生活保護を申請される方は、日々の暮らしそのものが大変な状況に至っているわけですから、やはりそこに思いをはせて、法定期間内に処理ができるという方向を目指していただきたいし、それに向けてその体制を整えていくことが必要だというふうに思いますので、ぜひその点、充実させていただきたいというふうに思います。

それから、生活保護開始までのつなぎ資金といますか、極めて少額で、これはどの地域でもそうなのか、ちょっと私もつかんでいないんですけれども、宮崎市でいいますと、生活保護開始まで5,000円が渡されるんですね。ですから、宮崎市は、今、2週間で決定がおりるのが非常に困難という状況がありまして、2週間は大幅に超える。それでもやはり5,000円でやりくりをせいというようなことになっているようなんですけれども、ほかのところの状態はどうか。もし金額が低ければ、やはり生活実態に見合った金額に引き上げていくという努力をしなければならぬと思いますが、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 宮崎市の5,000円につきましては、ちょっと詳細把握しておりませんが、生活保護開始までのつなぎ資金として利用できる制度としましては、県の社会福祉協議会が実施しております「緊急小口資金」、あるいは市町村の社会福祉協議会が実施しております「たすけあい資金」といっ

た貸付制度がございます。貸付額はそれぞれの社会福祉協議会で異なりますけれども、県の社会福祉協議会は10万円以内、市町村社会福祉協議会の場合は2万円以内から10万円以内となっております。県といたしましては、引き続き、これらの貸付制度が活用されるよう、制度の周知及び助言指導を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、2万円から10万円という貸し付けがあるということでしたけれども、実際その金額がちゃんと貸し付けとして支給されているのかという実態をぜひつかんでいただきたいと思うんです。そして、このつなぎ資金は、保護決定がされた場合には保護費から差し引かれるということになっているわけですので、後でちゃんと戻ってくるわけですから、前もって先渡しすることは十分できるわけですね。やはりそういう生活実態に見合った形で対応ができるように、県からも調査と、そしてあわせて指導と、徹底していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次は、子供の貧困の問題で教育長にお願いをしたいんですけど、現在のこの経済・雇用危機のもとで、家庭の経済状況が子育てや教育に与える影響は大きいと考えられます。子供たちがどのような環境にあっても、安心して学校に通える基盤をつくることが求められているというふうに思います。そのためにも、就学援助基準の引き上げや、学校教育にかかわる保護者の個人負担（私費負担）の軽減や廃止などは重要な課題だというふうに思いますが、就学援助の基準が今どうなっているのか。また、その受給状況、推移をお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 児童生徒に対する就学援助といたしましては、生活保護世帯等の要

保護児童生徒と市町村民税非課税等の準要保護児童生徒の保護者を対象として、学用品費や通学費、修学旅行費など、就学に係る経費を給付する制度が設けられております。これらの制度の実施主体は各市町村であります。県におきましても、県立学校の義務教育段階にある対象児童生徒の保護者に対して、一定の疾病に係る医療費及び給食費を給付しているところであります。

それから、就学援助制度の実施状況として申し上げますと、制度の対象者数が確定いたしております平成19年度で申し上げますと、生徒の数でありますけれども、要保護の児童生徒は852名、それから準要保護児童生徒は1万6名、合わせまして1万858名であります。これは同年度における児童生徒数全体の10.5%となります。

それから、ちなみに最近のこの児童生徒数の割合について、最近3カ年程度で見ますと、平成16年度が全体の9.4%、それから17年度が9.8%、18年度が10.3%、それから先ほど申しましたように19年度が10.5%、こういう状況で推移しているところであります。

それから、具体的な就学援助費の実態につきましては、この制度の実施主体が市町村でありますので、市町村において適切に御判断いただいて措置をされるべきものと考えております。以上です。

○前屋敷恵美議員 今、推移もお聞きしたんですけれども、やはり20年度はもう少し上がっているかなというふうにも思うところです。この厳しい経済情勢下で生活が苦しくなった家庭の子供たちの就学援助は、やはり十分に対応していくということが今必要だというふうに思っているところです。ぜひ、市町村から上がってくるということで、県が直接携われないという部

分もあろうかと思えますけれども、やはり将来の子供たちを健やかに育てていくと、どういう状況のもとでも育てていくという立場から、この制度事業としての役割が果たせるように充実をさせていただき、積極的な取り組みを進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、就職支援についてお伺いをいたします。失業した人が、職業訓練を受けたり資格の取得をするために、訓練や講習を受けるための資金の助成や貸付制度の確立を図っていただきたいという提案でございます。派遣切りに遭ってハローワークに通って仕事を探しておられる方から、「なかなか仕事が見つからず、資格を取って条件のいい仕事について生活を安定させたいと思っているが、受講する資金の工面ができない。何とかできないか」という相談が寄せられているのですけれども、制度としていろいろ探してみましたけれども、適切に対処できるものがないんですね。そうであれば、やはり就職支援、大いにこの厚労省通達でも就職支援をせいというようなことも言われておりますので、そういった点で、新たな制度としてこういうものできないのかどうかお伺いをしたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 離職者に限定された制度ではございませんけれども、低所得者等の資格取得のための支援制度としましては、県の社会福祉協議会におきまして実施しております生活福祉資金の中に、技能を習得するために必要な経費を貸し付ける更生資金というのがございます。制度の内容としましては、貸付額が110万円以内で償還期間は8年以内、貸付利率が年3%となっております。これまでに、理容師の資格取得とか大型自動車の運転免許取

得などに活用されております。

○前屋敷恵美議員 そういう制度を探したんですけど、わからないんですよ。ですから、やはりせっかくそういう制度があるのであれば、その周知徹底を図っていくということが、特に今こういう状況の中では重要じゃないかなというふうに思いますので、積極的にそういう制度を県民の皆さんにもわかるような形で示していくことが必要かというふうに思いますので、ぜひその辺の充実をよろしく願いいたします。

ちなみに東京では、失業した人が職業訓練を受ける間、15万円の受講奨励金というのが支給をされる「就職チャレンジ事業」というようなものができておまして、これは支援をするという状況になっているんですね。こういう制度もありますので、できれば貸し付けではなくて、そういう奨励金制度ができれば、よりいいというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

時間もなくなりましたけれども、今、本当に生活が困難な方々がふえている。特に、仕事がない、また、医療費もなく病気の身を案じながら生活しなければならないという方々に、本当にやはり行政として手が差し伸べられるような、そういう生活困難な方々をしっかりと把握できるようなシステムが、私は各行政で必要かというふうに思います。縦割りではなくて横のつながりの中で、そういう方々をちゃんと把握をして、保護したり、暮らしや就職相談に乗ったりという、県民の暮らしに心を寄せる、そういう県政をぜひ目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、以上で質問を終わります。（拍手）

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 済みませ

ん、先ほど要介護認定者の利用率は幾らかということでした。要介護認定者数が、これは平成19年度ですけれども、4万5,596人、利用者が約3万8,000人です。以上でございます。

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、お疲れさまでございます。議員になって10年目になりました。初日の質問というのは久しぶりでございます。きょうは3番バッターであります。自民党では私がトップバッターでありますので、張り切って質問していきたいと思っております。

早速でございますが、衆議院議員の任期、9月10日までであります。本日を入れて、あと86日、いよいよ衆議院選挙も始まるわけですが、今のところ8月が濃厚である、このように私は思っております。そういう中で知事は、知事の退職金を50%カットする条例を今回提出されておられます。私自身は、東国原知事だけを対象とする汎用性のないこのような条例は、抵抗感を覚えるわけでありまして、それはさておきまして、知事の任期はまだ1年7カ月以上あるわけです。なぜこの時期に退職金削減の条例かと言いたいわけですが、それは、いつでも知事をやめる準備をされた。言うならば、メディア等では、意識していないという否

定はされておりますけれども、今度ある衆議院選挙、これへの出馬の準備ではなからうか、このように私は思います。ずばり、今回の衆議院選挙に出馬されるか否かを明言していただきたい、このことを知事にまず質問させていただきます。

後は自分の席から質問いたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

このたびの退職手当に関する条例につきましては、私のマニフェストで退職手当の見直しを県民の皆様とお約束していることや、大変厳しい社会経済情勢下におきまして、県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等から総合的に判断して、減額すべきであると判断したものであります。一部に、条例の提案と次期総選挙を関連づける見方があるようでございますが、今回の提案は国政への転出を意識したものではありません。私の考えをできるだけ早く県民の皆様にも形としてあらわしたいという思いから、今議会へ提案となったものであります。私は今後とも、宮崎の発展と県民の皆様のため、県民の皆様と、マニフェスト実現に向けて、与えられた任期の一日一日を全身全霊、傾注する覚悟であります。また、出馬するか否かにつきましては、昨年9月以降ずっと同じ主張をさせていただいておりますが、今のところ考えておりません。〔降壇〕

○中野一則議員 今の話を聞きますと、次の衆議院選挙には出馬は恐らくされないだろうというような感触を受けました。従来から、含みを残した「地方から、宮崎から日本を変える」という主張は変わっていらっやしませんね。そ

う見ると、やはりいずれ国政には参加されるだろう、こういうふうな見方を私はいたしております。であれば、衆議院だけが国会議員ではありません、国政でありませんが、参議院選挙、来年の6月、7月に実施される。1年後に実施されますが、それへの出馬というのは念頭にあるわけでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 私は再三再四申し上げさせていただいておりますが、今は県勢発展に一日一日を全身全霊かけて邁進させていただく覚悟でございます。大変重複して申しわけありませんが、今のところ、その予定はありません。

○中野一則議員 では、今まで知事がいろいろなところで発言されたり、とらわれている行動があるわけですが、政治団体「そのまんま会」、あれは3月17日付で収支報告書の提出先を県の選管から総務省に変更された。いわゆる活動区域を県内から全国区に広げられたということであります。早速、3月27日には東京でパーティーを開かれました。それから、来月、7月24日には福岡で開催されますね。また、新聞情報等では、大阪、名古屋でも計画をされている、そのような報道もありました。これは、国政選挙の全国区を意識された活動というか、準備ではなからうかというふうに思っておりますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 3団体ある政治資金団体の1団体を総務省に届け出し直したということは事実でございます。これは、県外での政治活動、そういったものに適用するための対応でございます。東京及び今度福岡で政経懇話会をやりますが、あくまでも宮崎県、本県出身の方、あるいは本県に非常に縁深い方、本県に関係のある方たちの会でございます。宮崎県

を応援していただいておりますという、その感謝の意味を込めた会でございます。国政選挙を意識した政治資金パーティーではありません。そのことだけは理解していただければと思います。

○中野一則議員 今回、退職条例、半額条例を出されたわけですけれども、知事は、1期でやめられる、そして2期目以降というか、1期の後半から国政に転身をされる、そのように私としては思っているわけですけれども、その証拠として、6月12日の新聞に、6月9日の定例会見、あのときに記者からブログで発言することについて問われて、知事は、「私はブログ知事と呼ばれている。ブログで発表するという手法をとったのは私です」と答えられて、ブログで本当のことを、本音を発表される、書いておられる、このように読めたわけですけれども、3月19日、ちょうど2月定例議会が終わった翌日の知事のブログに、こんなのがありました。

「自治体の首長を2期～3期（8年～12年）もやって、「まだ遣り残したことがある」とか「まだ道半ば」とか言われるケースがあるが、その人物に相当才能が無いか相当手を抜いているか死期が近いのか、或いはその「楽」を手に入れたかであろう」、こういうブログの内容がありました。この内容からすれば、知事が多選を批判されている。そして、自分自身がもちろん知事という首長であるわけですから、2期以上を批判されているわけですから、2期以上しないということを、本音をブログで発表された。つまり、当初言いましたが、1期で知事をやめて国政へ転身されるのではなかろうかと、これを読んで思ったんですが、そういうふうに思ってもよろしいものでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 多選に関しまして

は、私のマニフェストの中で多選の自粛ということをお約束しております。多選が何期以上かという規定になりますと、また議論の余地があると思うんですが、確かにブログ上では、複数期やられる首長の姿勢というのはいかかなものかというのは、自戒を込めて書いたつもりであります。2期以上はやらないかという御質問に対しては、重複しますけれども、今のところ私は、一日一日を県政推進・発展に全身全霊を傾けていきたいと思っております。先のことは言及できません。今のところ、その予定はございません。

○中野一則議員 国政への転身、衆議院と参議院、1年以内に2つの選挙が、大きな選挙があるわけですから、実際とられる行動で結果はわかると思っておりますが、この辺でこれはやめておきたいと思っております。

次に、農業政策について質問したいと思います。

和牛も、生産牛と肥育牛がありますが、この対策であります。子牛の競り価格、大分安くなってきました。18年度の平均が52万1,000円、昨年20年度が39万4,000円。今、都城で競りが実施されておりますが、大体34万円から35万円の平均、雌に至っては30万円以下という日が2日間ぐらいあったようであります。また今、枝肉もA2が1,282円しております。これは18年に対して77%の価格であります。A3が80%、A4が86%、A5が90%ということで、すべてうんと安くなってきております。そういうことで、価格の低迷がずっと続いておるわけですが、この原因。そして、これからどんな見通しになるのか。県は県として何ができるのか。どういう対策をとれるのか、打つのか、打ったのか。そのあたりを農政水産部長にお答え願いたいと思

います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 和牛の子牛及び枝肉の価格低下につきましては、配合飼料価格の高騰によります肥育農家の購買意欲の減退や、近年の景気低迷に伴います牛肉消費量の減少などが主な要因と考えております。また、今後の見通しといたしましては、厳しい肥育農家の経営状況や景気の先行きが不透明なことから、当分の間はこの状況が続くものと推測いたしております。県といたしましては、引き続きまして、肉用子牛生産者補給金制度や、肉用牛肥育経営安定対策事業等の経営支援対策に取り組みますとともに、本年度から、安い子牛を生産した繁殖雌牛を優秀な繁殖雌牛へ更新する際に支援を行うなど、肉用牛振興対策に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 売り価格が安くなれば努力して原価を抑えないかん、いろいろなものを抑える努力をせないかんわけです。この前、我々は同士と北海道へ受精卵移植の状況調査に行きました。先ほど、安い子牛を繁殖牛へ向ける云々と言われましたが、まさにそのとおりでありまして、北海道では、もうF1を母牛にしてコストの大幅な削減を図っている、そういう取り組みをされております。F1、300キロを7万5,000円から15万円で購入して、それに種つけをしていく。受精卵移植ですが、だから母牛にかかるコストが4分の1、下手すれば、7万5,000円だったら5分の1になるわけです。そういうことに取り組んでおられます。私も、母牛等の大幅なコスト削減や、今はDNA鑑定の時代でいろいろされているようでありますが、人工授精等に関しても、時代を先取りした技術や諸課題に取り組むべきだと、目からうろこがというような感じで、抜本的な改革が必要であろう、こ

う思います。そのあたりの御見解を担当部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 子牛価格が、ただいま申し上げましたように低下が続く中で、子牛の生産コスト低減につきましては、大変重要な課題であると認識をいたしております。特に、御指摘のございました人工授精成績の向上につきましては、まずは生産農家におきまして、日常の母牛観察を徹底し、人工授精師との連携を十分に図っていただくことが重要でございますので、県におきましても、多頭農家におきます発情発見器等の導入について補助を行っているところでございます。また、繁殖経営の大きな投資であります母牛の導入経費につきましても、国及び県において補助等を行っているところでございまして、引き続きまして、子牛生産コストの低減に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎県の黒毛和種は非常に評価が高くて、一昨年でしたか、昨年でしたか、日本一になったわけですけれども、高級肉をつくって売る、価格の高いものを売るという、その視点は一面では間違っていないと思うんですが、余りにサシ重視の和牛改良ばかりでいいのかなという気が今いたしております。食の安全・安心あるいは健康食というのがブームになっているわけですから、牛肉に対する嗜好、これも消費者は変更してくるといふふうに思います。そういうことで、黒毛和種の改良もサシ重視をある程度は転換すべきではなかろうかというふうに思います。担当部長の御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 黒毛和牛の改良につきましては、特に牛肉の輸入自由化を契機にしまして、外国種との差別化を図るため

に、脂肪交雑、いわゆるサシを重視した改良に取り組んできたところであります。しかしながら、消費者ニーズは時代とともに変化をしており、他県におきましては、例えばうまみの成分でございますオレイン酸含量を考慮した飼養管理や改良を行っている事例も見受けられるところでございます。

御指摘の消費者の嗜好を踏まえた肉用牛の改良につきましては、農家の理解や協力が不可欠であり、農家経営に及ぼす影響、改良コストや体制など検討すべき課題も多くございますので、今後、関係機関・団体等とも十分に連携を図りながら、議論を深めてまいりたいと考えております。以上であります。

○中野一則議員 このことは、消費者の嗜好の問題もありますし、コストをいかに下げるかという面からも、ぜひ研究・検討して前向きに取り組んでいただきたい。御要望を申し上げておきたいと思っております。

それから、西諸県畑かん事業についてお尋ねします。受益面積が4,150ヘクタールあるわけですが、国営事業1期工事、これはダムの工事なんですけれども、321億円で平成25年度に完成の予定、ことしの10月にはコンクリート打設が開始される、現場からそういう話を聞きました。また、2期工事、これは水路の工事なんです、239億円、これを平成26年度に完成の予定で取り組まれております。この国営事業の現在の進捗状況、それと計画どおり完成するののかということ、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 国営事業につきましては、これまでの幹線水路等の整備とあわせて、お話にありました、本年10月にはダム本体のコンクリート打設工事に着手する予

定であると同っておりまして、20年度末までの進捗状況は、事業費ベースで48%の進捗率となっております。予定どおり進行するかどうかについては、国営のほうの関連でございますので、現段階では、私のほうからはちょっとお答えができない状況でございます。申しわけございません。

○中野一則議員 それは1期だけの話ですか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ただいま申し上げたのは、1期、2期を含めての進捗率48.3%ということでございます。

○中野一則議員 では、県営事業等を含めた関連事業についてであります、これは平成31年度に完成の予定とありますが、この進捗状況と計画どおりの完成をされるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 関連事業につきましては、計画面積4,150ヘクタールのうち、平成21年4月時点でございますけれども、12地区で674ヘクタール、率にして16.2%が採択されておりまして、うち348ヘクタールで整備が完了しております。全体としては若干おこなっているという認識を持っておりますが、今後とも、円滑な推進、事業効果の発現に努めてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 受益面積4,150ヘクタールのうち、2,600ヘクタールを圃場整備するようになっております。この進捗状況を、できたら市町村ごとにお答え願いたいと思っております。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 畑地かんがいの整備などとあわせて行います圃場整備につきましては、計画面積2,600ヘクタールのうち、現時点において4地区53ヘクタールが採択されておりまして、市町村別の採択状況は、えびの市と野尻町はまだ未採択でございます。高原町の

採択率は2.4%、それから小林市が4.4%となっております。

○中野一則議員 えびのがゼロということで、大変心配というか、いろんな懸念をしているわけですが、何とかえびのも畑かん事業を成功させないかんという思いでいっぱいあります。この畑かんを成功させるために、県は県営畑かん推進モデル圃場設置事業に取り組み、ずっとやっておられます。小林は平成8年に、高原は平成12年、野尻は平成17年に事業をスタートさせておる。今、一生懸命その活動をされているわけですが、えびのがまだであります。

私は、部長がかわるたびにこのことを質問してきました。もちろん、一般質問だけではありません。委員会その他で、何とかえびのをしてくれと。なぜかという、えびのは米に頼る地帯なんです。ヒノヒカリがおいしいおいしいということで、本当においしいんです。おいしいがゆえに、なかなか畑作が進まない。野菜作が始まらない。高速道路も開通しました。福岡市まで2時間半でど真ん中に行くんです、高速道路、都市高を使えば。同じように、それを利用すれば北九州まで3時間で行くんです。そこに、えびのの朝どれの野菜を毎日供給する。言うなれば、逆に考えたら、北部九州の近郊農業としての位置づけ、そういうことをしていかなければならぬと思うんです。そのために、高速道路も開通したんだと。そういうことでそういう農業形態も変えていかないと、農家所得が上がってこない。新しい型のえびのの農業ができ得ない、こうなっているんです。それもこれも、水田を急に畑作にといっても無理なんですね。畑作で収益を上げる、そのためには畑かん事業を成功させないかん。畑かん事業を成功さ

せるためには、モデル圃場で、これはいいよということを見せないかん。そのことで事業を進められる、私はそういう思いがしているんです。えびのは米がおいしいと言いましたが、米がおいしいということは、野菜もおいしいんです。自信を持っておりますので、これが成功するように、ぜひモデル圃場の設置をお願いしたいと思います。担当部長、やる気のある答弁をお願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話ございましたように、畑地かんがい営農の普及を図りますためには、モデル圃場を活用した新品目等の実証・展示あたりが効果的な手段であると認識しております。このため、西諸県地区におきましては、国の補助事業を活用しました畑地かんがい推進モデル圃場を3カ所設置いたしまして、作物の収量増加や品質の向上など、水利用の効果の検証や展示を行っているところでございます。今後、えびの市につきましても、モデル圃場の設置に向けまして、国やえびの市に積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。以上であります。

○中野一則議員 積極的な取り組みの発言をいただきました。私も協力いたしますので、ぜひよろしくお願いしておきたいと思っております。

次に、教育行政についてお尋ねをいたします。

まず、一貫教育についてであります。私は今、文教警察企業常任委員のメンバーでありまして、常任委員会で県北・県南の調査をいたしました。主な調査先は、一貫教育はどうなっているかということで、こっちはほうは3カ所ほど行きましたが、美郷町では南郷中に行きまして、小・中・高一貫の教育状況を見ました。小学校を統合して施設一体型の一貫教育に取り組

もうということでありました。また、えびの市では、飯野高校に行きました。飯野高校は、小・中・高一貫ということで、連携型で小・中・高一貫の取り組みをしております。日南は、学びの杜北郷学園に行きました。ここは幼・小・中一貫ということであります。幼稚園から中学校まで、同じ校内というか、施設で勉強されております。中学校1、2年というのはいないんです。中学校の部分は7年生、8年生、9年生というクラスなんです。そういうことで、県の指導が行き届いているというか、みんな真剣に取り組んで、地域の特性を生かした多様な一貫教育ということに取り組まれております。聞くと、よく聞くと、よく取り組んでいるな、頑張っているな、すばらしいなというのが実感でありました。

また、一貫教育については、今言ったこのほかに、幼・保・小一貫教育、中・高一貫教育併設型、五ヶ瀬中等教育学校とか、一貫教育の型がたくさんあるわけです。考えようでは、市町村ばらばらというようにも見えないわけでもないわけです。いずれは、将来的には、これが収められた形で新しい型の小・中・高か、小・中かわかりませんが、教育の体制ができるんだろう、こう思っております。特に中学校は、小学校との連携、高校との連携、それが単なる連携、あるいは施設併設型とか、県の教育委員会の直営というか、直接の教育とか、ばらばらなんです。中学校の位置づけがどこかぴしゃつとせないかん日があるだろう、こう思っております。県として確固たる方針をいずれ示すべきだ、こう思っておりますので、教育長の御見解を賜りたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県では現在、14の市町におきまして、小・中あるいは小・中・

高、それから今御案内のありました日南市の北郷では幼・保・小・中、こういったさまざまな形で一貫教育が推進をされているところであります。それから、これも御案内のありました議員の地元のえびの市では、ふるさとの産業や自然等を学ぶ中で今後の自分のあり方を考える「えびの学」に、小・中・高12年間を通して取り組んでいるところであります。また、日向市では、英会話科を設け、小中学校9年間を通して国際社会に適応できる児童生徒の育成を目指しております。

このように一貫教育は、小・中・高等学校がそれぞれの課題や目標を共有し、系統性と一貫性のある指導を通して、学力向上や地域に貢献する人材の育成を図ることを主眼とするものでありまして、「地域の子供は地域で育てる」という考え方のもとに、市町村が主体的に推進することに意義があるというふうに考えております。県教育委員会といたしましては、市町村の取り組みを尊重しながら、地域の実態に応じた一貫教育が推進されるように、積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○中野一則議員 次は、県立高校の統廃合の考え方について、質問というよりも御確認をさせていただきたいと思っております。平成14年度、実際は15年1月に県立高校の再編整備計画が策定されました。それによりますと、全日制の高校、県下には37校ありますが、1学年の適正規模は4学級から8学級、それから4学級以下の高校がさらに1学級削減されることが、3学級が2学級になるというのが予測された場合には統廃合を検討する、このようになっております。この整備計画というか、統廃合の考え方は今も生きているのかを確認させていただきたい

と思います。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校の再編整備につきましては、特色と活力のある高等学校の創造を目指しまして、今、御質問にありましたように、平成15年1月に、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間とする宮崎県立高等学校再編整備計画を策定したところであります。現在、この計画に基づいて取り組みを進めているところであります。また、今、御紹介のありましたように、その中で、全日制高等学校における1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とし、1学年4学級以下の高等学校については、さらに1学級の削減を行うことが予測される場合に統廃合を検討することについていたしております。ただし、これは一律に適用されるものではなく、高等学校の所在地、学校種、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮するものとしております。今後の再編整備につきましては、県民の皆様の幅広い御意見を伺いながら、また参考にしながら、全県的、総合的な視野に立って、適切でよりよい教育環境を提供するという視点で検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 生徒の数、これは少子化の影響でこれから先もどんどんどんどん減っていくというのが、県の教育委員会が示したシミュレーションであります。今、高校は1学年40人なんですね。どんどんどんどん減っていけば、2クラスにせざるを得ないときもあるんですが、高校を30人学級にすれば、しばらくはまた、3学級あるわけですので、1学年3クラスが確保されるわけですので、統廃合されないで済むんじゃないかと思うんですが、1学級30人というのはいかかなものでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 宮崎県立高等学校再

編整備計画では、体育大会あるいは文化祭等の学校行事、それから部活動等におきまして、生徒同士がお互いに切磋琢磨する機会を確保することなど、生徒に適切な教育環境を提供するために、1学級の定員を法律に定める学級編制の標準に準じまして40人として、このことを前提として4学級から8学級、募集定員で申し上げますと、160人から320人を適正規模として設定しているところであります。ただし、先ほど申し上げましたように、適正規模等の考え方は一律に適用されるものではなくて、高等学校の所在地、学校種、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮するものとしております。

なお、今、議員のほうで30人学級でということがございましたけれども、あくまでもベースは生徒数の規模がベースとなっております。それを40人学級として学級数で置きかえた場合に、適正規模として4学級から8学級ということで、考え方としてはそのようなことであります。

○中野一則議員 次に、県民総合スポーツ祭のことについてお尋ねをいたします。

先日、開会行事があつて、スポーツ祭が開催されたわけですが、開会式に出席して、入って最初思ったのは、何か寂しいなという感じがいたしました。翌日の新聞では、「総合開会式に800人が」とありましたが、とてもじゃないけれども、800人はおられなかったと。私も、隣の横田議員に「少ないな」と言いながら、何回も数えてみたんです。数えた数は言いませんけれども、800人からするとかなり低かった。せっかく功労者の表彰をされ、アトラクションやらあるわけですので、開会行事もやはり感動を与えるようなものにしてほしいな、こう思いました。その辺の開会式の工夫は来年度以降で

きないものか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、みやざき県民総合スポーツ祭については、中野議員を初め数多くの県議の皆さん方に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会式の規模の件でありますけれども、かつての県民体育大会では開会式に多くの選手が参加をいたしておりましたが、競技日程の確保ですとか、あるいは中心となって活動いただきます市町村、あるいは市町村体協、こういった方々の御労苦、経費負担等、こういったことなどから、平成13年度から現行の規模で実施をしているところでもあります。

なお、開会式の内容につきましては、小中学生や高校生、大学生等にもアトラクションや運営のスタッフとして参加をしていただいております。そのような意味では工夫をしているつもりではありますけれども、今後とも、県民総参加型のスポーツの祭典の趣旨にふさわしいものとなるよう留意してまいりたいと考えております。以上です。

○中野一則議員 この大会は、平成21年度、県民総合スポーツ祭となつてのスポーツ祭でありましたが、実際は、この前身は県民体育大会。これは、調べたら昭和22年からスタートして、これを連続すると第63回になるんだそうです。ですから、私は、大会の歴史という重みを感じたり、そう中身は変わらぬわけですから、第63回県民総合スポーツ祭というふうに、第63回を冠した大会にしてほしかったな、こう思うんです。今後はそういう取り組みはできないものでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 県民体育大会につきましては、本県で60有余年の歴史と伝統を持つ大会でありましたが、社会情勢や県民のスポー

ツに対するニーズの変化などがございまして、交流・レクリエーション種目などを加えまして、現在のみやざき県民総合スポーツ祭としてリニューアルして実施をしているというところでもあります。

議員の今、63回という冠をこのスポーツ大会にかぶせてはどうかという御提言でありますけれども、伝統ある県民体育大会につきましては、県民総合スポーツ祭の中で県民体育大会の部として継承いたしておまして、このスポーツ祭の実施要綱の中でも、第63回県民体育大会としてうたっているところでありまして、議員のおっしゃる趣旨は、私としては継承できていのではないかなというふうに考えております。以上です。

○中野一則議員 次に、開会時期のことについてお願いしたいと思うんですが、ことしは空梅雨で、実はえびのは今ちょうど田植えのシーズンで、非常に水がなくて困っているんですが、今回のスポーツ祭は空梅雨のおかげでいい天気にも恵まれて、いろいろと競技がされたようであります。昨年、一昨年は雨で中止された競技もあったやに聞いておるわけですが、6月というのは何といても梅雨の時期ですから、梅雨を避けてもらえないかという要望もたくさんあるんです。そのことができるかどうか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） みやざき県民総合スポーツ祭は、すべての市郡の体育協会、市町村の教育委員会、実施競技団体の代表者で構成されております実行委員会で、運営のあり方等について共通理解を図りながら実施しているところでもあります。開催時期につきましては、会場や役員・審判員等の確保を図りますとともに、一人でも多くの県民の方々が参加できるよう

に、5月に実施をされます「障がい者スポーツ大会」あるいは「ねりんピック」、秋に開催されます市町村のスポーツ行事や学校等の運動会、これらとの重複がないように配慮して、6月を中心に実施しているというのが現状でございます。でき得れば梅雨時期は避けたいというのが本音のところではありますけれども、そういうことで年間の各種大会等がタイトなスケジュールになっているということで、この時期の開催としているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。ただ、競技の一部によっては、あるいは5月に実施したり、秋口に実施できる可能性もあるのではないかなというふうに考えますので、それらについては先ほどの実行委員会において引き続き研究してみたいと思っております。以上です。

○中野一則議員 次に、県西の観光対策について、担当部長にお尋ねいたしたいと思っております。

まず、えびの高原の活性化ということですが、えびの高原を中心とする霧島、これは九州本土では唯一、森と湖の国立公園で、これにいやしやリフレッシュを求めて観光客が来られるところでもあります。ちなみに、阿蘇くじゅうは草原ですね。雲仙、桜島は火山岩の岩山、それからすると、非常にいやしに向いたのが霧島であります。その中のえびの高原、これは四季を楽しむところでありまして、端的に言えば、春は花、夏はキャンプ、秋は紅葉、冬はスケートということで、四季折々の盛りだくさんのところがえびの高原であります。そのえびの高原といえども、どんどんどんどん昔からすると観光客が減っておるわけですが、一番新しいデータではどのくらいの数の観光客が来られたものでしょうか。商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） えびの高原への過去20年間の観光客数の推移を見ますと、平成2年の約120万人をピークに減少傾向にありまして、最近の5年間は80万人前後で推移しているところでございます。

○中野一則議員 えびの高原は、さっき冬はスケートと言いましたが、昔は天然、今は人工スケート場がありますが、この人工スケート場、ことしの2月に冷却機というんですか、これが故障して、後、使えなくなったということがあります。この取りかえには、修理費に1億3,000万円はかかるという話を聞きましたが、このスケートがなくなったら冬場の客がどんと落ち込む、こういうことも懸念されるわけですので、平準化を図るためにも、ぜひスケートの冷却機の取りかえを、シーズンが11月の下旬から2月の下旬ですので、これに間に合うようによろしくお願ひしたいと思っておりますが、担当部長。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 日本最南端の屋外スケート場でありますえびの高原スケート場は、シーズン中には県内外から毎年2万人を超える利用があるわけでありまして、えびの高原はもとより、県西地域の、とりわけ冬場の観光振興を図る上で重要な施設であると考えております。しかし、その冷凍機——議員は冷却機と言われましたが、冷凍機と思っております——は、平成元年のオープン以来20年が経過しておりまして、老朽化のため故障も発生するようになっております。したがって、県といたしましては、引き続き多くの観光客に利用していただけるよう、必要な整備を早急に検討してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 おかげさまで、頭がかっかっていたのが冷却されました。冷凍ということで読みかえてください。

次に、同じえびの高原には、宮交が経営しておったえびの高原ホテルがあるわけです。あの跡地の利用、実は平成11年5月に3年間休業するというので、後また再開するような話がありました。当時の担当部長は中野議員でありましたが、今にも再開するような話を何回となくされた経緯があったわけですが、今日、10年間そのまま荒れ放題なんです。私は、このホテルをもう一度再建してほしいと。もちろん、県内資本があればいいわけですが、県外資本でもいいわけですから、再建してほしいと。県営の国民宿舎もあるわけですが、そのほうがかえって相乗効果が出るんじゃないだろうか、こう思っております。部長、よろしくお願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） えびの高原ホテルの再開など、跡地の利用につきましては、現在のところ、民間事業者による新たな動きは聞いておりません。えびの高原の現在の観光客数は、先ほど答弁しましたように、ピーク時から比べますと大きく減少しているところでございます。日本最初の国立公園内にあるえびの高原は、四季折々の表情を見せる高原性の自然に恵まれておりまして、本県にとって重要な観光地でありますので、その再生に向けて、現在の観光ニーズに即した魅力アップを図っていかねばならないと考えているところでございます。したがって、県としましては、今年度から、えびの高原を初めとする県内の主要観光地の評価、点検をすることとしておりますので、その中で、宿泊施設も含めて、これからのえびの高原の観光地としてのあり方について、地元えびの市等とも十分意見交換を重ねながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 次に、京町温泉の活性化につ

いてお尋ねいたしたいと思います。先日、九州・山口観光地満足度ランキングというのが載っておりました。10位以内に温泉が7、20位以内に温泉が13ということでありました。ちなみに宮崎県は、高千穂、五ヶ瀬というのが13位にランクされて、ほかはありませんでした。県下唯一の温泉郷といったら京町温泉ですけれども、私は、この活性化をどうしても図らないかんといいふうに思っております。知事も何回か来られて、一生懸命そのことを考えている、こういうことでありましたが、私が思っているのは、韓国からの宿泊ツアーの誘客が図れないかということでございます。

既にみやざき観光コンベンション協会が韓国岳等をトレッキングで取り組まれておって、韓国で大変な人気だと。トレッキングする人が1,000万人はいるというのが報道されておりました。ずっと前に聞いた話ですが、韓国の方は、火山と温泉を好んでいらっしゃる、こういうことあります。えびのにある最高峰の韓国岳、これは由来は、昔、韓国岳が噴火する前は頂上から、朝鮮半島、韓国が見えた、だから韓国岳と言うんだと。また、朝鮮半島には祖先天上降下伝説があるわけです。いわゆる天孫降臨の伝説があるわけです。私は、本当の天孫降臨の地は、本当の高千穂は韓国岳であろう、そういうふう思っております。そういう神話的ロマンも含めて、これを売りにした商品をつくっていただきたい。昼は、韓国岳あるいはえびの高原に登山、トレッキング、山歩きですね。夜は京町温泉に宿泊、そういう商品をぜひつくってほしい。理論・理屈を言う時代じゃないんです。何をするか、何をつくるか、行政ができるのは何かということを示して、関係者とも協議し、韓国にも行っているいろいろとやっ

ただきたい、そのことを担当部長にお願いいたします。コメントをいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県におきましては、トレッキングが盛んな韓国に対しまして、韓国岳やえびの高原等でのトレッキングと温泉を組み合わせたツアーの造成を働きかけてきました。ことし4月に商品化されまして、大変好評を得ているところでございます。京町温泉は、えびの高原に近く、また本県を代表する温泉郷でありますので、韓国岳トレッキングと組み合わせた商品化の可能性は十分にあると考えております。このため県としましては、先般、京町の温泉関係者に対しまして、現行の韓国岳トレッキングツアーを紹介しますとともに、韓国の旅行会社等を対象とした説明会への参加等を提案したところでございます。旅行商品化に際しましては、まずは受け入れ体制の整備や販売しやすい料金の設定など、地元の努力が極めて重要でありますので、県といたしましても、京町温泉関係者に対しまして、旅行商品化に向けた取り組みを積極的に進めるよう働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 次に、工業用水道事業について、企業局長にお尋ねしたいと思います。

平成20年度から、契約水量のうち未達水量を値下げされておられます。6円だったものが4円50銭、1円50銭安くなっておりますが、この理由をお聞かせください。

○企業局長（日高幸平君） 本県の工業用水道事業の料金につきましては、基本料金と未達料金という2本立てになっておるところでございますが、このうち未達料金、すなわち一部使用しない水量にかかわります料金につきましては、本県の工業振興の観点から、受水企業の負

担をできるだけ軽減するというところで、減免措置を講じているところでございます。しかしながら、本県の工業用水道の使用状況を見ますと、企業との契約水量のうち、いわゆる未達水量の割合が約68%ということで大きくなっておりまして、しかも全契約水量の99%、ほとんどを契約いたしております大口ユーザー6社が未達水量を抱えておるといような状況でございますので、これらの企業のほうから、これまで、工業用水道料金見直しの要請がなされてきたところでございます。このような状況の中で、平成18年度に累積欠損金が解消いたしましたことから、将来も一定の利益が見込まれるということから、平成20年4月から未達料金について引き下げを行ったところでございます。以上でございます。

○中野一則議員 この未達料金、1円50銭下げたことで1年間で4,674万1,000円減額になります。ことしの決算での純利益は昨年より2,900万円は安くなりましたが、5,413万9,000円を確保されております。その理由は、地元の日向市の上水道の関係で、あそこに特別売ったということで、その分が3,224万円あったと。それでこういう決算額になった。本年度からは4,674万1,000円がもろにかぶってくるということになるかと思えます。それから、まだ工業用水道事業にかかわる借入金の残高は33億2,000万円残っているわけですね。そういうこと等を考えたら、私は、値下げはいかがなものかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○企業局長（日高幸平君） 昨年、値下げを行ったところでございますが、未達料金の引き下げに当たりましては、現在、33億、借入金の残高があるわけでございますが、この償還を含めまして、中長期的な収支予測も行った上で、

今後も健全経営を維持できるというふうに判断いたしまして、引き下げを行ったところでございます。借入金の返済につきましては、累積欠損金が解消いたしましたので、借入金償還のための積み立てが可能になったということもございまして、この積立金だとか、あるいは損益勘定留保資金、こういったものを充当していくことによりまして、今後も計画的に借入金の返済も行っていけるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○中野一則議員 では、宮崎県の料金が高いか低いかということですが、企業から見直しの要求があったから下げたという話でありましたけれども、新産都市でやっている九州の料金の状況を言いますと、熊本県の有明、基本料金が50円、未達料金が15円。八代臨海、これが基本料金が35円、未達が15円。福岡の大牟田、基本料金が38円85銭、未達は制限がありません。それから、大分の2種、これは基本料金が80円80銭、未達の料金はありません。大分の1種、基本料金が15円80銭、未達の料金は制限がありません。制限がないということは契約水量がほとんど、93%から121%あるわけです。宮崎県が、基本料金が10円40銭、未達料金が4円50銭、こういうことです。これが高いと言われるのかどうか、局長にお尋ねいたします。

○企業局長（日高幸平君） 九州各県との比較の問題でございますが、工業用水道料金につきましては、国が定めました工業用水道料金算定要領というのがございまして、これに基づいて算定することになっておるわけでございますが、この算定の方法は、必要な原価を料金に反映するという総括原価主義をとっておるところでございます。したがって、それぞれの工業用水道事業におきましては、立地条件、建設

の時期、投資金額、さらにはそれぞれの事業の経営状況、これを勘案して定めるということになっておりまして、それぞれ料金が異なるところでございます。本県の工業用水道事業の場合は、建設時期も古く、また投資額も小さいということもございまして、全国と比較いたしますと、非常に安い料金ということになっております。以上でございます。

○中野一則議員 今、総括原価とか、投資額が低いとか言われましたが、本当ですか。確かに、昭和39年にできたときの総事業費は13億円でした。ところが、平成13年には新たに改築をされておるんです。このときに要ったお金は26億円、それが加味されているかということが疑問に残ります。それで、未達料金はもとに戻してほしい。これから公営企業の会計基準は民間並みに変更したいということで、総務省が一生懸命研究しております。大変厳しいことが想定をされます。水道事業施設の再投資も、これからはせないかん。あるいは一生懸命、県が工業団地造成をしたいということもしておりますから、そういう意味で、結果としてそれも還元をせないかん、そういう時期であるわけですから、1円50銭の値下げはいかかなものかな、こう思っているわけでありまして。今でも、もとに戻すのは遅いことはありません。ぜひ再検討をお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○企業局長（日高幸平君） 未達料金のあり方については、それぞれ考え方があろうかと思っております。それからまた、料金設定の仕方についても、先ほど申し上げましたように、総括原価主義ということでございますので、県によって、それぞれの内容によって異なっているということでございます。本県の場合には、先

ほど申し上げましたように、契約水量と常時使用水量、この乖離が大きいということがございます。契約水量の68%が未達水量になっている、そういう現状もございますので、現状の状態で妥当ではないかというふうに思っておるところでございます。

○中野一則議員 次に、医療行政についてですが、要は……。県立病院の検討会が始まります。これはひとつ、全体の医療行政を含めて検討していただくように御要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。（拍手）

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕（拍手） 宮崎市選出、愛みやざき武井俊輔でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨日でございますが、私の高校時代からの親友でもありまして、私の後援会長もしております榎本雄介君が延岡市大貫において診療所を開設いたしました。県北地域の非常に厳しい医療問題に触れるにつけ、そこに生涯をささげべく飛び込んでいきました。私も非常に誇りに思いますし、延岡の、また県北地域の皆様のお役に立てればと、すごくうれしく思っております。また、今回の設立に当たりまして、多くの延岡市内外の皆様に御協力を賜ったと聞いております。私からもお礼を申し上げますとともに、地元の皆様のより一層の御指導をお願いしたいと思っております。

さて、本県観光の父であります岩切章太郎が、昭和34年でございますが、その著「無尽灯」の中でこのように述べております。少し読ませていただきます。

「よく見ればなずな花咲く垣ねかな」、俳人芭蕉は、垣根に目もつかぬくらいの姿で咲く、なずなの花にも、限りなき美しさを感じ

て、この句を詠んだのであろう。たとえどんなに小さくとも、どんなに田舎の片隅であろうとも、私共が本当にいいものさえ作り上げておけば、いつかは見る人が見て、世に送り出してくれるであろう。

私はもう一度くり返したい、本当にいいものを作ろうではないか、と」と岩切は述べております。

今回の質問、一つ一つはナズナの花のような小さなこともあるかもしれませんが、真剣に、よりよい宮崎づくりのため取り組んでまいります。知事以下、執行部の皆様の明確な答弁をお願いいたします。

では、質問に移ってまいります。まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

現在、国政は大きく乱れております。鳩山総務大臣の辞任などによる麻生内閣の求心力の低下は、もはや覆いがたい状況になっております。知事は今月の定例記者会見で、目前に迫った解散総選挙に関し、地方分権と公務員改革が争点になるとおっしゃいまして、全国知事会などでも支持政党を明確にして取り組むべきだというようなことを述べられております。知事は、この総選挙に当たり、どのようなスタンスで臨むのか、また国政に対する関心と知事職へのこだわりについてお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、エコクリーンプラザみやざきの問題についてお伺いいたします。

6月1日に報道されましたとおり、浸出水調整池補強工事現場で、漏水どめ鋼板打ち込みの作業中に陥没事故が発生をいたしました。もともと谷を埋めた脆弱な土壌であり、今回の調整池破損もそれが原因で起こっているわけですが、今回のようなことが繰り返されれば、工期

のおくれのみならず、経費の増加、そして何より住民の皆さんの不安の増大など、さまざまな課題や影響があると考えますが、知事の見解を求めます。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきまして、後は自席で質問させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

先月末に、経済緊急対策として過去最大規模の国の補正予算が成立しましたが、我が国の景気・雇用情勢は依然として大変厳しく、先行きが極めて不透明な状況にありますことから、国民の間に閉塞感が蔓延し、政治に対する不信感が増大していると思っております。このような状況の中で、既に国政は来るべき総選挙に向けて走り出しております。今度の総選挙は政権選択選挙であることから、私たちは、各政党が示すマニフェストに、特にこの国の進む方向性や制度のあり方の根幹を変えることとなる地方分権や公務員制度改革の要綱が明確に示されるか、あるいは実効性、実現性を十分に検証する必要があると考えております。

続きまして、エコクリーンプラザみやざきについてであります。浸出水調整池の補強工事における地盤の一部陥没の原因究明につきましては、現在、公社において、陥没した箇所に係る工事を見合わせて、調査を行っているところであります。その他の部分につきましては、予定どおり施工されておりますが、今後、全体の工期等にどのような影響があるか、現時点では不明でありまして、この原因調査の結果を受けて対応策が検討されることになるかと聞いております。以上です。〔降壇〕

○武井俊輔議員 では、自席から質問を続けてまいります。

昨年の9月から100年に一度の経済不況と言われ、各種交付金が造成されてまいりました。2月議会では7基金で143億円、そして今回も2基金で11億円余と多額に上っておりますが、知事はこのような国の対策についてどのような評価をされているか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 昨年来の世界的な金融・経済危機に対応するため、国においては景気・雇用対策が切れ目なく講じられており、雇用確保や生活支援、地域活性化のための交付金などが措置されているところであります。本県のように自主財源が少ない地方自治体においては、雇用の維持や一刻も早い経済の回復を図っていくためには、国の事業を最大限に活用していくことが必要かと考えております。しかしながら、交付金の中には地域の実情に十分対応できていないものもあることから、先般取りまとめました、国に対する「みやざきの提案・要望」においても、事業の要件緩和や期間の延長など、交付金を有効に活用するための提案を行ったところであります。今後とも、国の事業の活用を図りながら、今回策定した新たな経済・雇用対策に基づきまして、本県経済を回復から成長の軌道へ乗せていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 確かに、実情の話が今ありましたけれども、例えば、今回の基金の中に安心こども基金というのがありまして、中に、妊婦健康診査特別支援事業8億円というのがございます。これは妊婦健診の公費負担の拡充ですから、非常にいいものなのですが、平成22年までということでありまして。気になりますのは、たまたまこの該当する年に妊娠する方は、公費助

成が受けられるということになるわけです。すなわち、私が非常に気になりますのは、これから二大政党制、政権選択という選挙になってくるんですけども、こういった選挙前のサービス合戦のようなことになっていく懸念があるのではないかと考えますが、知事はいかがお考えでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 先ほども申し上げましたとおり、今回の基金には、使い勝手のいいものとそうでないものがあることは事実でございます。例えば、議員御指摘の妊婦健診でございます。その恒久的な施策というものは今後、国に対して要望していかなきゃいけない。あるいは、安心こども基金なんですけど、どうも待機児童ゼロを目指したような、基金の創設になっております。本県の場合、おかげさまで待機児童はゼロでございます。もっと幼保施設等にかかわる割合、そういったものを機動的に、弾力的に運営できるように、国に対しては今後要望していかなきゃいけないと思っております。

○武井俊輔議員 続いて基金について、今度は総務部長にお伺いをいたします。例えば、今取り上げた妊婦健診なんていうのもそうなんですけど、身近なところですと、E T Cの1,000円休日割引、こういったものも含めてですが、現実的に考えたら、多分もうやめられないだろうと思うんです。すなわち、こういった基金や交付金の増大というものが、結果として後年度において自治体の財政悪化を招く危険性があるのではないかと考えますが、総務部長の見解を求めます。

○総務部長（山下健次君） 基本的なスタンスということで申し上げますと、今回の国の数次にわたります補正予算では、地方公共団体の事業実施あるいは基金創設の財源として、御指摘

のようにいろいろな交付金が措置をされております。本県では、これまで基本的に予算編成におきまして、経済対策とはいいながら、不要不急の事業に着手すること、あるいは将来の財政負担を余儀なくされる、そういったことのないように、対策事業の緊急性あるいは効果等を検証しながら、財政規律の保持に留意をしておりましたところでございます。基本的にはこのスタンスを堅持した中で、一方で景気対策ということで、県として必要な措置は当然とらなければならないというのが基本的なところでございます。

○武井俊輔議員 知事も先ほど、今後は地方分権と公務員改革が争点になるということをおっしゃいました。ただ、基金にもまだまだ問題があるなというふうに感じております。本来ならば、こういう基金をつくるに当たって、もっと地方の声——さっき実情に即していないという話もあったわけですから——もっとこういったものが、つくる段階で反映されてしかるべきだったのではないかと思っております。地方分権といっても、結局は金で縛られておりますし、県でも、幹部職員も国から招き入れたりもしておりますけれども、結局は金や人で縛られているように私は感じるんですが、知事の見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 私は就任以来、国と地方は対等でなければならないと申し上げさせていただいております。しかし、現実には、地方の財源や権限は非常に限られておまして、地方はみずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりを進めるという姿には至っていない状況であります。このような中で、現在国においては、地方分権改革推進法に基づきまして第2期改革が進められておりますが、この

第2期改革こそ、権限と税財源の移譲による、真に実効性のある分権改革につながるものでなければならないと考えております。また、大胆な地方分権改革というのは、政治の強いリーダーシップと国民的な議論の盛り上がりなくしては、実現は不可能だと考えておりますので、私といたしましても、あらゆる機会を通じて、地方分権の必要性を強く主張してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。

質問の中で1つお答えがなかった点を再質問させていただきたいと思うんです。宮崎県では特別職に副知事がいらっしゃいますが、副知事以下幹部職員に、総務省、国土交通省、農林水産省などから幹部職員を受け入れております。確かに、国から来られた方の仕事に対する意識であるとか知識、これは非常に県職員にも刺激になるでしょうし、また人脈づくりも重要でありますから、メリットがあることについては認めております。個々人の方は非常に素晴らしい方ばかりですから、心苦しい部分もあるんですけれども、地方分権を一方で叫びながら、一方では国から幹部職員を受け入れるというのは、今言われた国と地方の対等な関係という意味で言えば、私は整合性に若干疑問を感じるんですが、知事の率直な見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 国から幹部職員等を受け入れている現行の体制は、今の国と地方との関係上ある程度いたし方ない。議員がおっしゃるように、メリットとしては、情報の伝達あるいはパイプ、あるいは技術、専門的知識、そういったものを地方行政に生かしていただくということで大いに役立っていると思います。しかし、これから地方分権に流れが向く中で、そういったいわゆる国と地方の役割を対等に

し、税財源を、地方税体系を変えていく、財源体系を変えていくという中で、こういったものはだんだん是正されていくものだと考えております。

○武井俊輔議員 一つの課題として、今後とも長期的に考えていただきたいと思っております。

続いて、そのような地方の声を上げる、知事もいろいろと御意見をお持ちの全国知事会についてお伺いいたします。知事も、知事会についていろいろ御発言なさいますが、宮崎県としても、負担金を昨年度で863万円、知事会に出しております。知事も何度も出席されておりますし、少なからず時間とコストをかけているということになるわけですが、この全国知事会は、地方、なかんずく宮崎県のためになっているのか、またどのような期待を知事会にお持ちなのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 御案内のとおり、全国知事会は任意の組織であります。地方自治法によって、内閣や国会に意見を申し出る権限を与えられた組織でありまして、これまで国に対して、さまざまな意見書や要望書、提案をさせていただいております。しかしながら、私は、こうした活動の成果が具体的に見えてこないことに、いささか物足りなさを感じているところでございます。今後、我が国が地方の自主性、自立性を高めて、真に豊かな地域づくりを進めるためには、国、地方の組織や権限、財源を一から見直し、大胆な地方分権改革を断行しなければなりません。このため全国知事会は、単に意見を述べるだけではなく、政策決定に対して強い影響力を持つ、力強い組織であるべきだと考えており、先月の知事会議では、地方分権をマニフェストに掲げる政党を支援、応援す

るぐらいの直接的な行動あるいは気概を持ってはかがかということをおっしゃっていただきました。今後とも、このような考え方に基づき、発信、行動してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。

再質問を1点させていただきます。知事も物足りないとお感じになる部分があるということですが、確かに、以前は「闘う知事会」なんていうこともよく言われました。そういった意味では、現在は、うちの東国原知事と大阪の橋下知事が非常に注目されておりますが、知事といっても官僚出身の方も大変多い中で、どうでしょう、実際に知事会に入られてみて、志の高い方とか、この人は一緒にやれるなという方はどれぐらいいらっしゃいましたでしょうか。

○知事（東国原英夫君） かつて「闘う知事会」と言われた知事会でございますが、私は、本当に闘っていたかどうかというのは疑問でございます。御案内のように、全国知事会というのは、さまざまな方面での批評はありますが、現在においては、単なる連絡調整会議になっているんじゃないか、知事のサロンの場になっているんじゃないかというような酷評というか、耳の痛い御意見もございますが、そうならないように、全国知事会は全国47都道府県の代表、首長、直接選挙で選ばれた人間たちが各地方を代表して一堂に集う場でございますから、これは単なる行政官という仕事ではなく、政治家として政治的なメッセージ、そういったものを発する場にしていかなければいけないんじゃないかと、私は考えております。

ただ、その志について申しますと、ちなみに前回の全国知事会で私は、政治的なメッセージを発したほうがいいんじゃないかと会長に言わせていただきましたが、それに直接同調、賛同

していただく知事さんは数名だったと記憶しております。

○武井俊輔議員 わかりました。私は「かもめのジョナサン」が非常に好きなんですけれども、宮崎の代表として、ジョナサンのような志の高い方と、ぜひ知事会の改革に向けても取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、退職金問題についてお伺いをいたします。退職金50%カットについては、私は、首長の退職金カットは時代の流れでもあり、時期及び金額についても理解できるものだと考えております。しかし、なぜ今回提出したのかということについて、県民の皆様の声があるのも事実であります。県民の皆様に対し、なぜこの時期なのかということについて御説明をいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 知事の退職手当につきましては、私のマニフェストにおきまして、県民の満足度をもとにした出来高制を導入することとしておりまして、私は知事に就任して以来、その実現に向けて検討を進めてまいりましたが、県民満足度を客観的に評価する基準など難しい問題があることから、今回、出来高制による退職手当の見直しは断念することとしましたところであります。しかしながら、私のマニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、また現在の厳しい社会経済情勢下において県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等から総合的に判断して、今回の任期に係る退職手当の額を50%減額するという結論に至ったところであります。

ちなみに、50%という数値は、他府県の状況——今、全国で14都道府県の県知事が退職金の見直しをしております。その中で7県が不支給、ゼロです。1府が50%、残りの6県がそれ

ぞれ割合を決めて減額しているところであり
ます。そういった周りの状況も勘案して判断さ
せていただいたところでもあります。今回の条例提
案につきましては、県民の皆様との約束であり
ます私のマニフェストについて、手法は異なる
ものの、できるだけ早く形にしてあらわしたい
という私の強い思いから、今回の提案に至った
わけでございます。

○武井俊輔議員 再質問させていただきます
が、先ほどもありましたけれども、今回、退職
金を知事がカットされるに当たって、国政転出
の布石ではないかというような話も非常にあり
ました。知事はそれを否定されますけれども、
なぜここまでこういった疑念が、こういうふう
な形で声が起こるのかということについて、知
事は率直にどのようにお感じになるか伺いま
す。

○知事（東国原英夫君） 私の退職金の提案に
つきましては、任期の2年間、折り返し地点の
マニフェスト検証のときに、出来高制というも
のは困難であるという結論、つまり断念させて
いただいた。その時点——その時点というのは
ことしの1月でございます——から、どうやっ
て見直しが適切であるかということを考えてま
いりまして、4月にメディアの皆様にも、ことし
中に、できれば早い時期にその提案をさせてい
ただく、その見直しについてお示しさせていた
だくということを表明させていただきました。
それに基づいて今回の提案になったわけござ
います。どうしてもそれと国政への転身という
のをリンクして見られてしまうのは、去年9
月、10月以来の国政転身というものがマスコミ
を中心とした話題になっておる、そういったこ
とがリンクしているものだと考えております。

○武井俊輔議員 先ほどの中野議員への答弁で

もありましたけれども、ぜひそういった形で、
転身とは関係ないということはしっかりと信じ
ておきたいと思えます。

次に、エコクリーンプラザみやぎの問題に
移ります。浸出水調整池補強工事費についてで
す。現在では県と市町村が折半して貸し付けを
行っておりますが、今後の交渉のスケジュール
はどうなっているか、また工事費用が、こう
いったこともあったわけですから、増額になっ
た場合の考え方について知事にお伺いいたしま
す。

○知事（東国原英夫君） 工事費の最終的な負
担割合につきましては、公社が行う予定の損害
賠償請求訴訟など、今後の法的な手続を経て責
任の所在等を踏まえながら協議することとして
おり、現時点では時期的な見通しは不明であり
ます。また、万一、工事費用の増額を生じ、新
たな貸し付けが必要になる場合には、改めて関
係市町村と協議をすることになると考えており
ます。

○武井俊輔議員 次に移ります。県庁舎の安全
対策について、総務部長にお伺いいたします。

去る5月22日、宮崎市在住の55歳の男が県庁
知事室前の廊下にガソリンのようなものを大量
にまき、逮捕されました。県は、警備の強化、
監視カメラの設置などの対応をしております。
とはいえ、県庁というオフィス、かつ現在では
観光地にもなっているということですから、入
場制限などの管理は困難であります。また、コ
ンビニや銀行のようなカメラなどの警備がある
ところでも犯罪が発生することを考えますと、
抑止効果というのは一定程度にとどまると思っ
ております。私はむしろ、廊下全体に敷いてあ
るゴムマットを不燃性のものに交換するとか、
ドア等も含めて、防災というか、減災の考え方

なんですけれども、燃えたときに少しでも被害が軽減されるような対応をとるべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 本館廊下のマットにつきましては、燃えにくい材質、難燃性のものでございますので、仮に今回のようにガソリンのようなものがまかれて火をつけられたとしても、マット自体が一気に燃え上がるものではないと聞いておるところでございます。今後、マットの老朽化が進みまして、取りかえるという場合には、御指摘のような防災機能のあるものの設置について検討する必要があると考えております。

○武井俊輔議員 続いて、総務部長にお伺いいたします。犯人が逮捕された後ですが、警察によって、廊下には警戒線が張られまして、現場検証が行われました。県政記者室も封鎖されて、ちょうどお昼ごろでしたから、夕刊紙の記者さんなんか、入稿が相当大変だというようなお話をされておりました。しかし、考えてみますと、実際に出火しておりましたら、一帯は火の海、後ろに座っていらっしゃいますけれども、記者の皆さんなんか大変なことになっていたんじゃないか、それぐらいの状況だったと思っております。その後、記者室のほうにも私、行ってみました。ところが、行ってみましたら、窓を見ると、縄ばしごどころかロープとかもないわけです。隣の秘書広報課に扉があるんですけど、ここは机が置いてあって、両方からのようですけど、はめ殺しになって出られないということです。「皆さんどうやって逃げるんですか」なんて話を、記者さんにいろいろ聞いてみますと、窓の外を見て、「この自転車置き場の屋根はどうもやわらかそうだから、ここだったら何とかなるんじゃないか」とか、そ

んな話なんです。この本庁舎というのは非常に古い建物ですから、そういった意味では、記者室以外もおおむねこういった構造なわけです。こういった避難経路の見直しということも、改めて再検討するべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○総務部長（山下健次君） 本館の避難経路につきましては、出入り口あるいは階段等の状況から、構造的に確保されているというふうに考えております。実際に消防署の立入検査におきましても、避難経路について特段の指摘は受けておりません。そういった中ではございますけれども、御指摘のように県庁の本館には来庁者も大変多くなっておりますので、今後とも、適切な誘導など防火対策の充実に努める必要があると考えております。

○武井俊輔議員 しかし、私が実際見ても、火事が起こったら本当に危ないだろうなという状況でございました。ぜひ今回のことを教訓として、いろいろと対応をお願いしたいと思います。

続いて、知事にお伺いいたします。今回この55歳の男が油をまいたとき、危険を顧みずこの男を取り押さえたのは、若手の男性の県職員でありました。一步間違えば火だるまになりかねないような状況の中で、この果敢な行動は、まことに高く評価されるべきであると思っておりますが、この職員への評価、表彰についてはどのようなになっているか、知事の見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 今回の事件は、人的、物的に甚大な被害につながった可能性もあったところでありまして、液体をまいた人物の動きをとっさに封じた職員の功績は大きいものだと考えております。その貢献に対しまして、今年度の職員表彰の中で、知事表彰を行う

こととしております。

○武井俊輔議員 ちなみに、知事はこの職員の方とお会いになったり、お話はされましたか。

○知事（東国原英夫君） 話は直接はしておりませんが、存じ上げております。

○武井俊輔議員 そうですか。わかりました。

知事は、お隣の鹿児島県阿久根市の竹原信一市長のブログの話題が出たときに、私が元祖だというようなこともおっしゃっていただけけれども、確かに仕返しなどあってもいけませんから、名前の公表というのが難しいというのはわかるんですけれども、せっかくいろいろブログも書かれているわけですから、お会いになった感想とかも、ぜひその場ででも聞かせていただけるとよろしいのではないかと思います。いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 職員の極めて個人的な評価をブログで書くというのは、昨今非常に問題があると思っていますので……。でも、ポジティブな評価であれば、あるいは感想であれば、御本人の了解を得れば大丈夫かなと思っていますので、それは検討させていただきたいと思っています。

○武井俊輔議員 ぜひよろしくお願ひします。やる気にもなるかと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、近代建設遺産、戦争遺跡の活用についてということでお伺いをいたしてまいります。

平和の塔についてお伺いいたします。まず、前回2月議会の代表質問の中で、平和の塔の内部公開について質問をいたしました。そのとき、内部開放に向けて調査研究を行うということでしたが、その後どのような状況なのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 塔内部に掲げられております石こうレリーフですが、あのレリーフ等は県民の貴重な財産でありまして、一般公開できないか、関係各部局に総合的に検討をお願いしました。石こうレリーフの保存等の問題から、現時点では、常時の一般公開は困難ではないかという結論に達しております。しかしながら、県民の皆様や関係各位の方々の塔内部を見てみたいという声には、可能な範囲でこたえる必要があると考えておりますので、石こうレリーフや塔内部の施設について、安全性等の調査を完了させた上で、11月ごろを目途に、まずは見学会という形で公開してみたいと考えております。

○武井俊輔議員 一歩前進であることは評価をいたします。ただ、今でも必要に応じて見るということはできるわけですので、回数的には今までと余り変わらないのかなという感じはいたしております。確かに、非常に課題の多い塔ではあるわけですが、やはりもうちょっといろいろと知恵を出して課題を解決しながら、内部公開の充実というものに向けて積極的に努力をし、平和や戦争を考える近代建設遺産として活用するべきではないかと考えますが、重ねて知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 内部公開につきましては、御指摘の観光への活用などを含めて総合的に検討させていただきました。がしかし、平和の塔につきましては、それを取り巻く背景や経緯についてさまざまな御意見があります。石こうレリーフの保存等も考慮しますと、現段階では、常時一般公開というのは非常に難しいかなと考えております。

○武井俊輔議員 もう一問、この問題に再質問をさせていただきたいと思っています。もう少しこ

の話を知事とさせていただきたいと思うんですが、私は大学のように日本史を専攻しておりました。高校までは本当に歴史学者になろうと思っておりました。また、いろいろ会社をやめた後も、日本に制圧されたシンガポールに住んでおったこともございます。そういった意味で、この塔、なかんづく八紘一字という言葉が非常に重い意味を持っていること、とりわけアジア諸国の皆さんに非常に不快感を与えるものであるということは、十分承知しておるつもりでございます。しかし、それでも歴史というもの、やはり正面から向かい合うべきだと私は思っております。積極的な公開を何とか頑張らせて進めていくべきではないかと思っております。

私、先日、愛みやざき4人で行ったんですが、内部を調査させていただきました。確かに中のレリーフというのは、天孫降臨であるとか、五族協和であるとか、当時の非常に政治的なメッセージの強い塔であるということは、そのとおりであります。しかし、それでも、そういった時代があったんだと、歴史があったんだということをしつかり踏まえて、その上で平和を希求していくというのが次の世代への責任ではないかと思っております。歴史と正面から向き合うということの意味、意義について知事はどのようにお感じになるか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、歴史へのアプローチというのは、さまざまな観点が可能だと、あるいは担保されなければいけないと考えております。ただ、平和の塔の公開につきましては、さまざまな御意見があります。そしてまた、議員御指摘のように、あの平和の塔の公開は、宮崎県だけではなく、日本

国あるいはアジアを含めて、世界の議論になる可能性があります。とすれば、議員は不快感とおっしゃいましたが、アジアの方たちの不快感というのを十分考慮しなきゃいけない。これは本当にデリケートでセンシティブなことでありますので、戦争あるいは歴史の解釈がどうか、そういったものも含めた深い議論が今後必要ではないか。それを議論するために、軽々に公開するのはいかがなものか、公開して関係各位の方々あるいは県民の皆様幅広く御意見を伺う、そういったアプローチを今後していきたいと考えております。

○武井俊輔議員 わかりました。ぜひ、議論は進めていっていただきたいと思っております。この話はまたじっくりお考えいただければと思っておりますし、議員各位の皆様も政治的思想信条はそれぞれあるかと思っておりますが、ぜひお考え願えればありがたいと思っております。

次に移ります。宮崎空港周辺の掩体ごうの整備についてであります。議場の皆様には写真を配付しておりますが、これは、さきの大戦の戦争遺跡でございます。飛行機を敵機の爆撃から守るためにつくられた、コンクリート製のかまぼこ形の施設であります。わかりやすいところで言えば、一ツ葉有料道路南線がありますが、空港のそばを通るときなど滑走路側を見ていただくと、見ることができます。戦後60年たった今でも一部は残存しております。戦争を伝える構造物の一つであります。この掩体ごうなんですけれども、宮崎空港周辺に数多く存在しているんですけれども、荒れるに任せ、ツタで覆われているようなものや、既に民間に払い下げられ車庫や倉庫として利用されているものもあります。少なくとも、戦争の遺産として整備されているものは一つもありません。まず教育長に、

県としては、この掩体ごうの価値についてどのように認識をされているか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教育委員会の立場としては、文化的な価値ということでお答えをさせていただきたいと思います。文化財として歴史的な遺産を取り扱う場合には、歴史上その価値が定着していることが前提となりますけれども、御質問の掩体ごうにつきましては、いまだその評価についてさまざまな意見があるところでもあります。現在、宮崎市の教育委員会が中心になって、掩体ごうの建設の経緯や他県での指定事例などの調査が進められているところでもありますので、県といたしましては、その動向を見守ってまいりたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 わかりました。ただ、下の写真を見ていただくと、これは大分県の写真なんですけど、このように価値を認めて整備されているところもあるわけです。また、大分県もそうなんですけど、高知県などでも文化財として指定されている場所もございます。この宮崎空港は、もともと海軍の赤江飛行場でありまして、滑走路横には特攻隊の慰霊碑もございます。現在でも航空機の離発着のあるこの場所で、掩体ごうもあわせ、こういった施設の整備を進めれば、平和学習の場としても非常に貴重なものになるのではないかと考えております。

特に、この議会でも、たびたび議論されます修学旅行についてでございます。修学旅行客の減少が非常に言われますが、修学旅行には平和学習と自主研修、この2つが非常に重要な要素であります。ですから、原爆関連の施設と路面電車で自主研修のできる長崎は、非常に修学旅行は強いわけです。知覧を抱えている鹿児島も

同様であります。そういった意味でも、戦争関連施設の整備というのは、私は重要な意味があると考えております。宮崎赤江飛行場から特攻も出ておりますし、この掩体ごうも含めた宮崎空港周辺も、知覧にまさるとも劣らない平和学習の場になり得るのではないかと考えております。そういった意味でも、この掩体ごうの整備は非常に意味があるのではないかと考えますが、商工観光労働部長の見解を求めます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 掩体ごうの観光資源としての活用につきましては、先ほど議員からも指摘がありましたように、老朽化しているもの、あるいは民有地にあるものなどのようにして活用していくのか、具体的には、その保存や展示方法、あるいは土地所有者の理解、さらにはガイドの養成、整備コストなど、さまざまな観点から検討しなければならないと考えております。ただ、観光資源の掘り起こしは、いろいろな提案や御意見を伺いまして、自由な発想で議論を深めることが何よりも肝要だと考えております。したがって、宮崎空港周辺の掩体ごうの活用につきましても、まずは地元宮崎市がどのように考えるのか、意見を聞くなどの取り組みをしてみたいと存じます。以上でございます。

○武井俊輔議員 ぜひ、宮崎市とも積極的な情報交換をしていただいて、価値をまた見直していただきたいと思います。

続けます。サンゴ礁の保護についてお伺いをいたします。

まず、知事に最初一点伺ってみたいんですが、県内でも延岡の須美江とか日南市南郷町の外浦あたりから、海底を見ることが出来るグラスボートというのが出ていますけれども、知事は、こういったものに乗ったりして、宮崎の海

の底をごらんになったことはありますか。

○知事（東国原英夫君） 宮崎の海の底は、残念ながらございません。失礼いたしました。

○武井俊輔議員 貴重な観光資源でもありますから、ぜひ今度お訪ねをいただきたいと思っております。

しかし、知事、宮崎の海の底というのは今、大変なことになっております。先日、民放の番組で、「宮崎のサンゴは守れるのか」というドキュメント番組が放送されました。白くかたくなっていく白化現象、オニヒトデの食害、そして、原因不明のホワイトスポットシンドロームという病気がサンゴに蔓延しております。その他の要因も含めて、サンゴの破壊が非常に進んでいるという大変な状況がドキュメントされました。その後、私も調査をいたしてございまして、改めてその状況を感じておるんですが、まず環境森林部長にお伺いをいたします。このサンゴの減少についてどのような認識を持っていられるか伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 近年、サンゴの群集につきましては、全体が白くなって死滅する白化現象や、オニヒトデの食害などにより劣化が国内でも報告されております。本県におきましても、サンゴを食べる巻き貝でありますヒメシロレイシガイダマシの食害や、細菌が原因とされますホワイトスポットシンドロームの被害等が確認されております。このようなサンゴ群集の劣化は、海中の生態系が健全に維持される上でも重要な問題であると認識しております。

○武井俊輔議員 海中資源、認識はされているということなんですが、特に、オオスリバチサンゴなんて非常に大型で貴重なサンゴが危機的な状況にあるということも、大変大きな問題で

ございます。サンゴは、一説には地球上のCO₂（二酸化炭素）の3分の1を捕捉しているとも言われておりまして、地球温暖化の観点からも非常に重要な問題であると考えております。そういった意味で保護管理が重要なんですが、県内には、延岡市の島野浦周辺、そして日南市南郷町大島周辺の2つのエリアに12カ所、海中公園が設定されておりますが、その海中公園の管理保全対策はどのようになっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県では、今、議員のおっしゃいましたように、日南海岸・日豊海岸国定公園の中で、サンゴや熱帯魚などが生息する海中景観などのすぐれた区域を海中公園として指定しておりまして、サンゴなどの動植物の捕獲、採取や、土石の採取などの行為を規制しておるところでございます。また、ヒメシロレイシガイダマシによる食害が発生しております日南海中公園におきましては、平成元年度から、日南市などと連携いたしまして、駆除対策を実施しているところでございます。以上です。

○武井俊輔議員 管理のあり方や駆除については、わかりました。しかし、問題は、このような危機的な状況の中で、もっと戦略的な、積極的な保全を図っていくことが大事だと思うんです。そういった意味で、現にサンゴの破壊がどんどん進んでいるわけですから、具体的なスケジュール感を持って取り組んでいくことが大事ではないかと考えますが、重ねて環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県としましては、サンゴ群集保全のために、引き続きヒメシロレイシガイダマシの駆除などに努めるとともに、県民に対しまして、健全な生息環境の維持

などにつきまして、さらに普及啓発に努めてまいりたいと考えております。なお、サンゴ群集の保全対策につきましては、現在、国におきまして、サンゴ礁保全行動計画策定会議が設置されまして、検討が行われているところであります。本年度末には保全のための行動計画が取りまとめられると伺っておりますので、関係機関とも連携を図りながら、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 非常に危機的な状況でございます。失われてからでは遅いわけでございますので、ぜひ積極的な対応をまた具体的にお願ひしたいと思ひます。

別の視点から、その価値についてお伺ひいたします。スキューバダイビングについてであります。宮崎は沖縄と並びまして、スキューバダイビングの適地とされております。観光コンベンション協会のホームページ、旬ナビでございますが、ここを見ますと、スキューバダイビングについて、「温暖な宮崎では1年中がダイビングシーズン。特に西から北へ風が吹く11月から3月頃は透明度15m～20mと高くオススメ。熱帯と温帯の中間に位置する宮崎では、ソフトコーラルとハードコーラル——コーラルはサンゴのことですが——が混在し、ハマチ、ブリ、ウミガメなどの回遊魚から美しい熱帯魚までが揃う独特の環境」というふうに書いてございます。この旬ナビのトップページには、マリンスポーツパラダイスみやざきというふうにうたつてあるわけなんです。

私は以前、観光業で働いておりました。例えばサーフィンなんていうのは、今でこそ観光素材と言われていますが、当時はまだまだ「ホテルに泊まって、バスに乗って、お土産を買ってくる人がお客さん」といったようなイメージ

が大変強い時代でございました。そういった中でシーガイアの破綻があり、そしてまた、宮崎にしかないものが見直されてくる中で、マリンスポーツもこのように見直されてきていると考えますが、その価値と観光振興への今後の活用について、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県は、サーフィンを初めとするマリンスポーツを生かした観光振興に取り組んでいるところでございますが、スキューバダイビングにつきましても、これまで、地元自治体や受け入れ団体と連携しまして、本県のすぐれたダイビング環境の全国への情報発信等に努めてきたところでございます。本県の海は、国内最大規模と言われるオオスリバチサンゴなどのサンゴ群集、さらには多くの魚種等に恵まれておりまして、サーフィンだけでなく、スキューバダイビングの適地でもあると考えております。今後とも、この貴重な資源を生かし、また環境保護にも十分留意しながら、本県の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 この問題、ありがとうございます。

最後に、知事にお伺ひいたします。きょうは、このようにサンゴの危機的な状況とその価値についていろいろ議論してまいりました。知事、森と異なって、海の中はふだんの暮らしではのぞくことができません。そういった意味で、海の中で起こっているサンゴの危機ということ議論してまいりましたが、どのようにお感じになったか、感想をお伺ひしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） サンゴを含めて、海、山の自然の保全というのは非常に重要な課

題だと思っております。これも地球規模の文明的な課題だと思っております。サンゴの白化といったものは、地球の温暖化等々に深くかかわっているのではないかと思っております。我々一人一人が自然を大切にするという気持ちを醸成するとともに、行政に何ができるか、そういったものも今後検討していきたいと考えております。

○武井俊輔議員 ぜひ、またグラスボートにも乗っていただいて、海の底を眺めてお考えいただければと思っております。

最後の質問になりました。この質問は——きょうも来ていますかね——宮崎大学の学生の皆さんと一緒に考えてみました。宮大が木花に移転をしまして20年以上が経過いたしました。宮大の学生さんに話を聞きますと、木花や清武周辺でバイトをし、原付を買って大学と往復しているといったような学生さんもかなり多いようです。せっかく宮崎に出てきても、これでは意味がありませんし、大変残念だなと、私がかねがね思っております。

ちょうどきょうの日経新聞でございますが、25面に中央大学の細野教授が、「地域活性化と関連して産官学連携も重要だ。地域は教材の宝庫なのだから、学生を積極的に地域に出し、学ばせ、愛着を持たせ、誇りを持たせる。若者の目を大都市に向かわせるだけでは、大学にも地域にもあすはない」と述べておられます。今、宮崎でも、中心市街地の「Doまん中モール」や駅前の商店街で学生が活躍するなど、少しずつ新しい動きも出てきてはおります。今回、そういったものを踏まえて、私も応援していきたいという思いもありまして、一緒に質問をつくってきたわけなんです。こういったことを通じて、政治や行政に少しでもかかると

いうことを感じてもらいたいと思っております。

では、質問をいたしてまいります。まず各種審議会についてであります。審議会への大学生など若者の参加について伺います。県は各種審議会を設置しておりますが、例えばこのような審議会への大学生の参加状況はどうか。また、そのようなものに大学生を参加させる意義についてどのようにお考えか、総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 審議会等の委員につきましては、適時、公募等を行いまして、広く県民の皆様に参加を募っているところでございますけれども、現時点で大学生が委員として参加している審議会等はございません。基本的に、審議会等に大学生などの若い人たちが参加をしていただくということは、将来の宮崎県を担ってほしい若者の意見が県行政に反映される機会として、大変有意義であると考えております。県といたしましては、今後も、審議会委員等につきましては、各種のメディアあるいは県庁ホームページ等を活用しまして広報に努めまして、広く県民の皆様からの応募をお願いしたいと考えております。

○武井俊輔議員 今のお話ですが、若者の意見が県行政に反映されるということは有意義だということで、各種メディア、県庁ホームページで広報するというようなんですが、重ねて総務部長に伺ってまいります。広報は今でもやっていますね。やっていますし、ホームページなんかでも今でもやっています。ただ、有意義と考えつつも、対応的には余り今までと変わらないということ、そして現状は一人もいないということでございますから、結局は、このままだと、多分、状況は何も変わらずに推移して

いくんだらうなという感じがいたします。もう一度ぜひ御検討いただきたいんですが、例えば大学の掲示板に張り出すとか、学食や生協にチラシを置くとか、また大学生以外でも、若い社員が多い会社とかそういうところに、こういうものに参加しませんかというお願いをしていくとか、何かこちらからそういったものに一步アプローチしていくということが大事ではないかと考えますが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（山下健次君） 先ほど、現在、審議会の委員にはいないというふうに申し上げましたが、応募も20歳代の方からはございません。結果として、選定された審議会の委員等もないわけでございます。そういった中で、委員公募に当たりましては、年齢の上限を設けずに幅広く募集をしております、県といたしましては、青年層から高齢者層まで応募していただきまして御意見をいただくということが大事でございます。御指摘のありました大学生へのアプローチ、この取り組みにつきましては、特に若い世代の御意見を伺いたい、こういったときにはケース・バイ・ケースで考えてまいりたいと思います。現実、今どういった方法で広報をやっているかといいますと、先ほどホームページなり、あるいは各種メディアというふうに申し上げましたが、そのほかに、リーフレット等も図書館なり、あるいは芸術劇場なり、市町村、こういったところにお配りしております。その中に、議員御指摘のような配付先も含むということは検討してまいりたい、こういうふうに思います。

○武井俊輔議員 いろいろな審議会に、私も勤めているときにいろいろと出ていたんですけれども、確かに公募というのは難しくて、応募してくる方というのは、大体いつも同じような方

がきたりとか、どうしても平日の昼間にあることが——それも改善していかなければいけないとは思いますが——どうしてもそういった意味で、時間がある方に限られてしまっているところがあるのではないかなと思うんです。こういったことというのは、こういった形でいろんな審議会なんかにかかわることができれば、例えば勉強、卒論とかも書いたりするわけですから、そういった意味でもプラスになる部分もあるでしょうから、そういったあり方、また時間とか、そういったものを含めていろいろと検討していただきたいと思っております。

続いて、大学コンソーシアム宮崎事業について、県民政策部長にお伺いいたします。

これは県から約200万程度補助金を出して、高等教育コンソーシアム宮崎というものが各大学なんかで設立されているわけですが、これは、県の高等教育機関がお互いに連携をし、単位の互換とかいったようなものも含めて連携・協力をするというものであります。非常に目的はいいんですけれども、いろいろ聞いても、「何や、それ」という話で、なかなか存在が知られておりません。講演会とか、そういうのもいろいろやっているんですが、もう少し、例えば事業計画にも学生を参画させるとか、そういったような形であり方を見直して、より学生にとって有意義なものにしていくべきではないかと考えますが、県民政策部長の見解を求めます。

○県民政策部長（高山幹男君） 高等教育コンソーシアム宮崎は、今の御質問にもございましたように、県内の大学、短大等の高等教育機関で構成されておまして、相互の連携とか協力、そして産業界とか地域社会との連携を密にして、高等教育全体の機能向上を図ろうという

ことを目的としてつくられているものでございます。このコンソーシアムにおきましては、単位互換でありますとか、県内企業、行政機関でのインターンシップ事業——これはもちろん大学生が参加していただくこととなりますけれども——それとかゼミナール、研修会の開催など、学生を対象とする事業にも取り組んでおりまして、これらの活動に対しまして、県からも支援を行っているというところであります。県といたしましては、この組織の特別会員でもありますので、今後とも、コンソーシアムの自主的な活動が活性化いたしまして、高等教育環境の魅力アップが図られますよう、学生の事業参画も含めまして、提案、支援等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 思い返しますと、知事と私は、今から6～7年ぐらい前ですか、大学のトイレかどこかで出会ったのが最初だったんじゃないかと思っております。いろいろと学生とかかわって感じますのは、宮崎でも地域活動を一生懸命やりたいと思う人というのは結構多いんです。ただ、なかなか宮大が遠いとかいうのもあって、きっかけもないというところもあるんですが、それでもやっている人は結構多いということもあります。ただ、多いんですけど、活動をしている方で結構共通しているのは、県外から来て宮崎に住んでいる人が意外と多いなというのを感じております。そういう意味で、せっかくこういう御縁があつて宮崎の大学に来て頑張っている方はいっぱいいますし、私は、こういった学生に少しでも宮崎に残って頑張ってもらいたいと思っております。

最後に一点、知事に御所見を伺いたと思いますが、今の宮崎の大学生にどういったイメージを持っていらっしゃるか、そして、きょうも

来ていますが、どうあつてほしいかということを知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先ほど来、議論の対象になっておりますコンソーシアムですけれども、私も何回か講義をさせていただきました。学生が100人ぐらい集まっていたけれども、どの学生も意欲満々に講義を受けていらっしゃるような印象を受けております。また、先般、宮崎大学の学生さんでしたか、宮崎県の財政白書というものをお出しになりました。私も読ませていただきましたが、学生にしてはすばらしい研究発表だったんじゃないかなと。こういう若い方が県の行政や政治に関心を持っていただく、興味を持っていただく、あるいは参画していただく、そういった行動をしていかなきゃいけない、そういった呼び込みをしていかなきゃいけないんじゃないかと私は思っています。私が行政に携わらせていただいている役割の一つとして、若い人たち、特に今まで行政、政治に関心のなかった方たちに興味を持っていただくという、そういったポリシーでも行動、活動させていただいています。今後とも、若い人たちが特に行政、政治に関心を持てるような、そういった魅力ある行政、政治でありたいし、そういったものをどんどん、あらゆるメディアを通じて発信していきたいと考えております。

○武井俊輔議員 私も知事と全く同感であります。私も選挙のときは、学生が政治家になりたいと思ってもらえるような議員になりたいということなんかも、ずっと訴えてまいりました。そういった意味で、少しでも我々のほうからも近づいていって、より関心を持てもらえるような、そういう社会、宮崎づくりをしていきたいと思っております。

平成21年 6月17日（水）

冒頭でも述べてまいりましたが、岩切章太郎の言うナズナの花のような宮崎を、皆様と一緒につくってまいりたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時56分散会

6月18日（木）

平成 21 年 6 月 18 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部次長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 労働委員会会長代理 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 加藤裕彦 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 村田綜 太田英夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長 補佐 議事担当 主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 知事報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。この際、知事より、新型インフルエンザ患者の発生について報告したい旨の申し出がありますので、特に知事の発言を許します。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 貴重なお時間をいただきまして、県議会を初め県民の皆様にお報告を申し上げたいと存じます。

昨日、17日午後11時、県内で最初の新型インフルエンザの患者1名の発生が確認されました。症状は軽く、快方に向かっているとのことですが、患者さんが一日も早く回復されますようお祈りいたします。

県といたしましては、先ほど対策本部会議を開催し、県民の皆様には外出や事業活動の行動自粛は行わないこととし、引き続き、関係機関と十分連携して対策に当たることを決定したところであります。

県民の皆様におかれましては、正確な情報に基づき、冷静な対応をお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

◎ 一般質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。まず、鳥飼謙二議員。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。ただいま知事から、新型インフルエンザの患者さんの発生について御報告がございました。一日も早い御回復をお祈りいたしますとともに、知事以下県職員の皆さん方の御苦勞に感謝申し上げます。とりわけ健康増進課を初

め保健所、関係機関の皆さん方のこの間の御苦勞に心から感謝申し上げたいというふうに思っております。私も家に帰りましたら、これまで健康増進課、関係機関からありましたように、まず手を洗う。手を洗うのも、蛇口をひねりまして、石けんをとりまして泡立てる。そして指の間を、そしてこっちも洗う。親指を洗うんですね。で、つめを洗う。そして手首を洗うというようなことを実行して、そしてうがいをするというところでしているんですけども、やはり、それでも風邪を引くときは風邪を引きます。しかし、この新型インフルエンザ、十分注意をしていかななくてはならないというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

5月29日、総額15兆円を超える国の2009年度補正予算が成立いたしました。過去最大の当初予算88兆5,000億円の執行効果を見定めることなく、4月27日に国会に提出され、1カ月で3分の2条項を使って成立したものであります。これは、政府みずから当初予算の欠陥を認めて、総選挙対策向けのばらまき支出を盛り込んだものではないかと、各方面から批判が上がっているところでございます。今日の危機的な経済状況をもたらした、小泉・竹中路線の破綻に対する真摯な反省からスタートすべきではないかと思うのでございます。ワイズ・スペンディングとは名ばかりで、底力発揮・21世紀型インフラ整備と称してこれまで抑制してきた従来型の大型公共事業の大盤振る舞いやアニメセンターの建設、公共交通事業会社から極めて不評のマイカー高速割引、需要の先食いと言われるエコカーや省エネ家電の買いかえなど、一部評価ができる雇用調整金の積み増しや職業訓練・生

活支援などを除くと、不要不急と見られる補正予算となっていると思うのでございますが、知事はどのように評価をしておられるのか、お尋ねをいたします。

後は質問者席から質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

昨年来の世界的な金融・経済危機に対応するため、国におかれましては景気・雇用対策が切れ目なく講じられており、ことしの4月10日に決定された経済危機対策についても、平成21年度補正予算(第1号)により、その対策を実施に移すために必要な経費として、雇用確保や生活支援、地域活性化のための交付金などが措置されているところであります。本県のように自主財源が少ない地方自治体において、雇用の維持や一刻も早い県内経済の回復を図っていくためには、大変貴重な財政措置であると思っておりますが、交付金の中には地域の実情に十分対応できていないものも見受けられることから、先般取りまとめました国に対する「みやぎきの提案・要望」においても、事業の要件緩和や期間の延長など、交付金を有効に活用するための提案を行ったところであります。今後とも、国の事業の活用を図りながら、本県の経済・雇用情勢に合わせ、きめ細かな対応ができるよう、本県経済を回復から成長の軌道へ乗せていくための効果的な事業についての予算化を図ってまいりたいと考えております。 [降壇]

○鳥飼謙二議員 今、知事から御答弁ございましたけれども、一定の評価をするということのようでございます。宮崎県としましたら、背に腹はかえられないというところもあるのかもしれませんが、きのうの党首討論にありました

ように、極めて不評の補正予算ではないかなというふうに思っております。50近い基金をつくるというようなことで、そういう意味では、きのうの民主党と総理大臣の党首討論にもございましたけれども、我が党も含めまして、やはりこれはばらまきではないかと、厳しい批判をしているところでございます。追加経済対策だということで、国の予算に安易につき合う必要はない。これまで国の意向に沿って、後に地方交付税として措置するからと公共事業を実施した結果、9,000億円もの県債の山となっているのではないかなというふうに思っております。確かに便利ではあるが、果たしてこれが必要なのかというものが県内にもございます。今回、補正予算の対応に当たっては、しっかりと精査をいただいたと思うのでございますけれども、この点については、きのう一定の議論がされたので、省いておきたいと思っております。

それでは次に、知事の退職金について。きのういろいろとございました。任期は2007年の1月23日から2011年、再来年の1月22日までとなっております。任期を終了いたしますと、退職手当約4,000万円が支給されるわけでございます。きのうの答弁では、「県民満足度の評価が困難、厳しい行財政、各県の状況などを考慮した政治判断である」というふうに答弁をしておられます。これまで2年間、2年と少し知事職をしてこられたわけでございますけれども、それでは、2年間をどのように今評価をしておられるのかなというふうな感じがいたすわけでございますけど……。その前に、2年2カ月前の2007年2月議会の代表質問、自民党の亡くなりました永友一美議員の代表質問がございまして、非常にマスコミの注目を浴びて、知事も決意を込めて答弁をされたというふうに思ってお

りますけれども、永友議員は知事の政治姿勢、議会との関係、そういうことについて質問をされておられまして、それに対しまして知事は、「ただいまの永友一美議員の、「イチミ」というだけあって非常にスパイスのきいた御質問です」というようなお答えをしておられましたね。私はここにおりませんでしたけれども、これはどうしたお答えなのかなというような気がしたことを覚えております。

一括方式でないということで、一問一答ということについていろいろございまして、この中でも「20問以上の質問があったと思うんです。それにお答えするのも大変でございしますが、一生懸命頑張らせていただきたいと思います。覚えていらっしゃるでしょうか、1問目。まず、議会への対応についてであります」というふうに答弁をしておられるんです。この中で、この議会での議論を、フレキシブルな闊達とした議論ができるんじゃないかと、一問一答のほうがですね。そういうふうにお答えをいただいております。私どもも議会の中で議論をしまして、このような質問者席を設けると、これは議会改革の象徴であると思っております。そして、一問一答についてはほぼ定着をしてくている。ただ、ここを使用してというのは、まだ定着をしてくいていない部分もございまして。そういうふうには思いますと、この間、知事のこのとき言われておりましたフレキシブルな闊達とした議論が展開されているというふうに思っておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） この2年間、議会での議員の方々との質疑応答、一般質問と代表質問等々の答弁、そういったものを今思い起こすに、私はその前の過去を議事録でしか読むこと

ができないんですが、私としては、闊達でより躍動的な議論ができていないのではないかと考えております。

○鳥飼謙二議員 そのようになっているのではないかとということですが、この間に、知事もそこに答弁書を持っておられると思いますけれども、かなりの苦勞を職員の方がしておられるんです。我々も職員の方に配慮するという面もございまして、やはり、まだまだ知事がその当時言っておられたような議論には到達していないんじゃないかなというふうに思っております。これは今後の私どもと知事との間での課題ということで残しておきたいというふうに思っております。

それから、知事マニフェストというのがございますが、それによりますと、「知事の退職金に県民の満足度を元に一定比率を返納する能力主義制度（出来高制）を導入」「知事の高額退職金削減」等というふうに書いてございます。満足度測定による出来高払いが困難とのこととございまして、どういう理由からそういうふうに判断をされたのか、それについてお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 県民満足度という数字が、公正で客観性の高い、また妥当性のある手法、基準となるべき数値を導き出すことが困難であること、これは支持率であるのか、マニフェストの達成度の客観的な点数なのか。その点数を出すのは一体どこの組織なのか、団体なのか。そういったもの、そういった公正で客観的な数字が非常に出しづらい、困難であるということの結論に至ったわけとございまして。そして、退職金としては見直すというのが前提でございまして、どういったように見直すかということをお尋ねしたところ、半額ということをお

治判断させていただいたところですが、その理由につきましては、きのうの議会でも答弁させていただいたとおりでございます。

○鳥飼謙二議員 いろいろと理由を言われましたけれども、なぜ今なのかということになるわけですね。後で質問いたしますけれども、知事が国政に転出するのではないかという議論も、やはりこの間の知事の言動からきているということは、知事自身もお考えだろうというふうに思っております。ではなぜ今なのかということなんですけれども、結局、出来高払い制の測定が困難とか言われましたけれども、では、マニフェストに掲げたこと自体が間違いであったというふうに思っておられるのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） きんのうも申し上げたと思いますが、この判断は、出来高払いという指標は採用することが困難であるということと断念せざるを得なかったという結論に、2年を経て至ったわけでございます。それに関しては、メディア等も通じて、この議会でも県民の皆様には謝罪をさせていただきたいと思っております。

○鳥飼謙二議員 そもそもマニフェストに掲げること自体が問題であったというようなことだろうというふうに思うんですけれども、1月にございました早稲田大学のマニフェスト検証会、私も行きまして、知事のお話も聞かせていただきましたけれども、ここでは最大級の賛辞を彼らは呈していたというふうに私は受け取った、感じたわけでございます。しかし、彼らではなくて、第三者、大学の教授とか県内にたくさんおられますので、そこの評価、検証を待ってから判断をするということがあっても、マニフェストというものに掲げたわけですから、しかるべきではなかったのかなと思うのでありま

すけれども、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 任期2年の折り返しの時点で、マニフェストというのを検証していただきました。客観的な数値あるいは評価をしていただいたと思っております。その時点で、これはできるもの、明らかにできないものというものが色分けされました。その中に、この出来高制という項目も入ってございました。これは4年の任期が終わっても、客観的な数字というのはなかなか出づらいつらいという結論にその時点で至ったものですから、見直しを前提とさせていただいておりますので、早い段階で、私のこの見直しの姿勢というものを県民の皆様にお知らせする必要があったということでございます。

○鳥飼謙二議員 早稲田大学の検証会、これを受けてということなんですけれども、早稲田大学だけがこれを検証するものではないと思うんですね。やはり県民が検証していくことが必要だと思うんですけれども、そこは、私も、県民もそう思っているんですけれども、それだけで知事が判断をされるというのはいかがなものかなと、ここはもうあとは聞きませんけれども、そんなふうに思っております。そこで、2年間、もう2年5カ月になりましたけれども、どのように評価をしておられるのかについてお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 就任以来、行財政改革や職員の意識改革を初めとする県政改革を着実に進めさせていただきながら、災害時安心基金の創設や乳幼児医療費の助成対象の拡大など、県民の安全・安心な暮らしを守る施策に力を入れてきたつもりでございます。また、本県を積極的にPRすることにより、宮崎牛や地鶏、マンゴーなどすぐれた県産品のブランド力を高めるとともに、県外からの観光客数も増加する

など、「宮崎」の存在感を高めることができたものと考えております。このほか、地方分権の必要性や直轄負担金の問題など、さまざまな事柄に関して、いわば地方の代表として中央に訴えてまいりました。このように、私は宮崎県知事として、本県の浮揚と発展を第一に考え、全力で努めてまいりましたが、その結果、一定の成果は得られているのではないかと考えております。しかしながら、昨年来の世界的な金融・経済危機の影響を受けまして、本県の経済・雇用情勢が依然として厳しい状況にありますことから、医師の確保や中山間地域の活性化など、引き続き積極的に取り組んでいかなければならない課題も多いと感じているところであります。

○鳥飼謙二議員 これは、宮崎日日新聞1月23日の「東国原県政3年目」という記事でございますけれども、その中には非常に厳しい意見が出されています。「広告塔としての功績は非常に大きいですが、内政面では知事が興味を持つ範囲が狭いのではないか」、いかにも厳し過ぎるなど、私どももそんなふうに思いますけれども、実際そういうふうを受け取っておられる方もいるようでございます。そこで、1年7カ月について残しておられるわけですけれども、先ほどいろいろ理由が挙げられました。これを省くことといたしまして、マニフェストの中でセットとなっております知事の多選自粛条例、これを提出されなかったのはなぜなのか、このことについてお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、同一人物が権限が集中する知事の職に長く在任することは、行政のマンネリ化、硬直化を招き、権力の腐敗や独善的な県政運営などの弊害が生じるおそれがあると考えております。マニフェストにおい

て多選自粛を掲げたところでありますが、この県民の皆様とのお約束である多選自粛については、前知事が議会で否決されたこともあり——ちなみに前知事の退職金の減額に関する条例は可決されましたが——この多選自粛については、条例化するまでもなく、自分で律するべきものと考えております。現在、私自身は1期目の任期を折り返したところでありますので、まずは与えられた任期の一日一日を誠心誠意、県政運営に努めてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 全国の知事にもいろいろおられますが、鳥取県の片山知事という方がおられます。彼は2期されまして、副知事の先輩だろうと思うんですけども、非常に潔いといえますか、かなりの実績も残された。そして、今も極めて辛口の評論といえますか、議論を展開しておられます。この条例を出すからどうこうということではないんですけれども、セットとして出してマニフェストに挙げておられるわけですから、これはやはりそのように対応されるべきではないかというふうに思いますので、指摘をしておきたいと思います。

それから次に、知事の県外出張について。東京のテレビ番組等への出演についてなんですけれども、知事の週末・祝日の上京は恒例となりまして、余りうわさにも上らなくなりました。しかし、やはり宮崎にいて県民や職員の声を聞き、宮崎の地で悩みながら県政の課題に取り組んでいただきたいと思っているのは、私だけではないでしょう。そこで、昨年度は公務と政務で何日県外に行かれていますのか、その日にちと、月平均にすると何日程度となるのかお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 県外への出張であります。県内で行事や打ち合わせをしてから県

外に行く日もありますし、逆に、県外から帰って、そのまま県内での業務をこなす場合も数多くあります。そういう前提で申し上げます。昨年度は、公務出張が79日、月平均で6.6日、政務活動が59日、月平均で4.9日となっております。合計では138日、月平均では11.5日であります。なお、常々申し上げておりますとおり、スケジュールは公務優先で調整しております。昨年度は公務で48日、政務活動で46日、宮崎を終日——丸一日ですね——不在にしましたが、政務活動はすべて休日や夏季の休暇を利用したものであります。また、政務活動であっても、宮崎を積極的にPRするという姿勢は貫かせていただいているところです。ちなみに、これは基準となるかどうかわかりませんが、毎月8日程度の土日の休みがあるということを考えますと、その日、休日以内で公務・政務の県外丸々の出張をこなしていると、それに充てているという御理解をいただければと思っています。

○鳥飼謙二議員 そのような日にちをおっしゃられましたが、それでは、ことしの4月と5月についてお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 4月、5月は、全国知事会や企業訪問などの公務出張が11日、ゴールデンウィークもありました、土日や祝日などを利用した政務活動が16日で、合計で27日、4月、5月、2カ月で27日であります。なお、県外に参りました27日のうち、15日間は終日宮崎を不在にしましたが、5日間は公務出張で、残り10日間は休日を利用した政務活動であります。

○鳥飼謙二議員 5月は半分近く、公務・政務合わせて県外に行っておられる。知事のお答えをお聞きしますと、土日や祝日だからというような理由だろうというふうに思いますけれど

も、部下は土日でも仕事をやっているんですね。私はもう今回聞きませんが、かわいそうぐらい職員というのは対応しているのか、仕事をしているような感じがしまして、これ以上の職員削減はもう困難じゃないかというふうに思うぐらいで、担当の方には常々そういうふうなお話をしております。必要な分については出ていただいて結構なんですけれども、ぜひ自粛をしていただきたいというふうに思うのでございます。知事も昨年でしたか、年の初めにお会いしたときには、「自粛をします」というふうに言っておられたようなんですけれども、その点についてお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 県外の出張を自粛しろということと理解して申し上げます。県外の公務での出張は、いたし方ないとしまして、政務での県外出張を自粛しろという意味だと承ってお答えいたしますが、先ほども申し上げましたとおり、休日内、県民の皆様の御理解が得られる内と判断しての出張でございます。また、その出張に関しては、政務、メディアの取材であつたり講演会であっても、必ず宮崎をPRする。そのために移住や観光や企業やそういったものの立地をお願いしているところでございますので、必ずしも政務であることが無駄だということにはつながらないと、私は理解しております。

○鳥飼謙二議員 私どもとしましたら、お笑い番組とかそういうところは控えてくださいよということでございますので、ぜひよろしく願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、次に行きます。本県の地域医療についてでございます。

ことし4月4日午後7時ごろ、日向市日知屋

の市道で、心臓の急病で心肺停止になった門川町の男性が死亡するという痛ましい事件が起きました。お聞きしますと、午後7時40分ごろに日向市消防局に119番通報があり、8分後に救急隊が現場に到着。直ちに心肺停止状態の患者に除細動を実施しながら受け入れ病院を探しましたが、要請した7病院が受け入れできず、結局1時間10分後に旧東郷町の日向市立東郷病院に搬送され、18分後に死亡が確認されたという、本当に気の毒で痛ましい事件でありました。小泉内閣が進めた構造改革による市場経済万能・規制緩和路線は、富の格差や中央と地方の格差となりまして、社会保障費の2,200億円カットとなって地方を襲い、命と健康までも脅かしています。このような事件を二度と繰り返してはならないと思うのでありますが、その背景と今後の対応について、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、本事案の発生を受けて、原因や今後の改善策等について、圏域内の市町村や消防本部、医療機関等と協議を行うため、日向入郷地域救急医療協議会を開催したところであります。協議会におきましては、医師の確保や消防機関と医療機関のさらなる連携強化の必要性など、さまざまな意見が出たところであります。県としては、医師不足により、地域の救急医療体制が手薄になっていたことが最も大きな原因であると考えております。今後は、消防機関と医療機関の連携の強化に向けた取り組みを進めるとともに、地域の医療を担う医師の確保に、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、医師自体は全国的にはふえてるんですね。数字、ここに書いておるのは省きますけれども、しかし、それでも県病院など

の拠点病院で医師が不足する理由は、新臨床研修医制度、医療の高度化、患者の高齢化・複雑化、医療の不確実性への理解不足など、さまざまであるというふうに思いますけれども、本県が抱える問題点について、知事はどう認識してこのことに対応しようとしておられるのか、お尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 県民の皆様が、必要なときに適切な医療を受けられる体制を確保することは、大変重要な課題であると認識しております。しかしながら、平成16年度からの新医師臨床研修制度の導入を契機として、地域の中核的病院から医師が引き揚げられるなど、医師不足が深刻化しているところであります。こうした状況が、救急医療を初め僻地医療や小児医療など、地域の医療提供体制を確保する上で、重大な影響を及ぼしていると考えております。このため、医師確保を初め救急医療や僻地医療の充実など、各種施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 国に対しても、これまで要望してまいりますということですから、それなりのももやっていただくといまして、本県でできることはないかということが非常に大事ではないか。県内医療の底上げに向けて、県が取り組んでおられると思っておりますけれども、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 地域医療の充実を図る上で、何よりも医師確保が重要な問題だと考えております。このため、県におきましては、医師修学資金貸与制度や医師派遣システム等による医師の養成確保に加え、特に小児科医の確保を図るための小児科専門医育成確保事業にも取り組んでおります。また、本年度から、女性

医師の離職防止や復職支援も実施しているところでもあります。さらに、医師不足は全国的な課題でもありますことから、国に対して、医師確保対策の強化を強く要望しているところでもあります。今後とも、市町村や県医師会、宮崎大学等の関係機関と連携を図りながら、医療体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、宮崎大学で地域医療の総合医を育てようということで、セミナーの記事が、これは宮日の記事なんですけれども、きょう出ておりました。知事もきのう記者会見で遅かったので、見る暇がなかったと思いますが、具体的に取り組みがこうやって進んでおります。せんだって、池ノ上医学部長にもお会いして、また、県医師会の皆さん方とも話を聞きながら、この地域医療学講座、いわゆる寄附講座の開設について、宮崎大学から要請が来ているというふうに思ひます。この基本構想によりますと、医師不足の中で、医師偏在というのもあるわけがございますけれども、この中で「地域医療を支える公的医療機関を初め地域中核医療機関の勤務医が減少している。この現状に対処するために、宮崎県の寄附をもとに地域医療学講座を開設する。この講座では、宮崎県の医療実態を疫学的に分析し、医師の適正配置の研究や地域医療学の教育を実施し、さらには、本学地域枠推薦入学者や自治医科大学義務年限修了者等の受け皿となり、各自のキャリアアップを担保しつつ宮崎県の地域医療実態に応じた医師派遣の実現を図る」というふうに書いてございます。

お配りしてないんですけども、ケラー・

ホワイト、アメリカの医学者でございますけれども、1,000人の人が1年間に何らかの身体のごあいが悪いと感じる比率は75%、750人、そしてそのうち250人が総合医——ゼネラル医ということですね——の診察で事足り、そのうちわずか2%の15人が専門医の治療を要すると指摘しています。ですから、神の手と言われる人たちは、なくてはならないわけですが、それだけ比率が少ないということでございます。同じく、アメリカのバーバラ・スターフィールドという学者は、患者の75%から80%は1次医療で対応が可能であると指摘しているわけでございます。1次医療にかかわるいわゆる総合医の存在が、いかに重要であるかということでもあります。宮崎大学から地域医療学講座の開設に要請が出ておりますけれども、積極的に支援をしていくべきではないかというふうに思ひますので、知事にお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 宮崎大学の地域医療学講座は、本県の地域医療を担う医師の養成を目的に、本県の医療実態に関する研究や学生に対する地域医療学の教育を実施するとともに、自治医科大学卒業医師や宮崎大学の地域枠、地域特別枠の卒業医師等を受け入れ、医師のキャリアアップの支援等を行うというものであります。また、将来的には、この講座で養成した医師を地域の中核病院等に派遣するという効果も期待できると伺っております。医師不足が深刻化する中、宮崎大学においては、本県における地域医療の充実に図るため、講座開設に取り組まれているところでもありますので、引き続き大学側と協議を行いながら、県としての役割のあり方を含め、検討してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 ぜひお願ひを申し上げたいと

思います。やはり信頼と連携、これが非常に大事だというふうに思っております。ちょっと1つ2つ例を申し上げたいと思いますが、日南市で救急医療が8月から、3時間ですけれども始まる。去年、私どもは地方を回りまして、市郡の医師会の皆さんとお話をしました。「私たちはもう1次はやらないかんと考えているんですよ」「日・祝日しかやっていませんでしたので、平日もやらないかんと考えていますよ。しかし市役所が取り合ってくれない」、簡単に言えばそういうことです。今度は市長さんのほうに申し入れといいますか、こういう地域医療の問題について聞きましたら、「いや、医師会はやる気がないと思いますので」というようなことを担当の方が言われるわけです。ですから、地域の医療をよくしたいと思ってるのに、それがうまくかみ合っていない、連携がされていないというのが、信頼がない一つの例ではないかというふうに思います。この間、厚生常任委員会で県立延岡病院に行ったとき——私は行ってないんですけども、又聞きなんですけど——お聞きしましたら——延岡市が開業医に何百万か支援をします。新規開業、きのう質問に出ましたけれども、いろんな施策を打ち出した。延岡市にも県病院にも私ども行って、「延岡市、もうちょっと頑張ってください」ということで申し入れをしてまいりましたけれども、それを新聞で病院長は見たと。これもやはり、お互いどうにかしなくちゃならないと思ってるのに、何か連携がうまくいっていないといえますか、そこを聞いて、もっともっと連携を十分とって、お互いが信頼をしていくことが大事ではないかというふうに思っています。ですから、先ほどの宮大の地域医療学講座についても、ぜひ宮崎県と宮崎大学の信頼関係、連携を

しっかりとっていただきたいというふうに思います。そのほかにもございますが、あとは省略させていただきますけれども、宮崎県だけが出さなくてもいいんですよ。市長会もあるし、町村会もあるし、医師会もあるわけですから、多くの人たちがかかわってそういう講座ができていくということで、認識も変わっていく、県民の意識も変わっていく、医師の意識も変わっていくということですから、ぜひその旗を振っていく、先頭で振っていただきたい、これは知事をお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に行きます。国際音楽祭についてでございます。

第14回宮崎国際音楽祭は、5つのメインプログラム、9つのスペシャルプログラム、3つの教育プログラムなどの演目で、5月5日から19日間にわたってメディキット県民文化センターを中心にして開かれ、延べ5万6,000人の聴衆に多くの感動を残して23日に閉幕しました。私も5月5日に橋通りで開かれたストリート音楽祭に妻と自転車で出かけ、会場を歩き回り、橋通りのど真ん中に準備されたいすに座って、時々ビルの谷間から宮崎の青い空を見上げながら、バイオリンの徳永二男さんやバンドネオンの京谷弘司さんらが奏でるリベルタンゴなどをうっとり聞いて楽しんだのでございます。また、17日のメインプログラム4「ウィーンの栄光」では、世界的指揮者シャルル・デュトワさんの100人を超す大編成オーケストラによって奏でられる「フィガロの結婚」序曲やマーラーの交響曲第1番「巨人」のすばらしい迫力に圧倒され、今でもその余韻を感じるほどでございます。知事も15日のスペシャルプログラム3「ウィーンの森」でベートーヴェンの「皇帝」

などを鑑賞されたとのことですが、いかがでしたでしょうか、御感想をお聞きいたします。

○知事（東国原英夫君） ことしの音楽祭もシャルル・デュトワ氏を芸術監督としてお迎えしまして、バイオリニストの徳永二男さんなど、世界を代表する音楽家に参加していただき、プログラムも例年になく多くのなじみ深い定番の曲が並べられておりまして、好評のうちに終了することができたと思います。私が鑑賞いたしました「演奏会3 ウィーンの森」では、ブラームスの代表作の一つであります交響曲第4番が演奏されましたが、総勢80名にも及ぶオーケストラの迫力ある響きに圧倒されまして、音楽のすばらしさを改めて痛感した次第でございます。

○鳥飼謙二議員 この国際音楽祭が節目を迎えるとして、「宮崎国際音楽祭を考える懇談会」が始まりました。県民から広く意見を得て、今後の運営の方向を検討するとしておられますが、県はこの音楽祭を県政においてどう位置づけ、これまでの音楽祭をどのように総括し、今後どう発展させたいと思っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 平成8年3月に創設した宮崎国際音楽祭につきましては、同年に策定した「宮崎県文化振興ビジョン」において、「文化の鑑賞・発表機会の拡充」という基本方針の中で、文化振興の拠点である県立芸術劇場の核となる事業として位置づけ、以来、一貫して県の文化振興の主要な施策として取り組ませていただいたところであります。これまで14回の音楽祭を通じて、宮崎において、質の高いクラシック音楽を鑑賞する貴重な機会を県民の皆様提供するとともに、アジアを代表する音楽祭を目指して、宮崎から情報発信してまいりま

したが、今や演奏家やマスコミからも「日本を代表する音楽祭の一つである」との評価をいただきまして、本県のイメージアップや県民の誇りの醸成に寄与しているものと考えております。今後も、宮崎が誇る文化のビッグイベントとして、工夫を加えながら、さらに発展させてまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 6月9日、もう過ぎましたけれども、NHKBS第2でザルツブルク音楽祭——これはモーツァルトの非常に有名な音楽祭だそう——に並んでこの国際音楽祭が放映されるということで、知事が言われたように、非常にすばらしい音楽祭に発展してきたというふうに思いますので、ぜひこの国際音楽祭を考える懇談会についても、県としての考え方を示して、そして県民の意見をお聞きするというのをやっていただきたいというふうに思っております。

それから、この財団なんですけれども、同財団は、県が主体となって設立したものでございますけれども、指定管理者制度というのが導入されました。これをなぜ導入されたのかというのが、いまいち私、まだひっかかっております。これについてお尋ねをしますとともに、この間、5億9,400万円をかけて大規模改修がこの間行われてまいりましたけれども、民間の財団というふうな位置づけであるとするならば、なぜ同財団が2分の1の2億9,700万円を支出しているのか、法的根拠とあわせてお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 指定管理者制度というのは、御案内のように、平成15年6月の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とし

て創設されたものであります。県におきましても、平成18年4月から当制度を導入したところではありますが、導入に先立ちまして、「公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針」というものを定めさせていただきまして、既に管理委託を行っている公の施設については、原則として指定管理者制度を導入することといたしました。県立芸術劇場につきましては、導入時において、管理委託により適切・円滑な運営が行われていたことから、業務内容等について検討した上で導入することとしたものであります。

また、県立芸術劇場は、平成5年の開館以来、相当の年数が経過しておりまして、改修や修繕を要する設備が増加していることから、施設の安定した運営及び県民の継続的な文化活動に支障を来さないよう、平成19年度から改修を行っております。改修に当たりましては、財団法人宮崎県立芸術劇場に対し、宮崎県立芸術劇場文化事業基金の一部を、改修に必要な財源の一部として活用させていただくよう協力を依頼し、理事会で同意を得たものであります。

○鳥飼謙二議員 この財団、芸術劇場は、県が設立したんです。そして、県の手を離れたとはいっても、やはり県の意味として設立したものの、エコクリーンプラザみやざき、これは今もめていますよね。やはり、これは県の意味としてそういうものをつくってきたわけですから、そういう点に立てば、私は指定管理者制度を導入するという事は理解できないなと思ってるんです。これは、やはり県として、県立芸術劇場財団が、もし指定管理者制度に指定されなかったら、この財団は消滅しますよね。そのような財団なんです。そこはしっかりと頭に入れておいていただきたいと思います。

それから次の、ストリート音楽祭のオープニ

ングセレモニーで、航空自衛隊の戦闘機——練習機と言われる方もおられますが——T4（ドルフィン）が、橘通りの上空300メートルということなのですが、上空を飛びました。音楽祭と戦闘機の組み合わせに、何かそぐわないというような違和感を持った県民も多くいたのではないかと思います。関係者にお聞きしますと、「始まりますよ」という合図のようなもので、花火でもよいしクラッカーでもよかったのだそうです。どうして戦闘機だったのかなというふうに思うのでありますけれども、知事はこのことについてどのように感じられたのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） ストリート音楽祭は、中心市街地商店街を中心とする民間の有志で組織する実行委員会が主催しておられまして、平成18年度から実施されているもので、県民による音楽文化の振興とか文化による地域づくりに、大きく寄与しているものと考えております。具体的なプログラムの内容は、実行委員会が会議を重ねながら決定しているところではありますが、今回の自衛隊機の飛行については、今回のストリート音楽祭に航空自衛隊西部航空音楽隊が参加するということもありまして、オープニングを飾るイベントとして実行委員会が決定されたものと聞いております。実行委員会の決定でありますので、私のほうから言及することはないと思います。感想を求められるのであれば、諸外国等々でよくイベントで航空ショーとかそういったものに飛行機が飛んで彩りを添えるとか、そういった意識で実行委員会がお決めになったことですので、私としては実行委員会の決定に異論はないところでございます。

○鳥飼謙二議員 極めてがっかりですね。「ウィーンの森」を聞いて感動したという人

が、すばらしい組み合わせ、異論はない、ちょっと残念でございますが、次に参ります。

その市民団体がやっておられますストリート音楽祭実行委員会は、宮崎市から補助がなされておりますけれども、資金的には厳しい、苦しい運営を強いられているということでございますが、何らかの支援ができないのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） ストリート音楽祭は、音楽による中心市街地の活性化を目的としておりまして、市民の有志が主体的に企画・運営し、成果を上げていることに大きな意義があるものと認識しております。ストリート音楽祭では、例年、そのステージの一つを宮崎国際音楽祭のスペシャルプログラムと位置づけまして、当国際音楽祭の出演者によるコンサートを実施しているところであります。また、ストリート音楽祭の立ち上げに当たっては、橘通りの交通規制に関する関係機関との協議に協力したり、毎回、県職員の運営ボランティアへの参加について呼びかけを行うなど、側面的な支援を行っているところであります。今後とも、ストリート音楽祭が発展するよう、県といたしましても、可能な限り協力してまいりたいと考えております。

○鳥飼謙二議員 実質的な支援はできないということで、ジェット戦闘機にかわる、花火みたいなものは支援できないのかなというような気がせんでもないですが、次に移ります。

次に、私立学校助成のあり方についてお尋ねいたします。

せんだって、総務政策常任委員会の学校法人宮崎学園——旧宮崎女子高なんですけれども——の視察に地元議員として出席しまして、いろいろとお聞きしまして、非常に少人数教育を

行いたいということで中高一貫校を設立したというようなお話も聞かせていただきました。感心しましたのは、ふすまのあけ閉めやお茶の入れ方など礼儀・作法の実践的な教育、茶道の精神を学ぶ礼法教育でした。今春卒業した大学生に話を聞きましたら、「新鮮ですごくよかったです。2年生の後期から3年生の前期にかけ、10日間の修練教室では、7時半ごろに登校し、決められた先生にお茶を入れたり茶わんを洗ったりしたけれども、いつも話ができない先生たちとも話ができ、よい経験になった」と言っておりました。礼法教育の現場を実際見学しましたが、子供たちは実際はなかなか苦勞していたようでございました。そこで、私立学校への指導・支援の現状について、これは県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 県におきましては、私立学校に対しまして、その自主性を尊重しながら、また、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としまして、私学助成を行っております。その助成につきましては、平成20年度は、私立の高等学校14校、中学校8校、小学校1校、計23校に対しまして約37億円を交付いたしております。そのような補助金を交付している立場から、私立学校振興助成法に基づきまして、補助金の事務処理とか会計処理などについて検査を行いますとともに、私立学校や学校法人の設置等の認可を行っている立場から、学校教育法や私立学校法の遵守について指導を行っているところでございます。

○鳥飼謙二議員 経営の安定と、学校教育法に従っていろんな指導を行っているというようなことですが、今、解雇撤回の訴訟が行われておりまして、学校法人玉城学園都城東高

校では、いわゆる学園紛争と私立学校振興補助金の不適切執行により、学校運営に支障を来しているというふうに思いますので、お尋ねをいたします。まず、学園紛争のほうですけれども、予算にない校舎改築や特待制度の乱発により生じた収入減を、職員の賃金切り下げなどにより補てんした理事者に対して、2006年8月、教職員が組合を結成いたしました。そして翌年2007年3月、連合宮崎に加盟した直後に組合委員長などを解雇したということで、解雇撤回を求めた紛争が始まったのでございます。裁判資料等によりますと、学校幹部の学校私物化と暴走により、学校法人に損害を与え、運営に支障を来しているようであり、極めて問題であるというふうに思うのでございます。2008年7月に、都城東高校での不当労働行為に対して、宮崎労働委員会から懲戒解雇処分の救済命令が出されているようでございますけれども、事件の概要について、労働委員会にお尋ねいたします。

○労働委員会会長代理（村田 綜君） 事件の概要について申し上げます。平成18年に学園側から賞与のカットについての提案がございまして、それを背景に都城東高校には組合が結成されたわけでございます。そして、翌年、19年の3月に、組合幹部の方々4名の懲戒解雇処分がなされました。それを受けまして、19年の4月26日でございますが、組合から不当労働行為救済の申し立てがございました。当委員会といたしましては、調査、審問、合議等を行いまして、結論といたしまして、学校側に不当労働行為に該当するというので、4名の方々の原職復帰、それから懲戒解雇処分の取り消し等の命令を、今年の7月、発したところでございます。以上でございます。

○鳥飼謙二議員 今、不当労働行為であるということで救済命令を出されて、これは宮崎地裁の本庁でも確定をしているようでございます。そこで、この間のいろんな状況がございすけれども、やはり学校側と申しますか理事会が、学校法人に対して、今の理事者の人たちが4,000万近い不利益な行為を行っているのではないかとというようなことで、これは裁判でもいろいろと議論をされているところでございますけれども、補助金を交付している県において、同校に対してどのような指導を行っておられるのか、お尋ねをいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） まず、不当労働行為関係につきましては、救済命令が出まして、最終的に現在、原職復帰等の措置がとられたというふうに聞いております。あと、補助金交付に関しまして、必要がある場合について、一般的に、学校法人から報告を求めまして検査の実施を検討することとしておりまして、都城東高校に関しましても、そのような状況があれば適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○鳥飼謙二議員 今から指導していくということでよろしいのでしょうか。いろいろ聞いてみますと、大変なことをやっておられると。個人に対する慰謝料も、この裁判で理事者の方にあつたんです、出されたんですけれども、そのお金を理事会の学校のほうから出している。そんなでたらめなこともやっているわけです。ですから、補助金から個人的な慰謝料も出しているというようなことも言えまして、告発も今なされて、県警において受理されているようでございますけれども、ぜひ指導する県としても適切な対応をとっていただくようお願いしておきたいというふうに思います。

時間が参りましたので、以上で終わります。
ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき、函師博規です。まず初めに、県内でも新型インフルエンザが確認されました。県当局におかれましては、適切・的確な対応と正確な情報提供を、そして県民の方々には、正確な情報収集と落ちついた言動を強くお願いいたしまして、質問のほうに入らせていただきます。

先般通告しておりました、尾鈴地区大規模土地改良事業と土木事務所の再編成について、順次質問をしてまいります。

まず、尾鈴地区土地改良についてであります。この地域は、お手元の資料のとおり、宮崎県のほぼ中央部に位置し、東は日向灘、西は尾鈴山系に囲まれた、西高東低の緩やかな丘陵地帯であります。また、小丸川と名貫川に挟まれたこの地域は、水田と畑が混在した県下有数の農業地帯でもあります。ここに農業水利確保のため昭和51年から基本調査が開始され、ダムや幹線水路に約290億、末端水路に約100億、総工費約390億円をかけ、畑地かんがい施設整備が進められていることは周知のとおりであります。

この畑かん事業は、「畑作振興を目的とし、畑台地への水源確保をし、計画的な水利用を図ることが、農業生産性の向上と農業経営の安定につながる。さらに整備を進めることは、土地の付加価値を上げることになり、生産者はもとより、これから就農される方々にも大きな魅力になる」といううたい文句にはなっていますが、実際現場に足を運んで、地域の生産者の声に耳を傾けてみますと、事業計画とははるかに乖離した実態が、私のほうには飛び込んできております。地元では事業推進と反対の方々の活

動が激化し、県当局への正確な情報提供を求める声が大きくなっているはずですが。県の適切な指導を求める声が大きくなっているはずですが。また、6月14日の朝日新聞の1面には、全国のダム畑地かんがい水使用率が取り上げられておりました。全国の使用率がたったの26%にとどまっている実態と、県内尾鈴地区で反対運動が展開されている内容が紹介されておったのは、皆さんもごらんになったと思います。

そこで、知事にお伺いいたします。今回の尾鈴地区国営かんがい排水事業及び県営畑地帯総合整備事業により、一体どのような効果があると考えていらっしゃるでしょうか。また、この事業自体をどのように評価されているのかを御答弁ください。

続きまして、土木事務所の再編成についてお伺いいたします。

今定例議会に、土木事務所に関する条例改正案が上程されています。その中で、高鍋土木事務所の定員が半減され、出張所として位置づけられておりますが、事実上は西都土木事務所に統合される案と理解します。その内容について、関係自治体にはどのような過程を経て説明を行い、理解を得た上での上程となっているのかどうか、県土整備部長にお伺いをいたします。

後の質問につきましては、自席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

農業は本県の基幹産業であり、尾鈴地域は県下有数の畑作農業地帯であることから、大変重要な地域であると認識しております。畑作農業の振興を図るためには、水を自由に利用できる生産環境が必要でありまして、事業の導入によ

りまして、収量の増加や品質の向上、新規作物の導入、干ばつや霜による被害の防止などを通じて、収益性の高い農業の実現が可能になると考えております。さらに、農業の持続的な発展を通じて、県土や環境の保全、農村景観の向上などの多面的な機能も維持・増進され、県民の暮らしと命の安全・安心の基礎として、大きな役割を果たすものと考えております。〔降壇〕

○**県土整備部長（山田康夫君）**〔登壇〕 答えいたします。

土木事務所の再編につきましては、これまで行政改革の視点から、限られた人材を有効に活用し、簡素で効率的な組織体制の整備を図るために、再編の必要性、再編する場合のメリット、デメリットなど、さまざまな観点から具体的に検討を行ってまいりました。また、行財政改革大綱2007におきましては、「道路交通網の整備や情報通信技術の進展を踏まえ、3つの地域の土木事務所の統合再編について検討する」とされており、大綱決定に当たっては、県民の方々のさまざまな御意見を反映するため、パブリックコメント等も実施されたところであります。この大綱に基づきまして、当初の統合再編案を作成しまして、平成19年9月から10月にかけて関係市町村等にお示しをしたところ、さまざまな御要望や意見書をいただきました。また、「土木事務所存続に関する請願」がなされ、県議会の採択を受けました。このため、今回の再編案につきましては、行財政改革の視点を踏まえつつ、地元市町村等からの要望や請願採択の趣旨を十分考慮しまして、当初案の設置期間を限定した駐在所にかえて、住民サービスの確保、災害等緊急時の対応が可能な機能を備えた出張所を設置するなど、できる限りの見直しを行いました。この見直し案について、今

回、関係市町村の皆様具体的に説明をさせていただいたところであり、御理解を賜りたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○**図師博規議員** まず、土木事務所再編成について続けます。東児湯5町の首長及び議長は、この再編計画が浮上してから何度となく県庁に足を運び、存続を訴えてこられました。当局もその行動に配慮されてか、折衷案なるものを今回提示されているとも映りますが、結局その案は、現在も東児湯5町に理解をされているとは私は思っておりません。さらに、高鍋土木事務所の存続を求める請願の中には、行政関係者以外にも、商工会や公民館連絡協議会などの地域団体の方々も連名で上げていただいております。それらの団体に対して、何ら理解を得るような働きかけはないまま、現在に至っているのも事実です。条例が提案された今、これ以上の議論を本会議場ですることよりも、委員会審議に期待することといたしまして、昨年12月の定例議会におきまして、串間土木事務所の存続もあわせて、全会一致で御承認いただいた議員各位に大きく期待をし、思いのたけを伝えまして、土木事務所関連の再質は控えさせていただきます。

次の質問に入ります。尾鈴地区大規模土地改良事業について質問をしてみたいです。先ほど、知事の答弁では、尾鈴地域を県下有数の農業地帯と評価され、事業推進に大きく期待をされているという内容の答弁でした。私は地元議員として、日常的に生産者や地域の行政関係者の方々から、さまざまな意見を聞いて確認しております。その一つ一つを質問させていただきます。まず、水源確保のため、青鹿ダムと切原ダムせいろくを利用する内容になってはいますが、ともに大変河川流量が少ない。それにより、雨水もた

める設計となって、今、事業が進んでおります。先日も、環境農林水産常任委員会で切原ダムの調査に行きました。ダムの上部から河川を確認しましたが、あの水量でダムがたまるのには一体どれくらい時間がかかるんだと、心配になったのは私だけではないはずです。青鹿ダムは、貯水量が90万トン、上流域面積は4.9平方キロメートルです。切原ダムの貯水量は、青鹿ダムの倍以上の190万トンであるにもかかわらず、上流域面積は3.1平方キロメートルです。そして、少ない流量を補うために、山を隔てた宮ヶ原川から導水路トンネルを使い、切原ダムに持ってくる計画になっています。しかし、宮ヶ原川も大変小さな川です。水量が少ないんです。県としては、宮ヶ原川からの水量をどの程度期待されているのか、切原ダムにはどの程度の量の水が運ばれるのか確認されていますでしょうか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 宮ヶ原頭首工の河川流量につきましては、国営の事業計画の中で、過去の流量や雨量データに基づき算定されておりまして、事業着手後も定期的な観測を行い、確認がなされていると伺っております。計画では、宮ヶ原頭首工から最大で毎秒約0.5トンを取水し、切原ダムへ送水することとなっております。

○函師博規議員 今の毎秒0.5トンで、切原ダム190万トンが、切原川の貯水と合わせて十分たまるという理解をされているということですね。では、190万トンたまるのには、その2つの川からの貯水で何日間ぐらいかかるか、そのあたりも把握されていますでしょうか、農政水産部長。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 何日かかるかということにつきましては、そのときの雨量と

かいろいろございまして、我々としましては、国が今やっておる関係で、何日かかるかということとはつかんでおりません。

○函師博規議員 この質問に関しましては、事業は、国も県も地元も一体なんです。だから、国だからとか、町だからとか、地元のことから割ってほしくないんです。県としても、ちゃんと情報は収集した上で事業着手していると、そういう責任感を持った答弁をお願いしたいと思います。

わからないという答弁が繰り返されるのは非常に残念です。では続きまして、日ごろから水量が少ない切原川、宮ヶ原川ですが、地元の林業者に確認をしましたところ、地下に浸透している水もかなりあるということです。浸透した水は、木城町方面の小丸川に抜けているのではないかと言われました。地質学で言う帯水層が小丸川方面に向いているということだと推測できるわけです。同じ畑かん用ダムである熊本県の大蘇ダム、御存じですね。ここは水がたまらないダム、底抜けダムとして、最近マスコミに取り上げられました。この切原ダムも、そういう浸透水が多いということで、水がたまらないというおそれはないのでしょうか。県は、切原ダムから小丸川にかけて浸透水がどれだけあるかのボーリング調査のデータを持っていますか、確認されていますか、農政水産部長、お伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 切原ダムの建設に先立ちまして、昭和60年度以降、国が行った調査の結果、ダム建設地は地下水位が高く、漏水等の問題は起こり得ないといったことが確認されていると伺っております。

○函師博規議員 では、ダムはたまるという確信を持って事業を進められていると理解いたし

ます。

では次に、仮にダムに予定どおりの貯水ができたといったしまして、私の手元には、土地改良区を立ち上げる際に使用された事業計画概要表があります。これによりますと、1つの土地改良区の中を7ブロックに分けて、1ブロックごとにローテーションで給水をする計画になっています。つまり、1つのブロックには、7日間に1回しか給水がされないということですね。そして、この給水日量をこの表の中から算出してみますと、1平方メートル当たり、1日につき、たった4リットルしか給水されないという計画になっています。この1日4リットルの給水で、どんな作物の栽培に適しているのか甚だ疑問です。また、この事業計画表の中には、通年通水、つまり1年じゅういつでも水が使えるような内容がうたってあるんです。そもそも、この程度の給水量で就農者が魅力を感じ、積極的に事業に参加したいと思うような——知事の答弁でもありましたが——農業の土地に付加価値となるような、そんな水量、魅力ある水源、水量だというふうを考えていいんでしょうか。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 水利用のお話ですけれども、ローテーション方式と申しますか、ローテーションブロック方式というのが一般的にとられてございまして、いわゆるすべての農地に水を一齐に使用するのではなくて、輪番制による水利用計画をするといったことで、畑地かんがい事業においては、必要水量を算定する場合、一般的にとられている方式でございます。なお、かんがい水量につきましては、国の基準によって算定されたものでございまして、作付されております作物に必要な量が確保されております。また、実際の水利用に当たり

ましては、作付状況や農家の意向に沿った柔軟な水利用が可能となっております。以上です。

○函師博規議員 多分どなたもかみ合っていると思われていないと思いますが、前に進みます。日量4リットルでスプリンクラーを回したとき、一体何時間回せるか、茶農家に聞いてみたんです。そうしたら、節水型のスプリンクラーでも、1平方メートル当たり1時間に1.4リットルの水は必要だと言うんです。つまり、日量4リットルだと、3時間もまけないじゃないですか。茶農家の最盛期には、1日に6時間から7時間ぐらいスプリンクラーを回さなきゃいけないときがあるんです。それでは全然足りないという計算になります。計算上ですね。今、部長の答弁では、利用量は柔軟に対応していただけるという御答弁もありましたので、くれぐれも作付内容で水利用に不公平感が生じないように配慮してくださいね。茶は使っていいけれども、ほかの作物は我慢しなさいとか、同じブロック内でもそういう不公平感がないような、きちっとした御指導をしていただきたいと思います。

では、切原川、宮ヶ原川から畑かんの用水に回した場合、冒頭で言いましたが、ここには水田もかなりの量あるわけです。その水田用水が不足するような事態がないのかどうか。川南には実際、切原ダム建設に反対する農家の期成同盟会があります。これはまさに、水田用水不足に陥ることを懸念している期成同盟会です。この同盟会の方々へ、「水田にもちゃんと水が回るんですよ」というような説明をされているのか。そして、その方々にもちゃんと了解を得た上でこの事業が進んでいるのかどうかを、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 国のほうで策定しております貯留計画では、下流の水田等に影響を与えないように、必要な水量は常に確保されているというふうに伺っております。また、平成8年から関係者への説明を行いまして、平成12年に了解を得た後に、河川法上の同意が完了したというふうに伺っております。

○函師博規議員 では、水田用の水は十分確保されていると、団体関係者にも理解を得られているという理解をいたします。

では、続きまして、土地改良整備後に発生する賦課金についてお伺いしていきます。受益者にかかる賦課金の徴収のための県条例が整備されています。その客観的基準となる尾鈴地区全体の受益面積は1,580ヘクタールとなっています。この受益面積は、いつの時点で確認されたもののでしょうか。また、どのような過程を経て積算された面積となっているのか、農政水産部長、お答えください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 国営事業地区全体の受益面積、ただいまお話がございました1,580ヘクタールにつきましては、国営かんがい排水事業尾鈴地区の施行申請がなされました平成8年時点のものでございます。以上でございます。

○函師博規議員 8年、まあいいでしょう。

では次に、調査されてから13年の月日が流れているわけです。この間、農業人口は明らかに減少しております。現在の土地利用状況と、今、御答弁にもありました1,580ヘクタールという数字が果たして合致しているのか、疑問があります。このままですと、実際よりも大きい面積で賦課金が算定され、受益者に不利益が生ずる可能性もあります。再度、土地利用状況を調査すべきと考えますが、農政水産部長、いかが

でしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 賦課金の対象となります受益地につきましては、将来の土地改良区の設立認可の際に必要なデータでございますので、設立認可を申請する時点で再度、受益地の調査が行われるということになっております。

○函師博規議員 では、土地改良区が設立する前には、もう一度調査が入るということで理解いたします。

では続きまして、現在、耕作面積が多い普通畑及び茶畑、ビニールハウスへの賦課金の概算がどの程度になっているのか、農政水産部長、教えてください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 失礼しました。現在の賦課金……。

○函師博規議員 現在つかんでいらっしゃるということで、多分この賦課金に関しては、今、明確な賦課金ではなくて、将来的な予測も含めてということでしょうから、それでも構いません。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 失礼しました。将来の賦課金につきましては、正式には今後設立されます尾鈴地区全体の土地改良区において決定されるものでございますが、尾鈴地区の関係町や農業関係団体で構成されます促進協議会の試算によりますと、10アール当たり、普通畑で約2,700円、ハウスや茶で約6,500円となっております。

○函師博規議員 今の金額設定、ほかの土地改良区と比べると非常に安いほうの設定になっているんだらうとは思いますが、それでは、受益者には水を利用した際の負担のほかに、ダムや水路の維持管理費及び土地改良区の運営費も賦課されていくわけです。調べたところにより

ますと、尾鈴地区の維持管理費は、年間約6,500万円にも上ると積算されている。では、この維持管理費も、先ほど言われました普通畑や茶畑、ビニールハウスの賦課金にすべて包含されていると理解してよろしいでしょうか。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 試算されております賦課金には、土地改良区の運営費、施設の維持管理費などの必要経費はすべて含まれております。

○函師博規議員 それであればなおのこと、良心的な金額設定なのかなという気もしますが、この設定にもちょっと落とし穴があるようにも思われます。

続けます。今回、受益者をふやすために県内で初めて開閉栓方式というものが導入されております。これは、受益者が水を利用する農地と時期を選択できる方式であり、また、開栓届け、つまり栓をあけますという届け出があるまでは、その受益地とはならない。つまり、そこには賦課金がかからないというようなものでもあります。土地改良法第36条の2項で、「賦課金は客観的基準をもって決めること」と明記されておりますが、つまり開栓しなければ受益地にならないということは、この36条の2項で定めてある、いつまでたってもその客観的基準、対象となる土地が決まらない、面積が決まらないんじゃないかなと私は考えるんです。だから、この開閉栓方式の導入と土地改良法の間では整合性に欠けているというふうに私は理解しております。また、尾鈴北第1土地改良区の開閉栓方式を定めた定款がありますね。この定款を認めた、その定款でいいですよという許可をしたのは県ですから、その責任は県に帰属してまいります。私は先ほども言いましたが、県が

下された法的判断には、土地改良法との整合性に欠けるという問題が生じているのではないかと考えますが、農政水産部長のお考えをお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 土地改良区は、土地改良法によりまして、みずから賦課方式を定め、組合員から賦課金を徴収することができることになっております。その方式につきましては、農地面積などの客観的な指標に基づくとともに、農地の受益の程度を勘案したものであり、かつ、総代会の議決を経て定款に定める必要があります。今回の開閉栓方式は、土地改良区の受益地のうち、給水栓を開栓し、かんがい用水を利用する農地に対し賦課することが定款で定められており、土地改良法上の規定に沿ったものと判断し、定款変更について認可したところでございます。

○函師博規議員 今の答弁ですと、栓を開かないところも受益地に含まれて、それを客観的事実と勘案して賦課金が算定されているというふうに理解しますが、水を使わないところが受益地として換算されるというのは、どうも釈然としないというか腑に落ちないのは、私だけでしょうか。今回の開閉栓方式の導入は、これからほかの土地改良区にも適用されていく可能性が十分あります。ですから、このような整合性に疑問を抱かれるようなことがないように——県はそれでいいとおっしゃるんでしょうけれども——私は、条例改正も含めて、今後、万全な体制を講じられていく必要があると思います。（「収益性の高い農業はできんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○中村幸一議長 傍聴席から発言しないように。

○函師博規議員 では、次に行きます。苦肉の

策と思われるこの開閉栓方式導入をもってしても、なかなかその利用率が上がっていないとも聞きます。では、実際どれぐらい利用されているのかを聞きますが、尾鈴北第1地区受益面積590ヘクタールのうち、この開閉栓方式導入をされた後の水利用面積は今どれぐらいになっているのか、農政水産部長、教えてください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 平成20年度までの給水栓の整備面積は、旧唐瀬原土地改良区の区域を中心に146ヘクタールとなっており、既に青鹿ダムを水源として水利用が開始されているところであります。

○函師博規議員 その数字だけ言われるのは、結局5分の1程度しか利用されていないんですね。では、その程度の利用面積にしかならないということですから、これから徐々に水利用面積が拡大するにしても、県が見込んでいる水利用面積には到底届かないことも想定されます。さらに、先ほど答弁いただいた賦課金徴収が困難となって、土地改良区の運営を初め、事業自体が頓挫するような問題も発生することは十分考えられます。このあたりの対応として、農政水産部長はどのようにお考えでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 川南町や都農町では、今回の開閉栓方式の導入に伴いまして、「土地改良区の助成に関する条例」の改正を行いまして、土地改良区の運営費に不足が生じる場合は、組合員の賦課金が増加しないように、町が助成するなどの対策が講じられているところであります。

○函師博規議員 そのとおりです。つまり、賦課金徴収の不足が発生した場合は、都農町、川南町は、身を削って町で負担するという内容を提示しているんです。また、先日開かれた高鍋町議会におきましても、この開閉栓方式の導入

に当たっては、県が主導して導入を進めたという経緯が説明されたとも聞きます。そこで、県としても、この賦課金不足が発生した場合には、徴収不足が発生した場合には、具体的な支援策を講じる必要があると私は思いますが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県といたしましては、土地改良区の適正な運営が図られますように、町、JAなどの関係機関と連携しまして、畑地かんがい用水の利用拡大に向けての取り組みを強化しますとともに、維持管理に対する助成事業の活用等を通じまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 積極的に財政的な支援をしていただくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 国の事業等を使いながら、積極的に支援してまいりたいと…

○函師博規議員 了解いたしました。

では続いて、受益者の今事業に対する同意形成状況についてお伺いいたします。計画では、尾鈴地域を10地区に分けて事業を進めることとなっておりますが、現在、10地区のうち何地区から県営事業の施行申請が上がって、何地区が県営事業施行に必要な法定基準であります75%の同意をクリアされているのかを、農政水産部長、教えてください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 尾鈴地区におきましては、これまでに尾鈴北第1地区に平成13年の6月に施行申請が出されまして、現在、事業に取り組んでおるところであります。また、尾鈴北第2地区において、現在、施行申請に向けた同意徴集が行われているところでございます。

○**図師博規議員** つまり、法定基準である75%以上の同意がとれている地区は尾鈴北第1だけであって、ほかの9地区はこれから、特に北第2は今その作業をしているということですね。それでは、現在、尾鈴北第2地区の方々から同意を得るために、受益者192名いらっしゃるんです。今、一軒一軒、地元と連携して、振興局や普及センターの職員も説明に回られていると聞きます。その作業には非常に頭が下がるところであります。では実際、北第2地区の同意率は今何%になっているのでしょうか。部長、お願いします。

○**農政水産部長（伊藤孝利君）** 尾鈴北第2地区は、現時点では、法定同意率——議員は75%と言われましたが、これは3分の2でございます——3分の2にまだ達しておりません。申請人を中心に、現在、引き続き同意徴集に取り組んでおるといふ状況でございます。

○**図師博規議員** 何%、それは3分の2でもいいです。今の段階での数字が明確にお答えできないと私は理解します。答弁になっていないですよ。では、なぜ数字で答えられないのか。同意取得に難航しているからじゃないんですか。そう受け取られてもやむを得ない、そう理解します。それで、地区の合意形成をするために、国、県、町が連携して地元での説明会も順次行われたようです。これからも行われるでしょう。では、尾鈴北第1地区以外の土地改良区設立準備委員会の説明会の開催状況、そして、そこへの出席者数、出席率を、部長、教えてください。

○**農政水産部長（伊藤孝利君）** 御質問にございました地元の説明会、仮称でありますけれども、尾鈴土地改良区設立準備委員会を設立するために、促進協議会の主催によりまして開催さ

れたものでございます。4月23日から5月13日までの延べ6日間、川南町の6会場において開催されておりまして、出席状況につきましては、対象者728名のうち、約1割の62名の参加であったというふうに向っております。

○**図師博規議員** 約1割という表現、いや、8%なんですか。何でこんなに低いんですか。なぜこんなに低いのか。この低い出席率は何を意味しているのか。農政水産部長、どう考えられますか。

○**農政水産部長（伊藤孝利君）** この説明会は、本年の3月上旬に開催する予定であったというふうに向っておりますが、今回の事業に対する反対の動きが出てきたといったこともありまして、開催がおくれて農繁期にずれ込んだといったこと、さらには、説明会の対象者が、現時点ではまだ水利用ができない農家の方々であったといったことから、出席者が少なかったというふうに向っております。

○**図師博規議員** 理由づけになっていないような気がしますし、私は率直に、この事業への期待のあらわれじゃないのかなというふうにも考えております。

時間が迫ってまいりました。次に参ります。私も実は、この説明会に参加させていただこうと、傍聴させていただこうと思ひまして、担当課に申し込んだんです。ところが、受益者以外は会場に入れないということで、県営事業に係る部分もある説明会であるにもかかわらず、傍聴すらできなかったんです。私は、この対応はどうかと思います。怒りとともに失望感を抱きました。何で、県が関与する事業、また県の職員もそこに立ち会う、説明者として出てくる事業の説明会に、県会議員が入れないんですか。そして、私はその中でどういう受益者の方の声

が飛び交っているのかを聞きたかった。やむを得ず確認するすべとして、そのときの質疑応答録を入手して、確認をいたしました。その中身が、同じ日時で同じ場所で開催された質疑応答録が2つ存在するんです。そして、何で同じ会議の質疑応答録が2つ——何がどの部分が違っているのかと見ましたら、受益者の方から、国営部分の事業開始の同意をとる際に不正があったんじゃないかという質疑が出たんですね。その答弁もあったようですけども、2枚目の質疑録にはその部分が削除されているんです。何でこんなことが行われるのか。だから全く、行政側の都合のいい記録しか残らないようなことになっているんじゃないかと、私は心配しました。県がこのような状況をどこまで把握されているか甚だ疑問ですけども、今後、このようなことが生じないように、やはり開かれた場でちゃんと説明が行われるような体制整備を、私は県主導でやっていただきたいと思っております。強くこれは要望いたします。

3月17日、尾鈴北第1地区と第2地区から、事業の見直しを求める申立書が知事あてに提出されております。特に尾鈴北第2地区につきましては、地区内の農家192人中137人の反対署名も添えられていました。この状況を踏まえると、今後残る土地改良区設置は困難をきわめ、現時点でこの県営事業は暗礁に乗り上げていると言わざるを得ません。今後、県はこのような状況に対してどのような打開策を図ろうとされているのか、そして137人の反対署名がつけられたこの異議申立書につきまして、いつまでに回答されるおつもりなのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県といたしましては、尾鈴北第1地区につきましては、現

在、個別に農家への説明を行っているところでありまして、十分な説明を行いながら、御理解いただけるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。また、尾鈴北第2地区につきましては、事業施行申請書が県に提出された段階で、同意の状況等も踏まえ、適切に判断していく必要があると考えております。したがって、申立書等につきましては、両地区の今後の状況等を十分踏まえた上で対応してみたいと考えております。

○函師博規議員 申立書については、両地区の状況をということは、両地区の状況がどうなったら、いつの段階でというのもないですよ。申し立てをされた方々は、そこを待っていらっしゃるわけです。ぜひ紳士的な誠意あふれる対応を期待いたします。

それでは、事業推進のため農地の付加価値を高め、農地の賃借を進めていくことに関して、県がどのようなビジョンを持っているかをお伺いいたします。例えば、農業法人や株式会社などの参入を計画的に実施していくため、現時点で既に交渉を始めているような団体があるとか、振興局や普及センターが中心となって進めていると聞きます「水を使った営農指導プロジェクト」、プロジェクトチームがあるそうですね。それにより、団地化や集約化が促進されている、また、それが計画的に進められているというような、つまり事業に参加される方が「安心してこの事業に乗っていいんだな」と、「県も戦略的に今後事業展開するんだな」というようなビジョンをどれほどお持ちなのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県におきましては、水を自由に利用できる生産環境や広大なまとまりのある優良農地を有する尾鈴地区の強

みを最大限に活用するため、関係町やJAなどの関係機関と連携しまして、ニーズを踏まえた加工・業務用農産物の生産拡大や契約栽培の促進、農地法の改正を踏まえた担い手への農地の面的な集積、農商工連携等を通じた他産業からの農業参入、畑かん用水の新たな活用方策の検討などを通じまして、競争力の高い畑作農業経営の展開を図っていくこととしております。このため、本年度、農林振興局内に畑かん営農推進担当を配置したところをごさしまして、今後、水を活用した新たな営農モデルの構築など、安定的で生産性の高い畑作営農の確立に向けまして、関係機関が一体となって取り組みを強力に推進してまいりたいと考えております。

○函師博規議員 答弁は模範的で、理解はできるんです。ただ、この尾鈴地区は、高齢者も多い、また担い手・後継者が少ない。その状況に即した、尾鈴地区の対策はこれですよというのが聞こえてこない。

それでは、今の部長とのやりとりも含めてですが、今後の方針をまとめる上でも、知事にお伺いしていきます。知事は、尾鈴畑かん事業を考える会の方々とも話をされ、また現地にも足を運んでいただきました。そこで現状を把握され、また今の執行部とのやりとりを聞かれた上で、この事業に対する評価——最初言われましたが——それと変わったかどうか、今どう思われているか、率直な意見を聞かせてください。

○知事（東国原英夫君） 県下有数の畑作農業地帯であります尾鈴地域の農業の持続的発展を図るためには、水が自由に利用できる生産環境を整備する畑地かんがい事業は必要であると認識しております。他方、事業への反対意見もあることから、農家の方々への十分な説明を行い、地元の意向をしっかりと把握した上で、事業

のあり方について、今後、適切に判断していかなければいけないと考えました。

○函師博規議員 それでは、これは提案なんです。このまま大規模なかんがい施設の事業を続けるのではなくて——この地元の方々の声なんです。小丸川も名貫川も非常に水量が豊富で、地下水源もたくさんある。こんな大きな事業じゃなくて、近くの井戸を掘ってくれたり、ため池つくってくれたほうが、よっぽど使い勝手はいいし、料金も安く設定できるだろう」というような意見が飛び交っております。その内容も知事の耳に聞こえているのではないかなと思うんですが、このままの事業推進ではなくて、これから県が事業投資される金額をもってすれば、井戸やため池の設置というのは十分できる内容なんですね。そのような事業の見直しというのが、今後、知事の視野の中に入ってくるのか、今来ているものがあれば教えてください、知事。

○知事（東国原英夫君） 地元説明会や意向調査では、賛成や反対などのさまざまな御意見があったと報告を受けております。その中で、議員御指摘のような意見もあるようですが、他方、井戸やため池から圃場までポリタンクで水を運搬し散水しているなど、用水確保に多大な労力を要しているという意見もごさいます。最終的には、さまざまな意見を吸い上げて判断しなければいけないと思いますが、いずれにいたしましても、農家の方々の意見や意向をしっかりと把握した上で、適切に判断していかなければならないと考えております。

○函師博規議員 知事は再三、「適切な判断を」と言われます。それで、知事は就任当初から、「この宮崎から日本を変えるんだ」と、改革派知事としてのリーダーシップを十分発揮さ

れてきました。ここで、国追従の事業を推進するだけではなくて、もっともっと現場の声を聞かれ、実態に即した決断をされるのが近づいていると思います。もしその決断が知事にできるとするならば、これは全国に影響を与えるすばらしい決断になると思います。知事はマスコミのインタビューでも、「受益者の反対が多ければ、その判断いかんによっては事業中止もしなければならぬ、考える。」と明言されております。では最後に、知事、今後この畑かん事業を継続するのか、いや、見直しをせざるを得ないという状況になるとするならば、それがいつの段階なのか、またどのような状況のときなのか、知事、お言葉をお願いします。

○知事(東国原英夫君) 尾鈴北第1地区につきましては、現在、農家の戸別訪問を通じて、個々の農家の方々の意見や意向を把握している状況であることから、現時点で具体的な判断基準、期日を述べることは控えさせていただきたいと考えております。いずれにしましても、私も現場に行きましたが、さまざまな意見があることは事実でございます。これを集約するのは非常に困難な道になろうかと思っておりますけれども、法定同意率等々も勘案しながら、農家の方々の多方面からの、あるいは多角的な御意見を伺いながら、適切に判断していかなければいけないと考えております。

○凶師博規議員 知事の早期の的確な判断に期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○井本英雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問を行います。

まずは、景気・雇用対策についてお伺いいたします。

アメリカのサブプライム問題、リーマンショック、大手自動車会社の事実上の破産など、急速な景気低迷により、全世界が100年に一度とも言われる極めて厳しい景気状況に陥りました。景気・雇用対策のため、麻生総理を先頭に、政府は、まず景気回復ということで、昨年度の補正予算、今年度当初予算、今年度補正予算、いわゆる三段ロケットと言われる75兆円という世界の中でも素早い景気対策を打ちました。その効果で、一時は株価は7,000円を割ろうかという非常に厳しい状況でありましたが、そういう危機から脱し、8カ月ぶりに一時1万円台を回復しております。早く景気の底を打ってほしいと思っております。

依然として景気・雇用情勢は厳しいということで、4段目のロケットと言われる過去最大の約14兆6,000億円という追加経済対策がなされました。国の補正予算成立を受け、各自治体ともこの6月定例県議会等に補正予算を提案されております。隣県の鹿児島県では651億円余、熊本県では656億円余という大きな補正予算になっております。国全体では14兆6,000億でありますので、よく本県の予算になるのは100分の1と言われておりますので、今回多くの補正予算を期待してはいたしましたが、本県では追加補正分を入れてわずか約180億円余というふうになっております。そこで、国の補正予算14兆6,000億円を受

け、県として今回の補正予算にどのように反映されようとしているのか、知事にお伺いいたします。

全国の完全失業率は、4月には5%を超し、有効求人倍率は全国で0.46と厳しい状況で、本県の有効求人倍率は全国よりさらに厳しい0.41という厳しい状況であります。このように雇用情勢が厳しいのは、求人状況、失業率等から見ても、都市部よりも地方であります。本県においても同じようなことが言え、特に仕事の少ない町村部に対する雇用対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

また、今回の補正予算で提案している「みやぎ新産業創出型工場立地促進事業」の目的、概要を、あわせて商工観光労働部長にお伺いいたします。

次に、ふるさと雇用再生特別基金について担当部長にお伺いいたします。この基金は、平成21年度から平成23年度までの3年間に、2,500億円余の予算枠で、地域ニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業で、事業継続性が見込まれるものを選定し、地域求職者等を雇い入れて実施する場合に必要な費用を、委託事業として100%支給する事業であります。ちなみに本県では、県、市町村合わせて約63億円の枠があり、県が30億円、市町村が30億円という枠で、県、市町村を通じて企業等に3年間委託するようになっております。事業実施要件として、1つ目に、事業実施は民間企業等に委託すること、いわゆる地方自治体等が直接することは不可であります。2つ目に、事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の2分の1以上。3つ目に、労働者と原則1年の雇用契約を締結することになっております。また、この雇用創出効果として、3年間で

全国に最大10万人を見込んでいるようであります。とても魅力ある事業だと感じておりますが、これまで実施してきました緊急雇用創出事業とは違った要件になっており、市町村ごとに取り組み方に対し温度差があったり、また、委託を受けるはずの肝心な民間企業等に対し情報が入っていない状況が見受けられました。そこで、ふるさと雇用再生特別基金について、市町村及び民間企業等に対してどのように対応されたのかお伺いいたします。

先ほど述べましたとおり、本県には約63億円、県と市町村にそれぞれ30億円の枠があり、1年間に換算すると県と市町村でそれぞれ10億円ずつ、合わせて20億円の枠があります。そこで、県及び市町村の基金の活用状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。

また、今回の補正予算で、ふるさと雇用再生特別基金を活用する「みやぎ農業経営力強化支援事業」、「間伐等促進事業」の目的、概要はどうなっているのか、あわせてお伺いいたします。

景気・雇用対策の最後として、ふるさと雇用再生特別基金で、本県では3年間にどれくらい雇用を見込んでいるのかお伺いいたします。

次に、農商工連携について担当部長にお伺いいたします。

本県は、第1次産業の農業・林業・水産業が基幹産業であり、県民所得に占める割合でも第1次産業が高い県でもあります。この基幹産業である農林水産業を軸に、商工業と真の連携により地域経済の底上げと活性化が図られ、新しい宮崎パワーが構築されていくことを信じております。

ところで、我が国の食を取り巻く状況を見ますと、外食24兆円、加工品41兆円、生鮮

品15兆円、合わせて80兆円と言われております。年間最終消費が80兆円ある中、国内で生産される農産物の生産額は12兆円しかなく、食料製造・流通といったところで付加価値はつけられているものの、輸入に多く頼っている状況です。この一つの要因として、主食である米の消費減や、肉の消費増といった、食文化の変化が大きく影響していると思われまます。肉などをつくるために多くの飼料を輸入しており、加工品でも輸入が増加しております。本当にこのように輸入に頼っていいのでしょうか。

また、国際的な人口・食料状況等を見てみますと、世界人口は、1970年に37億人だったのが2005年には53億人になり、さらに2050年には92億人になる予測がされており、特に発展途上国を中心に人口が急増しております。一方、1人当たりの所得が、1970年には876ドルから、2005年には約8倍の6,879ドルと大幅にふえたことで、食生活が変化してきており、肉の消費拡大等が起こっており、家畜を飼育するためなどにより、小麦、トウモロコシ、大豆などの穀物市場が逼迫しております。近年では、さらに、オーストラリアの大干ばつ、原油高騰に伴うバイオマス利用等でさらに危機的な状況になっており、世界各国では食料をめぐる抗議運動や暴動が発生している状況等を考慮しますと、今後は安易に輸入ができなくなると感じております。

宮崎県は、これまで、市場等に農水産物等を出荷する食料供給県として担ってきましたが、今後は、農商工連携の取り組みにより、新たな産業を創出することで農水産物に付加価値をつけることで、第1次産業の所得の向上・安定、さらには食料自給率向上、そして雇用確保が図られれば、宮崎県全体の浮揚につながると考え

ております。先ほど質問しましたふるさと雇用再生特別基金と農商工連携事業のコラボレーションにより、即効性のある有効な地域振興、雇用対策が可能になるとも考えております。これまで行ってきた、産学官連携といった国からおりてきたメニューをただ消化するだけの形だけの連携でなく、真の連携が重要になってくると思っております。そこで、県として農商工連携にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

また、今回、補正予算に提案されている「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」の目的、概要についても、あわせてお伺いいたします。

次に、霧島ジオパーク構想についてお伺いいたします。

ジオパークとは、地質学的に重要で貴重な、あるいは美しい地球活動の遺産が多数存在する自然公園です。国際条約で認められている世界遺産のようなプログラムではありませんが、同じユネスコの環境・地球科学部が支援する世界ジオパークネットワークによって、世界57カ所が世界ジオパークとして認定されておりますが、残念ながら、日本ではまだこの世界ジオパークに認定されている地区はありません。

ジオパークの目指すところは、単に地質遺産を保護するだけでなく、それを教育や地域の活性化に積極的に生かしていくところでありまます。地質遺産を守るために人を寄せつけないさくを設けるだけでなく、人が間近に見て、触れて、体感することを通じて、文化的な活動を楽しんでもらうことがジオパークの前提です。ゆえに、ジオパークと認定されるためには、その地域の地質遺産に解説が施されていることや、ジオパークをめぐるジオツアーのコースの設

定、あるいは幾つかのストーリーがあり、そのコースやストーリーに沿って解説があることが求められております。また、子供たちや訪れる人たちの教育の場となることも重要な要件の一つとなっており、教育プログラムがきちんと用意されていることが求められております。

霧島周辺のすばらしい地質遺産をジオパーク認定に向け、霧島山周辺の5市2町で組織する環霧島会議が発足し、さらに、宮崎、鹿児島両県を加えた霧島ジオパーク推進連絡協議会が、昨年10月に設立しております。霧島ジオパークの特性として、1つ目に、日本で初めて国立公園になった理由でもある、雄大で美しく、かつ多様な景観。2つ目に、100万年に及ぶ火山活動、火山地形、地質の多様性。3つ目に、日本神話、歴史、古代史とのかかわり。4つ目に、広域なエリアの宿泊施設、交通機関の充実があります。

地質学に詳しい井村鹿児島大学教授の話によりますと、「霧島は火山としての歴史が古く、30万年前にあった加久藤火砕流以降のいろいろな時代の噴火物や火山の地形があり、火山の博物館とも言える。噴火によって滅んだり、再生したりという植生の繰り返しを見ることができ、九州山地とのかかわりが深く、モミヤブナなどの植生も豊富である。また、天孫降臨の伝説も世界に誇れるものである。この霧島ジオパークは、まずは宮崎が本気にならないとだめ、霧島は鹿児島県のものという考えは捨てなきゃいけない。また、九州新幹線を利用する観光客を霧島に、そして青島まで導く宮崎観光の切り札になる」といった話も聞くことができました。そこで、本県としてこの霧島ジオパーク構想にどのようにかかわっていかれるのか、先月の環霧島会議に参加された知事にお伺いいた

します。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。

4月臨時県議会に設置されました行財政改革特別委員会の委員長に就任させていただきました。まずは心から議員各位の皆さん方に感謝申し上げます。

さて、行財政改革大綱2007は、平成18年2月に策定された行政改革大綱2006を見直し、平成19年3月に策定した第2期財政改革推進計画並びに入札・契約制度に関する実施方針を加えたものであり、平成19年度から平成22年度までの4年間に、意識改革等の5つの改革プログラムであります。大綱策定から3年を迎え、現在の進捗状況と今後の取り組みについて、総務部長にお伺いいたします。

行財政改革は、ただ削減するだけではなく、県民への行政サービスを落とすことなく、民間にできることは民間にといた視点も重要だと考えております。行財政改革大綱にも民間活力の活用を掲げ、行政サービスの向上や行政コストの削減を目的に、民間などの有する活力を県の行政運営に積極的に活用するという、いわゆるアウトソーシングを推進するとされております。これまで、大綱に基づき指定管理者制度の導入などを進めてこられておりますが、特に大綱に記載されている県民提案型アウトソーシングの取り組みについて、これまでどのような検討が行われ、今後どのように導入されようとするのか、総務部長にお伺いいたします。

今後の行財政改革の取り組みについては、詳しくは特別委員会の中で協議することにして、行財政改革という視点で問題となっている直轄負担金についてお伺いいたします。本県での過去5年間の直轄負担金を見てみますと、平成17

年171億、平成18年143億、平成19年156億、平成20年159億、平成21年160億円余となっております。今回、橋下大阪府知事等からの強い抵抗や全国知事会からの要請を受け、初めて国のほうから詳しい内訳が示されました。本県でもそれぞれの部署で直轄負担金の内訳を精査されたと思いますが、本県での疑念はどのようなものがあつたのか、また、今後の対応はどのようにされようとしているのか、知事にお伺いいたします。

当初予算書を見てみますと、直轄負担金以外にも、国の外郭団体等に〇〇運営費とか〇〇負担金といった項目があり、現在問題となっている直轄負担金と同じような予算が見受けられます。その団体を幾つか調べてみますと、天下りで来ていると思われる理事長や理事が多く見受けられます。予算審議の折、各常任委員会で審査をしておりますが、毎年計上している負担金などということで、当局からは具体的な説明を受けたことはほとんどありません。現在問題となっている直轄負担金と同様に、もっと詳しい内訳の開示が必要と考えておりますが、知事の所見をお伺いいたします。

最後に、街頭犯罪・治安について警察本部長にお伺いいたします。

久しぶりにことしから文教警察企業常任委員会になりましたので、どうかよろしく願いいたします。

さて、冒頭の質問で景気・雇用対策等を行いました。全国的に昨年末から派遣切りの問題が社会的問題として取り上げられました。他県では、派遣切りに遭った方で、所持金がわずかになり犯罪に至ったという残念な事件が発生しており、景気・雇用の低迷により治安悪化を懸念しております。県民より、治安の維持や街頭

犯罪の抑止といった声を聞いておりますが、本県の犯罪状況はどうなっているのかお伺いいたします。

近年、知事効果等により、県庁や県内外の観光地等に多くの観光客が来ていただいております。ことしは10月に本県で全国スポーツレクリエーション大会が開催され、4日間に多くの選手、役員、関係者の方々が来ていただくことになっております。観光やイベント等で本県に来ていただいている方の中でも、宿泊されて、本県のおいしい食べ物や焼酎などを楽しみにしている方も多くおられると思います。そのような観光客を初め、多くの方々が安心して楽しんでいただき、宮崎のファンとなり、また宮崎に来たいと思っていただくためにも、夜の歓楽街対策は重要だと考えております。そこで、歓楽街対策をどのように考えているのか、警察本部長にお伺いして、壇上からの質問を終わります。
(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、補正予算についてであります。平成21年度の補正予算につきましては、今議会でも冒頭提案に加え、17日には、国の平成21年度補正予算(第1号)の成立及び新たな経済・雇用対策の実施に伴うものについて追加提案させていただいたところであります。今回の国の補正予算においても、昨年度の補正予算と同様、地方公共団体の事業実施や基金創設の財源として種々の交付金が盛り込まれておりますが、国会での成立時期の関係等により、現段階でも制度の詳細等が不明確なものが多い状況であります。こうした中、今回の補正予算におきましては、制度の内容、本県への配分額等が明らかなものや、実施事業の緊急性等が高いものについて措

置したところであります。議員御指摘の他府県とは財政規模が違うこともあり、一概に比較というのはできかねますし、今回の国の補正予算に対して、いわゆる見切り発車的な予算措置は差し控えさせていただき、機動的な中でも堅実な予算化をさせていただいたところであります。今後とも、交付金の詳細等の把握に努め、実施可能な事業について、必要性、緊急性等の観点から検討した上で予算化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、霧島ジオパークの御質問でございますが、この構想は、御案内のように、霧島山を囲む宮崎、鹿児島両県の自治体の皆さんが連携し、霧島地域の特色ある地形や自然などを生かした地域活性化の取り組みを進めていこうとされているものであります。私は、先月開催された環霧島会議のシンポジウムの中で、地域みずからが、従来の枠組みにとらわれることなく県境を越えて連携し、このような取り組みをされていることは、今後の地方分権の流れの中で非常に大切なことであり、大いに期待していることを申し上げさせていただきました。構想の実現には幾つかの課題があると伺っておりますが、県といたしましては、引き続き検討の場に参加させていただくとともに、鹿児島県とも連携し、来年度の申請に向けて、地域の自主的な活動をサポートしてまいりたいと考えております。

続きまして、直轄事業負担金についてであります。今回、国から示された負担金の内訳では、負担金の算定方法や考え方が示されていないこと、事業費に占める事務費の割合が国庫補助事業と比べて高いこと、国庫補助事業では認められない職員の退職手当や管理職の人件費、庁舎、職員宿舍の補修費が含まれていることと

いった問題がございます。私は、まず、こうした負担の範囲の問題や、本来国が負担すべき維持管理費の負担金廃止については、早急に解決されるべきものと考えております。また、そもそも地方分権を推進する観点から、国と地方の役割分担を明確にし、権限や財源を地方に移譲した上で、地方が担うべき事業は地方に移管することを着実に進めるべきだと考えております。そういった意味で、直轄事業負担金制度そのものについても抜本的な見直しを行う必要があると考えておまして、本県のようにインフラ整備がおこなわれている地域に十分な配慮を行うこともあわせて、全国知事会などさまざまな機会を通じ、強く主張してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、行財政改革大綱2007の進捗状況と今後の取り組みについてであります。行財政改革のこれまでの主な取り組みといたしましては、職員のコンプライアンス徹底を図るため、職員倫理規程を制定したほか、総職員数について、平成23年度までに平成17年度当初比1,000人純減の目標に対しまして、881人を純減いたしますとともに、県直営施設のうち66施設について指定管理者制度を導入したところであります。また、入札・契約制度改革といたしまして、予定価格250万円以上の公共工事について、原則として条件付き一般競争入札へ移行するとともに、最低制限価格の見直しや総合評価落札方式の拡充など、公共工事の品質確保のために必要な見直しを随時行ってまいりました。さらに、財政面では、義務的経費の削減や事務事業の徹底した見直し、また財源確保対策等により、収支不足額の圧縮を図ってきたところでございます。県

といたしましては、全体としては、これまでおおむね順調に推移していると考えておりますが、今後とも、本県の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものと見込まれますので、引き続き、さらなる取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、アウトソーシングの取り組みについてであります。アウトソーシングは、外部の有するノウハウや人材等の資源を業務運営に活用することではありますが、県では、行政サービスの向上や行政コスト削減を図る観点から、各種業務の委託や県直営施設への指定管理者制度導入などを積極的に取り組んできたところでございます。議員御指摘の県民提案型アウトソーシングにつきましては、今年度中にその導入について検討をすることとしているところでございます。具体的には、今後、対象業務を選定いたしまして、業務改善、コスト縮減及びサービス向上等の手法について県民の皆様から幅広く提案を募集しまして、いただいたアイデア等をもとにアウトソーシングが可能かどうか検討させていただくこととしております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（吉瀬和明君）〔登壇〕 お答えいたします。

間伐等促進事業についてであります。この事業は、地球温暖化防止対策としての間伐の集中的な実施等を促進するとともに、林業分野における雇用機会の創出を図るものであります。具体的には、新規雇用者2名を含む3名の間伐等促進班を県下の森林組合にそれぞれ配置いたしまして、森林所有者への制度事業の周知や森林の現況調査を通じた作業計画の提案等を行い、間伐等の促進を図るものであります。なお、新規雇用者の採用に当たりましては、林業への就

業を希望する方を優先的に採用するとともに、技術習得のための実務研修もあわせて行い、森林組合等への継続的な就業につなげてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、町村部に対する雇用対策についてであります。県内の町村部は、その多くが中山間地域に位置しまして、公共事業の減少や林業の不振、さらには雇用の大きな受け皿となります製造業の事業所等が少ないことから、近年、雇用情勢は大変厳しい状況にありましたが、加えまして、昨年秋以降の金融危機等の影響もありまして、その厳しさは一段と増しているものと認識しているところでございます。このようなことから、県におきましては、国の経済・雇用対策等も活用しながら、町村部の基幹産業であります農林水産業の振興はもとより、農商工連携による新たな産業の創出や、都市部にはない豊かな自然環境等の地域資源を活用しまして、滞在型の観光産業の振興、さらには企業誘致等にも努めているところでございます。また、雇用創出を直接的な目的としました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業の活用等につきましても、町村部にも配慮し、雇用の確保・拡大に全力で取り組んでいるところでございます。今後とも、町村と連携しまして、地域産業の活性化等に努めますとともに、基金事業など国の経済・雇用対策を十分活用しながら、地域の雇用対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、みやざき新産業創出型工場立地促進事業についてであります。この事業は、本県の恵まれた自然環境や豊かな農林水産物など、地域資源を活用しました新産業を創出すること

によりまして、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図ろうとするものでございます。具体的には、県産業支援財団に5億円の基金を造成しまして、立地場所を特定した上で、新産業創出につながるモデル的な工場建設プランを公募により選定し、投資額と新規雇用者数に応じまして5億円を限度に補助することとしたところでございます。また、事業期間につきましては、平成25年度までの5年間で予定しておりますが、厳しい経済情勢の中でありますので、できるだけ早期に事業者の選定を行いたいと考えております。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業についての一連の御質問についてでございます。

まず、市町村等への対応状況についてであります。この事業は、現下の厳しい雇用情勢を踏まえまして、地域の実情に応じまして、県や市町村の創意工夫に基づき、地域において継続的な雇用機会の創出を図るものでございます。このようなことから、県といたしましては、市町村に対しまして数次にわたる説明会を開催し、その趣旨や基金事業の取り組み事例の紹介等を行うとともに、機会あるごとに、長期的な視野に立った事業の構築に積極的に取り組んでいただくよう、周知等を図ってきたところでございます。また、県では、民間から基金事業を活用した事業の企画提案も募集したところでございまして、県のホームページや新聞広告、さらには事業説明会の開催等により広報に努めました結果、54件と多くの応募があったところでございます。今後とも、市町村等と連携しまして、地域のニーズを踏まえた基金事業の積極的な取り組みを図ってまいりたいと考えております。

次に、基金の活用状況についてであります。今年度につきましては、現在のところ、今回補

正をお願いしている分も含めまして、県事業が18事業で、事業費6億6,661万9,000円となっております。また、市町村事業につきましては67事業で、事業費5億1,119万5,000円、205人の雇用創出を見込んでおるところでございます。

次に、基金による3年間の雇用創出の見込みについてであります。現在のところ、この基金の活用により、平成21年度から23年度までの3年間で約1,900人の雇用創出を見込んでおります。

最後に、農商工連携の取り組みについてであります。農商工連携を推進し、具体的に成果を上げるためには、何よりもまず、中小企業者と農林漁業者がマッチングしやすい環境づくりに努め、具体的な事業展開が進むようにしなければならないと考えております。このため、現在、農商工連携の支援機関であります県産業支援財団や県農業振興公社等が行っております、マッチングや事業計画作成等の相談・支援機能の強化を図りますとともに、具体的な事業支援として本年3月に造成しました「みやざき農商工連携応援ファンド」や政府系金融機関等により低利の融資制度の活用を促進しているところでございます。なお、ファンドにつきましては、既に第1回目の公募を行いまして、18事業の応募があったところでございます。

また、このような取り組みを全県的に広げていくことも肝要でありますので、昨年度設置しました「農商工連携推進ネットワーク会議」や、庁内の推進組織であります「農商工連携推進会議」を通じまして、関係団体や関係各部との連携を一層密にしまして、幅広く情報交換等に取り組んでいるところでございます。今後とも、農商工連携の推進につきましては、本県の

施策や取り組み事例などを紹介するシンポジウムの開催等によりまして、制度の一層の普及やPRに取り組みますとともに、産業支援財団や農業振興公社等と連携を図りながら、積極的に具体的な事業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（伊藤孝利君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、みやざき農業経営力強化支援事業についてでございます。この事業は、担い手の減少・高齢化が進行する中、力強い本県農業の構築に向けた原動力となります農業法人の経営力強化と、農業・農村における雇用創出を図るものでございます。具体的には、経営規模の拡大や多角化を目指す農業法人等に対しまして、新規雇用に必要な経費を支援し、年間70名ほどの雇用を目標に推進することとしております。本事業により、就農希望者の雇用を確保しますとともに、本県農業生産の中核を担う農業法人等の育成に努めてまいりたいと考えております。なお、事業の実施に当たりましては、事業内容の周知徹底にも十分留意してまいりたいと存じます。

次に、農政水産部におきます農商工連携の取り組みについてでございます。本県の農水産業及び農山漁村の活性化を図る上でも、農商工連携による農水産業を核とした新ビジネスや雇用を創出し、農業所得や食料自給率の向上を図っていくことは大変重要であると認識しております。このため、農政水産部といたしましては、本年4月に連携推進室を設置しますとともに、県農業振興公社の機能強化を図るなど、推進体制を整備したところでございます。今後は、関係部局との連携を一層密にしながら、農商工連

携に取り組み法人や企業等に対し、新商品の開発や販路開拓、他産業からの農業参入、産地力強化のための農業者同士が連携を行う、いわゆる「農・農コラボ」の推進など、多様な取り組みを支援してまいりたいと考えております。さらに、地域段階におきましても、特産品を生かした新商品の開発、販売等の動きもございすることから、市町村と十分連携を図りながら、農商工連携の取り組みを推進してまいりたいと存じます。

最後に、「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」についてでございます。この事業は、企業等と、農業法人やJA等との連携強化を促進し、農産物の高付加価値化、新産業の創出、技術の高度化等を目指すものでございます。具体的には、企業等の新規参入に伴う機械・施設の整備や新規雇用に必要な経費に対して助成を行うとともに、農業参入を受け入れるための農地の円滑な確保に向けての地元活動に対する支援も行うこととしております。このような取り組みにより、農業を核とした宮崎発の農商工連携ビジネスモデルを創出し、本県農業・農村の活性化、ひいては食料自給率の向上に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、犯罪情勢についてでございます。全国の刑法犯の認知件数は、平成14年の約285万件をピークに減少傾向にございまして、昨年は約182万件と、平成14年との比較におきまして、約100万件以上減少している状況にございます。県内につきましても、同様、1万7,000件台であった平成14年をピークに減少傾向にございまして、昨年はこの年との比較においてマイナス約6,600

件、1万1,000件台でございます。全国、当県とも、この6年間で、刑法犯につきましてはその3分の1以上が減少したということになります。

また、本年の状況でございますが、5月末現在での刑法犯認知件数は約3,800件でございます。幸いにして昨年の同期比で約700件減少をいたしております。また、殺人・強盗等の凶悪犯罪につきましても、同様、5月末現在で合計14件でございます。これも昨年同期比でマイナスの5件ということで減少しております。

県警察といたしましては、本年度からの新たな取り組みとして、警察本部に「子ども・女性安全対策班」を新たに設置したほか、今月の1日から、県内3地区に警備会社への委託事業として計24名から成る「安全・安心パトロール隊」を発足させるなどしまして、地域安全への取り組みを強化しているところでございます。今後も引き続き、犯罪の取り締まりに最大限の努力を傾注するほか、地域住民の自主的防犯活動のさらなる活性化に向け、連携支援を図るなどして、地域住民の皆さんが安全に安心して暮らせる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、歓楽街対策についてであります。歓楽街につきましては、県民の皆さんはもちろんのこと、来県される県外の方々に対しましても、安心してくつろげる空間を提供するという一定の役割を担っている反面、秩序の乱れがあれば犯罪の多発が懸念されますとともに、ひいては犯罪抑止機能の低下につながることを考えられます。警察といたしましては、県内の歓楽街対策の重要性は極めて高いものと認識をいたしております。従来から、歓楽街にある各種営業店舗につきましては、「風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律」により、営業を厳しく規制しているほか、同法に基づきまして立ち入り等を実施するなどして、適法、適正な営業の実施について指導等を行い、歓楽街における秩序維持に努めているところでありますが、今後も引き続き、県内の歓楽街の実態をきめ細かく把握し、そしてまた分析するとともに、県民の皆様方の意見・要望につきましても、それを十分にしんしゃくしつつ、安全・安心を確保するための諸対策について検討していくと、こういうスタンスで臨んでいきたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 大変失礼いたしました。答弁が漏れておりました。

国の外郭団体への負担金についてであります。本県では、毎年度実施している事務事業の見直しにおきまして、負担金の支出を初め、すべての事業について、支出の根拠、必要性、重要性等を検討しております。また、当初予算の編成におきましても、当該年度における予算としての必要性や重要性等を十分審査の上、歳出化しているところであります。そのような中、このたびの直轄事業負担金に係る議論もございまして、国の外郭団体への負担金につきましても、引き続き、詳細な情報収集を行うとともに、負担の必要性について、地方分権の観点からも十分に検証してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 知事を初め、執行部の皆様方に御答弁いただきまして、ありがとうございます。多少時間がありますので、再質問を行いますが、質問に入ります前に、行財政改革といいますのは、行政だけに押しつけるわけにはいかないということで、我が身をまずということで、議員定数を45から39という全国トップクラ

スの議員削減を行う条例改正を行いました。また、今年度に入りまして、行財政改革特別委員会を立ち上げました。県内の行財政改革を行う調査を行うものでありますけれども、県内の議論は特別委員会の中で行っていくことにしたいと思って、壇上から質問しましたとおり、今回は、県内というよりも国等への負担金問題について取り上げさせていただきました。

先ほど知事から、国の外郭団体等についての答弁がありましたけれども、当初予算の編成において、当該年度における予算として必要性や重要性を十分に審査の上、歳出化しているという答弁がありました。しかし、外郭団体の負担金について詳細な情報収集を行っていないのに、審査を本当にしているのかと。本当に必要なものを十分に検討しているのかなという感じを受けまして、やはりもう少し情報開示をすべきだろうというふうに思っております。

この質問に入ります前に、執行部のほうに、どれくらい国の外郭団体等への負担金があるのかというのを調べていただきました。名前は言うともまずいものですから、名前は伏せますが、財団法人〇〇協会とか、〇〇連盟とか、財団法人〇〇センター、何とか振興連盟、財団法人〇〇協会、財団法人〇〇何とかセンター、こういう形で数多くの外郭団体等に予算が流れております。私も壇上から言いましたとおり、この予算に関しては毎年負担金を納めているということで、ほとんど委員会等では十分な説明をもらったことがないと私は記憶しております。

そして、その中の一つを調べたところ、全国から何と27億円という負担金を集めている団体があったりですね。恐らく、知事も当て職が多いものですから……。知事が理事になっているところにもそういう外郭団体がありまして、そ

こにも、恐らく国からの官僚と思われる、天下りと思われる方が理事でつかれておりまして、インターネットで今見れるものですから、私も予算書をちょっと見たところ、県民、国民から見ると多額の役員費が払われているというようなことがわかってきました。本当に適正な業務が行われているのか疑念が残っております。そこで、改めてになりますけど、この全国の、国にある外郭団体の負担金について、全国知事会等を通じてでも構いませんので、もっと情報開示をして活発に議論をしていくべきだと考えておりますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、地方分権の推進のために、国と地方の役割分担を明確にした上で、権限や財源を移譲することが必要であると、かねがねから主張させていただいております。議員御指摘の国の外郭団体への負担金でございますが、当初予算で本県は62団体、約2億8,000万円の出資をしております。その中の自治医科大学が1億2,000万ということで大部分を占めているわけでございますが、先般話題になった自治体国際化協会、こういったものには1,500万の出資をさせていただいているところでございますが、この辺もまた全国レベルの議論になるかと思っております。御指摘のように、地方分権、役割分担の観点から検証が必要であると考えておりますので、事務事業の見直しや予算編成の過程におきまして、そうした観点からも検討させていただくとともに、御指摘のように、全国知事会等を通じて、また、地方団体共通の課題としての検証を、その必要性を提言させていただこうかなと考えております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ議論を深めていただきまして、知事が言われるとおり、真の地方分権ができることの一つの手段として頑張っていた

だきたいと思っています。

次に、農商工連携について再質問を行います。私は、この農商工連携を行う最適地として、地元で申しわけないと思いますが、西諸県地域ではないかと思っております。理由といたしまして、圃場整備が進んでおりますし、さらに、今後整備をする予定の広大な農地が集約されておりますし、霧島連山のふもとということ非常にきれいな水が豊富にあり、さらに、県内で一番大きな工業団地であるフリーウェイ工業団地等もあります。輸送に関しても、高速道路を利用すれば、非常に大消費地であります北部九州等にも近いということがありますので、ぜひ、今回提案している「みやざき新産業創出型工場立地促進事業」等を活用して、フリーウェイ工業団地で農商工連携のモデル的な事業展開はできないのか、商工観光労働部長に、企業誘致の意気込みを含めてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回、補正でお願いしております「みやざき新産業創出型工場立地促進事業」におきましては、本県の地域資源を活用した新産業創出につながるものと考えております。したがって、当然、農商工連携によるものも含め、民間ならではの発想による多様なアイデアをいただきたいと思います。その中からすぐれた提案を選定して、本県産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

宮崎フリーウェイ工業団地につきましては、これまでも一生懸命、積極的に企業誘致を行ってきているわけですが、なかなか進んでいないわけですが。このため、今回の事業で民間事業者の公募を行う際には、県で設定する立地場所として同団地も有力な候補の一つであると私は考えております。フリーウェイ

工業団地への企業誘致につきましては、県西地区の工業振興を図る上で極めて重要でありますので、この事業での検討も含め、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○丸山裕次郎議員 この農商工連携について、壇上からも言いましたけれども、単なる連携ではなくて、真の連携をしていかないと本物ができないというふうに思っておりますし、農商工連携の中には、世界的に今本当に、食料に基づく紛争や暴動等も起きておりますので、今後は食料も簡単に輸入できないということを考えますと、自給率の向上という大きな気持ちを、もとをしっかりわかって連携していただきたいと思います。というふうに思っております。

また、ふるさと雇用再生特別基金についてありますけれども、この基金の理念が、私が考えますに、雇用の継続性ももちろんなんですが、その事業の継続性も重要だというふうに思っております。3年たってそれで事業が終わりだというような形では、何も意味がないというふうに思っております。この基金が全体で2,500億、宮崎には63億来ておりますけれども、もとは税金であります。税金でありますので、その企業が3年間いろんな形で、委託料という形で支給されるわけですが、税金ということでもありますので、3年後にはしっかり一本立ちをして、利益を出して税金を納めるという形の企業を育成してほしいというふうに思っておりますので、優良事例をしっかりと全国からも集めていただいて、市町村また民間企業のほうに伝えていただきたいと思います。特に、今まだ、県、市町村合わせて年間約20億の枠があるんですが、11億7,000万しかまだ枠を使っておりません。恐らく余るんでは

ないかと非常に懸念しておりますので、その辺はしっかりとした予算執行もしていただきたいと思っています。

そして、補正予算でありますけれども、知事等から説明がありましたけれども、なかなか国の補正が急であって内容がつかめていなかったということでもありますけれども、今後は、事業の採択に当たっては、早く情報を収集していただいて、他県はかなり大胆に予算を組んでおるような気がしますので、安心して宮崎県民も、補正予算は来るんだよという気持ちをしていただきたいと思っています。特にその一つとして、地域医療再生交付金というのが全国で3,000億以上あると聞いているんですが、宮崎県にも来るとしています。その中の基金を活用していただければ、西諸圏域を初めとする中核を担っている小林市民病院等に何らかの支援ができるようなことも考えていただきますことをお願い申し上げます。一般質問を終わります。

(拍手)

○井本英雄副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い一般質問をいたします。

国の2009年度補正予算は、追加景気対策の名目で、借金の大盤振る舞いである国債の増発を主な財源として約15兆円を決定しました。この中には、特別養護老人ホームや老人保健施設といった介護拠点緊急整備事業費約3,000億円、介護職員の処遇を改善する目的で、介護報酬とは別に交付する介護職員処遇改善交付金約4,000億円といった経済危機対策費も盛り込まれています。これによって、3年間で介護施設等を緊急に整備し、高まる介護ニーズに対応することが目指され、かつ介護職員1人当たり1万5,000円の手当を支給すること等が検討されています。

介護関連の追加景気対策によって、過去2回の介護報酬のマイナス改定及び慢性的介護人材不足に見舞われている介護産業に明るい兆しが見えると期待する向きもありますが、果たして期待どおりになるのでしょうか。

第五次宮崎県高齢者保健福祉計画によれば、宮崎県は全国平均より5年速いペースで高齢化が進んでおり、高齢者人口は2008年10月現在で28万5,643人に達したとしています。2020年には県人口の32.9%になり、県民の約3人に1人が高齢者という状況が目前という実態です。6月9日、朝日新聞の1面に「介護施設整備計画の半分」との衝撃的な記事が掲載され、宮崎県は43%の整備率だと報道されました。まず、特別養護老人ホームの待機者の現状をお示ください。

また、21年3月現在で65医療機関、定員1,731人の介護療養型医療施設は、23年度末までに廃止になりますが、老人保健施設等への転換の現状と施設・居住系サービスの今後の整備見通しについて、福祉保健部長へお伺いをいたします。

残りの質問につきましては、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部次長(加藤裕彦君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの待機者の現状についてであります。特別養護老人ホームの待機者数は、昨年4月時点で約3,200人ですが、このうち約3分の1は比較的軽度な要介護度2以下の方となっております。また、待機者の居住地は、「自宅」が待機者の約6割を占めております。

次に、介護療養病床の転換の現状と施設・居住系サービスの今後の整備見通しについてであ

ります。介護療養病床の転換につきましては、これまで2つの介護療養型医療施設で合計49床が、認知症高齢者グループホーム等への転換が行われたところであります。引き続き、各医療機関と協議して転換を促進してまいりたいと考えております。

なお、先般、「20年度の施設整備率が本県は43%」という報道がありましたけれども、これは23年度末までに転換する予定の介護療養病床を含めた上での算定であり、この分を除けば整備率は97.5%となっております。

次に、施設・居住系サービスの整備につきましては、昨年度策定いたしました第4期介護保険事業支援計画に基づき、平成23年度までの3カ年で介護療養病床から介護老人保健施設等への転換を進めるなど、計画的に整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔降壇〕

○井上紀代子議員 介護業界の慢性的な人材不足については、多くのマスコミ報道によって社会常識化しています。2000年介護保険制度創設時には新たな雇用として期待をされましたけれども、制度発足10年目を迎えて、ここまで人材不足が深刻化するとはだれも予測できなかったと思っておりますが、宮崎県としては、介護職員の労働環境については具体的に把握をされていますでしょうか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 介護職員の労働環境についてでございますけれども、平成18年度介護サービス施設・事業所調査の結果を見ますと、特別養護老人ホームの定員100人当たりの常勤換算職員数は、配置基準34人に対しまして、全国平均は44.1人、本県の平均は45.1人となっております。量的な確保は一定程度図られているものと考えております。また、職

員の質的な側面ですが、同じ調査の中で、介護福祉士の有資格者は、全国平均16.8人に対しまして、本県は19.0人となっております。しかしながら、関係団体からは、夜間勤務を含むローテーション勤務ということもありまして、職員の年休取得日数が少ないという実態があるとも聞いております。また、施設では正規、臨時、パートなど多様な雇用形態がとられておりますけれども、利用者の安心・安全を確保する上でも、より一層、質の高い職員の確保が課題であると考えております。このため、国の21年度補正予算で示された、介護職員の処遇改善や研修に関する事業の詳細を確認しまして、介護職員の処遇改善、資質の向上、労働環境の改善に向けて検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、私ごとで恐縮なんですけれども、私の母は88歳です。7月5日がお誕生日ですので、やがて89歳になるわけですが、2月7日までは要支援2の状態でした。そして、2月8日に転倒して、それ以後、脳外科にまずは入院をさせていただいたところなんです。昨日、介護の認定の申請で調査員の人に行っていただきましたら、自分の名前をしっかりと言えたそうです。私の息子がついていたんですけど、言えたそうです。その上に、自分の体がこうなって家族に非常に迷惑をかけているということについても、自分の気持ちをしっかりと言ったそうです。

それで、実は私、母のことがあればなおさらそうなんですけれども、母のこれからの10年と、介護する私の10年とをどうしていったらいいんだろうかということ——本当に母は私にいい課題を提起してくれたというふうに思っているわけなんですけれども、現実はそのことを自分の問題として一生懸命考えたときに、まず、宮

崎県内にどのようなところがあって、私の母をお願いできる——「家族介護は無理です」と言われていますので、どうしたらいいんだろうかということをもまず考えて、いろいろ研究をしていったわけです。それで、2月8日以降は宮崎県内のいろんなところを見せていただきましたし、いろんなお話もお伺いさせていただきました。そして、私の友人たちの力もかりて、県内の私が行けないところの施設の状況も聞かせていただきました。そして、県外にも行けるだけ行って、できるだけ近辺の各県に行かせていただいたところですよ。

その中で、「本当に介護の仕事というのは大好きだ」と、皆さん職員の方はおっしゃるんです。「介護の仕事は大好きなんだ」と。ただ、「今のような労働条件だとなかなかこれからは働き続けていくことはできない」と。「下手すると、その大好きな仕事をなげうってコンビニの仕事についてのほうがいいのではないかと思うときさえある」というふうに言われるわけです。ですから、労働条件の過酷さというのは、私どもはしっかりとこれから考えていかないと、私は他人ごとではないのではないかというふうに思っております。

国が介護の問題を補正の中でどれほどしっかりとした予算の手当てをしていくのかということは、大事なことですけれども、2009年度の介護保険関連の総事業費というのは約7.4兆円が見込まれています。そして、厚労省の調べによれば、2006年時点での介護職員は常勤及び非常勤職員を合わせると約117万人で、2014年には約140万人から155万人が必要とされるというふうに言われています。ですから、毎年4～5万人をふやしていかなければならないという予測を立てているわけです。宮崎県に当てはめる

と、毎年400人から500人をふやしていくという計算になるわけです。ですから、今後、多くの雇用創出が見込まれるし、しかも高齢社会の進展で必ず社会的に達成しなければならない数値なのですから、これは私どもがしっかりと、自治体としても守っていかなければならないというふうに思うわけです。

小泉政権下の社会保障費——これはどなたも、今、自民党の方ですら反対だとおっしゃっているんですが——2,200億円の抑制策が見直されない限りはなかなか難しいと、私は思っております。政府が本格的に、介護をある意味では成長産業ということで見据えて、結果的に介護サービスの拡充になって利用者にもプラスになる、そういうふうな状況をつくり上げていくなれば、本当に素晴らしいことだというふうに思います。しかし、介護を成長産業と見据えれば、先ほど申しましたが、国は、2,200億円の抑制策を見直さなければなりませんし、この政策転換を図る必要があるということは自明の理です。介護保険制度を改革していくかの議論も不可欠だというふうに思っております。私の身内的な発想もあって、介護保険というのをもう一度真剣に議論しなければならないのではないかとこのように思いますが、ある意味では雇用も生み出すであろう介護保険制度の改革、このことについての知事の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○知事（東国原英夫君） 私ごとではありますが、私の母も80過ぎていまして、議員のお気持ちは大変共有できるものでございます。

介護職員の労働環境につきましては、先ほど福祉保健部のほうから答弁しましたように、利用者の安心・安全を確保するためにも、労働環境の改善は必要と考えております。また、介護

施設等で昼夜を分かたず御労苦をいただいております介護職員の方々には、心から感謝申し上げますと思っております。

次に、御承知のように本県は、全国平均よりも高齢化が5年以上早く進行している状況が続いております。というのは議員から御指摘があったとおりでございますが、加えて、既に75歳以上の後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回っておりまして、要介護高齢者数は今後とも増加していくものと思われまします。今後、介護需要が増大する中でさまざまな介護サービス事業の展開が予想されますので、介護分野における雇用はますます拡大していくものと考えております。

○井上紀代子議員 母のつめがどんどん伸びていくんですね。つめが伸びていくと、私は——病院に入っているものですからいろんなことはできないんですが——そのつめを切っていくわけです。ぷちぷちとですね。つめが伸びていけばいくほど、母はまた元気になったんだ、復活してくれたんだという思いがするんです。やっぱり介護の問題というのは、改めて、社会の中でのセーフティネットの一番必要な部分である、国を信頼する一番最初の部分であるというふうに私は認識しておりますので、この問題については自治体挙げて取り組むという姿勢をぜひ示していただきますよう、そして介護に携わられる皆さんが喜んで介護を続けていただけますよう、これからも県議会挙げて取り組んでいただきますよう要望もしておきたいというふうに思います。

次に、自転車レーンについてお尋ねをいたします。

世界では、気候変動と同時に、その対策を軸とした新たな世界秩序の再編が起ころうとして

います。低炭素社会を一つの軸とした日本の具体的な政策というのは日本版グリーン・ニューディールが叫ばれていますが、その多くは既存政策の読みかえにすぎなく、抜本的な構造改革は、私はほど遠いものとなっているというふうに思っています。ただ、そうであっても、国民としてはできるところから環境問題に取り組んでいかなければならないし、今、不況と言われているんですが、この不況のときというのは、逆にピンチはチャンス、その脱出を契機に、低炭素社会へのかじを切るチャンスにもなるのではないかとこのように思っています。

エコと健康、そして節約もプラスして、最近、自転車に乗る人がふえています。環境負荷がない自転車（バイク）とエコロジーを合わせたバイコロジーという考えは、世界的にも広がっています。しかし、現実問題として、自転車で走るには歩道を走ることになり、とても走りやすい環境とは言えません。2008年度、国交省と警察庁は、自転車通行環境整備モデル地区を全国98地区指定をしました。整備に乗り出しましたが、宮崎県も宮崎市、日向市が指定を受けています。地球温暖化対策や健康志向から、自転車はこれからもふえていくと予想しますが、警察本部長には、自転車の絡む交通事故の実態と、自転車レーンを含む安全策について伺いをいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） まず、交通事故の実態についてお答えいたします。昨年の県内の自転車の関与しました事故の総数であります。1,383件でございます。全交通事故の約15%を占めております。過去をさかのぼりますと、この10年間を見ても、大体1,200件から1,600件程度の中で——年により増減があるんですけど、大体このオーダーで推移してお

りまして、ざっくり申し上げると、このオーダーでほぼ横ばいと、こういうふうに考えております。

事故の内容でございますが、ほとんどが自動車と自転車との間の事故でございます。自転車と歩行者という観点での事故を見ますと——これはもちろん私どもで認知している限りであります——過去10年間で総合計で14件、年平均すると1～2件ということでございます。もちろん、認知をしていないところで微妙な接触があったということは、もしかすると日常の中にあるということは十分予想されるのかなと思っております。事故の態様は、交差点付近での事故が約7割であります。事故原因に自転車の安全不確認や交通ルール欠如が見受けられるものが、大体半分くらいということでございます。

そこで、自転車の安全対策ということでございますが、理想論を申し上げれば、自転車と車と歩行者がそれぞれセパレートして通行することが究極の理想でありますけれども、そうした環境というのは、現実的にはなかなかシビアでございますので、私どもとしては、本県におけるこうした事故の実情を踏まえながら、まず自転車利用者に対して、自転車安全利用五則というものをつくっておりますけれども、これはルールでございますが、こうしたルールの啓発、そして必要な指導取り締まり、それと自動車のドライバーサイドに対して緊張感の醸成を図る活動、こうしたことを中心に進めてまいりたいと思っております。また今後、交通実態の変化に伴い、必要がありますならば、道路管理者と連携しながら、自転車の道路環境の整備の検討を行うなどして、交通事故抑止を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私ども民主党の会派は政務調査で富山市に参りまして、環境に配慮したライトレール等の調査をしました。その富山市というのは今度、自転車を公共的に貸し出しをして、それをまた一つの観光のメリットにもしようとしているわけです。今後の都市交通の政策に、自転車というのは非常に位置づけが参考になるのではないかというふうに思っています。自転車レーンの普及は置き去りにされた感が私にはあるわけですが、自動車道路整備は進んでいくということですので、県土整備部長に自転車通行環境の整備についてお伺いをしたいと思っております。

○県土整備部長（山田康夫君） 自転車事故を防止する観点や、近年、自転車が環境に優しい交通手段として見直されておりますことから、先ほど議員のお話にありましたように、国土交通省は平成20年1月に、警察庁と合同で今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を指定したところであります。本県におきましては、宮崎市と日向市の2つの地区が指定をされております。道路管理者と交通管理者とが連携をしながら、安全な自転車走行空間の確保のために、自転車通行部分のカラー化や自転車レーンの設置等を現在進めているところでございます。今後は、この2地区の整備効果の検証結果を踏まえまして、国、市町村、そして交通管理者とより一層の連携を図りながら、自転車通行環境の整備について、さらに検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。というのが、韓国では、4,411キロの区間を自転車で、いわゆる観光地をぐるぐる回るというか、それも国策として整備に入るといっている状況になっている。一度

会派で見に行ってみたいなというふうに、今、会長にはお願いをしているところなんですけど、そういう調査もさせていただければなというふうに思っています。そして、JR 亀戸駅のところに自転車レーンができていますけど、まだそれだけでは問題点もありそうですので、亀戸には私たちも行ってみたいなというふうに思っているところです。ぜひ積極的な、目的意識を持った道路のつくり方というのをやっていただけたらというふうに思います。

次に入ります。宮崎空港の航空路線の維持と充実について、県民政策部長と商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

話題となりました静岡空港は、6月4日、国内線、札幌へANAとJALが1日1往復、福岡へJAL3往復、沖縄へANA1日1往復。国際線、ソウルへ大韓航空とアジアナ航空が毎日1往復、上海へ中国東方航空が週4日往復運航して、地方空港としては異例の便数で開港しました。2009年度の予算には——静岡の予算です——空港利用活用促進支援事業費ということので4億7,300万円を計上したと報道されています。また、来年は茨城空港も開港を予定しています。不況や経営状況の悪化によって、航空会社の地方路線撤退とか便数減が相次いでいる中で、数少ないパイをめぐる地域間競争というのは本当に激化しそうです。宮崎県は10都市の12路線あったんですが、国内線が現在7都市7路線に減少しています。また国際線も、世界的な景気後退や円高の影響で、外国人の利用が減少傾向にあります。航空路線の減少は地域経済に直結する重要な課題で、国際線は、本県が目指す東アジアとの経済交流拡大を図っていくための基盤でもあります。この航空路線の維持、そして、いわゆる航空使用料等の軽減措置

と、羽田空港の拡張により増加する発着枠の地方路線優先配分の見通しについて、県民政策部長にお伺いしたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） まず、空港使用料等の軽減措置についてでありますけれども、これにつきましては、国におきまして、地方航空ネットワークを維持する観点から、国内線着陸料を引き下げる方向で検討されてきておったわけでございますけれども、宮崎空港につきましては、ことし7月から来年3月末までの間、現在の3割減免から4割減免に拡充されることが、一昨日決定されたところでございます。また、羽田空港の再拡張により増加する発着枠につきましては、現在、国の懇談会におきまして配分のあり方が検討されておりまして、ことし9月に報告書が取りまとめられる予定になっております。その中で地方路線の優先配分について論議されるというふうに聞いております。県といたしましては、県単独あるいは九州地方知事会などあらゆる機会を通じまして、地方路線への優先配分を要望しているところでございます。

○井上紀代子議員 私も、今回質問するに当たりまして、各県どのくらい支援策というのを持っているのかを全部調べてみました。物すごい支援をどの空港もしているんですね。宮崎は、本当にそういう意味では先見性があったといえますか、多くの支援をした結果、これはいいほうの結果が出たわけですが、C I Qの体制整備というのは宮崎空港にとっては大きなメリットだったというふうに思います。今後、発着枠をどんなふうに広げていくかということについては、なかなか難しいとは思いますが、先ほど言われた懇談会の席に石川県知事、入っていらして、「羽田増枠の配分は今後、地

方空港の浮沈がかかっているんだから、全部自分たちのほうに」というふうに、強く国にも言っているらしいようです。これについては、改めて知事も御一緒にぜひ、この発着枠の確保についてはよろしく願いをしておきたいと思っております。

もう一つは、宮崎空港をどう活用していただくか、来ていただくかということが大事で、商工観光労働部長には、搭乗率をいかに上げていくかという、その施策についてお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 現在、海外や関東・関西地域などから航空機を利用して本県を訪れる観光客、平成19年の推計でございますけど、約67万人に上っております。県外観光客全体の約15%を占めているわけでございます。したがって、これらの観光客の入り込みを図ることは、本県の観光振興はもとよりでございますけど、航空路線の搭乗率向上にもつながるわけでございます。現在、県といたしましては、県外の事務所あるいは海外事務所等と連携しまして、それらの地域の観光客のニーズを的確に把握しながら、それを反映した旅行商品の造成を、旅行会社等に働きかけております。例えば、韓国ではトレッキングが盛んでありますことから、最近、韓国岳等を活用したトレッキングツアーが非常にはやっているわけでございます。それから国内では、都市部におきまして旅行にいやしを求める人が多くなっています。神話・伝説など本県ならではの魅力を生かしたツアーが旅行商品として造成されまして、好評を得ているところでございます。したがって、航空機に乗って本県を訪れるよう魅力ある旅行商品を造成することが非常に大事でございます。また、単なる旅行商品だけで

はなくて、その中身を問われるわけでございますので、海外観光客とか、東京・大阪などから来られます観光客のニーズを踏まえまして観光資源の掘り起こしもしなければならぬと思っております。

○井上紀代子議員 先ほども申しました会派の調査では、私も石川県にも行ってまいりまして、やはり近辺の県とも力を合わせて観光商品づくりというのを非常に熱心にやっておられました。先ほどちょっと丸山議員のほうからジオパークの話が出ましたが、霧島周辺の環霧島観光圏づくりということで、宮崎県側から言えばえびの市、小林市、高原町、都城市なんです。鹿児島県は湧水町、霧島市、曾於市。皆さん力を合わせて環霧島観光圏というのをつくり上げていこうというふうにされているわけです。ここは、先ほどジオパークの話をされましたが、まさにそのとおりで、温泉施設はがばっとあります。先ほど言われた韓国岳をちょうど中心にへそみたいに、すごくその周辺に温泉施設等もあるわけです。商品化としては本当にいいんですよね。ですから、他県との連携もとりながら、大きな、霧島を一つのメリットにして商品づくりをもっとつくり上げていくというお考えがあるかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思っております。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 議員がおっしゃるとおりだと思います。したがって、我々も鹿児島県とも連携しながら、積極的な誘致、そして環霧島圏の中で、いかにいい旅行商品、魅力のある旅行商品をつくるかということにもかかっていると思っておりますので、十分地元の人たちとも意見交換しながら、いい商品づくりに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 それと修学旅行は、外国も

そうなんですけど、国内も大きな力を持っていると思うんですね。それで、先ほどいろんな支援をしている県が多いという中に、修学旅行に対する支援というのはすごくやっているわけです。バス1台分の50万円をやるとか、パスポートを初めてとったらこれだけお金をあげるとか、いろんなことをやっているわけですが、もちろん、宮崎県もその取り組みは現実に行っているわけです。

私がいつも思うのは、西都原の歴史資料館、ここはもう一度再認識していただきたいぐらい、学術員もすばらしい方がいらっしゃるということと、展示の仕方そのものもまたすばらしいんです。昨日、武井議員のほうから、やっぱり平和学習ができないといけないのではないかとか、いろいろ御意見があったんですが、修学旅行に関して言えば、宮崎県はいろんな意味で、西都原の歴史資料館を中心にしながら、修学旅行について何か掘り起こせるものはないのかというのを、もう一回磨き上げていただけるといいなというふうに思います。もちろん、スピリチュアルということで高千穂なんかもいいわけですが。ですから、決してうちが修学旅行で劣るとはとても思えないんです。商品化したときに劣るとは思えない。ですから、いろんな意味で、私どもが持っているものについては、自信を持ってもっと前に売り出していくということが必要なのではないかとこのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これはちょっと知事にお伺いしたいんですが、自治体が地域政策全体の中で空港というのをどんなふうにとらえて、どう活用するか、どう運営し経営していくかというのはすごく大事だと思うんです。能登空港などは、地元の観光

政策と一体化しているがゆえに、採算性は悪いかもしれないけど、経済的効果というのは高いというふうに言われている空港なんですけれども、知事は、空港と知事が持っていらっしゃる地域政策をどう活用されているか、そこについてお伺いしておきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のように能登空港というのは、空港内に自治体の窓口、行政機関を入れたということで、非常に知恵をお出しになったなという感じがしております。本県も、空港から市内中心部まで、県都まで非常に近い距離感でございます。こういう近い位置というのは国内でも珍しいところでございます。そしてまた、空の玄関口として、海から入ってこられる主要な交通拠点、あるいは交通の入り口だと思っておりますので、ここを活用して、県内外あるいは国外からの観光客誘致、あるいは人の出入りを図っていかなきゃいけないと思っております。また、ここを中心にして鹿児島、熊本と連携して、インフラの整備も含めまして空港というものをもっと活用していただくような施策というものを、行政的には考えていかなきゃいけないと考えております。

○井上紀代子議員 実は私、金城武が大好きで、レッドクリフが始まった「1」のときに、石川県はいわゆる商品をつくり上げたわけですね。「K-20」のときも山口県がフィルム・コミッションの地域になったわけです。上海と山口県なんです。最後にテロップが流れていくときに、あれが何で宮崎県でないんだろうという思いはするわけです。フィルム・コミッションも、宮崎は物すごくいいところなので、それをまたひとつ売りに出せないのか。そして旬な俳優さんが来れるような、映画にびしっとマッチできるようなコミッションがとれないのかとい

うのを、最後に商工観光労働部長、よろしくお願ひします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） フィルム・コミッションは非常に大事だと我々は思っています。従来からずっとやっているわけでございます。それで、本県のいろんな場所を背景に、あえて言えばただで広報してくれるわけでございますので、我々としましては、いろんなチャンス、いろんな機会をとらえて、誘致といいますか、取り組んでまいりたいと思ひますが、一つは、宮崎の一番いいところを映していただかないと、逆に今度はマイナスになるわけでございますので、一番宮崎の旬な時期あるいは物、そういうことを念頭に置きながら、積極的に誘致に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 どうもいろいろとありがとうございました。

次に、4月というのは人事異動の時期なんですね。人事異動のときには5月病にかかれる方もいるとか、精神的に不安定な時期でもあるわけですね。実は今回、職員の研修というのを一つ挙げたんですが、パワーハラスメント防止について、管理職の研修というのはどのように行われているのだろうかというふうに実は思っています。このことについて、総務部長と教育長に見解をお伺ひしたいと思ひます。

○総務部長（山下健次君） パワーハラスメントと申しますのは、当事者が自覚をすることなく、訴えがあつて初めて認識されることが多い問題でございますので、それだけ防止のためには日常的な意識づけが重要であると考えております。現在、自治学院におきます階層別研修の一環といたしまして、新任の課長級あるいは課長補佐級、担当リーダー、こういった管理監督

の責務を負うこととなった職員に対しまして、その心構え、あるいは人材育成上の留意点等につきまして研修等を行っておりますけれども、その中で、パワーハラスメントについても、防止意識をたゆまず保持することの重要性を指導しているところでございます。

なお、この問題につきましては、相互の尊重と信頼関係の構築が何よりも必要でありますので、職員に対しましては、年2回発出いたします服務に関する指導通知におきましても、パワーハラスメントの防止に努めることを管理監督者の責務として盛り込むなど、あらゆる機会を通じての指導に努めているところでございます。

○教育長（渡辺義人君） 管理職には、職員の心の痛みをみずからの問題として受けとめる感性と人格を尊重する姿勢が不可欠であると思っております。このため県教育委員会では、教育研修センターにおきまして、新任の校長や教頭、事務長及び経験3年目の校長を対象にいたしまして、パワーハラスメント防止の徹底を含めた管理職研修を行っているところであります。また、パワーハラスメントの防止を盛り込んだ服務規律に関する通知を各学校長あてに毎年度発出するとともに、定期的な校長会などあらゆる機会をとらえて指導に努めているところであります。さらに、各職場におきまして、職員同士の信頼関係を構築することが極めて重要でありますことから、昨年7月には、すべての教職員の手引となります「服務規律等マニュアル」の中に、具体的なパワーハラスメントの事例、それから、ただいま総務部長からも答弁がありましたけれども、パワーハラスメントについては本人が自覚していない場合が多いということも問題点として指摘をして、さらには、ど

ういったふうになれば改善できるのかという改善策も提示して、そういったことを特に追加を行いまして校内研修の徹底を図ったところであります。以上です。

○井上紀代子議員 やっぱり働きやすい環境をつくり上げていくということは大変重要で、そして本当に、いつも自殺の話だとか議会で出たたびに胸が痛くなるわけですけれども、そこまで追い込まないで済むような状況を、お互いが気持ちのいい環境で仕事ができるような関係というのをつくり上げていくということが非常に大事だと思っています。決して管理職の方だけに押しつける気持ちはないんですけれども、言葉の一つ一つ、指示の一つ一つの中に気持ちがかもるといいますか、そういう人間関係というか信頼関係が生まれるような職場環境をぜひつくっていただくように、御努力をお願いしたいというふうに思います。

次に参りますが、知事の退職金のことについてお伺いをしたいと思います。

実は、正直申し上げて私は、この議案に対してどういう対応をしていいのか、自分はどんなふうに決断をしていいのかというのを、今すごく迷っています。それで、今議会の議論を十分に参考にしていきたいというふうに思っているところです。

実は、この知事の退職金の問題が出て、私は大方の場合、女性の人たちと多く会う機会があるわけですけれども、まず最初に、「きよちゃんは何ぼもらうとね。知事は4,000万じゃろ。きよちゃんは何ぼもらうとね」と言われるものだから、「県会議員は退職金やらないよ」と私が言うと、「知らなかった」とみんな言うわけです。これが一つです。それと、「松形さんて、すげえもらいやったっちゃね」、こういう

話になるわけですよ。だから、「そうじゃね、それで6期だから、掛け算すれば2億4,000万じゃろかね」という話とかするわけですが、そのときに、思い起こせば、私自身は郵政に働いていたんですが、25年間働いて私がいただいた退職金は1,000万ちょっとだったんです。（発言する者あり）多いですかね。私は少ないと思っていたんですが……。1,000万ちょっとだったんですが、そのうちの必要なものを出して、そしてあと、「選挙資金にするから持ってこい」とか言われて、選挙に全部出してしまったと。その後、夫が退職して、同じ郵政に働いていたんですが、40年近く働いて2,000万ちょっとだったんです。それで、県庁の方も30年働いたら幾らなんだろうかとちょっと考えてしまったわけですが、知事の退職金、退職手当というんですか、その算定方法について、まず総務部長にお伺いをしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 知事の退職手当の算定方法につきましては、「知事等の退職手当に関する条例」第3条の規定によりまして、知事の給料月額に在職した月数を掛けまして、さらにそれに100分の70を掛けて得た額ということでございます。したがって、知事の任期の満了時におきましては、在職期間が48月ということでございますので、これで計算いたしますと4,166万4,000円ということになります。以上でございます。

○井上紀代子議員 ずっと議会でもまだ議論されておりますので、まず知事に、退職手当の減額については、なぜ2分の1なのかということと、また、なぜ今の時期なのかということをお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 議員のお知り合いの方々、そしてまた多くの県民の皆様、知事の

退職金のあり方について興味を持っていただき、議論を惹起していただいたのは、私の本望であります。

まず、知事の退職手当を50%減額する理由についてであります。現在、知事の退職手当の減額を措置している14府県の状況です。具体的には、7県が支給なし、1府が50%減額、6道県が50%未満の減額という状況、また、厳しい社会経済情勢や本県の厳しい財政状況等を総合的に判断し勘案しまして、50%の減額とさせていただいたものであります。

次に、条例提案を行う時期についてであります。県知事の退職手当につきましては、私のマニフェストにおいて、県民の満足度をもとにした出来高制を導入することとし、私が知事に就任して以降、検討を行ってまいりましたが、就任して2年後となる、ことし1月のマニフェスト検証会の時点で、出来高制については客観的な指標を設定することが困難であるという結論に至りまして、断念することといたしました。しかしながら、私のマニフェストにおいて、知事の退職手当については見直しをすることとすることを県民の皆様とお約束させていただいていることから、その後、出来高制以外の見直しについて検討を行ってまいりました。ことしの2月議会には準備が間に合わず条例提案には至りませんでした。4月にはメディアを通して、ことしの早い段階で退職手当を見直すことを発表し、このことは県民の皆様とのお約束だと私は位置づけさせていただいておりますので、ことしのなるべく早い時期に提案させていただくということで、今議会の提案となったわけでございます。以上でございます。

○井上紀代子議員 いろんな意見はあるんですね。先ほど知事が言ってくくださったとおり、本

当に退職金の問題がこれほど話題になるというのは、これはまたある意味ではよかったのかなというふうには、私自身も思っています。ですから、「50%しか仕事をしやらんとね」と言う人もおるし、「テレビやいろいろ出ちよりやるからお金持ちよりやっつとやわね」、それと、「政治資金パーティーをしょっちゅうしちよりやるから、あの人はお金には困ちよりやらんわね」みたいな、そういう意見とかいろいろあるわけです。

それで、私はもう一つ懸念している内容としては、実はお隣に座っていらっしゃる副知事も、給料の月額掛ける在職月数100分の50ということになりますので、大体ぱぱっと計算したらこれぐらいというのが出るわけですが、それには影響が出ないのか。それから市町村長さんにも影響は出ないんだろうか。私は、それは非常に悩ましい問題だというふうに思うわけです。ここで別に知事からお答えいただかなくていいわけですが、今回の問題を今議会で即決しているものかどうか、ちょっと私自身は疑問を持っているというか、まだ自分自身も決め切れていないと。ぜひ全額いただくようなお仕事をしてくださいというふうにお願いすべきなのか、それとも、退職金というのは私どもと同じで要らないじゃないかというのか、いろいろもっと研究させてほしいなという思いがいたしました。知事の退職金については、私の考えは以上なんですけど……。

最後に、身体障害者補助犬について、福祉保健部長に主にお伺いをしたいと思います。

身体障害者補助犬というのは、盲導犬、聴導犬、介助犬をいいます。実は、宮崎県にも盲導犬を利用されている方が多くいらっしゃって、本当に宮崎県のお金というか予算というのは非

常に有効に使われていると、私は思っています。今回、宮崎県から初めて介助犬をというお話があります。御存じのとおりだと思うんです。実は、知事は御存じの——私は直接お会いしたことはありませんが——羽鳥アナウンサーが「ズームイン」の中で、テレビで詳しく、九州で初めてなんですけれども、宮崎県に介助犬が誕生するということで報道していただきました。そのズームインのときに、いかに介助犬を育てていくのが大変であるかということと、介助犬に育ち上がった犬と介助犬を持つ身体障がい者の方との関係がどううまくいかないといけないかということとか、細かに報道がされたわけです。そして、全国から九州補助犬協会というところに、激励のメッセージというか思いというのが非常に集まったそうです。

私が今回心配をしておりますのは、その補助犬の所有権のことなんです。今、宮崎県は県が所有権を持っていますが、この補助犬、今まで全国の例を見てみますと、宮崎県が持たなければならないという理由が、私にはなかなか納得できないんです。宮崎県が所有しなければならない理由について福祉保健部長にお尋ねしたいと思います。

また、今回のような例の場合、それを変えて育成団体に渡すことは本当にできないのかどうか、そこについてお尋ねしておきたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 身体障害者補助犬の所有につきましては、県の責任を明確にするために県の所有としてきたところでございます。育成団体の所有とする場合は、病気等への素早い対応が期待できる一方で、団体の諸般の事情によりまして所有権が別のところに移転される等のリスクも考えられますので、所有

のあり方については、利用者の利益と事業効果を確保するという観点から、総合的に検討していく必要があると考えております。

○井上紀代子議員 昨年の8月から話を始めて——都城市の方なんですけれども、米盛さんとおっしゃるんですが——ずっと話を続けてきて、そして今、ここに至って、9月28日が試験日であるということがわかっていて、それでもなおかつ、今までの態度というか、県が所有していたのだから、盲導犬と同じように介助犬についても所有しておかなければいけないという明確な理由というのがわからないんですが、そこを教えてください。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 明確な理由といたしますのは、先ほど言いましたように、県が責任を持ってこの事業を推進するという意味で、県の所有としているところでございます。

先ほど話がありましたこの案件につきましては、育成団体の所有にするかどうかということでございますけれども、当初2月に、宮崎県の制度の内容を育成団体のほうにも十分説明をいたしております。またその後、育成団体の意向も踏まえまして、契約の内容の一部変更等にも既に対応してきているところでございますけれども、今回の件は、5月になりまして所有権を欲しいという申し出もありまして、県といたしましては、正直なところ戸惑っているところでもございます。育成団体ともよく話し合いをしまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○井上紀代子議員 全国に介助犬は——これは1つ間違っているところがあるかもわからないんですけど——46頭いるんです。46頭いて、県が持っているところというのは徳島県が1県だけなんです。こういうことというのはちょっと

ないんですよね。育成団体がつぶれちゃったらどうするんだというのを御心配だと思うんです。それと、事業的にこうやって決めてしまったのだから、所有権は県が持つということで決めてしまったのだから、変えられないというふうに思っているんじゃないかなと思うんです。知事、ここは本当に九州で初めて。ということは、モデルケースになる可能性が高いわけです。ですから、かたくなに県が持ちよかにやいかんという必要はないし、事業的効果が出るということのほうが大事ですので、九州補助犬協会のほうに所有権を渡されたらいかかと思いますが、知事の御判断をお願いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 本県は、補助犬だけではなく警察犬でも日本一になっておりまして、そういった意味では、宮崎発のモデルということの可能性が示唆されるわけでございます。私は、いつでも機動的に弾力的に対応ということを自分のポリシーにしておりますので、また十分議員の御意見を踏まえて、担当部局とも意見交換をして検討させていただきたいと思っております。

○井上紀代子議員 あと判こをつくだけなんです。所有権のところだけなんです、とまっているのが。そこは柔軟にやっていただいて、今の知事のお答えを九州補助犬協会のほうにお伝えして、判こをすぐついていただくようお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○井本英雄副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き

続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分散会

6月19日（金）

平成 21 年 6 月 19 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 次 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 加 藤 裕 彦 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 相 浦 勇 二 雄 城 倉 恒 雄 夫 太 田 英 夫 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 章 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党県民の会の濱砂守でございます。3日目のトップバッターでありますので、きょうはちょっと質問事項が多くて、タベ遅くまでやっております。内容が少し変わったかもしれませんが、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、経済・雇用対策についてお尋ねをいたします。

政府は、経済危機対策を踏まえ、平成21年度補正予算13兆9,256億円を4月27日に国会に提出、5月13日に衆議院で可決し、5月29日に成立いたしました。これにより国の補正後の予算総額は102兆4,736億円となり、日本で初めて100兆円を超える予算になります。しかし一方では、国の21年度当初予算額で、借金に当たる公債費が33兆2,940億円、借金返済に当たる国債費が20兆2,437億円にも上っております。今回の補正により国はさらに膨大な借金を抱えることになり、そのツケはすべて国民にのしかかってまいります。この政策について知事の感想をお聞かせください。

本県においても、平成20年度後半から打ち出された経済・雇用緊急対策の実施に伴い、今議会開会日の12日に上程された59億9,500万円余の

一般会計補正予算案、及び17日に上程された追加補正予算案122億6,200万円余が可決をされますと、総額で約182億円が補正されることとなります。知事は、この補正により本県に与える経済・雇用効果はどの程度発揮できると予測されているのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

次に、道州制国家の対応についてお尋ねをいたします。

政府の地方制度調査会は6月16日、平成の大合併について、市町村合併の期限である来年の平成22年3月末で打ち切るとした答申を提出いたしました。しかしながら、基礎自治体に残された課題として、人口1万人未満の小規模市町村は依然として471団体、本県では8団体であります——平成22年3月23日見込みであります——数多く存在しております。今後、急速な人口減少により小規模市町村の数は増加すると予想されていることから、小規模市町村における行財政基盤強化の必要性が求められております。本県における小規模市町村に対する今後の取り組みについて、知事にお尋ねをいたします。

平成7年に制定された地方分権推進法に基づき進められた改革は、平成12年4月から地方分権一括法として実を結び、国主導で地方自治制度の姿を一新するための取り組みが行われてきました。道州制について、平成18年2月28日、国の第28次地方制度調査会から答申がなされたことにより、同年12月に地方分権改革推進法が制定され、現在、政府の道州制ビジョン懇談会、自由民主党、全国知事会、日本経済団体連合会など各方面で議論が行われております。九州においても、九州地方知事会、経済界等で構成する九州地域戦略会議において、道州制に関

する議論が進められているとお聞きをいたします。今後のスケジュールについて、道州制ビジョン懇談会では、2011年に道州制基本法の国会提出を求め、2018年までに地域主権型道州制に完全移行するとの考えを示しておりますが、本当に2018年までに道州制国家の成立はあり得るのか、知事の見解を伺います。

次に、だれもが暮らしやすい宮崎県についてであります。

2009年6月、今年6月ですが、英経済誌「エコノミスト」の調査部門、エコノミスト・インテリジェンス・ユニットは、世界主要都市の暮らしやすさランキングを発表いたしました。それによると、最も暮らしやすいとされたのはカナダのバンクーバーで、日本では大阪が13位、東京がフランクフルトと並んで19位にランクされております。調査は、各都市を医療、安定度、文化・環境、教育、インフラの5つの要素で評価をしランキングにまとめたもので、その結果、バンクーバーは暮らしやすさ98%で堂々1位であります。2位以下は、ウィーン、メルボルン、トロント、パース、カルガリー、ヘルシンキ、ジュネーブ、シドニー、チューリヒで、上位10都市のうち6都市はカナダとオーストラリアが占めております。ちなみに最下位は、混乱が続くアフリカのジンバブエの首都ハラレだそうであります。

一方、日本国内においては、山梨県の横内正明知事が、暮らしやすさ日本一を目指すとして、首都圏にありながら、周囲を日本一の山・富士山を初め八ヶ岳、南アルプスといった名峰に囲まれ、県土の78%を森林が占める水と緑の宝庫であるとして、豊かな自然環境や「果樹王国やまなし」を売り物にしております。また、岡山県の石井正弘知事は、今期の退職金を全額

返上した上で、太陽光発電など環境に配慮した県立図書館は3年連続して全国一の利用者であること、全国に先駆けた国際貢献活動推進条例、さらには安全・安心まちづくり条例やドクターヘリ・防災ヘリの導入など数々の大きな成果を上げているとして、「暮らしやすさ日本一を目指す」と宣言されております。もちろん我が宮崎県においても、条件や基準、思い、考えは異なるにしても、暮らしやすさにおいては、当然に、他県に比べてまさることはあっても劣ることはない、私自身も、県民の皆さんも自負していらっしゃると思います。知事は、国内47都道府県の中で暮らしやすさランキングをつけるとしたら、宮崎県は何番目に宣言されますでしょうか、お聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。後は質問者席から質問をいたします。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

国の景気対策についてであります。今般の未曾有の経済危機に対応するため、国においては昨年来、「景気対策3段ロケット」に引き続く経済危機対策として、過去最大規模の補正予算を措置したところであります。これは、世界同時不況に対応するため、加盟各国が財政出動等に取り組むこととされた本年3月のG20会議での合意を踏まえるとともに、景気の底割れリスクや世界経済の大調整といった危機的な経済情勢を克服し、成長戦略を推進していかなければならないという認識のもとに打ち出されたものと理解しております。一方、御質問にありましたように、補正後の国の予算は公債金が44兆円余と歳入の43%を占めることとなり、本年度末での公債残高見込みは581兆円と、主要先進国の

中でもひととき厳しい財政状況となっております。当面は経済の回復と国民生活の安定を図ることが第一でありますので、今回のような果敢な措置が講じられたものと思っておりますが、この経済危機を脱した段階においては、持続的な成長と財政健全化の両立をどのように図っていくか、改めて検討が行われることになると考えております。

次に、経済・雇用対策の効果についてであります。県内の経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にありますことから、先般、新たな経済・雇用対策を策定し、それに基づく補正予算をお願いしているところであります。今回の補正予算では、緊急的な経済・雇用対策として、県単独公共事業を初め、雇用確保のための基金の積み増しや事業の追加を行うほか、中長期的な産業づくりとして、農林水産業の活性化や農商工連携の推進等による新たな産業の創出など、175億円余の経済・雇用対策を計上したところであります。これらの事業による効果といたしましては、すそ野の広い公共事業の実施による地域経済への波及や民間における雇用の維持確保、基金を活用した事業の実施による新たな雇用の創出など、直接的な効果が期待できるとともに、産業基盤の整備による既存産業の活性化や農商工連携等、本県の特性を生かした新産業の創出など、将来の経済発展や雇用の安定につながる礎づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、小規模市町村への今後の取り組みについてであります。地方を取り巻く情勢が大きく変化する中、市町村におきましては、地方分権の受け皿としてその行財政基盤の強化を図ることが重要な課題となっております。特に小規模市町村におきましては、人口の流出や高

齢化等による地域の相互扶助機能の低下が懸念されており、高度化・多様化する住民ニーズに、現在の体制のままで将来にわたって対応することができるのか、真剣に検討いただく必要があるかと考えております。県といたしましては、行財政基盤を強化する手段の一つとして市町村合併が今後もなお有効な方策であることを、引き続き訴えてまいりたいと考えております。また、先日の第29次地方制度調査会の答申で示された、行政機関や内部組織の共同設置など市町村の広域連携策等も踏まえ、小規模市町村におきましても地域の実情に応じた住民サービスが維持できるよう、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

次に、道州制についてであります。人口減少や少子高齢化、グローバル化など急激に社会が変化する中で、これまでのような画一的な中央集権システムでは、地域の多様な課題に十分な対応ができなくなっており、また、それによる国民の慢性的な閉塞感を踏まえると、道州制を含む大きな変革が必要であると認識しております。また、道州制は真の分権型社会の実現を目指すものであって、国の都合による行財政改革等の手段であってはならないと考えております。その意味において、国と地方の役割分担を見直し、権限、税財源を地方に移譲する第二期地方分権改革を、政治の強いリーダーシップのもとで確実に推進するとともに、あわせて国と地方のありようについての国民的な議論をしっかりと行い、道州制の導入に向けた検討を着実に進めていく必要があると考えております。

宮崎県の暮らしやすさについてであります。暮らしやすさにつきましては、個人の価値観によるところが大きいことから、客観的に順位づけすることは困難かと思っております。しかしなが

ら、人の温かさや自然の豊かさ、温暖な気候、そして山の幸、海の幸にあふれる宮崎県で生まれ育った者として、故郷に対する愛着、誇りは人一倍ございますし、どこよりも暮らしやすいところだと思っております。また、民間の研究所による昨年の調査によりますと、「いい子どもが育つ」都道府県ランキングで、本県は総合第1位という結果もございます。郷土の宝であり、未来を担う子供たちが、心身とも健全にはぐくまれる環境にあるという評価は、だれもが誇りに思えることではないかと考えます。その一方で、厳しい経済・雇用情勢、医師の確保、中山間地域対策などさまざまな課題があることは事実でありますので、引き続き、山積する課題の解決を図り、存在感のあるオンリーワンの自治体の実現に向け、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。〔降壇〕

○濱砂 守議員 ありがとうございます。それで、ちょっとお尋ねしたいんですが、ことしの1月15日に、宮崎市で道州制シンポジウムが行われました。そのときに東国原英夫知事が、「140年前に実施した廃藩置県の面積と人口割は、現在の情報や交通の高度化・高速化にはそぐわない。現在の統治システムを変えなければ、日本は衰退化していく」「いわゆる地方は国の制度にがんじがらめにされておる。これを取っ払ってしまえ。自分たちで地域づくりをしていこうとする発想が非常に育ちにくい。目指すは九州独立ですよ」という発言をされているんです。そこでメッセージですが、話題の鳩山邦夫、当時の道州制担当相なんです、「道州制は地方分権の先にある理想の姿だ。目指すべき道州制は地方主権型道州制と考える」、そういう発言をなされました。一方、江口克彦道州制ビジョン懇座長ですけれども、「今後20～30

年で東京はさらに人口や資金が集中して、地方の活力が失われる事態を懸念する。今後のスケジュールについて、ビジョン懇談会では、2011年に道州制基本法の国会提出を求めて、2018年までに地域主権型道州制に完全移行することを考えている」ということで発言をされております。それがあったものですからもう一度お尋ねしたいんですが、2018年までに道州制国家が本当に成立できるのかということなんです。知事はどういうふうにお考えになっておりますか。

○知事（東国原英夫君） 時間軸で申しますと、ロードマップとしては、私はあと10年ぐらいのうちに地方分権型の地域主権型の道州制に移行するべきであると考えております。そのためには、あと10年というのを目標にして、それを想定して今から何をすべきかということは、細かいロードマップとかスケジュールは決めていかなきゃいけないと思いますけれども、総括すると、あと10年を目途に道州制の移行はされなければいけないと考えております。

○濱砂 守議員 それから、私たちもそうなんです、県会議員の選挙があと2回かなという漠然とした話はよく出るんですけど、県がなくなるという——なくなることはないかもしれませんが、こういった組織がなくなる、そういう漠然とした感があるんですけども、なかなか実感としてわかない。県民の皆さん方はなおさら、そういう気持ちがないだろう。道州制という話は聞くけど、まさか宮崎県が、自分にはね返ってくるというのは、恐らく職員の皆さんも、わかっていても実感はわかないと思うんです。隣の熊本県、ここは道州制になったらうちが州都だという運動も展開されております。それで、話題になっているのは道州制導入後の州都、これが福岡、熊本、それから福岡県の久留

米市、佐賀県の鳥栖市を中心とした筑後川流域クロスロード協議会、こういうところがみずから手を挙げて活動しているという状態であります。宮崎県の県民の皆さんにも、こういうところはちゃんと報道等で、あるいは今の状況を県の広報等でも知らせて関心を持たせることが、将来の宮崎県のためになると思いますので、そうしていただきたいと思うんですが、知事としては、宮崎県に、成立後には州都なり、あるいは重要な機関を置くというようなお考えはないでしょうか。

○知事（東国原英夫君） まだ州都までの議論は早いのかなという感じはするんですけども、要するに道州制というのは地域主権型ということで、国の中央集権、今のシステムを地方分権型にするということをございますので、国と地方の役割をどうするか。国は外交とか防衛とか金融とかそういったもの、グローバルな世界の中での国のあり方の役割にさせていただいて、住民サービスは道州あるいは基礎自治体にすべて権限や財源を移譲していただくという、いわゆる霞が関の権限を分散、分権することでございますので、都道府県の合併とかそういったものではない、主権の問題であるということです。完全自治体として行政権と立法権と財政権を完全に移譲していただいた九州が、完全自治体として独立をするといったことが道州制の意味だと思います。それによって無駄をなくして、住民サービスや行政サービスをスピーディーに意思決定していくということが目的でございます。ですので、まず分権ありきだと考えますので、その次の州都がどうかというのは、まだ議論の余地があるんじゃないかと思っております。

○濱砂 守議員 そういう話があるんですよ。

ところが、意識をさせるための一つの方法として、やっぱり候補に手を挙げる、これも必要なことじゃないかと思うんです。それで、1月の懇談会、いわゆるシンポジウムの際に知事が言われておるのは、導入後の州都について、「道州制導入後の福岡1県集中はあり得ない。格差をなくして地方に分散しよう、多元的にしようというのが道州制である」と発言をされております。そういった意味からちょっとお聞きをしたんです。

それから、先ほど答弁にありましたように、公債費残高見込みが今年度で581兆円、国民1人当たりが国の借金だけで581万円になるんですね。今回の当初予算と補正を含めて44兆円の借金ですから、4月から今にかけて国民1人当たり44万円の借金が起きているんです。こういう状況から見ると、いずれにしても道州制の論議というのは高まってくるんじゃないかというような気がするんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○知事（東国原英夫君） 予算をどうするか、税制をどうするか、今の借金を地方に担ってもらうのかというのは、次の議論だと思います。いずれにしろ、国の公債、いわゆる借金をどうするかというのは、地方分権の中で考えていかなきゃいけないと思います。ですから、地方の税制をどうするか、今の借金をどう分散するか、どう処理するかというのは今後の議論だと考えております。

○濱砂 守議員 それでは、次に、農林水産政策についてお尋ねをいたします。

まず、農政についてであります。今議会に提案されている冬春ピーマン等生産体制再生支援モデル事業2,650万円の内容について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） この事業は、冬春ピーマン等を対象に、展示圃の設置や養液土耕栽培技術の導入を支援するモデル事業でございまして、本県冬春ピーマン栽培面積の約5%に相当する13.5ヘクタールを目標に取り組むこととしております。この技術は、ハウス内に点滴かん水を行うチューブを配置しまして、かん水と施肥を同時に行う栽培技術でございまして、作業の大幅な省力化と施肥量の低減、さらには収量品質の向上を目的として実施することとしております。県といたしましては、本事業の実施によりまして冬春ピーマン等の生産構造の強化を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 この件につきましては、同じく西都・西米良からの押川議員が後にじっくりと質問されるそうですから、ここで終わります。

次に、林政についてお尋ねをいたしますが、同じく、今期上程してあります森林整備加速化・林業再生基金積立金の取り崩しによって、間伐推進加速化事業2億8,450万円、森林整備加速化・林業再生事業4億7,250万円の内容について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） まず、間伐推進加速化事業についてでございますが、この事業は、地球温暖化防止対策としての間伐の集中的な実施を促進するものでございまして、その主な内容は、森林組合等の林業事業者が行う間伐に対しまして、1ヘクタール当たり25万円以内を支援するものであります。また、間伐を円滑に行うための森林境界の明確化や簡易作業路の開設に対し、それぞれ1ヘクタール当たり4万5,000円以内、1メートル当たり2,000円以内を支援することとしております。

次に、森林整備加速化・林業再生事業につい

てでございますが、この事業は、間伐材等を有効に活用しまして低炭素社会の実現を図るため、間伐材等の流通経費や買い取り資金の利子助成に加えまして、木質バイオマス利用施設の整備や公共施設の木造化・木質化等を支援するものであります。いずれの事業も、国からの補助金を県の基金に造成しまして、今後3年間で取り崩しながら実施することとしております。以上でございます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。この事業は非常におもしろいなと思っているんですが、これは農林漁業の底力の発揮として補正予算化された1兆131億円のうちの森林整備加速化・林業再生事業としての1,238億円ということですね。47都道府県で割ったにしても、全体で26億円程度になりますから、まだ10億円しか来ていませんね。山村地域によると、人件費がこれだけあったら十分間伐できますから、雇用再生については非常に効果があると思うんです。こういう時期ですから、ぜひちゃんとした森林整備をお願いしておきたいと思えます。

それから、水産行政について伺います。平成20年度宮崎県水産白書によりますと、「本県は全国でも有数の水産県であり、カツオ一本釣り漁業、マグロはえ縄漁業を初め、まき網漁業や養殖業などさまざまな漁業が盛んで、中でも近海カツオ一本釣り漁業は、連続して全国一の生産量と生産額を誇っておる」ということで載っております。「しかしながら、水産業を取り巻く環境は、国際的な漁獲制限や資源の減少に伴う漁獲量の減少、引き続く魚価の低迷、就業者の減少と高齢化、さらには、依然先行き不透明な燃油価格等への対応など極めて厳しい状況にある」、こういう説明がなされておるんですが、ちょっとそれを調べてみますと、平成19

年度末現在の県内の海面における漁船登録隻数が2,971隻となっております。15年の3,488隻と比較しますと、517隻、15%減少しております。そしてまた、船の年齢構成、船齢というんですが、大体15年がその基準だと言われているんですけども、この占める割合が非常に高くなってきたという状況であります。こういう状況をどのように受けとめておられるのか。また今後の対策を、あわせて農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御指摘にございましたように、本県におきましては、零細な沿岸漁業層を中心に漁業者が減少していることや、経営環境の悪化等に伴いまして漁船の更新が進まないことから、漁船の隻数の減少や高齢化が進んでいると認識しております。このため県といたしましては、関係団体で構成しております地域漁業改革推進協議会におきまして、個別経営体の経営状況を踏まえながら、収益性重視の操業・生産体制への転換や漁船更新の促進など、漁業者等への総合的な指導助言を行うことにより、国や県の事業を活用した生産基盤の強化を図っているところでございます。今後とも、漁業者や関係団体と一体となりまして、経営環境の変化に耐え得る足腰の強い経営体の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 それでは引き続き、だれもが暮らしやすい宮崎県についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど知事の答弁をお伺いいたしましたが、当然に上位1番目という話が出てくるのかと思いましたが、ちょっと角度を変えてそういう話になったようであります。私自身、そう言いながらも、答弁にありましたように、非常に県民所得も低い、あるいは日照時間等が長

い、あるいは快晴日数がたくさんあるにもかかわらず、それが余り利用されていないとか、いろんなものもあるようであります。そこで副知事、何も言っていませんでしたけれども、宮崎県に来られて5年目ですか。5年間住んでおられて、宮崎県の暮らしやすさについてはどのように評価されますか。

○副知事（河野俊嗣君） 5年目に入りまして、これまで地方自治体の勤務は宮崎以外に3カ所。4カ所目の地方自治体勤務であります。それぞれの土地にはそれぞれのよさがあるところではありますが、その中で比べましても、知事の答弁にありましたように、温かな県民性、優しい人柄というものが一番魅力的に感じているところでございます。

○濱砂 守議員 さすがに、副知事ですから、ちゃんとした答弁をいただきました。

それでは、まず最初に、太陽光発電についてお尋ねをいたします。環境省では6月の1月間を環境月間として定めております。月間中は、環境の保全に対する国民の関心と理解を深め、エコライフ・フェアを初めさまざまな行事が行われております。これは県の広報で出たんですよ。本県では、6月12日の読売広告に、「「製造」・「発電」・「活用」の三拍子揃った太陽光発電の拠点づくり みやざきソーラーフロンティア構想」、サブタイトルは「太陽光発電のフロントランナーを目指す……宮崎県住宅用太陽光発電システム融資制度を実施」と大きく掲載をされました。この中で知事は、「低炭素社会を実現していくことが求められていますが、宮崎県は、まさに最適な自然条件を備えていると思います。（中略）太陽光発電のフロントランナーとして、新しい「太陽と緑のくにみやざき」の実現をめざしてまいります。」とごあい

さつをされております。そこで、当の宮崎県の取り組みであります。一般家庭用の太陽光発電装置の設置助成の取り組みについて、国、県、市町村においてそれぞれどのような支援を行っているのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 私のほうから答弁させていただきます。

太陽光発電装置の助成についてでありますけれども、国のほうでことし1月から住宅用太陽光発電等に対する補助制度を復活させまして、1キロワット当たり7万円を助成することとなっております。県におきましては、先ほど御質問にございましたように、本年4月から、宮崎銀行、宮崎太陽銀行の協力を得まして新たな融資制度をスタートさせ、300万円を上限に低利で融資を行っております。このほか県内の市町村におきまして、宮崎市が本年度から1キロワット当たり3万円、上限10万円といたしまして助成する補助制度を新設いたしましたところでありまして、予算枠の関係上、現時点では締め切りになっておるといふふうにお聞きしております。

○濱砂 守議員 そうなんですよ。宮崎県は県独自でやっているのは融資だけなんですよ。しかも要保証です。あとどこがやっているかという、宮崎市が上限10万円で補助金を出しております。ところが、全国で見ても、15都府県が県独自の補助金を出しているんです。フロントランナーじゃありません、宮崎県は。そういうふうに大々的に打ち出したにもかかわらず、余り対策がとられていない。

それで、快晴日数が全国で第2位、そのような状況であるにもかかわらず、余り活用がされていない。埼玉県が快晴日数第1位なんです。

ここは、既存の場合1キロワット当たり6万円の補助金を出しています。上限は1戸建てで21万円です。それから、東京都あたりは1キロワット当たり10万円。けさ電話して聞いたんですが、1軒の普通の4～5人の家族の中で使う電力量というのは4キロワットぐらいだそうです。そうしますと、1キロワットに10万円補助しますと東京都は40万円。それから、あそこは23区で補助金を出していますので、上限が大体20万円ぐらいなんです。国のを合わせると、東京都が一番高くて90万円ぐらいになります。県民政策部長、どのようにお考えですか。これでもフロントランナー宮崎県というのが堂々と言えますか。

○県民政策部長（高山幹男君） 御質問に当初ございましたように、ソーラーフロンティア構想は、メガソーラーの誘致とか家庭への普及促進とかを上げまして、製造、発電、活用、そういったものを含めましてソーラーフロンティア構想を策定してございます。今、補助金の関係がございましたけれども、宮崎県の場合、300万円を10年間で借りますと、トータルで30万円のプラスになるというようなことがありますので、そういったことで今、私どものこの融資制度をやっているところであります。

○濱砂 守議員 せっかく恵まれた自然の気候でありますから、ぜひ大事にさせていただいて、太陽光発電支援策をぜひとっていただきたいと思います。

次に、深刻化する地球温暖化問題に備えまして、CO₂削減対策として、宮城県では、環境に優しいハイブリッド車などの環境対応車購入時の独自の助成金を1台当たり10万円とするということを決めているようです。本県ではどのように考えておられますでしょうか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 二酸化炭素削減のための低公害車導入促進につきまして、国において、自動車税等を軽減する自動車グリーン税制に加えまして、今年度新たに、ハイブリッド車等のエコカーを購入する人に対しまして、補助制度や自動車重量税等の減免措置が設けられたところでございます。本県ではこれまで、「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例」等によりまして、自動車等から排出されます二酸化炭素削減につきまして、アイドリングストップやノーマイカーデーの普及啓発、それから事業者等を対象にしましたエコドライブ講習会の開催などに努めているところでございます。県の新しい施策によりまして低公害車の導入促進につきましては、国の助成等によりまして全国的にハイブリッド車の受注等が大幅に伸びているとの報道もなされております。その状況を見守るとともに、まずは、今後とも県が率先して導入していき、その普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 地球温暖化問題、深刻な問題になっておりますので、これもあわせて、ぜひ検討いただきたいと思っております。

それから自殺の問題ですが、本県の特徴として自殺者が非常に多いのが気になるわけですが、何が原因なのか。また、自殺予防のためにどのような対策を講じておられるのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） まず、本県の自殺の現状についてですけれども、厚生労働省の人口動態統計によりまして、平成20年の本県の自殺者数は363名で、前年に比べて31名減少し、人口10万人当たりの自殺者数は32.0人でございますが、全国で4番目となっております。また、平成20年の県警本部の統計によりまして

と、自殺の原因は健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題や家庭問題などが挙げられております。

次に、対策についてであります。昨年度から「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中で、官民一体となって総合的に自殺対策を進めるための基盤づくりや講演会の開催、テレビCMの放映などの普及啓発、あるいは、かかりつけ医などの専門家や各種相談員への研修などに取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関と連携しながら、積極的に対策を進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、国民のだれもが心配しているのが老後の生活であります。安心した老後を迎えるのに必要な年金が危機にさらされている。倒産やリストラによる失業者がふえ、2008年度の国民年金保険料の納付率は62%前後と見込まれております。3年連続して下回っており、過去最低だと推測をされます。政府が目標としている80%との乖離が広がっているように思えます。本県ではどうなっておりますか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 国民年金を所管いたしております社会保険庁によりまして、本県における平成19年度の現年度分保険料の納付率は63.3%で、全国平均の63.9%を下回っております。この納付率の全国順位は、高いほうから33番目となっております。市町村ごとでは、最も高いところが高千穂町の83.3%、最も低いところは宮崎市の57.0%となっております。国民年金保険料の納付率につきましては、全国的に低い状況にありますことから、社会保険庁では、クレジットカード納付の導入や年金制度の普及啓発など、納付率向上のための取り組みを講じられているところでございま

す。年金制度は、社会保障上重要な制度でありますけれども、このように納付率が低い状況が続きますと、今後、制度の安定的な運営に支障を生じ、また、高齢者等の暮らしに影響が出ることも懸念されますことから、納付率向上のための対策をより一層充実していく必要があると考えております。

○濱砂 守議員 次に、国民健康保険税の滞納世帯の状況はどうなっているのか。また、倒産やリストラによって所得が激減した、国民健康保険事業の被保険者に対する救済措置についてお尋ねをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 国民健康保険税の県内の滞納世帯数ですけれども、昨年9月の実態調査の結果によりますと、4万562世帯、市町村国保加入世帯数の20.1%となっております。国民健康保険税の減免につきましては、県内すべての市町村において、条例により減免措置を設けておりまして、失業等により所得の減少があった場合、減免を受けようとする方からの申請に基づきまして、納期が来ていない税額を対象として減免を行うこととなっております。

○濱砂 守議員 そこで次長、何も通告というか話をしておりませんでした、御存じでしたらお答えください。国民年金保険料の金額は1人幾らか、国民健康保険税の最高額は幾らか御存じですか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 県内の1人当たりの保険税ですけれども、20年度で9万722円となっております。最高が南郷町で11万8,093円でございます。

○濱砂 守議員 国民年金保険料が1人1万4,660円で、夫婦2人で掛けると月に2万9,320円、12カ月で35万1,840円なんです。そ

れから、国民健康保険税は課税の上限額が56万円、それに介護保険分9万円を足しますと65万円、年間101万840円支払わなければならぬという状況なんです。例えば、私どもでも職員の皆さんでもそうですが、きょう退職をされると、昨年度の収入がその対象になって所得割が出てくるわけです。そうしますと、失業された方、リストラに遭った方、こういった方たちは、今までは社会保険ですよ。奥さんの分まで一緒に払っていますから、だんなさんが1人、勤め人が払えばいい。ところが、やめた途端に、保険は社会保険から国民健康保険、そして年金は、勤めておった企業のそれぞれの年金ですが、その年金から普通の国民年金にかわる。一遍にこの負担がかかってくるんです。そのような状況の方がたくさんいらっしゃいます。それで、国民健康保険料を払えないから、病院に行っても治療を受けることができない。そういう相談が結構多いんです。その辺はどのようにお考えですか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 保険の種類移動については、国の保険等の関係もありまして、今のところ明確にお答えできませんけれども、例えば、今、所得割額の話がございましたけれども、国民健康保険税の算定に当たりましては地方税法というのがありまして、その規定により、所得割額につきましては前年の所得について算定することとなっております。失業等によりまして所得が大幅に下回った場合でも、所得割額というのは前年の所得に基づいて算定することとなっております。なお、失業等によりまして所得の減少があった場合には、市町村は条例で減免措置を設けておりますので、保険税の減免を行うことができるようになっていっていると思っております。

○濱砂 守議員 だから所得を、失業した時点でゼロにできないかということなんです。税金を全然払えないわけですし、収入がゼロですから。これを昨年度でやるから、急に会社をやめなくてはいけなくなった人たちとか失業した人たちは困っているんですよ。

これよりも年金に影響が出てくるんです。年金は、今掛けなかったら将来は生活保護しかありませんから。きのう国会でそういう話が出ておりました。国会の中で、年金の将来は心配ないというんです。きのうラジオを聞いておりましたら、掛けない人はもらえないから、払わなくていいから、掛けた人だけで将来はもらっていけばいいというふうな言い方をしていたんですけどね。しかし、それは何にかかわるかというと、生活保護にかかわるんです。だから、3点セットで考えたときに、国民年金保険料のほうに滞納しやすい。国民健康保険は払わないと医者に行けないんですよ。ところが、年間100万円もという、これがかなり家計費を圧迫しています。多分、皆さんが退職されて翌年は、この状態になります。我々もみんなそうなんですけどね。これを、退職した、あるいは失業した時点でその年の収入額の中での算定というのができないかということなんですけど、どうでしょうか。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、地方税法上で、所得割というのは前年の所得に基づいて算定するというふうになっておまして、減免措置というのもございます。例えば、その減免が全額減免になるかどうかということもございますけれども、国民健康保険税の減免の割合といたしますのは、それぞれの市町村によって異なっております。県内での一例を挙げますと、

前年の所得が1,000万円以下の人で、前年の所得に比べて50%以下に所得が減少した場合ですけれども、12.5%から全額までの範囲で減免できるというような規定ができています。市町村もございます。

○濱砂 守議員 検討していただきたいと思えます。実際に皆さん困っておられます。ですから、何とかいい方法はないかなと思うんですけれども……。今回の経済危機対策関係の交付金の中に、7,000億、安全・安心確保というのがありますが、ここも減免に使えるという話を聞くんですけれども、そういう救済措置があったら、本当に大変なようですから、ぜひ検討いただきたいと思えます。

次に、平成20年度の2月にありました2次補正、これを含めて20年度から21年度へ繰り越した事業のうち、公共事業の箇所数と繰越明許額をお示しいただきたいと思えます。公共三部にお願いいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 環境森林部におきましては、箇所数が85カ所、繰越額は25億6,378万円であります。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農政水産部におきましては、箇所数が84カ所、繰越額は30億6,647万9,000円となっております。

○県土整備部長(山田康夫君) 県土整備部におきましては、箇所数が756カ所、繰越額は206億1,173万2,000円であります。

○濱砂 守議員 それを聞いて、先に延ばしたいと思えますが、まだあと2点残っておりますので……。

先ほどの暮らしやすさの中での質問なんですけど、「母子家庭で育てている高校3年生の就職希望者の4割が、生活苦を理由に進学を断念しており、不況の深刻化で今後もふえるおそれが

ある」と、遺児を支援するあしなが育英会がショッキングな情報を流しているんですが、本県ではどのような状態になっているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県の県立高等学校の生徒で、経済的な理由で進学を断念したケースにつきましては、家庭の状況等にかかわるプライベートな内容でありますので、把握することがなかなか困難であります。各学校において進路指導をする中で、今お話にありましたような状況というか、進学を断念せざるを得ないような状況がうかがえる生徒もいるということを知っております。経済的な理由で進学できるかどうか悩んでいる生徒に対しましては、各学校におきまして、大学進学のための奨学金制度の利用や、働きながら学べる方法を紹介するなど、進学して将来への夢を実現できるように、親身になってでき得る限りの支援に努めているところであります。

○濱砂 守議員 本県は、先ほどのデータを見ると、非常に離婚率も高く母子家庭が多いようですから、ぜひ、いろんな意味でまた指導をお願いしたいと思います。

それからもう一点ですが、暮らしやすさの中で、まず生活の安全・安心が第一となると思います。本県の治安の現状と、他県に比べてどうなっているのか。県内における犯罪の発生状況、検挙状況について、県警本部長にお尋ねをいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） 犯罪の発生状況でございますけれども、平成14年約1万7,000件、これは一番多かったときなんですけれども、ここをピークに減少しております。昨年は約1万1,000件ということで、約6,600件、割合にして3分の1以上減少しております。また

本年に入りまして、5月末現在で約3,800件の認知件数、昨年同期比でマイナス700件ということでございます。

また、検挙について触れますと、昨年の状況でございますが、殺人、強盗、放火、そして強姦罪のいわゆる凶悪犯罪につきましては、統計上は一応100%——これは昨年以前に発生した事件の検挙も検挙件数として含むという統計上の操作でございますので、決して昨年発生したすべての凶悪事件を年内に解決したという意味ではございませんけれども、統計上一応100%ということでございます。県民の不安感の強い犯罪であります住宅等への侵入窃盗につきましては約51%の検挙率ということで、決して他の都道府県に比較をして遜色のあるようなデータではございません。治安は、他県に比較をすれば比較的良好なのではないかというふうに考えております。

○濱砂 守議員 いろいろの暮らしやすさでお答えいただきましたが、知事、ぜひ日本一だと言えるようにみんなで頑張ってくださいと思います。今度質問するときは、「余り大きい声で言えんけど、私は日本一だと思っています」というふうに言っていただくと、みんな元気が出るんじゃないかと思いますが、知事はいかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 大きな声では言えませんが、私は日本一だと思っておりますので、宮崎をこれからもPRしていきたいと思っております。

○濱砂 守議員 それでいいと思います。

最後ですが、先ほど20年度のいわゆる補正、繰越明許の話をご公共三事業部門でお尋ねいたしました。示していただいた925件、262億4,200万円と、今回補正分の県単公共事業、補助公共事

業合わせて56億9,700万円です。さらに地域活性化公共投資臨時交付金が交付をされる予定になっております。それで、非常に今まで要望が多かった、道路、河川いろんな面で積み残しがあると思うんです。しかしながら、急にこれだけの予算が入ってくるものですから、なかなか消化できないというのはわかるんですけど、今から順を追ってちゃんと計画をして、ぜひ、今までの積み残した分について早目に解消——これは緊急雇用対策も含めて経済対策ですから、年度内にしないと意味がないんです。今からこれを想定すると400億円ぐらいになるんですかね。これは既存分とは別ですから、そのような金額をぜひ早目に進めていただいて、県内の公共事業、あるいは建設業の皆さん、関連企業、こういった景気浮揚をぜひ早目に対策を打っていただきたいと思いますが、県土整備部長いかがですか。

○県土整備部長(山田康夫君) 議員御指摘のように、今回の補正予算案におきましても、国の経済危機対策に伴う公共事業が含まれておりまして、今後もさらなる事業の追加も予想されるところであります。そういったことでございまして、経済危機対策の趣旨を十分踏まえまして、国の動き等を注視しながら、私どもとしましては十分な事前準備をこれまでもやってきたつもりでありますけれども、今後も十分行いながら、経済対策に伴う公共事業の執行につきまして最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) おはようご

ざいます。公明党県議団の河野哲也でございます。通告に従い順次質問させていただきます。

一般会計総額13兆9,256億円、5月29日、国の平成21年度補正予算が成立いたしました。我が党の太田代表は、今回の新経済対策について、「「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった」とは、川端康成の「雪国」の冒頭の一節。長い不況のトンネルを抜けると新しい日本の姿があったと言われるように、「全治3年を、嵐をくぐり抜ける3年にするだけでなく、次の新しい日本のスタートに」と、環境を初めとする角度をつけた対策が打ち出されたもの」としてしています。「ばらまきということは無責任にすぐ言う人がいるが、それは違う。何をばらまきと言うのか答えられる人はいない。要するに選択と集中があるかどうかが大変な点である」とも言われています。5月14日付の朝日新聞に、「街角景気 雲間に光 4カ月連続上昇 給付金・高速1,000円など好感」という記事が出ていました。また、その隣に月例報告として、「景気悪化「緩やか」に 内閣府3年ぶり上方修正へ」という記事が掲載されました。平成20年度第1次補正、同第2次補正、そして平成21年度本予算の75兆円の景気・経済対策の成果が、徐々にではありますが見えてきたということではないでしょうか。

このたび県は、182億5,796万円の追加を含めた補正予算案を今議会に提案されました。知事は、急落した景気を、御自分のできることからスピード感を持って底上げしようとしておられると考えます。まさに今が正念場で、今回の補正予算が極めて重要です。県においても、今こそ切れ目なく大胆に手を打つということが、今回の補正予算の持つ意味だと考えます。特に地方財政支援として、今回の地域活性化・経済危機

対策臨時交付金においては、試算額ではありませんが、県に99億円、市町村におよそ92億4,500万円とされています。さまざまな手が打てると思います。県の積極性が市町村に波及すると思います。そこでまず、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金においてさまざまなメニューが示されていますが、市町村が積極的に取り組めるよう有効に活用すべきであると考えます。知事の所見を伺います。

次に、ふるさと宮崎応援寄付金、いわゆるふるさと納税についてお伺いします。

知事は、ふるさと納税に関して、「寄附税制として、ふるさとを思う気持ち、ふるさとではなくても、この自治体を応援したいという気持ちを醸成する。あるいは自治体側も、ふるさと納税をいただいたということで、自治体運営活性化等に力を入れることができる、そういった意味でも意義ある税制である」と答弁されています。ただ、インターネット等で、「ふるさと宮崎応援サイト」というものを立ち上げ、寄附の申し込み等ができるような制度を充実させていきたいが、他府県のように、この事業についてふるさと納税を下さいというような積極的な呼びかけ、あるいは景品を出すとかではなく、宮崎県はちょっと奥ゆかしくいたい」とも答弁されています。その奥ゆかしさがどのようにあらわれたのでしょうか。総務部長に、本県のふるさと納税の状況についてお伺いいたします。

3点目は、観光に関する教育について教育長にお伺いします。

一昨年(2010年)の11月議会において、学力向上の点から、また、知事が県民総力戦での観光宮崎再生を提唱されていることから、観光に関する教育の必要性を訴えさせていただきました。今その必要性は一段と増していると考えます。観光立

国推進基本法が平成18年12月に成立し、19年6月に観光立国推進基本計画が策定されました。その基本計画の第3「学校における地域固有の文化、歴史等に関する学習を進めることにより、次世代を担う子どもたちに対し観光に対する興味及び理解を早い段階から促す」とあります。学校における観光に対する教育の充実が示されています。しかも、「早い段階から」であります。教育には不易と流行があります。時代の流れの中で必要とされる教育、それが「観光立国教育」であります。

今までの社会科教育の弱点は、特に歴史であります。一部で、日本は悪い国だった、悪いことをしてきたという教育をしてきた経緯があります。本来の社会科教育は、日本のすばらしさを教えた上で、でも昔、思わしくなかったことも不幸なこともあったと教えることが重要です。よさを教えないで悪いことだけを教えるから、自分の住んでいる日本を誇れずにいるのではないのでしょうか。ダイナミックな転換、それが観光立国教育です。「日本はすばらしい国で、自分たちが住む宮崎はすばらしいし、他人に自慢ができるところである」と言える教育が必要だと考えます。そこでまずは、現在、観光に関する教育は学校でどのように行われているか、教育長にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終え、後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

経済危機対策についてであります。今回の国の補正予算におきましては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応を初めとして、地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業を行うため、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が

交付されることとなっております。県といたしましては、先般策定いたしました新たな経済・雇用対策に基づき、緊急的な対策だけではなく、中長期的な視点に立った産業づくりや地域づくりについて、この交付金も活用しながら取り組むことといたしております。今後、この新たな経済・雇用対策を実効あるものにするためには、市町村や関係団体と連携し、それぞれの地域特性や実情を踏まえた上で諸施策を推進していくことが重要でありますので、市町村とも十分意見交換をさせていただきながら、この交付金の有効活用も含め、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

ふるさと納税についてであります。平成20年度における県の受け入れ件数及び金額は、36件、878万7,000円となっております。また、市町村分につきましては、平成21年3月末現在で、532件、3,282万1,885円となっております。合計で568件、4,160万8,885円でございます。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

観光に関する教育についてであります。本県では、子供たちが身近な地域にある自然、歴史・文化、産業等について学び、そのよさを理解することを通して郷土に対する誇りと愛着を深めていく「ふるさと教育」を行っており、観光を教材として学習することも、このようなふるさと教育の充実につながるものと考えております。現在、「観光」という視点を取り入れた教育につきましては、主に小中学校の社会科や総合的な学習の時間などにおきまして、自

分たちの地域の特色やよさについて学習し、学んだことをさまざまな形で発信する活動が展開されております。その中には、地域の観光地や特産物につきまして手書きのチラシにまとめ、訪れる観光客に配布する小学校や、修学旅行先で宮崎に関するアンケート調査を実施している中学校もあり、各学校で工夫しながら観光に関する教育が展開されているところであります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 それぞれ答弁、ありがとうございました。

知事の答弁にありましたように、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、それぞれの地域に合った手が打てるわけであり、有効活用が大事です。短時間で策定しなければならないもの、中長期的に効果を期待するものを明確にしなければならないとも考えます。県の態度が大事になってくるものもあるわけです。そこで、新経済対策関連で何点かお伺いします。

まずは、地デジ対策です。

12日、アメリカのテレビ局が、地上波のアナログ放送を打ち切り、デジタル放送に完全に移行したことは、御案内のとおりでございます。アメリカでは地上波よりケーブルテレビや衛星放送などが主流になっているため、大きな混乱は起きていないようですが、それでもなお全米の約2.5%に当たる280万世帯程度が未対応とのこと。さて、平成23年7月に地上デジタル放送に完全移行する日本でも先行事例として参考になるところがありそうですが、本県の地デジ対策はどうなっているのでしょうか。現在、6月まで鰯塚送信所及び18中継局から電波を受信している県内約93.9%の世帯が視聴可能エリアとなっているそうです。まずは県民政策部長

に、特に中山間地域における地上デジタル放送への対応の現状についてお伺いいたします。

○**県民政策部長（高山幹男君）** 中山間地における地デジ対策でありますけれども、本県には、ことし3月末現在で、地上デジタル放送を受信するために改修が必要な自主共聴施設というものが、中山間地域を中心に約300カ所残っておりまして、市町村を中心に改修に向けた具体的な取り組みが進められております。また、現在国におきまして、既に地上デジタル放送が開始された地域において、実際に受信できるかどうか実地に調査を行っているところでありまして、その調査結果と対策が8月に公表されることとなっております。県といたしましては、市町村を通じてNHKによる受信点調査の実施を促すなど所要の支援に取り組みますとともに、本年4月からは、国や放送事業者等との定期的な協議に参加し、情報収集や調整を行ってきております。今後とも、国や市町村、放送事業者等との連携をさらに強化しながら、地上デジタル放送の円滑な移行に努めてまいりたいと思っております。

○**河野哲也議員** 新みやざき創造戦略の中に情報基盤整備への支援があります。例えば椎葉村では、平成23年度までにケーブルテレビサービスエリアを100%に、頑張る地方応援プログラムとして計画されております。また美郷町では、地上デジタル放送の難視聴世帯ゼロを農林水産省交付金で賄うようです。しかし、対応テレビやチューナー購入に加え共聴アンテナ改修や新設など、主に山間部の難視聴対策で自治体や住民に多額の出費が求められています。そこで、山間部の共聴施設のデジタル化についても、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が充当可能であるということから、市町村は整備促進を図

るべきであると思いますが、県民政策部長にお伺いいたします。

○**県民政策部長（高山幹男君）** 今回の経済危機対策によりまして国の助成制度が拡充されましたことから、県といたしましては、制度の概要について市町村への周知に努めているところでありまして、また、市町村から相談があった場合には、技術的な面を含めて助言を行うなどの対応を行っております。この結果、幾つかの市町村から、今回の交付金を活用して地上デジタル放送対策としてケーブルテレビ整備の要望が出されておりました。現在、国と事業実施に向けた協議を行っているところであります。このような国や各県の状況などさまざまな情報を収集しながら、引き続き、市町村の実情に応じた適切な支援に努めてまいりたいと思っております。

○**河野哲也議員** 今、答弁の後半にありましたように、さまざまな交付金についても条件が変わっているようです。しっかりと情報を収集していただいて、的確な情報交換等をしていただきたいと思っております。

次に行きます。農地・就農者対策です。

新経済対策に盛り込まれた農林水産関連予算は1兆302億円に上ります。宮崎の農業基盤の強化が図れると思います。具体的に、農地集積加速化事業は、農地を貸したい小規模・高齢農家に10アール当たり年間1万5,000円を交付し、担い手に農地を貸しやすい環境を整えるというものです。また、17日成立した改正農地法は、これまで抜け道の多かった農地転用規則を厳格化するとともに、農地の有効利用を図るために、所有を基本としたこれまでの農地制度を改め、利用へと再構築を目指すものとなりました。このことによって、効果的な農地利用、担い手対

策を講じていけることと思います。ところで、本県の耕作放棄地の現状についてどうなっているのでしょうか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県の耕作放棄地につきましては、2005年の農林業センサスでは、面積で4,685ヘクタールとなっております。5年間で240ヘクタール増加しております。近年、発生しております耕作放棄地のほとんどが相続等で農地を取得した非農家が所有しております。生産条件のよい農地の中でも耕作放棄地が発生する傾向がございます。今後、昭和1けた世代の農業者のリタイアとともに耕作放棄地の一層の増加が懸念されますことから、耕作放棄地の着実な解消整備とともに、担い手への農地の集積を進める必要があると考えております。

○河野哲也議員 宮崎の大きな課題ではないかと思えます。よろしくお願ひします。

まさに、実際に農地の集積が進むかどうかは、各市町村、関係機関との取り組み等がかぎとなると思えます。また、若者就農者の初期投資に、最大400万までありますが、半額が助成される新規就農者定着促進事業も打ち出されました。この事業の画期的なことは、就農を希望する39歳以下の若年者個人を対象としていることとあります。まさに、新みやざき創造戦略の新規就農者の単年度目標を達成することができる事業ではないかと考えます。そこで、担い手の確保や農地の利用集積を促進するため、農地集積加速化事業や新規就農者定着促進事業を積極的に活用すべきであると考えますが、農政水産部長へ御所見をお伺いします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 御提案のごさ

進事業につきましては、今般の経済危機対策によります重点事業でございます。県といたしましても積極的に取り組むこととしております。本事業の推進に当たりましては、地域の理解と協力が不可欠でございますので、市町村、JA等で構成しております各地域の担い手育成総合支援協議会との一層の連携強化を図りながら、事業の周知徹底、掘り起こしを強力に進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 手続の詳細については、これからだと思えますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。保育行政についてであります。

前回私が取り上げた保育行政で、保育料未納解決策の一つとしてバウチャー制度、直接補助導入について質問したのに対して、結構おしかりを受けました。「保育の課題を市場原理で解決するな」というのが大半の御意見でした。今、保育制度のあり方が問われています。今後も真剣な議論が必要であると考えます。本県におきましては、平成12年度以降、昨年4月1日現在まで、待機児童はゼロとなっておりますが、本年も待機児童ゼロなのではないでしょうか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 保育所の入所待機児童につきましては、毎年度、市町村を通じて調査を実施しております。本年4月1日現在の調査でもゼロとなっております。

○河野哲也議員 わかりました。

おしかりを受けた保育関係者からさまざまな声をいただきました。保育サービス充実のために、運営費の拡充、保育施設の看護師配置、保育士の育休等の身分保障、保育士の研修の充実等、要望をたくさんいただきました。国は、新

待機児童ゼロ作戦の取り組み、保育サービス等の充実を図るため、平成20年度補正で創設された都道府県の安心こども基金1,000億に、今回1,500億を積み増しして基金を準備しております。宮崎は、待機児童ゼロ作戦の取り組みは、今の報告で必要ないと。それでは、安心こども基金が増額されましたけど、保育サービスの充実と向上の観点から、この基金をどのように活用することができるかと考えていますか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 保育サービスの充実と向上を図るためには、安心・安全な保育環境の整備、それに放課後における児童の健全育成、そして直接保育に携わる保育士の資質の向上などが必要であると考えております。このため本県では、今回の安心こども基金を活用しまして、保育所園舎の改築整備や放課後児童クラブの設置、あるいは保育士等に対する研修事業等を行うこととしております。以上でございます。

○河野哲也議員 この基金、枠が決まっているんですね。先日、知事の答弁の中でも、「使い勝手の悪い基金である」ということをおっしゃっていました。地域にそぐわない枠組みをなくすことを、ぜひ国に要望していただいて、有用な基金にしていただきたいと思います。

次に行きます。本県におけるスクール・ニューディール構想について、教育長にお伺いいたします。

スクール・ニューディール構想は、学校への太陽光発電の導入を初めとしたエコ改修、学校耐震化の早期推進、ICT（情報通信技術）環境の整備等を一体的に推進するものであります。今回の補正予算において、地方負担を大幅に軽減するため、公立の小学校への太陽光発電

導入については、事業費の平均95%を国が負担し、残りのすべでも補正債でカバーすることで、市町村の実質負担は平均2.5%まで軽減される。そのほかエコ改修についても、国の負担が平均93%、市町村、自治体の実質負担が平均3.35%まで軽減されると、国は低炭素革命として学校施設への太陽光発電の導入を積極的に進めると方針を明確にしております。具体的には、太陽光発電の設置拡大については、2020年度までに現在の太陽光発電の量を20倍程度まで拡大することを目標にしています。学校施設への太陽による光パネル設置は、その大きな推進力となるとし、現在約1,200校に配置されている太陽光パネルは、当面、10倍の1万2,000校への設置を目指すとしております。そこで、本県の公立学校での太陽光発電パネルの設置状況、及びスクール・ニューディール構想による今後の推進について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 本県の公立学校における太陽光発電パネルの設置状況につきまして、出力が10キロワット以上の設備について申し上げますと、現時点で市町村立小中学校におきましては8校、県立学校におきましては2校で設置されているところであります。国のスクール・ニューディール構想による取り組みといたしましては、複数の市町村におきまして、事業化に向けた積極的な姿勢が示されているところであります。県教育委員会といたしましても、今後の学校施設整備上の課題として検討してまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 やはり市町村側も構えている部分がありまして、モデル的にいろいろ見てみたいという声も確かにあります。

学校耐震化に関しては、本県の取り組みとして、これまでも特に危険性の高いIs値0.3未満の

公立小中学校、県立学校について緊急の耐震化を推進してきました。今回の国の補正予算では、小中学校の耐震化を進めるために、Is値0.3未満の耐震化工事をすべて今年度中に完了させるための予算が計上されました。この国庫補助を活用すると、市町村の負担は、Is値0.3未満で全体事業費の6%、Is値0.6未満で全体事業費の11%で耐震化を行うことができ、市町村にとっては大変有利な補助制度です。しかし、合併や少子高齢化、人口減少等を受けて、小中学校の再編整備の検討等が行われている市町村については、なかなか進まないという部分がありますが、廃校の可能性のある施設であっても、児童生徒の在学中の安全確保、廃校後の公共用としての有効活用を考えると、耐震化というのは必要であると思います。県教委は平成27年の100%耐震化を目指しておりますが、公立学校の耐震化の進捗状況、今後の耐震化への前倒しでの取り組み、いかがでしょうか。教育長お願いします。

○教育長（渡辺義人君） 耐震化の進捗状況につきまして、本年4月1日現在の耐震化率として申し上げますと、市町村立の小中学校におきましては75.0%、県立学校全体といたしましては85.4%となっております。ちなみに、これらの耐震化率は、いずれも全国で10位、九州では1位の状況であります。こうした中、このたびの国のスクール・ニューディール構想による後押しもありまして、現在、各市町村におきましては、従来以上に積極的な取り組みが進められているところであります。また、県教育委員会といたしましても、県立学校の耐震化につきまして、このたびの6月補正予算案として、平成22年度以降の分としておりました12校14棟分の設計委託に係る経費を計上するなど、可能な

限りの事業の前倒しに努めているところであります。以上であります。

○河野哲也議員 緊急性が最もあるものであると思いますので、よろしくをお願いします。

学校におけるICT環境の整備についてお伺いします。実は、この整備については、市町村は6月12日までがタイムリミットでした。事業計画がですね。学校ICT整備の予算4,081億のうち、半分は学校情報通信技術環境整備事業で賄われ、残りの半分は今回の交付金を活用することができるかとされています。しかし、後者の交付金はどうしても、他の公共事業にも活用できるということで、市町村によっては学校に予算が回らない、そういう事態もあります。未来を担う子供たちへの情報教育というのは、非常に大事なものであると思います。今回の補正予算においても、国は、50インチ以上のデジタルテレビに買いかえる、それと電子黒板を小中学校に1台ずつ整備、教育用パソコンについては児童生徒3.6人に1台設置、すべての普通教室に校内LANを設置する等の必要な予算というのを確保しています。公立学校における学校の校内LANなどの整備状況、電子黒板などを含めた学校ICT環境整備事業への取り組みについて、教育長お願いします。

○教育長（渡辺義人君） まず、公立学校における校内LANの整備状況について、平成20年3月1日現在の調査した結果で申し上げますと、普通教室に校内LANが導入されている学校数は、市町村立学校で182校、県立学校で16校となっております。それから、教育用コンピューターの整備台数であります。市町村立学校で1万3,793台、県立学校で5,691台となっております。

次に、電子黒板、デジタルテレビ、校内LAN

N、教育用コンピューターなどのICT環境整備事業についてであります。ほぼすべての市町村におきまして、積極的な取り組みが見られる状況であります。また、県立学校につきましても、本年度当初予算に加えまして、このたびの6月補正予算案におきましても所要の経費を追加計上することにより、校務用コンピューター1,300台を導入することとし——これは当初予算と合わせてでありますけれども——これによりまして、すべての教職員へのコンピューター配備を完了することとしております。なお、県立学校におけるテレビのデジタル化につきましては、昨年度中に完了しているところがあります。

○河野哲也議員 一つ要望です。こういうICT環境が整います。教員の技術が追いつかないという部分があります。ただ本当に、この環境が整うことによって抜群に、授業に対しても理解が深まるという実践は数多く見られます。後から観光立国教育のところでもちょっと触れようと思えますけど、どうか教師の技術習得の研修等、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、ふるさと納税に移ります。

額につきましては、寄附者の真心でありますから、本当にありがたくいただき、県の重点施策に有用に使っていただくことを確認しておきます。

ただ、県に対して36件の寄附数ということに対しては少々寂しさを感じました。市町村への寄附件数を見ると、宮崎は我が町を大事にされているんだと、この確信は持てました。これは大事な視点であると考えます。ふるさと納税は、個人住民税における寄附金税制の拡充という形で制度化されました。募集に当たりまして

意思を尊重していくということは非常に大事なことであります。その上で、大都市に住む本県出身者や勤務経験者等の方々に積極的に寄附金を募ることも、大事なことではないかというふうに考えます。

鹿児島県は、ふるさと納税について、県と市町村で構成する「かごしま応援寄附金募集推進協議会」を発足させました。東京、大阪に専従の職員を配置し、福岡事務所も含めて現地推進本部を設置、県に窓口を一本化し、県、市町村が一体となって県外に在住する本県関係者に積極的に働きかけをしているというふうに聞いております。また、寄附金の形、市町村との配分方式で、協議会において募集した寄附金については、その10分の6を市町村の施策に、10分の4を県の施策に活用することとしています。これは個人住民税の税率、すなわち所得割の税率10%のうち4%が県民税、6%が市町村民税であることを勘案して決定したと聞いております。結果、鹿児島県のふるさと納税は、795件、6,347万円となりました。これはトータルです。ちなみに、宮崎より人口の少ない県で、方法は違いますが、積極的に取り組んでいる結果として、県単独で徳島県が148件の2,784万円というふうになりました。そこで、まず総務部長、鹿児島県の取り組みについてどう思われるかお伺いいたします。

○総務部長(山下健次君) 本県におきましても4つの方法、大まかに申し上げまして、インターネットによる申し込みとか、あるいはクレジット払いの導入、ホームページでのPR、それから、特に知事を筆頭に機会あるごとに県人会での周知に努めておるところでございます。御指摘の鹿児島県の状況でございますけれども、全国的にも大変ユニークな取り組みの方法

であるとは思っております。ただ実際には、先ほど議員御指摘のように、専従班ということで相当のコストもかけられているというところはございます。そういった意味で、人的・財政的措置等につきましては、慎重を期す必要があるというふうに考えております。

○河野哲也議員 実は、このふるさと納税を取り上げた理由というのは、複数の団体と最近意見交換をさせてもらっているんですけど、それぞれのジャンルで懇談するんですが、最終的に子供の教育に帰結していきます。その充実のための財源という問題になって、その確保にふるさと納税は考えられないのか、そういう話になっていったということで、今回取り上げさせてもらいました。知事、今後、ふるさと納税の取り組みの充実を考えていただきたいと思うんですが、御所見をお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私は基本的に、地方の財政力格差を抜本的に解消するためには、地方消費税の充実や地方交付税の持つ財政調整機能の充実などが必要であると考えております。ちょっとふるさと納税で気にかかっているのは——私もこの制度設計あるいはPRには努めさせてもらったんですが、地方税の水平的な取り合いになってしまう、あるいは受益者負担の原則、そういったものにちょっと問題があるかなというので、ちょっと気になっているところでございます。しかし、ふるさと納税につきましては、ふるさとに貢献したいとか、あるいは応援したいという納税者の思い、あるいはふるさとを思う気持ちというのが非常に重要かなと思っておりますので、一定の評価をさせていただいているところでございます。

したがいまして、納税者の皆様に、本県をふるさととして思っただき、そしてまた、力

をかしたいと考えていただく機運の醸成に努めることが肝要でありますので、私はこれまで、本県を積極的にPRすることによりまして、宮崎牛や地鶏、マンゴーなどすぐれた県産品のブランド力を高めるとともに、観光客を誘致するなど、本県の存在感を高める努力をしてまいりました。今後とも、ホームページによるさらなるPR——ちなみに私は名刺の表に「ふるさと納税は宮崎へ」と刷らせていただいております。これは1カ月ぐらいいなりますけれども。記者会見等々のバックボードにふるさと納税のことを書かせていただいたりしております。

また、大阪のほうが、去年ですか、タレントの爆笑問題さんが1,000万円ですか、そしてことしは島田紳助さんが500万円というようなふるさと納税をされております。こういうことをされると、私にもそういう活動もしると、知り合いの高額所得者に働きかけをしなきゃいけないんじゃないかというようなプレッシャーもかかっているわけでございますが、そろそろそういうこともちょっと考えていこうかなという思いでございます。また、機会あるごとに県人会や同窓会を通じて制度の周知を行うとともに、他の自治体の取り組みも参考にしながら、宮崎の存在感をふるさと納税に結びつけられるよう努力してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

観光立国教育についてであります。

5月に第1回観光立国教育全国大会が静岡で開催されました。参加させていただきました。そこでの観光庁長官の講演の中で、注目する報告がありました。私は、東国原知事就任以前の県政の弱点というのは前例と慣例と様子見、これが弱点だと思っておりました。みずから先駆し

てという気概が薄いと感じていました。しかし、今回は違いました。宮崎は全国に先駆けて平成16年に観光副読本を発行しています。みやざき観光コンベンション協会作成です。資料提示はありませんので、もし興味のある方は、後からお見せします。観光立国基本計画の中でモデルとして紹介されていました。「わたしたちにできることってなあに？ わたしたちの観光・リゾート宮崎」という表題です。内容は、「「観光」って何だろう？」と、観光の語源から始まって、「もっと知ろう！宮崎のこと」まで、最低9こまの授業に耐えられるような内容になっておりました。観光立国教育の柱というのは、「地域のよさを調べる」「地域の人々と触れ合う」「地域のことを知る」「地域のことを考える」「地域のことを好きになる」ということを前提に授業化されている報告があります。その観点を見事にクリアしている副読本であると感じました。格好の教材だと思います。この副読本は、平成17年度の公社等経営評価シートを見ると、16年度に17万5,000部を小学校中学年以上、高校生まで配付しておりました。そこで、この宮崎観光副読本、発行の目的と活用状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎観光副読本は、将来を担う子供たちが、本県の観光について学ぶことを通しまして、郷土宮崎の自然、歴史・文化などのすばらしさに気づきまして、郷土愛やもてなしの心をはぐくむことを目的としまして、財団法人みやざき観光コンベンション協会が作成しているものでございます。この副読本は、毎年県内すべての小学4年生に配付しているところでございまして、多くの学校で社会科や総合的な学習の時間の教材として

活用いただいているところでございます。県といたしましては、この副読本が活用されることによりまして、子供たちの観光に対する理解が深まり、県民総力戦による「おもてなし日本一」の実現につながることを期待しているところであります。

○河野哲也議員 1年でしょうか、使った後アンケートもとられているようで……。そういうふうなものをしっかりと位置づけていただきたいなと思ったのは、新みやざき創造戦略工程表を見ると、戦略の中に副読本配布とあるんです。ところが、活用が位置づけられていません。これは御一考いただきたいと思います。

もう一つ、この副読本、非売品なんです。沖縄にも副読本があるんです。これは買えます。ですから知らないんです。と思って調べたら、観光旬ナビの中でフラッシュを使ってしっかりと副読本がありました。ぜひ見ていただきたいと思います。

教育長、この副読本を使った観光立国教育の授業をぜひ公開していただきたいなと思います。全国から教師が集まると思います。学習指導要領には「観光」という文言は出てきません。だからしなくてもよいとはなりません。学習指導要領解説に明記されています。また、観光立国基本法は学習指導要領の上位法になるわけですから、教育委員会が無視するわけにはいきません。積極的な教育委員会のかかわりが必要であると考えますが、どのように推進していくか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 今回の学習指導要領解説の社会科編におきまして、「観光」という用語が初めて取り上げられまして、自分たちの住んでいる地域の特色を学ぶ際の一例として観光という視点が示されたところであります。県

教育委員会といたしましては、小学校3、4年生で使用しております県の社会科副読本を初め、ただいま御質問にありました、みやざき観光コンベンション協会作成の観光副読本なども活用いたしまして、県の関係部局や市町村教育委員会との連携を図りながら、児童生徒の発達段階や地域の特性を踏まえまして、地域の資源を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、指導に努めてまいりたいと考えております。

なお、県が作成しております社会科の副読本の中には、ただいまの宮崎観光副読本のコーナーも設けておりまして、これを使って調べてみようとか、関連性はとって子供たちに教えるように配慮しているところでもあります。以上です。

○河野哲也議員 指導も大変ありがたいんですが、でも、教育委員会の指導主事の先生方は、ほとんど観光立国教育の実践者はいらっしやらないと思います。知事がユーチューブ発信の会見をされていましたが、実は全国の実践では、ユーチューブに子供たちのつくった「我が町の観光案内」というのが、もう500ほど発信されています。また、グーグルの開発した3D画像で表現できるスケッチアップで作成した観光関連教材も発表されています。これは現職の先生がつくられた教材です。子供たちの調べ学習の充実のために、再度のお願いですが、教育委員会にICT環境の支援をお願いしたいと考えます。

最後に、知事として、観光立国教育の推進について、お考えをお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 観光立国教育とは、地域の文化や歴史等の魅力を学び、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心をはぐくむことを通

し、観光に対する興味や理解を深めていく教育ではないかと考えております。宮崎の魅力、また宝である、人情味あふれる心とか、伸びやかな感性、そしてまた温かさは、日本のふるさと宮崎の豊かな自然とおおらかな風土の中で脈々とはぐくまれているものであります。だからこそ、子供のころから宮崎のよさに触れ積極的に学ぶことは、とても大切なことであると考えております。そのためにも、関係部局が連携するとともに、県民総力戦という意識で、県民一体となって郷土を愛し、郷土を誇りに思う心をはぐくむ教育に取り組むことが大事ではないかと考えております。

私は、知事就任以来、本県を国内外に積極的にPRしてまいりました。現在も、一村一祭アピール事業や、みやざき恋旅プロジェクトを初め、さまざまな取り組みを行っております。今後も、観光という視点も大切にしながら、宮崎の多くの人的、物的なポテンシャルを引き出しまして磨き上げることを通して、さらに活力ある宮崎を創造していきたいと考えております。

○河野哲也議員 観光について、結構時間をとって質問させていただきました。副読本の作成のエピソードの一つに、海外から宮崎に来られた外国の方が、子供が向こうからあいさつしてくれたということに非常に感動して、宮崎のよさを一遍にわかって、それでもう一度宮崎に来たいと、そういうエピソードも書かれてありました。知事のおもてなしの心という部分をぜひ推進していただきたいなと要望して、以上で質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○井本英雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕(拍手) 延岡市選出、愛みやぎき、松田勝則でございます。

先日、延岡市内で第2回「そのまんま趣味の会」という大会が開催されました。芸事の盛んな延岡においても、ジャンルを超えた演者がそろうということはなかなかありません。しかし、この「そのまんま趣味の会」、さまざまな分野の芸達者みずからが集い、みずからが舞台をつくり上げ、演じ、そしてさまざまな演者を応援するという、いわば文化・芸能の異業種交流会の体をなしておりました。歌、踊り、語り、ありとあらゆる人々がこぞってこの梅雨の間、ひとときを楽しむという、延岡市民にとって何とも言いがたい、温かい気持ちを醸成した空間となりました。この「そのまんま趣味の会」なんですが、誕生のいきさつは知事にありました。と申しますのが、知事に接した延岡のある女性が、知事から受け取ったそのパワー、真摯な姿勢に大変感銘を受けまして、「私も何かできるっちゃなかろうか」ということで、心に「どんげかせないかん」という旗を立てまして邁進し、たった一人で500人の聴衆を集める会に成長させました。まさに、県民総力戦の精神が県民の間に開花した一つの事例かと思えます。そのように、知事が意識するせずは別として、県民に与える影響は大なることを踏まえながら、知事の政治姿勢について伺います。

国政選挙の長い長いトンネルもようやく出口が見え始めました。県民の関心も再び高まりを見せております。今議会でも知事の動向が昨年

の秋と同じように注目を集めるのは、これもまた知事に対する県民の関心度の高さの裏づけである、そのように思います。

さて、この国政選挙に向けて大阪の橋下知事は、「地方分権の視点から支持する政党を選択する」というコメントを出されましたが、支持政党の選択ではなく、知事御自身にはまた立候補の要請、あるいは政党を問わずに応援の依頼が殺到しているのではないかと、県民の一人としてこのように推察いたします。知事、いかがでしょうか。状況をお聞かせください。

以下、自席より質問いたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

今度の総選挙は政権選択選挙でありますことから、「各政党はマニフェストを示し、国民にその信を問うべきである」と、かねてより私は主張させていただいております。私たち国民は、その内容を十分に検証し、これからの日本を託す政党を選ばなければならないと考えております。

なお、私に対する立候補の要請や他の候補者の応援依頼についてであります。現在のところございません。〔降壇〕

○松田勝則議員 次に、今議会、議案第6号として提出された「知事の退職手当の特例に関する条例」、50%減額の根拠についてお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) まず、知事の退職手当を50%減額する理由についてであります。現在、知事の退職手当の減額を措置している14道府県の状況は、具体的には、7県が不支給、支給していない、1府が50%減額、6道県が50%未満の減額という状況です。また、厳しい社

会経済情勢や、本県の厳しい財政状況等々をか
んがみまして総合的に判断し、50%の減額とさ
せていただいたところです。

○松田勝則議員 県財政をおもんばかっての減
額、それはよくわかりました。ただ、50%とい
う根拠、1府が大阪府ですね。そうしますと、
どうしても50%ということが大阪府の橋下知事
を意識しての算定ではないかと思ってしまうん
ですが、どうでしょうか、知事。

○知事(東国原英夫君) 先ほど申し上げまし
た14道府県のほぼ平均をとったということでご
ざいます。御理解いただきたいと思います。

○松田勝則議員 平均値の50%という答弁でし
たね。そうしますと、次に、提案になります。
知事が今回、50%をお返しになるということな
んですが、あえて100%おもらいになって、そし
て政治家の立場を離れたときに、それを積み立
てしておいて、県民のために基金としてお使い
になる考えはないか。例えば、育英基金であり
ますとか、福祉、障がい者に対する基金、ある
いは、知事が構想しておられました芸能スクー
ルを創設するような基金、こういった形とし
て、知事が御自分の意を100%反映できるような
基金としての使い方、選択肢はなかったのか、
知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 現職のまま基金を積
み立てるということは寄附行為に当たりますの
で、これはできないことではありますが、議員御
指摘のように、やめてから——これは1期でや
めろとおっしゃっているのか。2期まで続いた
場合には、退職金が満額ということは約8,000万
でございますから——それを基金に積み立てて
県に役立てる、そういう御提案だと認識しまし
て……。現時点では、減額分あるいは退職満額
分で基金を創設することは考えておりません

が、減額で得られた財源というのは一般財源化
されますので、これは大変貴重なものではない
か、今の財政状況厳しい折、県に少しでもお役
に立てるんじゃないかと考えております。

○松田勝則議員 県に対する思い、大変ありが
たく思っております。きのう井上議員の質問で
もありましたように、松形知事の例をとるまで
もなく、私は、1期でやめろなんてことはさら
さら申しておりません。ぜひぜひ、2期、3期
続けていただきまして、それを積み立てた額を
退職のお祝いとして県民にかえって披露する
という方法もあったのではなかろうかな、このよ
うに思っております。

続きまして、知事が今回のこの議案を提出さ
れた反面、他の特別職との兼ね合い、あるいは
県内市町村の首長さんへの影響、どのようなも
のを考えていらっしゃるのか、お聞かせをいた
だきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 続きまして、御指摘
の他の特別職への影響等についてであります
が、知事の退職手当の見直しにつきましては、
あくまでも私のマニフェストに係る対応であり
まして、他の特別職とは切り離しております。
また、県内市町村長への影響につきましては、
既に4名の市長及び町長さんが退職手当の減額
を行っておられますが、それら以外の市町村長
においては、現在のところ、減額等を行うよう
な動きは見られません。ちなみに、知事の退職
手当の減額を措置している14道府県の市町村に
おける状況を聞き取り調査しましたところ、こ
れら道府県内でも市町村への影響は特にな
いということでございます。いずれにいたしまし
ても、退職手当のあり方については、それぞれの
市町村長、首長さんがお考えになることで、地
域の事情などを踏まえながら、独自に判断され

るものだと考えております。

○松田勝則議員 では、影響はない、それぞれの退職金はそれぞれの首長の独自の判断によるものということで理解をいたしました。

続きまして、私は、先ほど申し上げましたように、「知事は、ぜひこの退職金を100%もらってしかるべきだ」、このような声を多くの方々、県民の皆様からいただいております。昨日の夜に放映されました——これはTBSでしたか——「秘密のケンミンSHOW特別版」で、知事は宮崎県代表といたしまして、いつものように県産品の紹介、販路拡大、そして宮崎県のPRをしていただきました。まことにありがとうございます。私は、知事ほど宮崎県勢に尽力をされた知事はいないんじゃないかならうかと思えます。県産品の紹介、そして観光客の誘致、メディアでの宮崎のPR、この八面六臂の働きは、その評価は温度差があるとはいえ、まさに県民のだれしもがその頑張り方、奮闘努力には敬意を払うところであります。まさに神武天皇以来、この日向の国が生んだ英雄の一人として、このままいけば、本県の歴史に名を残すことは間違いありません。先ほど、ふるさと納税の話もありましたけれども、ですから、100%受け取ってもしかるべきではなからうかと思えます。そうはいいながら、この経済状況をかんがみ、そしてこの時期に県民に御自分の懐を分け与えるという姿勢はよく理解ができました。そうしますと、県民の多くが求めるように、知事は県にもっともっと尽力をする、すなわち、きのうから断言していらっしゃいますように、国政への進出はあり得ないということを裏側にとれば、このまま県に残って、まだ今後も続投されるというふうを考えてよろしいのか、2期目以降の続投について知事に伺います。

○知事(東国原英夫君) あり得ないとは申ししておりません。今のところ考えていないということでございます。2期目以降についてでございますが、私はまだ1期目の折り返しを過ぎたところでもあります。いつの日か、東征に向かうかもしれないかもしれませんが、今議会でも申し上げておりますが、私は今後とも、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、与えられた任期を全うすべく、一日一日を全身全霊を傾けて県政運営に邁進してまいり所存でございます。

○松田勝則議員 神武御東征も突然やってきた。それで日向につきいれもちの風習が残ったわけでありますけれども、その東征の突然来ることも想定しながら、私たちは県政に当たりたい、このように思っています。父の日が近づいてまいりました。いわゆる県民の父として、家族である、ファミリーである宮崎県民に誠意ある姿勢を示しながら、ますますの御活躍を祈りながら、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、駅の利便性向上について伺います。

すなわち、県内の駅のバリアフリー化についてであります。最近、県北では駅の利用について、こんな現象が見られるようになりました。延岡市には特急列車がとまる駅が2つあります。延岡駅、南延岡駅です。ところが、高齢者や体の不自由な方々が宮崎方面に赴くとき、地元の駅から乗車をせず、わざわざ隣の日向市の駅を利用されるといった光景を多く見受けるようになりました。これは、延岡駅、南延岡駅ともにバリアフリー化ができておらず、階段の上り40段、下り40段が困難なために、延岡からわざわざ30分かけてでも日向市の駅に行く。延岡の高齢者の方、体の不自由な方は、こんな苦労

をされている人が少なくありません。

バリアフリーがおくれているのは延岡だけではありません。県内主要駅の利用者数は1位が宮崎駅です。あと順を追ってみました。南宮崎駅、延岡駅、都城駅、日向市駅、そして南延岡駅、この中で、エレベーター、エスカレーターが設置されているのは、宮崎駅、そして日向市駅、このエリアから漏れておるのは宮崎空港駅、この3駅にとどまっております。地方公共交通の利用促進を推し進める中で、交通弱者への支援が大きく叫ばれております。その前にはまず、肝心のステーションの整備が急務かと思えます。都城ももちろんですが、特に他県からのビジネスマンの利用も多い延岡、南延岡の駅の利便性の向上は、企業誘致の観点からも不可欠の要素ではないか、このように思っております。エレベーターの設置につきまして、県の見解を伺います。

○県民政策部長（高山幹男君） 県におきましては、毎年、県内の市町村とか経済団体等から鉄道に関する意見等を取りまとめまして、JR九州に要望を行っているところでありまして、その中で、延岡駅、南延岡駅へのエレベーターの設置につきましても要望しているところでございます。延岡駅の1日当たりの利用者数は2,800人程度、南延岡駅が1,600人程度ありますけれども、JR九州におきましては、現在、1日当たりの利用者数5,000人以上の駅を優先して整備を進めているというふうに聞いております。県といたしましては、県内鉄道の利用促進を図りながら、引き続き、駅舎などのバリアフリー化に向けた働きかけを続けてまいりたいというふうに思っております。

○松田勝則議員 県北延岡でも高架のうわさは出ておりますが、まだまだ遠い先のことになる

かと思えます。今、部長がお示しになりました、JRの推進する5,000人以上の駅となりますと、これは1日の利用者数9,000人の宮崎駅しかありません。第2位の南宮崎でさえ4,000人の利用者数です。そうしますと、JRの推進を待っていたら、ある意味、未来永劫、この宮崎県には駅のバリアフリーは回ってこないんじゃないかならうかと思えます。やはりそれは、県がもっともっと連帯を持ってJRに、各方面に働きかける姿勢が大事かと思えますが、部長、いかがですか。

○県民政策部長（高山幹男君） JR九州におきましては、いわゆるバリアフリー新法に基づきまして、その基本方針を踏まえまして、国とか地方自治体の補助を受けながら、順次、駅舎のバリアフリー化を進めているとのことでありますが、現在のところ、利用者が5,000人以上の九州内の駅のうち、2割程度が未整備の状況でありますことから、まずはこれらの駅を優先して行いたいということでございます。県といたしましては、県内鉄道の利用促進を図りながら、引き続きJR九州に対しまして、地域の実情を訴えながら整備を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

○松田勝則議員 インフラ整備のおくれは、道路だけでなく鉄道の分野においても、県北は大きくおくれをとっております。国土交通省鉄道局が示します交通施設バリアフリー化実施要綱でも、やはり5,000人以上の駅に対しての補助でございます。やはりここは県が音頭をとって、強く要望されるよう希望いたしまして、次の質問に移ります。

続きまして、児童の虫歯予防につきまして福祉保健部長に伺います。

6月4日は「虫歯の日」でした。本県の子供

たちの虫歯率、いわゆる虫歯成績はどうだろうかと思ひまして、厚生労働省の全国の虫歯の成績推移データを見てみました。順位でいきますと、3歳児では、平成15年が全国47都道府県のうち43位、16年41位、17年40位、18年38位、19年が39位と、低迷しております。また、本県の医療費を見ますと、宮崎県と宮崎県国民健康保険団体連合会がまとめました平成19年度の国民健康保険事業状況、これによりますと、平成19年度の全体の国保医療費は、3歳未満の幼児では、全体の医療費17億8,465万円に対し、歯科にかかわるものは1,674万7,000円、比率にすると約1%です。これが全体の統計になりますと2,130億3,771万8,000円、そして歯科治療にかかわる金額は95億4,707万円、パーセントで4.5%に増大いたします。この増大率、決して看過はできません。医療費の抑制は家計にも直結しますが、医療予防の分野では、虫歯予防は効果を上げやすいとも聞きます。県は子供の虫歯予防に対しどのような策を講じているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） ただいま全国の順位の話がありました。本県の3歳児1人当たりの平均虫歯本数は、年々減少を続けているところでございますけれども、平成19年度は、全国平均1人1.00本に対しまして、宮崎県は1.58本となっております。県といたしましては、市町村の虫歯予防事業への補助によりまして、乳幼児に対する定期的なフッ化物塗布や、保育所、幼稚園、小学校、中学校でのフッ化物洗口と、歯の健康教育を推進しているところでございます。また、毎年、3歳児歯科検診を受診した幼児とその母親を対象に、「母と子のよい歯のコンクール」を開催しているほか、平成20年度にはフッ化物応用を普及啓発するため

のDVDを作成し、県内の保育所、幼稚園、小学校等に配布するなど、虫歯予防の広報啓発に取り組んでいるところでございます。

○松田勝則議員 ただいまフッ化物という言葉が出てまいりました。フッ化物、弗素なんです。フライパンのテフロン加工している弗素という物質、これの有効性について県はどのように考えているのか、福祉保健部長、見解をお聞かせください。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） フッ化物利用の有効性につきましては、平成15年に国が策定しましたフッ化物洗口ガイドラインにおいて、フッ化物洗口は、特に4歳児から14歳までの期間に実施することが、虫歯予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されております。こうしたことを踏まえまして、県といたしましては、「健康みやぎき行動計画21」の中で、フッ化物洗口を実施している施設の数をややすことを目標項目としておりまして、平成21年3月末現在、目標値を上回る218施設——目標値は平成24年で200施設という目標値でございましたけれども——がフッ化物洗口を導入しているところでございます。今後とも、乳幼児期、学童期等の虫歯予防のためのフッ化物洗口などを、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 4歳から14歳というガイドラインがありますが、まさしく乳幼児期、学童期になります。では、本県の学校の教育現場ではどのように歯の健康、虫歯予防のための取り組みをしているのか、教育長、お聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 学校における「歯・口の健康づくり」に関する指導につきましては、虫歯の予防を含め、みずから学び、みずか

ら実践する力を総合的にはぐくむ内容であることが大切であると考えております。そのため、本県の小中学校におきましては、児童生徒の発達段階に応じて、自分の歯・口の健康状態を知り、正しい歯磨きや歯によい食生活などについて、保健や学級活動、給食の時間など、学校教育活動全体を通して指導しているところであります。また、虫歯予防につきましては、家庭の役割も大きいものがございますので、保護者と十分連携しながら、その取り組みを進めているところであります。以上です。

○松田勝則議員 学校サイドでは、歯の健康、虫歯予防に弗素が有効であるという認識を持ていらっしゃるということですね。しかし、県内の小中学校での取り組みを見ますと、わずか11校というデータをいただきました。しかも、自治体で見ますと、美郷、川南、木城、西米良のエリアに限定されています。そして、その導入をした後の推移のデータもない。いささかがっかりいたしました。学齢期は、乳歯から永久歯に交換する時期であり、虫歯の多発する時期でもあります。罹患すると自然治癒は望めず、歯が抜ける原因の過半数を占めることから考えても、生涯にわたる歯の健康を守るために、学校現場で公衆衛生上の予防措置をとることは大変重要であることには変わりありません。本県の学校におけるフッ化物洗口のますますの推進が考えられないものか、教育長にいま一度お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 小中学校におけるフッ化物洗口につきましては、厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインに示されておりますように、各市町村の判断におきまして、学校、保護者、学校歯科医等の十分な理解を得まして取り組まれるものと考えております。以上で

す。

○松田勝則議員 市町村の判断によるということですが、市町村の判断に任せているから学校の導入率が悪いんじゃないかならうかと思えます。ぜひ、これは県が音頭をとりまして、他県で大きな効果を上げている弗素による虫歯予防の推進に尽力をいただきたい、このように思っております。

続きまして、食料自給率の向上につきまして伺います。

次期衆議院選挙を目前に、政権を争う自民、民主両党のマニフェストづくりが本格化し、ともに第1次産業への政策の打ち出しに腐心している様子が伝わります。食料自給率10%向上のかけ声がようやく形になろうかという感じですが、今回、国の補正予算では、農林水産業は過去最大の1兆円を確保し、麦、大豆、米粉、飼料用米への支援に100億を超過する財政が充当されています。また、米の生産調整、減反の見直しは見送られましたが、17日の参議院本会議において、農地を借りる規制を大幅に緩和する改正農地法が可決いたしました。企業の参入など農業のビジネス化も含んだ農地利用の促進で、日本農業の活性化に期待が寄せられます。食料自給率の向上は、農業を基幹産業とする本県にとってまさに密接した課題ですが、改正農地法の成立もあり、耕作放棄地への取り組みが注目される所です。まずは県内の耕作放棄地の現状を伺いたいのですが、この値につきましては、先ほど河野議員の説明の中でちょうだいいたしました。

次に、今回の農地法の改正は、農地を借りて農業に参入する企業の増大で、新たな雇用や農業の担い手がふえることを期待しております。そのような背景の中、耕作放棄地の解消や整備

に向け、国からはどのような指示があり、それに対してどう対応しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 国におきましては平成19年に、「平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する」との方針を決定し、目標達成に向けた各種施策に重点的に取り組んでいるところでございます。具体的には、耕作放棄地を1筆ごとに把握し、今後の利用方法等を明らかにする「耕作放棄地全体調査」をすべての市町村で実施するよう指示し、これを受けまして、県においても本調査が着実に進むよう、市町村・農業委員会への指導を行っているところでございます。また、平成20年度、21年度の国の当初・補正予算では、耕作放棄地対策として総額381億円の予算措置がなされており、本県においても積極的な活用が求められているところでございます。本県といたしましても、事業の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 総額381億円の予算が措置されているということで、まさに本県でも、いち早くこの予算のめどをつけてお使いいただきたい、このように思います。

耕作放棄地の解消を飛ばしまして、では、食料自給率を上げるために、中山間地域で何が問題かということに視点を当ててみました。有害鳥獣の駆除ということが真っ先に出てまいります。その中で何よりも一番大きな問題になっているのが、シカの被害であります。年に1回繁殖していたシカが、最近では年に2回の繁殖さえ遂げている。かなり数が増大しております。これは、農作物だけではなく、林業——ヒノキ、杉を植えてもすぐにシカに食い荒らされてしまうということで、大変大きな負担となって

おります。その中で、今、本県では、シカの捕獲に対する補助金が5,000円ということなのですが、ハンターの方々も、御自分の狩猟ではなく、有害鳥獣の駆除という観点で生き物の命を奪うときに、やはり大きなストレスを感じています。そして、その対価が5,000円ということでは、なかなか狩猟の意欲もわかないという声を聞いております。イノシシより安価なシカの捕獲のために、捕獲報奨金の引き上げが効果的であるのは言うまでもありません。追加補正予算には、特定鳥獣適正管理支援事業で特にシカが掲げられていますが、助成金の増額について環境森林部長の見解を伺います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） シカの有害捕獲につきましては、農林作物の被害を防止するために、市町村と連携しまして、1頭当たり5,000円を現在、助成しております。しかし、今、議員も話されたように、近年、シカの生息数と被害額が急激に増加しておりますので、シカの適正な保護管理のため、特定鳥獣適正管理支援事業を今議会の追加補正予算としてお願いしているところでございます。この事業では、広範な地域で捕獲を行うことなど、捕獲班の負担を考慮いたしまして、1頭当たり8,000円を市町村と連携して助成することにより、捕獲の促進を図ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 5,000円が8,000円に引き上げられるということで伺いました。8,000円に引き上げの効果がどう出るかは今後の検証によるかと思っておりますけれども、せっかく生き物の命をいただくからには、そのシカ肉を、自家消費だけではなく商品化するなどして有効に活用できれば、助成金とは別の形で捕獲の助けにもなるかと思っております。シカ肉の活用について県は検討できないか、環境森林部長、いま一度お願いいた

します。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 捕獲しましたシカにつきましては、シカ1頭当たりからとれる肉の量が少ないこととか、あるいは年間を通して安定的な供給が難しいことから、そのほとんどが自家消費にとどまっている現状でございます。しかしながら、最近、シカ肉を資源として地域活性化に生かそうという発想から、ソーセージなどの加工品やレストランでメニュー化する取り組みが見られるようになっております。シカ肉の有効活用には、安定供給や解体・加工処理、魅力ある商品開発などの課題もありますので、活用方策につきましては、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 大分県では、野生のイノシシやシカの肉は食用として活用されているわけなんですけど、さらに進めて本年度から、シカの肉、イノシシの肉にトレーサビリティを導入しました。つまり、狩猟から加工までの記録を表示して消費者の安心感を高め、消費の拡大をねらいます。ひいては、捕獲促進につながるわけですが、農商工連携の観点からも本県でも検討いただきたいと思っております。

続きまして、食料自給率のアップということで、今度は漁村のほうに目を移してみます。県北は、まき網漁が大変な不漁に悩んでおります。この件は割愛をいたしますが、漁業界全体を見ますと、漁業従事者、皆さんが危惧していらっしゃる場合があります。燃油の高騰です。昨年の燃油の高騰は、船の燃油を頼りとする漁業者にはかつてない打撃を与え、昨年7月の全国一斉休業という行動を巻き起こしたことは記憶に新しいところです。杞憂に終わることにしたことはありませんが、漁業者が燃油の価格の動向に敏感になっている中、もし燃油の高騰

がまたぞろ去年のように一挙に来た場合、本県はどのような対応を考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 燃油価格の先行きは、引き続き不透明な状況でございますけれども、急激な燃油価格の上昇に対しましては、燃油費増加分の最大9割を国が補助します省燃油操業実証事業等の活用により対応が可能であると考えております。また、長期的な燃油価格の動向に対しましては、県や関係団体から成ります協議会を通じまして、省エネルギー・低コストな操業への転換と水産物の高付加価値化、魚価の向上を図るための多様な販路開拓等の取り組みについて、漁業者等に指導・支援を行っているところでございます。

○松田勝則議員 先ほどの有害鳥獣の駆除に対しまして、自衛隊をとという声も一部では聞かれるようですが、漁業関係者は、御自分たちの仕事に対して、経済行為だけではなく国防であるという意識を持っていらっしゃる。毎日、危険を冒して海へ出、そして漂流物等を片づけ、さまざまな監視をし、潮目を見る。こういった方々が必死で、漁業日本一の自負を持つ宮崎県の海を守っていらっしゃる。不作の場合は、やはり範囲のことでもありますとか、その被害エリアが広いということで対応が早いのですけれども、不漁あるいは燃油といった問題に対しまして、県の対応は決して早いとは思っておりません。さまざまな問題があり、また来年春には県下漁協の一斉の統一が図られる中、不安要素が累積している漁業界に対して、なお一層の尽力——そしておわかりのように、漁業関係者はやはり何度も何度も足を運んで、せつかくいい制度があっても、理解していただくには時間がかかります。その労を惜しむことな

く、国からせつかく——あるいは県が用意したすばらしい施策があるのでしたら、漁業者に理解をいただくまで説明を繰り返す御努力をいただきたい、このように思っております。

次の質問に移ります。県北の道路整備です。

毎回、質問のたびに取り上げております県北の道路整備なんです、今回は延岡市土々呂町の渋滞について質問いたします。門川町と境を接する延岡市土々呂地区の渋滞が30年この方、解消されておられません。国道10号線の通勤時の渋滞は、ひとり国道の渋滞だけにとどまらず、平行して走る県道49号線、つまり北方土々呂線の狭い車線にまで車両があふれ、地域住民の生活、とりわけ通学する児童生徒の登下校の安全を脅かす状態になっております。地元の土々呂地区、伊形地区では、高齢者の方々が中心となって子供たちの安全パトロール隊を結成し、毎朝毎夕、まさに道路に張りつくような形で安全確保に当たっていただいております。私もたまに参加をいたしますが、雨も風も暑さも北風も苦とされないその献身的な努力には、ただただ頭が下がる思いです。国道10号線、混雑時は渋滞し、一寸ずりが続きますが、その国道10号線を嫌い、狭い県道に流れ込んだ通勤車両が、30キロ規制のある県道を60キロ、70キロといったスピードで突進する箇所もあり、危険きわまりない光景が日常茶飯事のように展開されています。幾度となくこの議会で取り上げられております延岡の南の玄関口、土々呂地区の交通渋滞に向けて、国道10号、県道49号北方土々呂線の現状を県はどう認識し、その解決に向けた取り組みはどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 国道10号及び県道49号北方土々呂線についてであります。

土々呂地区につきましては、特に朝夕の通勤時間帯に慢性的な渋滞が発生しております。このため国におきまして、国道10号と県道遠見半島線との交差点部に右折レーンを設置することとしまして、現在、用地買収が進められております。また本年度からは、新たに土々呂漁港入り口交差点におきましても、同様に右折レーンを設置するため用地買収に着手されたところであります。一方、県としましては、平成18年度から、地元代表の方々や延岡市と意見交換を行います道路問題懇談会を開催してきておまして、その場におきますさまざまな御意見や、本年度延岡市が行う予定の都市計画道路の見直し、こういったことを踏まえながら、県道北方土々呂線を含む周辺道路網のあり方について検討してまいりたいと考えております。さらに、現在事業中の東九州自動車道及び国道10号延岡道路が全線開通しますと、この土々呂地区の渋滞緩和に大きく寄与するものと考えておまして、今後とも、国等と連携して、課題解決に向けた取り組みを行いたいと考えております。

○松田勝則議員 今の答弁の中で、ポイントが東九州自動車道の完成ということにあるんですが、その東九州自動車道の利用アップに伴ってこの地域の渋滞が増す結果となっております。延岡南道路は、国道10号線のバイパスとしていち早く供用されたものですが、延長は6.1キロです。そのうち有料区間はわずか3.8キロ、この距離に対して250円の料金の割高感が利用者に敬遠をされ、南下する車両はその手前の延岡南インターでこぞって下車し、国道に、県道に、そして農道にと、怒濤のごとくあふれ出しておりました。250円の課金が引き起こす一斉下車現象は、土々呂地区だけではなく、伊形や一ヶ岡団地の朝夕の静寂を打ち破り、先ほど述

べた交通戦争状態を引き起こしております。

これに対応し、この1月21日から、自動料金收受システム、すなわちETCを搭載した普通車の通行料金が値下げをされました。週末や通勤割引時間帯などで現在の250円から150円へと、100円の割引がされました。料金値下げの対象はETC搭載の自動車とバイクです。料金が150円となりますのは、普通・軽自動車とバイクで、土日祝日と平日の午前0時から4時、いわゆる深夜割引時間帯、午前6時から9時、午後5時から8時の通勤割引時間帯が対象です。平日のほかは200円に割引をされておるわけです。ところが、その措置にもかかわらず、地元では県道、国道に流入する車両の軽減感を感じられておりません。いわば東九州自動車道が完成され、利用度が上がったとしたならば、なおのこと、この料金所がある限りは、一般道に流れ込む車はふえるのではなからうか、このような危惧がございます。延岡南道路におきまして、現行のETC料金の割引の実施に加えて、県として、さらなる料金の割引とか、ETCの未搭載車に対する割引について独自の対策を講じることはできないか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 延岡南道路のさらなる料金割引につきましては、県が負担するなどの独自の対策を講じることは困難であると考えております。なお、当該道路におきましては、議員のお話にありましたように、ことし1月にETCの運用が開始されまして、3月からもろもろの割引、ETC料金の引き下げが実施をされているところであります。これによりまして、当該道路の交通量も増加をしております。料金引き下げの効果があらわれてきているところであります。また今後、東九州自動車

道のネットワークが順次整備されていくことによりまして、さらに現道の国道10号からの交通が転換していくものと考えております。このようなことから、県としましては、東九州自動車道の早期完成について、引き続き国に対して強く働きかけてまいりたいと存じます。

○松田勝則議員 今述べております国道10号線、県道49号線は、もう一つ大きな悩みを抱えております。土々呂地区を西から東に貫き、国道、県道をかいくぐって日向灘に流れ込む浦上川、この川が増水をいたします。わずか延長6キロにも満たない小さな川なのですが、平成16年以来、去年を除きまして、台風時には必ず増水し、国道、県道はもちろんのこと、日豊線まで冠水して交通を遮断いたします。平成19年7月の台風時にはすべての交通が麻痺し、大きな障害となったことは記憶に新しいところです。浦上川の問題も議会で再三取り上げられております。しかし、全く改良されておられません。この川が増水問題の原因は何でしょうか。県はどう認識し、今後どう解決しようとされているのか、さらには強制排水、ポンプなどの設置の可能性はないか、延岡市民の声はどう県に響き、延岡市民の声にどうこたえるか、県土整備部長、お聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 浦上川でございますけれども、この流域につきましては、標高が低うございます。海に近いために、大雨が降りますと排水がうまくいかずに、道路等の冠水が発生をしております。県では、家屋や道路等の浸水被害の軽減を図ることは重要であると考えております。そういったことから、浦上川につきましては、河口から約500メートルの区間につきましては、河川改修を完了したところでございます。しかしながら、残りの区間につき

ましては、用地買収が困難な箇所がありまして、改修が進められない、そういう状況がございます。また、ポンプ設置の可能性につきましては、浦上川の支川あるいは排水路は県の管理ではないということから、県でのポンプ設置というのは困難と考えております。浦上川周辺の道路冠水対策につきましては、河川改修だけでは解決は困難であるというふうに考えておりました。今後、浸水状況の詳細な把握などを含めまして、基礎的調査を行いまして、国あるいは延岡市等と調整を図ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 浦上川は、管理が延岡市と宮崎県の2つにわたるといふ川であり、何だか聞いていて責任のたらい回しのような感がしてなりません。当初予算にも調査費を計上していると同っておりますが、さっき部長がおっしゃいました基礎的調査、これは必ず着手されるものと確信してよろしいでしょうか。部長、お聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 今年度、調査を実施いたします。

○松田勝則議員 わかりました。今後の進展に期待をいたします。

最後になります。県立病院のあり方について伺います。

昨年来の延岡病院、日南病院の医師退職問題は、市民の皆様のお苦勞もあり、落ちつきを見せています。まことに敬意と感謝の意を表すばかりです。さて、地域医療の中核をなす県立病院3院の判断がいよいよ今年度いっぱいとなりました。地方公営企業法の全部適用を受けて、平成19年度から評価委員会を交えての経営改善の取り組みが始まり、いよいよ本年度は経営形態の検討に着手し、その最終結論を出す

きを迎えております。いや、2月議会での議決を考えますと、その前には結論が出なくては行けない、県にとってはシーガイア問題に匹敵する大変大きな判断かと思っております。県立病院経営形態検討委員会の分科会委員の公募が始まりました。宮崎、日南、延岡の各病院に2人ずつということですが、現在の応募状況はいかがでしょうか。病院局長、お願いいたします。

○病院局長(甲斐景早文君) 分科会委員の募集期間を6月8日から26日までとしておりますが、これまでに電話によるお問い合わせが数件あるところで、現段階では正式な応募はございません。現在、県庁ホームページや病院局ホームページ、あるいはメディアを利用した県政番組等で周知を図っているところであります。県民の皆様におかれましては、積極的に御応募をいただきたいと考えております。

○松田勝則議員 これだけ県民の関心の高い事案に対しまして分科会の応募者が今のところゼロというのは、いささかがっかりいたしました。病院局長、いま一度伺いますが、2名ずつ、計6人の分科会に応募者がゼロであった場合、どのように対応されますでしょうか、お聞かせください。

○病院局長(甲斐景早文君) そういう形にならないように今、周知に努めております。仮に応募者がなかった場合でございますけれども、関係団体等に、医療を受ける立場の代表として適任者を推薦いただきまして、決定したいというふうに考えております。

○松田勝則議員 わかりました。そのような形で分科会を成立させるというふうにとらえました。

さらに、この委員会に分科会を設置する目的を伺います。また、分科会の意見は検討委員会

においてどのように反映されるのでしょうか、病院局長、お示してください。

○病院局長（甲斐景早文君） 経営形態の見直しに当たりましては、医療を提供する立場や医療を受ける立場の代表、さらには経営等の専門家、学識経験者や関係機関など、幅広い分野の方々から成る検討委員会を設置いたしまして、医療と経営の両面から、病院ごとにふさわしいあり方について検討を行うこととしておりますが、病院の収支の状況やその他の運営状況、圏域の医療事情等を総合的に勘案しながら、より地域の実態に即した検討を行うために、それぞれの病院ごとに分科会を設置するものであります。この検討委員会には、各分科会の代表が委員として参加するため、分科会の意見をもとに検討委員会としての意見がまとめられるものと考えております。

○松田勝則議員 おっしゃるように、病院ごとにふさわしいあり方を求めるということですが、極端な言い方なんですけれども、3つの県立病院が最終的にはそれぞれ違う形、すなわち4つの選択肢がありました。1、現在のまま県病院として運営する、2、地方独立行政法人、3、公設民営化、4、民間移譲といった、異なった経営形態になり得ることも当然あると理解してよろしいでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 議員御指摘のとおり、各分科会での検討の結果が異なる場合も想定されるわけでございますけれども、検討委員会では、各分科会で得られた結果を踏まえまして、本県医療の確保・向上の視点から総合的にさらに検討を行い、持続的、安定的な医療を提供するにふさわしい経営形態を選択し、病院局に報告していただくこととしております。各分科会での検討の結果を検討委員会としてどの

ように報告をまとめられるかについては、委員会の中で総合的に検討されるものというふうに考えております。病院局といたしましては、検討委員会からいただいた報告をもとに、医療と経営の両面から検証を行いまして、ふさわしい経営形態を選択してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 続きまして、今議会に提出されました追加補正予算について伺います。県立病院高度救急・周産期医療対策事業として5億9,985万円もの追加補正予算が計上されております。県立3病院における高度救急医療・周産期医療体制の充実を図るための医療機器の更新、そして購入が目的とされておりますが、患者の獲得と高度医療のために、この6億円はどのような機器に使われるのか。

一例があります。私は、聴覚の障がいを持つお子さんのお母さんからこんな話を聞きました。宮崎県の県病院には赤ちゃんの聴覚を調べる器械がないというんです。新生児のうちにきちんとした検査を受けていれば、補聴器の完備等々で特別支援学校ではなくても普通クラスに通学できるケースが多いはずだということでした。その器械、よほど高価な器械かと思いましたが、1台が300万円程度だそうです。このような病院機器に対する要望もある中で、今回の医療機器は果たしてどのようなものが更新され、また新たに購入される予定があるのか、病院局長、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 事業費合計の5億9,985万円でございますが、まず、更新につきましては、主に脳や心臓の血管造影検査や血管内治療を行うために県立3病院に設置する予定の、いわゆる血管造影装置、アンギオ等でございます。これが5億6,940万円でございます。

それから、新規購入につきましては、ただいま議員からも御指摘がありましたけれども、新生児の聴覚障がい早期発見を行うために、やはり県立3病院に設置する予定であります新生児聴覚検査装置、いわゆるAABRでございます。こういった経費で3,045万円というふうになっております。

○松田勝則議員 約6億円の追加補正予算ですが、医師獲得、医師の招聘には、県民、そして医師が求める機器の充実も必要不可欠かと存じます。このような機器を十分に活用いただきまして、県病院のさらなる発展に努めていただきますよう希望いたしまして、私の質問を終えます。ありがとうございました。(拍手)

○井本英雄副議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 本日最後であります。いましばらくおつき合いをいただきたいと思っております。西都市・西米良村選出、自由民主党、押川修一郎であります。

けさ、いつものとおり愛犬と散歩しながら、ふと田んぼの稲を見てもみますと、出穂が始まっていました。ちょうど3月の今ごろ定植したところでもありますけれども、あと一月もすると、おいしい地元の山田米が食べられます。とてもおいしいので、今から楽しみにしているところでもあります。また、議会に来る途中、いつも葉たばこが見えるところを通ってくるわけですが、ことしは今のところ、作柄がよいんじゃないかと、素人目でも見ているところでもあります。このことを生産者の河野安幸議員に尋ねたところ、「ことしはいいどう」と、顔をほころばせていました。そして、きょうの昼食の時間にテレビを見ていると、台風3号が南シナ海で発生したという情報が流れてまいりました。農業にとって自然のいろんな気象条件

に左右されるわけでありまして、今後の進路を大変心配しておるところであります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

こちらにも心配ではありますが、先ほども松田議員のほうからありました、本議会提案の「知事の退職手当の特例に関する条例」についてであります。

知事は当初、知事マニフェストに掲げておられた、知事退職金の県民満足度による出来高払い制度の導入によって満足度をはかった結果、50%減額するというものであります。しかし、これを一転して、現下の厳しい経済状況を考慮してのことと、その理由を変えられておられます。条例の提案の理由がそんなに簡単に変わるものかと思いますが、知事自身がみずからの退職金を削減されるということは、姿勢としては評価しますけれども、しかし、退職金の問題を、任期を約2年近く残している今、なぜ唐突に条例改正をされるのか、やらなければならないのかということに対して理解に苦しむところでもあります。この50%削減の条例案の提案理由、タイミング、削減率について知事にお伺いをいたしまして、以下、自席で質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、条例提案の理由及び時期についてであります。知事の退職手当につきましては、私のマニフェストにおいて、県民の満足度をもとにした出来高制を導入することとし、私が知事に就任して以降、検討を行ってまいりましたが、就任して2年後となることし1月のマニフェスト検証会の時点で、大変厳しい課題があるという考えに至りまして、出来高制については断念

することとさせていただきます。しかしながら、私のマニフェストにおいて知事の退職手当については見直しを掲げております。また、現在の厳しい社会経済情勢下において県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等から総合的に判断して、今回の任期に係る退職手当の額を50%減額するという結論に至ったところであります。また、県民の皆様との約束であります私のマニフェストについて、手法は異なるものの、できるだけ早く形としてお示ししたいという私の強い思いから、今議会に提案させていただいたものであります。

次に、削減率の考え方についてであります。現在、知事の退職手当の減額を措置している14道府県の状況、具体的には、7県が支給なし、1府が50%減額、6道県が50%未満の減額という状況、また厳しい社会経済情勢や本県の厳しい財政状況を総合的に判断し、50%の減額とさせていただいたものであります。以上です。〔降壇〕

○押川修一郎議員 引き続き質問いたしますけれども、なかなか理解に苦しむわけでありまして、去る12日、大阪市内のホテルで開催された橋下知事の政治資金パーティーに出席され、その中で、地方分権実現には行動が必要と訴え、「地方に元気な首長がいる。いつか地方の反乱が起きるかもしれないので、そのときはよろしく」と、支援を求めたと言っておられますが、いまいち理解に苦しんでおるところでありまして、率直にこの意味をお聞かせいただければありがたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 前回の全国知事会におきまして、私は、来る政権選択選挙において各パーティーマニフェスト（政党のマニフェスト）を勘案し、地方分権あるいは公務員改革等

の文言が、全国知事会の要請、要望がきちんとマニフェストにうたわれた場合、盛り込まれた場合、全国知事会として政治的なメッセージあるいは行動に出るべきではないかという提案をさせていただきました。もし全国知事会の議論が高まった場合に、これを地方の反乱と私は位置づけておりますが、そういったことが起こり得る可能性があるという発言の趣旨でございます。

○押川修一郎議員 わかりました。このことは、もう3日目でありますから、それぞれいろんな議員の方々からも質問が出ておるところでありますけれども、こういうことを踏まえながら、軸足が宮崎なのか、あるいは国政なのかということもあるのかなということも理解をしながら、話を進めていきたいと思っております。

そういう中で、県内経済は冷え込んでおるわけでありまして、できれば退職金を100%もらわれて、例えば50%分を県内で消費するような方向の中でできないものだろうかということをご提案したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 満額いただいて半分を県内で消費する——相当な額を消費しなきゃいけない。例えば、日用品とか、食、衣、住、それは今のところ考えておりませんが、今、財政難の折、これは大切な血税、県民の方々の税金なので、それをできるだけ有効に使いたいという趣旨で半分に減額して、それを一般会計に回して財政難に寄与できればという考えを、今は持っております。

○押川修一郎議員 わかりますけれども、同じく県内も冷え込んでおるわけでありまして、できれば県民が喜ぶような形でこれを使われたらどうだろうかと思っております。ぜひそうい

うような方向で、また検討していただければありがたいと思います。

それから次に、かぶりますから、県内の首長の分においては結構であります。特別職、職員等への影響をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 他の特別職や職員への影響につきましては、今回の退職手当の減額は、あくまでも私のマニフェストに係る対応でありまして、切り離して考えております。

○押川修一郎議員 それはわかるわけでありませうけれども、県のトップであります知事のそういう判断の中で、もしこれが半分になったとするならば、特別職あるいは職員の方々も、世論としてはやはり下げざるを得ないような方向に行くんじゃないかと私は思うんです。できれば、切り離したく何かあるのであれば、ここでお答えをいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 他府県の場合、職員の給与減額という措置をされている地方公共団体もございます。現在、本県におきましては、職員の一律給与カットということはさせていただいておりませんが、この財政難の折、いつかはそういったことにも足を踏み込まなきゃいけない、そういう状況も考えられます。ですが、今はあくまでマニフェストにおける私の問題でありますので、職員の方の給与とは切り離して考えていただきたいと思っております。

○押川修一郎議員 わかりました。

それから、今後、知事選挙に出馬する人の予想でありますけれども、国会議員あるいは元職、2世の方、知事を含む有名人の方、資産家、そして政策よりか、そういう給与とか歳費面の削減をされる人たちのほうが主になって、政策論争に欠けるのではないだろうかという話

もお伺いをするわけでありまして、注目度のある知事であります。今回そういうようなことを含むと、もう少し時間をかけてこの問題については結論を出されてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 繰り返しになりますけれども、今回の退職手当の減額というのは、県民の皆様との私のマニフェストを通じてのお約束でございますので、できるだけ早く形にしたいという私の強い思いを条例提案の理由とさせていただいたものでございます。昨今の全国的な首長選挙等々の流れを踏まえますと、みずからの給与や退職金の減額というのは、今や標準装備となっておりますので、これは別にして、政策というものは、つまり給与とか退職金の減額というのは、当たり前のようについてる条項でございまして、それは切り離して、政策というところを前面に出して、住民の皆さん、有権者の皆様に問うということが重要かなと思っております。

○押川修一郎議員 わかりました。そういう政策論争ができるように、お互いそういう啓蒙をやっていく必要があるなと思います。後は委員会のほうで、また議論させていただきたいと思っております。

次に、第22回スポーツ・レクリエーション祭りが、本年10月17日から20日までの4日間、全国、本県から、選手・役員を含め4日間でおおよそ12万人が参加し、県内各地、15市町を会場として開催されます。この祭典は、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら交流を深めようというイベントであり、国民参加型イベントと言えます。また、開催県では、地域地域の特色を生かし、余りお金をかけない、気軽に楽しめる祭典、イベントとして、趣向を凝

らした開催内容となっております。

本県におきましても、おもてなしの心に満ちた開催内容が企画されているようでありますが、私は、参加者はもちろん、観覧者、観光客の方々が一緒になって楽しめるイベントもあわせて実施してほしいと思います。実行委員長であります知事が、ホームページのあいさつの中で言われているように、日本一に輝いた宮崎牛や地鶏、野菜、焼酎など、全国のお客さんに堪能してもらえ、豊富なおいしい食材が県内各地にあります。私は、この祭典にあわせて、宮崎の食材を使った、例えば食のもてなしイベント「日本一宮崎牛焼き肉パーティー」を開催してはいかがかと思っております。このことは、自民党会派の中村幸一議員——現議長であります——が、ことしの2月議会の代表質問でイベント開催を提案されております。観光客の誘致、産業の活性化、地域の発展にもつながっていくものと思います。本県が誇る豊富な食材を生かした食のもてなしイベントを、ぜひ、あわせて実施してはどうかと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 全国スポーツ・レクリエーション祭は、大会参加者や応援の御家族を初め、全国の方々に宮崎のすばらしさを発信する絶好の機会であると思っております。このため、各会場で本県の農畜産物を味わっていただくほか、特に宮崎牛やみやざき地頭鶏などの畜産物につきましては、開会式前日に開催される楠並木コリドールや開会式会場の周辺で行われる特別行事を活用して、試食・販売等を行うなど、具体的なPR方法について、現在、検討を進めておるところであります。

さらに本年度から、JA宮崎経済連が中心となって、毎月29日は「肉の日」という消費拡大

キャンペーンを展開しておられますが、これらと連携を図りながら、今後とも、あらゆる機会を通じて、本県農畜産物のすばらしさをより多くの方々に知っていただくために、一層のPRに励んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。そういう方向で、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

さらに、県内15の市町で交流行事などが開催されると聞いておりますが、そのような場所での活用はないのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 会場地として予定されている市町では、おもてなしの一環として、地元料理の提供や郷土料理の振る舞いといった自主的な取り組みが計画されております。したがって、御提案の件につきましては、各地域の主催者の意向も踏まえながら、具体的に何ができるか検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。成功を願っております。

次に、中山間盛り上げ隊・短期支援隊についてであります。

中山間地域では、過疎化や高齢化の著しい進行により、里道の管理作業や地域行事や伝統芸能などの維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっております。集落で困難な共同作業を支援するとともに、都市住民と中山間地域との人的交流を促進し、中山間地域の活性化を図る取り組みを実施されます事業内容について、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 中山間盛り上げ隊は、中山間地域におきましてボランティア活動を行う人材をあらかじめ隊員として登録しまして、集落等からの依頼に応じて派遣して各

種活動を支援して、集落の維持・活性化を図りますとともに、都市と中山間地域との交流を促進しようというものでございます。支援の形態としまして、今御質問にありました短期派遣、これは日帰りで草刈りや植栽等の活動を行うものでありますが、あわせて、長期派遣として中山間地域に数カ月滞在するものも実施することとしております。加えまして、県職員が町村役場に駐在して地域活性化に取り組む県職員派遣も実施しているところでございます。

○押川修一郎議員 次に、応募状況でありますけれども、現在の人数、男女別、年齢等がわかれば、あわせて今後の進行についてもお聞かせください。

○県民政策部長(高山幹男君) 応募状況であります。まず短期派遣でありますけれども、既に第1次隊員を募集しまして、現時点で110名余りの方が隊員登録を行っております。まず、男女別でございますが、男性78名、女性33名、正確に言いますと111名であります。年代別に申しますと、40代が一番多くて29人、26%、最高齢で70代の方が3名いらっしゃいます。そういったことで、今から運営を行う団体等と委託契約を締結いたしまして、8月ごろから支援活動を行おうというふうに思っています。あわせて、中長期派遣につきましては、運営を行う団体と協議を行った上で、具体的な実施方法を決定することとしております。

なお、県職員派遣につきましては、ことし4月から西米良村、諸塚村、日之影町の地域振興部門にそれぞれ1名ずつ職員が駐在いたしまして、町村職員とか地域住民の方々と一体になりまして、地域の活性化対策に取り組んでいるところでございます。

○押川修一郎議員 今後の事業については、こ

れから具体的に入っていかれるということでもありますけれども、団体というのはどういう団体であって、現在、どのくらい募集といいますか、手を挙げておられる団体があるのか、あればお聞かせください。

○県民政策部長(高山幹男君) 運営を委託する団体につきましては、本県の中山間地域が抱える課題の解決に向けて、県と連携・協力して取り組もうという意欲の高い団体を選びたいと思っておりますが、4団体から応募いただいているところでございます。

○押川修一郎議員 わかりました。

知事にお伺いをいたしますけれども、県職員の派遣について、受け入れの1町2村は大変喜んでおられるようでありますし、我々、総務政策常任委員会で日之影のほうにも行ったんですが、職員とも話をしてみました。生き生きとされて、今、職場で頑張っておられるようであります。今後、人数をふやす方向で検討していただきたいというふうに私は思うのでありますが、現段階で知事のお考えがあればお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 中山間地域町村への県職員派遣につきましては、派遣された職員が、地域の実情を肌で感じ、町村職員や地域住民と一体となって地域活性化に取り組むことを期待しているところであります。また、現場での経験を通じて県への施策の提案を行うことなども想定しているところであります。今回の事業は、今年度からの新たな取り組みでありますので、まずは派遣の効果をしっかり検証していくことが肝要かなと思っております。

○押川修一郎議員 わかりました。ぜひ、いろいろ御示唆された中で、またこの問題には取り組んでいただきたいと思っております。

次に、消防団員確保についてであります。

社会経済情勢の変化に伴い、消防団員の地域防災力の低下が指摘されております。消防団員数は、ピークの昭和27年の209万人から現在では89万人と、実に58%の減少になっております。本県においても同様な傾向があると思いますが、本県消防団員の推移についてどうなっているのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 本県の消防団員でございしますが、平成20年4月1日現在で1万5,221人ということで、これは10年前と比較いたしますと715名、4.5%の減となっております。人口減少あるいは高齢化、サラリーマン化の進展等に伴いまして、全国的に消防団員は減少傾向にありまして、全国の減少率、これは同じように比較いたしますと7.7%の減、それとすると本県の減少率は低いのではないかと思いますけれども、県内の各市町村におきましても団員確保に苦慮している状況にございます。

○押川修一郎議員 わかりました。

次に、消防団は、みずからの地域はみずからで守る精神に基づき、地域住民を中心に組織された集団であり、地域住民の安全・安心を守っておられ、大きな期待が寄せられています。このように日夜従事されている消防団員の存在をどう認識されているのか、知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） 消防団は、長い歴史にはぐくまれた究極のボランティア組織でありまして、団員の皆様は、自分が育った町、自分が暮らす町、そして自分が働く町、そんなかけがえのない大切な町を守りたいという気概で、そういう熱い気持ちで加入されておられると伺っております。これまで各地の消防団長や関係者の方々と意見を交わす機会がありましたが、皆さん熱心にその気持ちを語っておられ、

感銘を受けたところであります。さらに、平時には、火災予防のために冬の寒い中、地域を巡回されたり、高齢者宅を訪問し防火指導をされたり、また災害時の献身的な姿を拝見いたしますと、消防団が地域を支える重要な存在であると強く認識しますとともに、深く感謝をしているところであります。消防団は、地域の実情に最も精通した、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織でありますので、今後とも大いに活躍していただきたいと、私は期待しているところであります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。そういう日々の活動をもっともっとPRしていただくと、消防団員の皆さん方もさらに頑張ると思いますし、後の方も続いてくれるのではないかなと思います。

次に、知事は5月20日に、防災について県民ブレーン座談会を開催されましたが、そのときの感想を率直にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 先日の座談会では、20代から30代の若い方を中心とした第一線で頑張っている消防職員や消防団員、ボランティア組織の方々などから、多くのお話を聞かせていただきました。皆様のお話を伺いますと、大きく時代が移り変わる中で、献身的に消防活動等に打ち込まれたり、時には危険を顧みず任務に取り組んでおられるのだなと、頭の下がる思いがいたしました。お話の中で、町外の建設業に勤める傍ら消防団活動に従事する苦労話や、消防団の方々が要援護者の住居をすべて把握されているおかげでネットワークづくりがうまくいったことなど、多くの御意見を賜ったところでございます。各地域で抱える多くの課題も聞かせていただきましたが、私といたしましては、県として市町村と連携して

どういう支援ができるのか、今後検討していかなければいけないと感じたところであります。

○押川修一郎議員 その中で知事は、「県職員団員数が24名では少ないのではないかとし、「公務員が率先してやることも部局内で話し合いたい。また、民間での同様の取り組みに対して税の優遇措置を検討する」と述べたとありますが、今後の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 県ではこれまで、広報誌や新聞を通したPR、関係団体への協力依頼などを行い、特に昨年度は地域貢献の観点から、消防団員を雇用して下さっている建設業の入札参加資格審査における加点措置を講じるなど、さまざまな取り組みを行っているところであります。しかしながら、団員は年々減少しておりまして、その確保は大きな課題であると考えております。特に中山間地域においては、人口減少と高齢化が他の地域よりも進む中で、大変厳しい状況であると認識しております。こうした中で、今後、女性消防団員の加入促進、あるいは消防団OBの活用など、多方面にわたり検討していくことが重要であると考えております。また、県職員につきましては、昨年よりは10名ふえたものの、現在、34名しかいない団員でございます。その加入促進を図るとともに、消防団員を雇用している事業所に対して、ほかに何らかのさらなる推奨策がないのか、検討してまいりたいと考えております。今後とも、市町村と一体となって、消防団員の確保に取り組んでまいる所存であります。

○押川修一郎議員 そういうことで、消防団の組織でありますけれども、私もOBでありますけれども、我々、社会教育の中で、こういう組織の中で先輩後輩と、もまれながら、先輩ある

いは後輩の間柄というものも十分勉強させてもらったような気がいたします。そういう中では、以前は田舎においては、農業後継者を初め、相当人がいたわけでありましてけれども、先ほどありましたとおり、サラリーマン化する中で農業の後継者も少なくなってくる中で、なかなか確保というのが難しいわけでありましてけれども、この問題については、市町村あたりとも一緒になっていただいて、消防団の意義、そしてすばらしさというものも今後さらに県を挙げてPRしていただければありがたい、そのように要望しておきたいと思っております。

次に、新型インフルエンザ対策についてであります。

一昨日、ついに本県でも初めて新型インフルエンザ感染が確認されたと報道がなされました。幸い重症ではなく、地元病院で入院中とのことであります。新型インフルエンザについては、去る12日に世界保健機構がフェーズ6に警戒レベルを引き上げられました。厚生労働省の発表の中で、今回の新型インフルエンザは多くの場合、症状が軽く、回復が早く、特別の医療を必要としないこと、若年者に感染が多いことが特徴であるとされていますが、免疫がないため、秋口からの感染の拡大が懸念されているところであります。今回の補正予算でも新型インフルエンザ対策事業が計上されておりますが、新型インフルエンザ対策に関連する取り組みについて、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 新型インフルエンザ対策事業といたしまして、本年度の当初予算では、タミフル5万3,000人分、リレンザ6,000人分を購入する予定となっております。これまでの備蓄分のタミフル9万6,000人分と合わせますと、抗インフルエンザウイルス薬とし

て15万5,000人分の備蓄を行うこととしております。

○押川修一郎議員 当初予算においても、インフルエンザ対策としてタミフルを購入、備蓄する予定となっていたと思いますが、これは何人分を予定されていたのでしょうか。福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） ただいま私が申し上げましたのは、当初予算分でございます。

○押川修一郎議員 済みません。今回の追加補正では何人分のタミフルを購入することとなっているのでしょうか。また、それによる全体の量は何人分になるのでしょうか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 失礼しました。今回の追加補正によりまして、3万6,000人分のタミフルと4,000人分のリレンザを購入することとしております。先ほど申し上げました、これまでの備蓄分と当初予算分の15万5,000人分を合わせますと、19万5,000人分の備蓄を行うこととなります。これによりまして、当初、平成23年度までに3年間で行うこととしておりました目標の22万2,700人分の備蓄の88%を達成することになります。

○押川修一郎議員 わかりました。

それでは次に、妊婦健診についてお伺いをいたします。

妊婦健診の公費負担は市町村と国が支出されますが、県内最高額は木城町と西米良村の9万6,470円で、最低が都城市などの7市町の6万2,730円です。そこで、市町村の取り組み状況について、福祉保健部次長にお伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 妊婦健診につきましては、14回受診することが望ましいと

言われておりますけれども、平成19年度に5回分についての地方交付税措置がなされたところでございます。さらに今回、残りの9回分につきまして、平成22年度までの間、国庫補助と地方交付税措置により、市町村が行う妊婦健診に対し財政支援が図られたところでございます。議員が御指摘のとおり、市町村間で公費負担に格差が生じておりますけれども、妊婦の経済負担が軽減されるよう、それぞれの市町村において可能な限りの公費負担の拡充を図られたものと考えております。

○押川修一郎議員 それから、平成18年3月22日、県議会として国へ5項目の要望をしておるところであります。その中の一つで、妊産婦健診への助成拡大など出産関係費用の一層の負担軽減を求めますという内容でありまして、少子化対策も考えられると思いますので、公費負担の少ないところへの働きかけはなされたのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 先ほど言いましたように、市町村間によって差はございますけれども、県といたしましては、妊婦健診に対する公費負担の拡充につきまして、県全体や保健所単位で市町村説明会を開催するとともに、県医師会と市町村の協議の場を設定するなど、市町村に対しまして、妊婦健診の重要性を訴えてきたところでございます。今後とも、妊婦の経済的負担が軽減されるよう、さらなる公費負担の拡充に向けて、さまざまな場を活用し、市町村に助言してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

基金は22年までですので、23年以降も国のほうへ支援を継続するように要望すべきだと思

ますけれども、同じく福祉保健部次長にお願いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 23年度以降の財政措置につきましては、国は、「市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえて検討する」としているところでございます。県としましては、安心して妊娠・出産できる体制が確保されるよう、23年度以降の継続的な財政支援について、「みやぎきの提案・要望」を初め、さまざまな機会を通じて国に要望するとともに、妊婦健診の公費負担の継続についても、市町村に助言してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願いいたします。

次に、安心こども基金についてであります。

午前中、河野哲也議員のほうからもありましたけれども、国の景気対策「安心こども基金」事業。子育て支援の切り札として本県には約9億円余りが配分されております。ところが、認可保育園の入園を待つ待機児童ゼロの本県では、一定額が使われないまま国に返還せざるを得ない可能性が出てきております。交付金が余る事業が出る一方で、需要が高い事業に補助金が行き渡らない状態です。対象事業ごとに上限を決めて転用を認めていないことが原因で、地方の実情に合った基金運用ができるように国への要望はされたのか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 安心こども基金につきましては、国の示した管理運営要領で、「各事業区分を超えて配分の変更をしてはならない」とされていることから、地域の実情に応じた柔軟な活用ができるよう、これまでも国に対して要望を行ってきております。また、

本年度の「みやぎきの提案・要望」におきましても、同様の要望を行うこととしているところでございます。このような国への働きかけは、九州各県を初め、全国的に広がっておりまして、国においては現在、事前承認などの手続により、配分の変更を認め、使いやすくする方向で検討がなされておると聞いております。県としましては、引き続き、具体的な運用については各県の裁量に任せてもらえるよう要望してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。ぜひ、そういう方向でお願いをしておきたいと思っております。

県安心こども基金は、22年度まで約9.4億円で、今回の6月補正で3.5億円を事業化されて、残高5.9億円の予算化の予定及び内容はどうか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 基金事業の期間は22年度までとなっております。事業期間終了後、残額がある場合は国へ返還することとなっております。このため県といたしましては、事業の実施主体の中心となります市町村の要望等を調整しまして、事業を計画的に実施していくこととしておりますけれども、引き続き、市町村等に基金事業の周知を図り、基金が有効に活用されるよう積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

○押川修一郎議員 よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、お茶の振興について入ります。

本県のお茶は、畑地帯における安定した品目として、これまで経営規模の拡大が続けられてきました。中でも、平成10年に生産者や関係機関・団体で構成される産地拡大計画を決定し、

生産拡大を推進して、折しもドリンク茶の需要が急増している時期でもあり、規模の拡大による所得の増加を期待して、生産者も拡大計画に取り組んでこられたということでもあります。しかし、本年産の一番茶の価格は1,233円で、昨年よりも12%下落し、生産量も気象災害等の影響により15%減少した。その結果、地元の生産者は、茶業経営の中心である一番茶の収入が平年の6割程度になっておるということでもあります。私自身、特においしい西都のお茶が心配になり、5月上旬に各生産農家の状況調査に行きました。そのとき聞いた話では、10アール当たり10万円台の収入の方もおられると聞いて、びっくりしたところでもあります。また、規模の拡大、機械の更新等もしておられて、支払いのめども立たないとぼやいておられたところでもあります。このような傾向は近年連続しており、生産者も疲弊しており、老朽茶園や品質のよくない茶園の抜根を行い、生産調整を行う人も出始めたというふうに聞いております。そこで、このような状況を農政水産部長はどのように認識されておるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お茶は、本県におきます重要な土地利用型の作物でございます。これまで関係者と一体となりまして、その生産の拡大に努めてきたところでございます。しかしながら、全国的なリーフ茶の消費の減退や在庫量の増加によりまして、荒茶の価格は近年、著しく低迷しております。また、本年産の一番茶の状況を見ますと、お話にもございましたけれども、荒茶価格の低迷に加え、摘採前の晩霜被害等の影響によりまして、またさらには収量も減少し、一番茶の収入が例年の約6割程度となるなど、茶業経営は大変厳しい状況に置かれていると認識しております。

○押川修一郎議員 部長も厳しいと認識をされておるといふふうに理解したところであります。ちなみに、近隣県のお茶の価格、値段を教えてください。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 近隣県ということで、例えば鹿児島県の本年産の一番茶の平均価格を見ますと、キログラム当たりでございますが、2,001円となっております。本県産に比べまして、おおむね800円程度、鹿児島県のほうが高いというような、高値で取引されているという実態がございます。

○押川修一郎議員 茶の価格低迷に対して、今ありましたとおり、隣県の鹿児島とも800円から1,000円ぐらいの差があるわけでありましてけれども、そんなに地域的にも変わるところではないわけでありましてけれども、そういう差額を埋めるような対応は打たれるのか、部長にお伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県のほうでは、本年産の荒茶の価格低迷に対応するため、先般、生産者団体、農業団体、行政で組織します茶業経営対策会議を緊急に開催しまして、県下全普及センターに営農相談窓口を設置し、茶農家の経営相談機能を強化しますとともに、緊急的な資金対応、農業共済制度の活用など、茶業経営の安定化に向けた対策に、関係者が一丸となって取り組むことを確認したところでございます。

一方、厳しい状況にありましても、かぶせ茶など、品質向上のための取り組みなどにより、昨年と同様の収入を確保されている生産農家も見られますことから、今こそ茶生産の原点に立ち返って、需要に応じた高品質な荒茶の生産に努めることが重要であると考えております。このため県といたしましては、みやざき茶品質向

上対策事業を活用しまして、生産現場における高品質茶の生産はもとより、県外の技術者を招聘した研修会の開催等によりまず製茶技術の高度化を積極的に支援するなど、生産から加工に至る品質向上対策に全力で取り組んでまいり所存でございます。

○押川修一郎議員 ただいま部長から対応を聞いたところでありますけれども、そのような対応の中で、800円～1,000円の差額が本当に埋められるのか、再度お聞きをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 正直言います、なかなか難しいところもあるかと思いますが、ちなみに、県外の技術者を招聘して、茶業農家の方の茶業技術の研修、加工技術を中心にやらせていただきましたけれども、その研修を受けた農家の方の成績あたりを拝見させていただきますと、荒茶価格で3割から7割程度価格がアップしたといった例も出てきてございまして、関係者の方々からも一定の高い評価を得たところでございます。今後とも、こういった研修を積み重ねながら、製茶技術の向上に努めまして、他県に負けない茶の生産販売に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。十分な研修をしていただいて、大変苦しんでおられる茶業の生産者も大分おられるようでありますから、よろしく願いをしておきます。

それから、茶業を取り巻く状況が厳しい要因に、お茶の消費の減退が挙げられると思いますが、本県茶の新たな消費拡大に向けての取り組みについて、同じく農政水産部長にお願いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県におきましては、茶業関係者で構成しておりますみやざき茶推進会議におきまして、これまで「宮崎の

お茶まつり」や各種イベントを活用したPR活動に取り組んできたところでございます。しかしながら、今後は、これらの対策に加えまして、みやざき茶を応援していただける県民サポーターを公募しまして、サポーターと茶業関係者が連携して消費拡大に取り組むなど、新たな対策も必要ではないかと考えているところでございます。県といたしましても、みやざき茶推進会議の行います取り組みを積極的に支援しますとともに、関係団体と連携しながら、全国的な消費拡大の取り組みについても、今後呼びかけてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。ぜひ、そういうような方向で頑張ってくださいように要望もしておきたいと思っております。

次に、畑作振興についてであります。

先ほどのお茶もそうなのですが、畑作物状況を見ると、大変厳しいと思っております。地元の長園、三財、六ツ野原の状況を見ても、以前は最も安定していたと思われる葉たばこが3～4年前から、気象条件にもよりますけれども、作柄が悪く、他の品目に転換された生産者の方、今後転換したい方もおられると聞いております。また、以前は、おいしい干し大根やゴボウ、里芋などの重量野菜が栽培されていましたが、急激に栽培が落ち込んでいると思っておりますが、畑作物の作付面積の推移について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県内の畑作物の作付面積の動向につきまして、平成10年と19年の品目別の比較結果を概数で申し上げますと、まず減少している品目でございまして、大根が3,100ヘクタールから2,200ヘクタールと、約3割減っております。それから、里芋が1,900ヘクタールから1,000ヘクタールと、約4割減つ

ております。それから、葉たばこが2,500ヘクタールから2,000ヘクタールへと、約2割の減となつてございます。一方、増加している主な品目としましては、ニンジンが500ヘクタールから700ヘクタールへと、約4割の増、ホウレンソウは330ヘクタールから550ヘクタールということで、約7割程度の増ということになってございます。

○押川修一郎議員 ただいまの答弁でありましたとおり、面積の減っている品目と伸びている品目があるわけでありまして、実は私もそのように認識をしておるところでありますけれども、加工用の農産物を安定的に供給するのが大事だと思いますが、生産者におかれましては、安定的に生産ができて、安定した価格が必要だと思います。そこで、今後の畑作振興について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 今後の畑作振興に当たりましては、近年、需要が急速に伸びております加工用、業務用をターゲットとしまして、新たな取り組みを強力に推進する必要があります。このため県といたしましては、農業団体とも連携しながら、畑作地帯におきます加工・業務用野菜の振興を基本にしまして、取引ニーズの的確な把握や販路開拓に取り組むとともに、畑地かんがい等の生産条件の整備や農地の集積、さらには高性能機械の導入によります大規模な生産体系の構築などを積極的に促進し、需要に応じた安定的で生産性の高い畑作振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、そのような方向の中での努力をお願い申し上げたいと思います。

そして、本県農業の基幹であります畜産、集約型のハウス園芸、そして土地利用型の畑作、

どれが欠けても本県農業にとっては痛手であります。そこで、部長とのやりとりを聞かれた中で、あるいは県を預かる知事として、畑作振興についてのお考えがあればお聞かせください。

○知事(東国原英夫君) 私は、本県の畑作振興に当たりまして、3つのポイントがあると考えております。1つは、農商工連携による消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農産物の生産、2つ目は、意欲ある担い手への農地の面的集積による大規模化、3つ目として、安定的に農産物を供給できる畑地かんがい施設を初めとする生産基盤等の整備に積極的に取り組むことが重要であると考えております。このため、本県農地の約半分を占める畑地の有効活用を図りながら、生産者を初め、関係機関・団体と一体となって農業所得の安定・向上を図り、ひいては、農業を基幹産業とする本県地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、そういうような方向の中で、本県の農業所得が上がるような形の中で、また、若い後継者が育つような形の中での御努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、先日、地元のピーマンを栽培している先輩のハウスを訪ねてみると、養液土耕栽培に取り組んで、収量や品質、生産コストの低減に取り組んでいると話を伺いました。先ほど午前中、濱砂先輩のほうからもあったとおりでありますが、養液土耕栽培とは、ピーマンの根元にかん水チューブを引き、タンクに液肥をまぜておき、ポンプで水と一緒に満遍なく送ることにより、施肥の労力などの節減を図ろうとするものであります。しかしながら、私もかつて、栽培経験を持つ一人として養液土耕栽培について勉強してきましたが、この栽培は、制御装置や

電磁弁など自動化するための装置の導入に際して、10アール当たり200万円程度の投資が必要で、農家にとっては大変高価なものでありました。今回の補正予算の中で、冬春ピーマン等生産体制再生支援モデル事業が提案され、とてもうれしく思ったところであります。従来の養液土耕と宮崎型との違いと導入メリットについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今回の宮崎型の養液土耕栽培の特徴としましては、従来のシステムに比べまして、導入コストやランニングコストが大幅に低減しておるといところでございます。導入コストにつきましては、市販の機材を組み合わせることによりまして、10アール当たり50万円程度と、従来のシステム、ただいまお話がございましたが、200万円に比べて約4分の1程度、50万円ということで、4分の1程度に抑えられております。また、従来のシステムは、高価な専用の液肥を使用する必要がございましたけれども、この宮崎型では、市販の安価な液肥を利用できることと、ランニングコストも低く抑えることができしております。このように宮崎型では、必要最小限の経費で、収量・品質の向上、大幅な省力化、施肥量の低減という3つのメリットを同時に実現することが可能なシステムとなっております。

○押川修一郎議員 私も現場に行ってみたくのですが、大変すばらしいものだなというふうに実は思ったところであります。制御盤で、時間さえ合わせておれば自動的に、ハウスの中での養液が、あるいはかん水が可能だということでもあります。また、生育状況も見せてもらったところでもありますけれども、水がむらなくずっとかかっておるわけでありまして、樹勢も強くて、病気もほとんど見受けられなかったということ

であります。何より、先ほど言いますようにかん水時間の省力化、この省力することによって肥料代等が無駄にならない、あるいは、時間が余ることによって収穫作業が多くなるわけですから、収量が上がってくるのは当然ではないのかな、そのように実は思ったところであります。この宮崎型養液土耕栽培技術の普及に向けて、今後どのように進めていかれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今回、議会にお願いしております事業では、冬春ピーマン等を対象にしまして、13.5ヘクタールのモデル的な設備の導入と、6カ所の実証展示圃の設置を予定しております。今後は、これらの実証展示圃等で得られましたデータを広く生産者に提供することによりまして、栽培技術の普及拡大を積極的に進めまして、冬春ピーマン等の生産構造の強化を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 ぜひ、展示圃の中でこの実績が上がるように努力をしていただきたいと思っております。

実は昨夜、地元のハウスキュウリの農家の後継者の皆さん方との会合があったわけでありまして、その席で今のお話をしたところであります。できれば、ピーマンだけでなく、ほかの野菜にも導入できないだろうかという話がありましたけれども、このことについて農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（伊藤孝利君） ピーマン以外にも、キュウリあるいはトマトあたりでも導入は可能ではないかというふうに考えております。今後、さらに実証試験あたりを重ねながら、普及に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

○押川修一郎議員 ぜひ、そのような方向の中で展示圃を、できればしていただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、入札・契約制度についてであります。

今議会において、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正予算を組まれ、現在、審議しているところではありますが、一方、公共事業における経済・雇用緊急対策として、ことし4月から、建設工事における最低制限価格を予定価格の85～90%への引き上げや、技術力や地域貢献度の高い地域の企業が受注しやすい環境を整備するため、総合評価落札方式の実施件数の拡大や地域企業育成型の拡大などの対策が行われております。先日、地元地区の建設業協会の方と意見交換をしましたが、最低制限価格が引き上げられたことは大いに評価されております。しかしながら、農業や林業の問題もありますが、雇用企業の少ない中山間地域では、地域の建設業者が地元雇用の受け皿となっているのは、だれもが認めているところであります。そのようなことから、地域の雇用を支える地元建設業者の育成を図るため、受注機会を確保する必要があり、地域要件の評価の高い地域企業育成型の適用をさらに拡大すべきではないかと思っております。そこで、知事にお尋ねいたしますが、地域企業育成型総合評価落札方式の適用範囲の上限を、現行の3,000万円未満から8,000万円未満に拡大する考えはないか、お伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 地域企業育成型の総合評価落札方式につきましては、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすいよう配慮した本県独自の方式であります。昨年度は、予定価格2,000万円未満の工事を対象に110件の試行を行いまして、109件の工事で発注事務所管内に本店を有す

る企業が落札しております。今年度は、地域企業育成型の適用範囲の上限額を予定価格3,000万円未満に引き上げ、拡大を図ったところであります。地域企業育成型の適用範囲のさらなる拡大については、今後とも試行結果を検証するとともに、幅広く御意見をちょうだいしながら、検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 試行段階でありますから、それぞれの地域に合ったいろんなものをしていただければいいのかなというふうに思いますから、今後もまたいろいろ試しをしていただきたいと思います。

次に、国が発注する工事入札では、ほとんど総合評価落札方式を採用しており、企業や技術者の技術力や技術提案の評価が高い一企業が多くを落札していると聞いております。そこで、県土整備部長にお尋ねしますが、総合評価落札方式による入札では、国のように点数の高い企業に落札が集中する傾向があると考えられますが、その対応はどうされているのか、お伺いをいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 総合評価落札方式は、価格と技術力など価格以外の要素を総合的に評価しまして落札者を決定する方式でありまして、工事の品質確保を図るものであります。平成20年度にこの方式により発注した工事の完成後の成績を見ますと、他の入札方式による工事に比べて高い評価となっておりますことから、良好な品質確保が図られているものと考えております。一方、落札状況を見ますと、総合評価落札方式においては、価格以外の評価点が高い企業が落札する傾向がありますことから、試行件数の拡大に伴いまして、受注の偏りが生じることが懸念されるところであります。このため、工事の品質確保の観点から、企業の

過度な受注を防止しまして、適切な施工体制を確保するための方策について、現在、検討しているところであります。

○押川修一郎議員 ぜひ、偏りがないような形の中での検討をしながら、平等の中での入札ができるようお願いをしておきたいと思えます。また、21年度中の事業を早急に発注していただきますように、これも要望しておきたいと思えます。

それでは次に、交通事故等についてであります。

本年は交通事故死亡が多いと聞きますが、前年同期の件数の比較と、その中で飲酒運転による件数及び飲酒先についてと、今後、何かと飲酒を伴う行事が多くなる夏場に向けての対策について、警察本部長にお願いいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 県内の交通死亡事故につきましては、昨日現在33件で、35人の方がお亡くなりになっておられます。前年対比で申しますと、発生件数でプラス16件、死者の数でプラス17人、増加率全国第1位、つまりワースト1位という大変厳しい状況です。飲酒運転によるものは6件発生し、6人の方が亡くなられております。飲酒運転による事故全般の主な飲酒先を見ますと、自宅というのが4割、飲食店というのが2割、酒類販売店というのが約13%等となっております。

今後の対策でありますけれども、いずれにしても飲酒運転がまだまだ後を絶たないという状況は大変憂慮すべき状況でございますので、罰則も行政処分も重くなっております。そのことの広報啓発に努めますとともに、取り締まりの仕方についてもいろいろと工夫を加えまして、こうした飲酒運転、そして飲酒運転に係る死亡事故の抑止に向けて厳しい対応を行っていき

いと考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願ひしたいと思います。

報道によりますと、他県の警察官が飲酒して車を運転し、電柱に衝突させる飲酒運転事故や、愛知県警では、副署長が酒気帯び運転をして警察署の駐車場に乗りつけたところを署員に発見され、検挙された事案が発生しています。また、岡山県では、愛媛県警の盗犯係の警察官がお年寄りから財布をひったくったとして男子高校生2人から取り押さえられ、現行犯逮捕されるなど、全国各地で警察官による不祥事案が発生していますが、これらの事案は、警察官個々の規範意識の低下が原因と認識しています。宮崎県警では、最近このような不祥事案は発生していないところでありますけれども、本県警察官の規範意識を一層高めて、今後とも、不祥事案の絶無を期していただきたいと考えておりますが、どのような点に配慮していくのかを、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 申し上げるまでもございませんけれども、警察は、県民の安全・安心を確保するために全力を傾注して邁進する組織でなければならないと考えております。そのためには、一人一人の警察官が、今申し上げましたことに強い誇りと使命感を持って仕事に打ち込むということが何より大切でございます。今、議員が他府県の事例を御紹介されましたけれども、こうしたようなものを招かないという意味でも、今申し上げましたことをすべての警察官に息長く徹底させることが肝要だと考えております。

私どもといたしましては、採用時の教養から、良識ある社会人としての知識、教養はもろんでありますけれども、警察官としての責

任、信念、身の処し方等について徹底しております。また、第一線に配属した後も、仕事を通じて、まず実務能力の向上、これにあわせてプロ意識の醸成、そして規範意識の涵養等に努めているところであります。今後も、こうしたことを徹底して、県民の期待と信頼にこたえてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、無差別殺傷事件等についてであります。

ダガーナイフ等の所持を禁じた改正銃刀法の適用猶予期間が7月4日に迫っており、県警生活環境課は、ナイフの保有者に、匿名でも受けるので早目に提出を呼びかけていると言われていますが、県内に出回っている本数と届け出の状況について、本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 今回の改正銃刀法で新たに所持禁止の対象となります、いわゆるダガーナイフ等の刃物につきましては、実はネット等でもかなり販売されておりまして、特段の統計もありませんので、実態はよくわかりません。参考のデータであります。国の経済産業省が平成19年実施した調査によると、この年、ダガーナイフに限ってであります。国内向け販売数は3,487本だったというふうに伺っております。届け出の状況でございますけれども、今回、規制対象となったダガーナイフ、これは7月4日までに届け出れば法的に問題はないわけではありますが、全国では5月4日までに2,457本、当県では6月4日までに22本の届け出がなされております。

○押川修一郎議員 わかりました。

期間も余りないようですが、今後、届け出をしてもらうために、県民への広報についてはどのような方法で行われるのか、また市町村の協力と県の広報誌の活用について、また若い人、

マニアに対して、家族、親への呼びかけはされたのか、お伺いをいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 既に、現在までに各自治体の協力を得まして、2,000枚、啓発用のポスターを刷って、公民館等に掲示をいたしております。また、新聞、ケーブルテレビ、防災無線等での広報、交番・駐在所で発行します広報紙による広報、さまざまな媒体、場所を通じて広報しております。特にマニア等につきましても意識をしながら、県民への周知を図っているところでございます。経過措置期間が近づいておりますので、今後とも、引き続き積極的に広報をしていきたいと思っております。

○押川修一郎議員 所持されておられる方は早く提出してほしいなというふうに私も思うところであります。7月5日以降、不法に所持していた場合の対応についてお伺いいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 7月4日までは、先ほど申し上げましたとおり、何も罪に問われることはありませんが、5日からは、まさしく銃刀法の対象になりますので、ダガーナイフ等の剣を所持しているという事実認定がなされれば、今回の改正法により3年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象になる、このようになります。

○押川修一郎議員 わかりました。そういう処罰もあるようでありますから、啓蒙をよろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、栃木県足利市で1990年、当時4歳の保育園児が誘拐・殺害された足利事件の再審開始が決定となり、DNA鑑定 of 信用性が問題になりましたが、本県警察のDNA鑑定状況についてお伺いいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 正確に言いますと、DNA型鑑定でございますけれども、当県

警察では平成7年から開始をいたしております。この検査法は、技術の発展とともに方法や技術が飛躍的に向上しておりまして、現段階で申し上げますと、DNAにつきまして16種類の型の判定を行っております。これらの型の組み合わせによりまして、最も出現頻度が高いケースで4兆7,000億人に1人という、非常に高い個人識別精度になっております。実績としても、昨年中、鑑定件数が約900件ということで、現在、科学捜査に関する一つの大きな武器として活用しているところでございます。以上でございます。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。
それぞれ各部の部長の皆さん方や知事、質問に対しましてお答えをいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、すべての質問を終わらせていただきます。(拍手)

○井本英雄副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、22日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時3分散会

6月22日（月）

平成 21 年 6 月 22 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松 田 勝 則 (愛みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (同)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 13 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太 田 清 海 (同)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 西 村 賢 (愛みやざき)
- 18 番 武 井 俊 輔 (同)
- 19 番 横 田 照 夫 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 田 口 雄 二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新 見 昌 安 (同)
- 29 番 満 行 潤 一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水 間 篤 典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 33 番 星 原 透 (同)
- 34 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 35 番 黒 木 覚 市 (同)
- 36 番 中 野 一 則 (同)
- 38 番 井 本 英 雄 (同)
- 39 番 井 上 紀 代 子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権 藤 梅 義 (同)
- 41 番 長 友 安 弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳 重 忠 夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)
- 48 番 野 辺 修 光 (同)
- 49 番 萩 原 耕 三 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)

- 51 番 米 良 政 美 (自由民主党)
- 52 番 外 山 三 博 (同)
- 53 番 福 田 作 弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知 事 副 知 事 県 民 政 策 部 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 次 長 環 境 森 林 部 長 商 工 観 光 労 働 部 長 農 政 水 産 部 長 県 土 整 備 部 長 会 計 管 理 者 企 業 局 長 病 院 局 長 財 政 課 長 教 育 委 員 長 教 育 長 警 察 本 部 長 選 挙 管 理 委 員 長 代 表 監 査 委 員 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | <ul style="list-style-type: none"> 東 国 原 英 夫 河 野 俊 嗣 高 山 幹 男 山 下 健 次 加 藤 裕 彦 吉 瀬 和 明 渡 邊 亮 一 伊 藤 孝 利 山 田 康 夫 長 友 秀 隆 日 高 幸 平 甲 斐 景 早 文 西 野 博 之 大 重 都 志 春 渡 辺 義 人 相 浦 勇 二 川 崎 浩 康 城 倉 恒 雄 太 田 英 夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事 務 局 長 事 務 局 次 長 総 務 課 長 議 事 課 長 政 策 調 査 課 長 議 事 課 長 補 佐 議 事 担 当 主 幹 議 事 課 主 査 議 事 課 主 査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱 砂 公 一 岡 田 英 治 渡 邊 靖 之 富 永 博 章 日 高 正 憲 福 嶋 清 美 日 高 賢 治 山 中 康 二 前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは日向市から応援団が来る予定だったんですが、まだ来ておりませんので、少しがっかりしながら質問させていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきますが、その前に、一昨日からの報道で、宮崎県の官製談合がようやく落ちつき始めたころに、再びえびの市長が逮捕されるということで、非常に残念に思っております。そして、きょうは、このブルーのワッペンをつけさせていただいております。ここに小さな文字であるんですが、「ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか。」、自殺予防のワッペンです。これを、皆さん、見て覚えていただければ幸いに思います。自殺予防に対しては、後ほどまた自席のほうから質問させていただきたいというふうに思います。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

新みやざき創造計画について。現在のグローバルな経済危機や情報や企業活動、人の交流等、国際化の進展が深まり、世界的な政治不安、国内では、国、地方を問わず、まだまだ危機的な景気や雇用の悪化が続いております。財政状況も深刻さを増しています。これまでのような右肩上がりの経済成長は望めず、さまざま

な課題の中でも、国の根幹である少子高齢社会から超高齢社会と人口減少、その現実、全国の合計特殊出生率が1.37と発表され、本県では1.60と、全国2位であります。人口を維持するために必要な2.07以上には及びません。そして、国力を維持するには、国、地方が連携して人口減少を食いとめる対策が必要であります。しかしながら、その即効性が期待できない現実を考えると、本格的な人口減少時代に向けてどのような地域づくりをすべきか、対策を考える必要があると思っております。これからの地方分権や道州制を見据えて、医療、福祉の社会保障や、雇用、教育、食など、生活のすべてにおいて安全・安心な地域の、宮崎県の将来展望を描かなければなりません。

知事は就任直後、マニフェストに基づき、新みやざき創造戦略を総合計画に位置づけ、その実現に向けた取り組みや、県政の課題に毎年度の予算編成において重点施策を掲げ、課題解決に向けた努力は十分評価しております。その計画編は知事の任期4年間の実施計画であり、平成22年度の期限が迫る中、展望編を含めて宮崎県として、今後の姿をしっかりとしたビジョンを持って計画しなければなりません。そこで、長期総合計画について基本的にどのように考えておられるのか、知事にお伺いをいたします。

また、10年後を見据えた計画策定に取り組み、その策定においては、県民の意見や現場の情報や課題を十分取り入れることができるシステムを考えるべきですが、知事の見解をお伺いいたします。

以下の質問につきましては、自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

総合計画についてであります。現在の総合計画である新みやぎ創造計画は、「日本の原点時代の起点 創造みやぎ」を基本目標とする中長期的展望と、これを踏まえた平成19年度から22年度までのアクションプランである新みやぎ創造戦略で構成しております。御質問にありましたように、今後の計画を検討するに当たっては、人口の減少を初め、資源や環境など、さまざまな要素を踏まえた将来の社会経済システムのありようと、県行政としてそれを実現するための普遍的なビジョンを描く必要があると考えております。特に、地方分権、道州制に係る議論の進展や国土形成計画の策定、地域の定住自立のための施策の推進、さらには昨年来の金融・経済危機と、それに伴う世界経済の大調整の動きなど、地方をめぐる情勢は大きく変化しようとしております。このため先般、次期総合計画策定に向け、さまざまな社会的要素について、20年程度のスパンで推計、分析した上で、今まで以上に明確な将来ビジョンを検討するよう指示をしたところであります。

次に、総合計画の策定作業の進め方についてであります。総合計画の策定に当たりましては、従来から幅広い県民の皆様のお意見を踏まえているところでありまして、現在の新みやぎ創造計画についても、県民意識調査や県内各地域での意見交換、パブリックコメントに寄せられた御意見や御提言を反映させたところであります。次期総合計画の検討に当たりましては、人口が減少する中で、地域コミュニティを維持、活性化していく方策や、厳しい行財政状況のもと、県、市町村あるいは自治会、NPOなどがどのような役割を分担していくかなど、将来に向けた地域づくりの視点が重要となりますので、各地域の県民の皆様を初め、各市

町村、出先機関と意見交換を十分に行いながら進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。早速、次期総合計画に向けて取り組んでいただけるということですので、知事の答弁にもありましたように、しっかりとしたビジョンを明確に位置づけていただきたいというふうに思っております。答弁にもありましたけれども、普遍性のある宮崎県の将来像ということで、どなたが知事になられても、そのあたりは変わらないのかなというふうに思っておりますので、宮崎の今後の将来をしっかりと見据えてお願いしたいと思います。

その中で、一昨日ですか、武井議員が県政の中で大学生の話をされました。私も、これから将来の宮崎を考えたときに、高校生とか大学生とか、そういう将来を担う世代の意見もその中に盛り込まれれば、きっちりと宮崎のことを考えて担っていただけるのではないかなというふうに思っております。そのときに、つくと、昨年の経済危機のように突然、世界的なもの、経済不況が押し寄せるとか、そういうものもありますので、ある程度柔軟性を持った、リスク対応を十分検討した中で、その分も考え合わせていただければというふうに思っております。これは要望にとどめておきたいというふうに思います。

次に、定住自立圏構想についてお伺いいたします。

定住自立圏構想の背景には、地方から都市への人口流出を防ぎ、地域コミュニティの崩壊や都市と地方の格差をなくし、地域活性化に役立てるための制度と言われております。先日、地方制度調査会の答申でも、平成の大合併も進み、自治体の行財政基盤強化に一定の成果が

あったとして、来年3月で合併に一区切りをつけるように答申が出されました。このような中に、地域自立の第3の選択肢として、定住自立圏構想の取り組みがされております。今までありました広域連合とか、一部事務組合もありますけれども、その弊害としてよく言われるのが、全会一致での意思決定とか、共同事業の限界とか、そういうものがあります。今回の定住自立圏構想については、合併後の行政サービスの水平的な補完の意味を持っているんだらうというふうに思います。そして、広域的な地域づくりを推進するためには、定住自立圏構想について県として今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今後、少子高齢化あるいは人口減少が進むことによりまして、市町村単体では、住民サービスの提供や社会の活力の維持が困難になっていくことが予想されまして、これらのサービスや活力を維持・確保していくためには、広域的な市町村の連携、相互補完が必要になってくると考えております。このようなことを踏まえますと、現在、延岡市や日向市、都城市を中心として検討が行われている定住自立圏構想は、今後、県づくりや広域的な地域づくりを進めていく上で大変大きな意義を有するものだと考えております。県といたしましても、積極的に関係市町村と意見交換をさせていただきながら、各地域の個性を生かした定住自立圏に関するビジョンの策定や協定の締結が円滑に行われますよう、支援してまいりたいと考えておるところであります。

○十屋幸平議員 定住自立圏構想は、先ほど答弁もありましたが、一定の要件がありまして、県内でも該当しない市町村や、また合併をしない市町村の一部の事務を——国のほうでの試案

ということで出ておりましたが——県が垂直的に補完する意味、そういうこともあると思いますが、県はそういう該当しない市町村に対して今後どのように取り組みをされるのか、知事にお伺いをしたいと思います。その背景には、一昨日、濱砂議員が質問されたときに、合併推進のことを答弁されておまして、先ほど答弁がありました広域連携というところと、その合併との考え方もあわせて、できればお願いしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 国の定住自立圏構想推進要綱におきましては、人口規模など中心市となるための一定の要件が定められておりますことから、近隣に中心市がない場合、定住自立圏に参加できない市町村が出てくる可能性があることは承知いたしております。しかしながら、この構想自体がスタートしたばかりで、昨年度から、先行実施団体においてモデル的に検討が進められている段階でありますので、各地域の取り組みの成果や課題などを見きわめた上で、今後、国においても検討がなされるものと考えております。県としましても、まずは定住自立圏に関する市町村の取り組みを支援するとともに、状況に応じて、それ以外の市町村における広域連携のあり方についても検討を行ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 私が資料をいただきましたのは、日向、都城、延岡ですか、構想がありますが、それ以外の可能性として、日南と小林、あと西都、串間、えびの、これは該当しないということですので、定住自立圏構想もそうですが、これから県の役割として、小さな市町村に対しての垂直的な補完も十分に検討、考慮していただきたいというふうに思っております。これは要望にとどめておきたいと思いま

す。

次に、直轄事業負担金制度についてお伺いいたします。

これまでもいろいろと議論がありました。橋下大阪府知事がテレビで、「直轄事業負担金はぼったくりバーの請求書よりひどい」と発言をされて、減額、廃止の議論が白熱したと思っております。その直轄事業負担金の人件費、事務費の詳細が明らかにされて、人件費に退職手当、ボーナス、残業代、児童手当等の、事業とは直接関係のない分の費用まで含まれていることがわかりました。そこで、以下の4点について知事にお伺いいたします。

知事は、全国知事会の直轄事業負担金制度プロジェクトチームのメンバーで議論されておりますけれども、負担金制度の基本的な考えと今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 直轄負担金につきましては、地方に対する情報開示の結果、負担金の対象範囲や積算根拠など、さまざまな問題点が明らかになっておりまして、今後、全国知事会を中心に、見直しに向けた国との具体的な協議を進めていくこととなっております。私は、この直轄負担金問題は、明治以来続いてきた中央集権体制の弊害の一つであり、根本的な問題解決のためには、国と地方の役割を一から見直す地方分権改革を着実に推進し、権限や財源を地方に移譲した上で、地方が担うべき事業は地方に移管することが必要だと考えております。また、今後、直轄負担金の抜本的な見直しを進める中では、本県のようにインフラ整備のおくれている地域への配慮がしっかりと必要であることが必要でありまして、その点も含めて、全国知事会などさまざまな機会を通じ、強く主張し

てまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 2点目は、宮崎県において公共三部の10年間の負担金総額と、平成20年度分の維持管理費の額を、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 平成11年度から平成20年度までの10年間における本県の直轄事業負担金総額は、当初予算ベースで1,316億円であります。このうち維持管理費が含まれるのは、国土交通省所管の事業のみであります。その直近3年間についての把握可能な関係資料等から推計しますと、負担金額のおよそ3割程度が維持管理費でありまして、平成20年度で35億円となっております。

○十屋幸平議員 やはり166億円程度が毎年支出されてきたということでありまして、非常に大きな額で、この分をほかの県民サービスに使えば、役立てれば、もっともっとよくなるのかなというふうに思います。

3点目は、国の制度と宮崎県との関係になりますが、直轄事業の工事の着手前に地方公共団体に通知して、これに不服がある場合は、地方公共団体は総務大臣に申し出ることができることとなっております。なぜこれまでそのようなことがなされていなかったのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 直轄事業負担金は、国等が直接実施する公共事業につきまして、その経費の一部を地方公共団体が負担することを規定する地方財政法や道路法等の関係法令を根拠としております。したがって、各法律の成立時から引き続き、すべての地方公共団体がこれらの負担金を支出してきておりまして、これまでの国と地方の信頼関係に基づき、当然に適正な必要経費が計上されているものと考えら

れてきたため、特にその明細等については意見の申し出等を行っていなかったものと推察されます。今後は、地方分権推進の観点から、全国知事会における議論や国の動向を見きわめながら、直轄事業負担金の抜本的な見直しとともに、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見を反映できる仕組みの創設などを求めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、4点目になりますけれども、県事業において市町村との関係でも、報道では、国と県と同じようなことがされているような報道がされておりますが、宮崎県の実態について知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 県が実施しております公共事業等につきましては、受益者負担の観点から、一部の事業に限り、市町村負担金を徴収しておりますが、この負担金は、法律等に基づきまして、原則として、年度ごとに地元市町村の同意を得た上で、県議会の議決をいただき、徴収しているものであります。これら市町村負担金を求める事業のほとんどは、国庫補助事業として県が実施するものでありまして、その経費内訳は、国庫補助事業の対象経費のみであります。また、県が管理する施設では、維持補修費をすべて県が負担しておりまして、市町村へは負担を求めておりません。このような点において、市町村負担金は国の直轄事業負担金とは異なっているものと認識しております。しかしながら、今回の直轄事業負担金に係る議論もございましたので、市町村負担金につきましても、その内容について説明責任を果たしていくため、市町村への十分な情報提供や意見交換に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。まさに今、知事が答弁されたとおりであります、

国と地方の関係の信頼というところが、ある意味、今までそれに触れなかったというのが地方側のことではなかったかなと思っておりますので、答弁にもありましたように、これからの地方分権の中で地方と国が対等にできる仕組みづくりがまず急がれるのではないかなというふうに思っております。

次に移りたいと思います。細島港の新たな岸壁整備についてお伺いをいたします。

これは、さきの2月定例県議会の代表質問の関連で質問をさせていただきました。それを受けまして知事は、「細島港の重要性は十分認識している」と答弁いただき、早速、今月5日には、平成22年度の事業着手に向けて、金子国交大臣に要望に行っていただきました。ありがとうございます。新聞報道では、「時間がかかるかもしれないが、公共岸壁であり、前向きに取り組みたい」とありました。知事は率直に、お会いになってどのように感じられたのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 細島港につきましては、複数の企業進出や高速道路網の整備によりまして貨物の増加が見込まれており、さらに船舶の大型化に伴い、今後は既存の水深13メートルの大型岸壁だけでは対応できない状況になると考えております。このため、平成22年度の新たな大型岸壁の整備着手に向けまして、金子国土交通大臣へ要望を行ったところであります。その際、大臣から、港の利用促進に向けた課題は残るものの、前向きな発言をいただきまして、心強く感じた次第であります。今後とも、ポートセールス活動などを行い、港の利用促進を図るとともに、岸壁整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 先ほどの直轄事業負担金制度

とちょっと絡むんですけれども、細島港を国のほうに直轄事業でやってほしいということをお願いするわけですが、微妙に密接に絡んで、妙な立場じゃないかと思うんです。今後どのように取り組んでいかれるのか、再度、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 直轄事業負担金というのは、全く払わないというような立場ではないんです。ただ、国と地方との対等な協議が必要だということです。そしてまた、明細をきちんとオープンにしてくれということ、ここがポイントじゃないかなと思っております。インフラ整備のおくれた本県にとりましては、細島港の大型岸壁は、地域産業の発展のために必要な施設だと考えておりますので、地元日向市や関係機関などと連携を図りながら、直轄事業として採択されるよう、国へ強く今後とも要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、先ほど、港全体の利用促進が課題であるというふうに答弁いただきました。細島港には先月、イージス艦「こんごう」、今月、あと2～3日後ですが、護衛艦「ひえい」が入港します。そして、来月の終わりごろには、ヘリ空母と言われます「ひゅうが」が初入港します。来年の3月から7月まで、上海から豪華大型客船「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」が6回寄港します。総トン数約7万トン、全長264メートル、乗客数が、会社の概要を見ますと、2,000名の船が入港する予定であります。このように、アジア観光誘致にも大きな実績となります。そして、中国からの観光客の獲得にも大いに役立つものと思っております。ですから、細島港全体の整備が急がれると思っております。再度、国へ細島港の整備を積極的に働きかけていただきたいと思いますと思っております。

が、今後どのように取り組まれるのか、知事の決意のほどをお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 細島港につきましては、これまでも国際貿易の拠点港として整備を進めてまいったところであります。今後、高速道路網の整備や大型客船の入港などによりまして、細島港の重要性はますます高まるものと認識しております。このため、既存施設の利用状況や企業ニーズを把握しながら、必要な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

次に、「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」は、初回は1,804名の乗客が乗り込んでくるというふうに言われておりまして、細島港に午前8時に入港して、出港は午後5時です。観光時間が約9時間しかなくて、入国検査に時間はかけられません。それで、上海から福岡入国管理局の職員が乗り込んで、船上で入国手続を済ませるように協議しているそうであります。そこにもやはり課題があるように聞いております。細島港の利用促進に向けても、また今後の中国等の観光客誘致にも影響しますので、県としても何らかの支援をお願いしたいと思います。県民政策部長にその見解をお願いいたします。

○県民政策部長（高山幹男君） 大型クルーズ船であります「レジェンド・オブ・ザ・シーズ号」の細島港寄港に伴います入国審査等のC I Qの手続につきましては、現在、この手続を所管します国の官署などとの協議を行っているところでございます。御指摘もありましたように、細島港の利用促進、それから今後の宮崎への大型観光客の誘致にも非常に貢献するものと思っておりますので、寄港が円滑に進むように、今後、引き続き協議を詰めてまいりたいと思っております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。積極的にまたその点はよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。カーボン・オフセットの取り組みについてお伺ひいたします。

二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスは、地球環境への悪影響を及ぼし、生態系の異変、砂漠化や食料生産の減少、海面上昇など、幅広い影響をもたらしております。また、異常気象による豪雨、洪水、土砂災害の増加なども指摘されております。ある新聞によりますと、世界経済、GDP比5%から20%の損害が発生するとも言われております。麻生首相も先ごろ、2020年を目安に、温暖化ガス排出削減の中期目標、05年比15%を掲げました。低炭素社会に向けて、産業界や個人にまで負担を求める決断をしたわけでありまして、そこで、環境省は、低炭素社会づくりの行動計画に、排出量取引や二酸化炭素を相殺する制度を盛り込みました。その中で昨年2月に、カーボン・オフセットのあり方について指針を出しました。そのカーボン・オフセットの内容と県の取り組みについて、環境森林部長にお伺ひいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） カーボン・オフセットと言われるものは、事業主などが自分が排出した温室効果ガスに責任を持つという考え方に基づきました自主的な取り組みであります。みずから削減努力をしても、なお削減し切れない排出量を、例えば二酸化炭素の吸収源である森林の保全等に出資することで埋め合わせるものでありまして、近年、温暖化対策の新たな手法として期待されているところです。この取り組みは、事業者などによる自発的な排出削減の促進につながる一方で、二酸化炭素の削減や吸収量の正確な算定や、埋め合わせのために

提供される商品やサービスの信頼性の確保といった課題があります。このため国では、昨年11月にオフセット・クレジット制度を創設しまして、一定の基準を満たしていることを第三者機関が認証するなど、信頼性の高いカーボン・オフセットの取り組みを推進しているところでもあります。県といたしましては、地域資源を活用していくという観点からも、今後、制度の普及に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○十屋幸平議員 お手元に議場配付資料をお配りさせていただいております。それについて御説明いたしたいと思いますが、高知県では、いち早くオフセット・クレジットを活用して、化石燃料から未利用林地残材のボイラー燃料の代替を活用して、配付資料のように森林整備に取り組んでおります。これは高知県の事例ですから、今から説明しますので、見ておいていただければありがたいと思います。左側に工場がありますが、住友セメント高知工場です。ボイラーを重油から間伐材等の木質バイオマス燃料に切りかえることで、二酸化炭素の排出を約900トン削減します。高知県は、住友セメントにバイオマス燃料の補助を出して、住友セメントが削減したCO₂の削減量約900トンをもらいます。そのCO₂の900トン、右側に、二酸化炭素のみずからは削減できない株式会社ルミネというビル会社があるんですが、削減分を330万で高知県から購入します。その資金で高知県は森林組合に森林整備を委託する仕組みであります。そこで、提案なんですけれども、オフセット・クレジット制度、いわゆるJ-VERというんですが、それを宮崎でも取り組んではどうかというふうに思っております。

その図をもう一度見ていただいて、私の提案

を説明させていただきます。図の右側のオフセット実施者というところに、キャンプに来ていただいているプロ野球機構やサッカーのJリーグなど、スポーツイベント関係団体になっていただいて、左側の住友セメントのところは、林業関係企業や県森林組合連合会等が事業者として入っていただき、宮崎県はその双方の仲立ちをして、オフセット・クレジット制度を推進するということであります。その得た資金で森林整備に向けて取り組む考えはないか、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） オフセット・クレジット制度につきましては、農林水産省におきまして、山村等における制度の導入を進めるために、ことしの5月に山村再生支援センターを創設されまして、案件の掘り起こしや申請手続の代行などの支援が実施されております。県といたしましても、本制度の活用によりまして、本県の森林整備の促進が期待されますことから、御提案いただきましたプロ野球機構等も含めまして、取り組みに参加を希望する事業者に対して必要な情報提供などを行いながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。積極的によりしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、自殺対策の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

これまでも多くの議員が、本県の自殺率の高さを深刻に受けとめまして、いろんな角度から質問されております。20数年前に、親友の妻が自殺未遂をしました。身近にいた私たちは、自殺に至る悩みや苦しみに気づかずに、「どうして相談してくれなかったんだろう」「なぜこんなことを」と思い、自責の念に駆られました。

また、若くして心の悩みに苦しみながら、みずからの命を絶った若者や、経済的に追い込まれてどうにもならない生活に苦しみ、そして相談すらできない状況の中で自殺した同世代など、私がどうすることもできない悔しさと、残された遺族の苦しみを肌身で感じ、自分の無力さ、むなしさを痛感しております。

そういう中で、国内の自殺者は、山一証券、拓殖銀行の破綻、バブル崩壊で不況に入る時期となる平成10年以降、8,472人と自殺者が増加して、毎年3万人を超えております。その中でも、近年は中高年男性が急増しております。宮崎県は平成9年以降、300名を超える自殺者が出ています。本県では、東国原知事を先頭に、自殺対策に非常に頑張っていただいております。自殺は、複合的な要因が関係してございまして、もはや個人的な問題ではなくて、地域社会の問題ということで認識しなければならないというふうに思っております。そこでお伺いいたしますが、平成20年の自殺者の状況と対策や、これまで質問がありました、精神保健福祉士の配置の現状はどのように取り組まれているか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 厚生労働省の統計によりますと、平成20年の本県の自殺者数は363名で、前年に比べて31名減少しておりますが、人口10万人当たりの自殺者数は32.0で、依然として高い水準で推移しております。このため本県では、昨年度より「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業に取り組み、基盤づくりや普及啓発、人材育成、相談窓口などの充実強化に努めているところです。具体的には、行動計画の策定や講演会の開催、かかりつけ医や看護師等への研修に取り組んでおります。また、昨年5月から、宮崎県自殺対策センターにおいて、

ストレス専門診療相談を開始したほか、各種リーフレットの配布により、健康や経済問題などの悩みに対応する相談窓口の情報提供等に努めております。

次に、精神保健福祉士についてであります。本年4月1日現在、その資格を有する者が、障害福祉課に1名、精神保健福祉センターに1名、県の保健所に8名の計10名が在職しております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

今回、国の補正で地域自殺対策緊急強化交付金100億円が盛り込まれております。県でも、地域自殺対策緊急強化基金積立金による「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業が提案されております。県はどのような取り組みをされるのか、再度、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 今回提案しております地域自殺対策緊急強化基金は、県の対策に加え、市町村が地域の実情を踏まえて自主的に取り組む対策や民間団体の活動等を支援することにより、官民一体となった自殺対策を強化するため設置するものであります。本年度は、市町村が独自に取り組む対策を支援するとともに、テレビ・ラジオでのコマーシャル放映や、さまざまな相談窓口を掲載した「こころの電話帳」の全世帯配布など、特に普及啓発に力を入れることとしております。また、この基金の設置期間は平成23年度までとなっておりますので、市町村や民間団体のニーズも十分踏まえ、この期間内に自殺対策のさらなる充実強化が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 自殺と申しますと、どうしても社会的な風潮として、タブー視するところや偏見というのがあるのではないかというふうに

思います。そういう面に対して、自殺に対しては、社会がもう少し温かい見守りの気持ちも持てるようにという、意識の啓発が必要だと考えております。そういう意味で、先ほど壇上から言いましたが、このブルーのワッペンを担当課からいただきました。毎月第1月曜日にこのワッペンを着用するように、庁内でも放送されております。しかしながら、何となくなじみが薄い、そのように感じております。自殺予防週間が9月10日から16日というのもいいんですけども、警察庁の全国統計では、自殺者は3月から6月、そして10月が多い月となっております。宮崎も6月と10月が多くなっています。ですから、10月を県独自の自殺予防月間として設けて、こういうブルーのワッペンを、県職員のみならず市町村職員の皆さんにも、そしていろんな組織の方々にも着用することを呼びかけてみてはどうでしょうか。知事の見解を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県職員の啓発用のワッペンの着用は、昨年度から新たな取り組みとして始めたものであります。自殺対策は、行政のみならず県民一人一人が、それぞれの立場でできることから取り組み、県民総力戦で解決していく課題であると認識しております。そのためには、より多くの方々に自殺対策の重要性を知っていただくことが肝要でありますので、市町村にも啓発用ワッペンの着用を呼びかけてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今できることからということで、NPO法人の宮崎自殺防止センター、これは活動資金が非常に苦しいということで、賛助会員、年間1口1,000円、団体が1万円、正会員3口以上というふうになっております。もう一つは、自殺防止推進協力員制度の登録、これも

呼びかけておりますが、なかなか伸びない。登録制度は何をされるかという、啓発活動のチラシの配布とか、講演会の案内とか、リーフレットの配布とか、そういうふうに、知事が言われたようなできるところからそれぞれが、一人一人がやっていただければ啓発が進むのではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、植物工場についてお伺いをしたいというふうに思います。

いろいろありますが、農商工連携の中の一つの方法として、経済産業省と農林水産省が全国に50カ所、植物工場をつくってございまして、3年間であと100カ所ふやし、150カ所にすることです。植物工場とは、テレビ等ではありますけれども、どのようなもので、宮崎の農業とどのように関連づけて、宮崎として今後どのように取り込まれるか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） いわゆる植物工場といいますのは、環境制御や自動化などハイテク技術等を利用した野菜等の周年栽培施設でございまして、閉鎖空間で人工光を使った完全人工光型と、温室等で太陽光に人工光を組み合わせました太陽光併用型がございまして、このような植物工場には、季節や天候に左右されず安定生産ができ、場所を選ばず、周年雇用が可能といったメリットがある一方で、栽培品目が限定される中で、初期投資及び運営コストが極めて高く、技術者等の人材不足等の課題もございまして、大消費地から遠隔地にある本県におきましては、本格的な植物工場の導入に関しては、現段階では克服すべき課題等もございまして、人工光や環境制御技術に、宮崎ならではのバイオマスエネルギー等を取り入れた低コスト

・省力栽培技術の開発・普及等を促進することによりまして、新たな品目や産地の創出などに つながてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 いろいろなコスト、私も勉強させていただいて、そのとおりでございますが、私は一つの提案として、中山間地域の対策として考えております。耕地面積が狭くて、人口の減少が進み、そして高齢化して担い手がない、植物工場と例えば野菜加工工場を隣接して、県外に出荷するのではなくて、県内、圏内の学校給食、病院、高齢者施設、ホテル等の地産地消を地域で取り組み、雇用の確保という意味で高齢者や障がい者でもできる仕事、所得の確保、それと人口流出対策として考えております。今言いましたように、中山間地対策としての植物工場の取り組みについて、再度、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 一般的に、植物工場で生産されます農産物につきましては、ただいま申し上げましたように、非常にコストが高くなるといったことから、事業成功のためには、安定的な実需者を発掘しますとともに、物流コストの低減等を図ることも重要でありまして、例えば、地域の高齢者施設あるいは病院等の特定の需要に対しまして、加工と一体となった付加価値の高い、多様な食材、サービスを提供することも大事な視点ではないかと考えております。

中山間地域におきます植物工場の導入につきましては、加えまして、土地条件を初め、各種の制約等を受けますことから、施設規模や生産品目、安定的な販路と価格が確保できるような明確な立地戦略が必要かと思っております。そのためにも、実需者との緊密な連携のもとに、地元企業等からの人的、資本的な協力や支援、

そして施設の設置運営に係るさらなるコスト削減等が、立地推進のかぎになると考えております。県におきましては、今後とも、中山間地域の活性化につながる、地元が主体となった効果的な取り組み等につきましては、関係部局とも連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 日向のある企業は、既にそういうことを念頭に置きながら計画を考えておられるところもあります。それは、中山間地ではなくて平地のところで行おうと言われておりますし、また課題の一つであります品目、それも含めて16種類とか、そういうできるものを計画しておりますので、そういう御相談がありましたときには、またいろんな指導助言をお願いしたいというふうに思います。

次に、中国木材と林業の活性化についてお尋ねをいたします。

世界的不況によりまして、国内の住宅着工件数が減っている中で、日向市への進出がおくれております。そして、悪循環で木材価格の低迷が続き、林家や関係業界は非常に困っております。中国木材進出の現状と見通しについてどのようになっておるのか、商工観光労働部長にお願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中国木材の進出につきましては、昨年10月に同社と林業関係団体との間で、進出条件を取りまとめた覚書の調印がとり行われたところでございます。その後、厳しい経済情勢が続く中で、同社において具体的な進出計画の検討が行われていると聞いています。中国木材の進出は、本県の林業や工業などの産業振興や、新たな雇用の創出による地域経済の活性化につながるものと考えております。今後とも、

関係部局や地元日向市との連携を図り、進出に向けた取り組みが円滑に進みますよう努めてまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

杉の素材生産が18年連続日本一で、平成26年度には生産量が150万立米となる計画となっております。その出口を何とか確保しなければいけません。そこで、新みやざき創造戦略の工程表では、平成19年度から22年度までの今後の方向性として、「輸出に積極的な企業・団体の取り組みを支援」「中国や韓国での木造建築技術者の養成」などと書かれてあります。木材の輸出に関しての現在の取り組みと、今後の出口として有望視されるであろう中国や韓国などへの輸出についてどのように考えておられるか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 木材の海外輸出につきましては、団体が取り組みます展示とか商談会や、現地の構造設計技術者の養成など、中国、韓国への輸出促進活動を支援しているところでございます。上海など巨大な市場を抱えております中国は、魅力ある販売先と考えておりますが、現在のところ、価格の高い杉材の利用が普及していないなどの理由から、輸出が進んでいない状況にあります。一方、韓国におきましては、県の木材利用技術センターとソウル大学との学術交流を契機に、本県団体と韓国企業との連携が進んだことなどから、平成20年度の輸出額は2年連続して1億円を超えるなど、成果があらわれてきているところでございます。県としましては、引き続き関係団体と連携を図りながら、森林所有者の所得向上につながるよう、海外輸出を初め、県産材の販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 中国木材の進出は、先ほど申

し述べましたが、細島港の整備とも密接に関係します。先ほど細島港の整備もしっかり取り組んでいただくということでありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これは知事の政治姿勢ということであつて触れさせていただきたいと思ひますが、今議会も知事の退職手当のことでいろいろ議論が出ております。国政へ転身するのではないかとということも言われておりますし、知事の答弁では、「今は考へておりません」ということを言われております。そして、新聞報道によりますと、あつて、自民党の古賀選挙対策委員長に会われるということでありまふ。県民はいろいろな新聞報道を見て、そのあたりはどうするんだらうと、知事の動向を非常に注目しているというふうに思ひます。そして、知事はマニフェストを御自身でつくられて、県民とのお約束ということで非常にそのあたりを重視されておりますし、議会の答弁ごとにそれを私どもも実感しております。その約束はどうなるのかというのがあります。

しかしながら、私は、知事が初登壇されたときに、地方から国を変えるという気概を感じたのも事実であります。そして、今、いろいろな議論の中でも地方分権ということに、非常に関心と申ひますか、意欲を持っておられます。そういう意味で、高い志を持っておられることも十分理解しております。地方はある意味、国に法律上、制度上、がんじがらめにされているというのでも実感されたと思ひます。そういうことにおいて、県政運営に歯がゆさを感じていることもあるでしょうし、地方分権を進めなければこの国がだめになるというふうにもお思ひでしょう。私は、そのあたりのことを県民の皆さんにしっかりと説明等をして訴へていけば、知事があ

つ、古賀さんとどういふお話をされるかわかりませんが、国政に転身しても県民は御理解いただけるのではないかと申ひするに思ひております。そのあたりの知事の見解をお願ひしたいと思ひます。

○知事(東国原英夫君) 議員御指摘のように、私は就任以来、「地方から国を変えていく」「地方分権にしなければ、地方の活性化、再生はあり得ない」と言わせてもらつていまふ。その考へ方にぶれはございませぬ。宮崎から地方を変え、また宮崎を歴史に残すんだということも、私は強く思ひております。そのために何をしなきゃいけないか、おのずと結論は導かれるわけでございますが、どうも分権が地方のためになるんだと——確實になるんです。地方財政の拡充のためには、分権をして無駄をなくして、地方消費税や、交付税や、地方共有税といったものを拡充しないと、地方の財政というのは本当に破綻してしまう、これは間違ひない。これを住民の方あるいは県民の方々がどれだけ実感されておられるか、どれだけそこに関心を持っていただけるかというの、それは説明責任の問題になると思ひますけれども、今、地方が再生するためには、この国の形を変えなきゃいけない、これは自明の理ですので、皆さんにはこのことだけは訴へさせていただきたいと思ひております。

○十屋幸平議員 ですから、そのあたりは我々も同じ意識で認識しているというふうに思ひております。国の形を変えるときに、やはり法律があるわけで、その中で、じゃどうするかという話になるわけですね。今御答弁いただきましたが、御自身のどういふふうなことで国の形を変えようとするのか、そして今回、知事がどう決断されるか、どういふふうにお考へか

わかりません。しかし、これからの地方分権を変えていくためには、やはりだれかがその先鞭をつけなければならない。そのときに東国原知事であるか、橋下知事であるか、どなたかはわかりません。しかしながら、新しい風を国会の中に送らなければいけないということも事実であります。ですから、これから先、知事としていろいろ考えられるでしょうけれども、決断すべきとき、大きな仕事をなすときに、知事として、一宮崎県知事として、それから高い志を持った政治家東国原としてどうするかということ、再度お伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先般、全国知事会で私は、全国知事会が取りまとめた地方分権に関するさまざまな条項を、自民党、民主党等のパーティーマニフェストに盛り込んでいただいて、その盛り込んでいただいた党に、政治的なメッセージあるいは政治的な支援を、全国知事会でそういう行動を行ってはいかがという提案をさせていただきました。それは、私の中で地方分権をしなければいけないという強い思いがあったからでございます。その全国知事会で言ったことは、私は有言実行をさせていただきたいと思っておりますので、今回の関ヶ原、黙って見過ごすわけにはいかないということです。

○十屋幸平議員 今回の関ヶ原、黙って見過ごすわけにはいかないという御決意をお伺いして、私のすべての質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手）今ちょっと爆弾発言みたいなものがありました、よろしくお願ひしたいと思います。きょうは都城から障がい者団体の皆さん方がたくさんおいでいた

だいております。ありがとうございます。

昨日は、世界男性最高齢113歳の田鍋友時さんの葬儀に行っていました。突然の訃報でありましたから、私も信じられない気持ちでいっぱいでありました。明治、大正、昭和、平成を力強く生きてこられました。このことは、宮崎県民だけでなく、日本の国民の象徴でもありました。田鍋さんは、介護保険は一回も使われたことはなかったそうであります。もちろん、ショート、デイサービス、訪問介護も一回も受けられなかったということでもあります。今、大変世知辛い世の中ですが、田鍋さん家族の家族愛には、深い感動を覚えた次第であります。知事も何回かお祝いに行かれていますことと思いますが、平成19年1月24日、知事の就任と同じ時期でありましたが、男性最高齢者としてギネス認定をされ、今日まで知事と同様に大変な注目を受けてこられました。役割を終えられた田鍋さんへの率直な気持ちを、知事からお聞かせいただきたいと思えます。

次に、経済対策についてお伺いをいたします。昨年発生しました世界的な金融不安の中、我が国においては、2009年度補正予算の一般会計総額が過去最高の13兆9,256億円で成立をしました。景気の底割れを防ぎ、生活者の安心を実現し、未来への成長につなげるため、国は矢継ぎ早に経済・雇用対策を打ち出しておりますが、本県としても今回上程されました追加補正の中で、宮崎らしい対策、特徴ある対策を打っていくべきだと思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 田鍋友時さんの突然の訃報に接しまして、驚きと深い悲し

みを覚えておるところであります。田鍋友時さんは、明治28年にお生まれになりまして、明治、大正、昭和、平成の時代を生きてこられ、平成19年には男性長寿世界一となられました。その豊かな命は、宮崎県民だけでなく、日本国民の輝かしい象徴でありました。今、にわか悲報に接しまして、哀悼の情にたえません。また、御遺族の心中を御推察申し上げるとき、お慰めの言葉もない次第でございます。今はただ、田鍋友時さんの御冥福を心からお祈り申し上げたいと考えております。

続きまして、厳しい経済雇用情勢に対応し、県民の安全・安心な暮らしを実現するためには、緊急対策だけではなく、本県の将来につながるしっかりとした見通しを持った上で、国の対策を活用しながら、本県の抱える課題や県民ニーズに的確に対応した施策を講じることが重要であると考えております。このようなことから、先般、新たな経済・雇用対策を取りまとめ、中長期的な観点から、農商工連携による新事業の創出やソーラーフロンティア構想の推進等による低炭素社会の実現など、本県の特性を生かした産業づくりや地域づくりについて、県としての方針を示したところであります。この新しい対策に沿った事業について、今回、補正予算をお願いしているところではありますが、今後とも引き続き、本県経済を回復させ、成長軌道に移行させることを目標に、宮崎県のポテンシャルを生かした宮崎らしい対策を講じてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○山下博三議員 引き続き、知事にお伺いをしますが、今議会に上程されております、補正、追加補正、総額180億の予算についてであります。本県におきましては、安藤県政、東国原県政のここ6年間、さまざまな予算の削減に取り

組んでまいられました。2003年当初予算6,811億7,800万、これをピークに、県民の協力も得ながら、本年度当初予算5,625億3,800万、2003年対比82.5%まで削減努力をされてきておるところであります。本県が国の経済対策に伴った補正予算案を6月議会に提案されるのは、03年以来6年ぶりということであります。特に今回の追加補正の交付金の中には、市町村への配分総額は92億4,500万円が見込まれております。このような大型補正を効率的に執行し、効果的な経済・雇用対策を図るのには、現場ニーズを的確に把握し、事業に反映させるとともに、しっかりした職員の意識、体制を整え、東国原知事のもと部局間の連携を十分図るべきと考えますが、いかがでありますか。

○知事（東国原英夫君） 本県が直面しております経済の危機的な状況を、本当の意味で克服するためには、民間の経済活動が活発化し、県民の雇用・生活面の安心度が高まる必要がありますので、経済・雇用対策の組み立てに当たりましては、さまざまな機会を通じて現場ニーズを的確に把握させていただき、それを事業に反映させていくことが重要であると考えております。このようなことから、県といたしましては、市町村や関係団体等から現場の情報を収集するとともに、全庁挙げてしっかりと対策を実施できるよう、各部において出先機関との意見交換を積極的に行い、十分な意思疎通の確保に努めているところであります。また、地域産業の活性化には、分野横断的な取り組みも求められることから、私を本部長とします「経済・雇用緊急対策本部」を中心に、各部局が密接に連携し、効果的な事業の組み立てやその実施を図ることといたしております。

○山下博三議員 次に、職員倫理規程につい

て、同じく知事にお伺いをいたします。安藤県政の官製談合事件や不適切な事務処理問題等の教訓により、平成19年6月に宮崎県職員倫理規程が策定をされました。その後、職員の皆さんも、この倫理規程に基づいて日夜業務に精励されていることと思いますが、一方では、職員が萎縮しているのではと懸念しているのです。例えば、農政については、本県の基幹産業であります農業・農村の抱える課題は山積しております。豊かな農業・農村を形成していくためには、さまざまな事業を展開しなければなりません。先日から話題になっております畑かん事業や面的基盤整備というのは、早急に取り組まなければならない対策であります。このような対策を的確に、そして効果的に推進するには、地域住民、関係団体等と積極的な意見交換が必要不可欠であると思っております。しかしながら、業務を遂行していく上で必要な職員と住民及び関係団体との情報交換等が、以前に比べ十分に行われていないと聞いております。このことは、職員倫理規程によりまして職員の行動を規制しているためではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 職員倫理規程は、官製談合事件、不適正事務処理問題により失墜した県民の県政に対する信頼の回復を図るため、職員が職務に係る倫理を保持するために守るべきルールを定めたものであり、またあわせて、県民の疑惑や不信を招かないよう、職員を守るという観点から定めさせていただいたものであります。したがって、この規程は、いたずらに職員の行動を縛ろうというのではなく、行政運営に支障を来さないよう配慮しながら、その運用を行っているところであります。今後とも、職員には、この規程をみずからの行動規

範として職務に邁進し、県民から信頼される職員になるとともに、現場ニーズの的確な把握にも努めてほしいと思っております。

○山下博三議員 私は、この規則をもとに戻そうということは言っていないんです。どうしても事業を推進していくためには、やる気のある職員の芽を摘むようなことがあってはならないと、そのように理解をいたしておりますから、ぜひ職員の倫理規程もしっかりと職務伝達できるように、やる気を伸ばしていただくとありがたいと思っております。

続きまして、福祉政策の障害者自立支援法について、福祉保健部次長にお伺いをしてまいります。

障がい者に関する施策は、2003年4月に身体障がい者、知的障がい者、障がい児に対する支援費制度の導入が決まり、従来の措置制度から大きく転換をいたしました。しかし、支援費制度の導入によってサービスの利用者が急増し、国と地方自治体の費用負担だけでは、サービス利用に対する財源確保が困難になってまいりました。また、サービス提供に関して、これまで身体障がい、知的障がい、精神障がいという障がい種別ごとに縦割りで整備が進められてきたことから、格差が生じ、専門体系がわかりにくい状況となってまいりました。さらに、精神障がいに至っては、支援費制度にすら入っていない状況の改善が必要であるということも指摘をされております。また、それぞれの自治体のサービス提供体制、整備状況が異なり、全国共通のサービス利用、ルールもないため、大きな地域間格差も生じ、結果的に働く意欲のある障がい者が必ずしもその機会を得られていないという状況も見えたところであります。こうした制度上の問題を解決し、「障がい者が地域で安心

して暮らせる社会」を実現するために、2006年4月1日から障害者自立支援法が施行されたところであり、この法律のポイントは、1、障がい者施策の一元化、2、利用者の利便性向上、3、就労支援の強化、4、支給決定のプロセスの明確化、5、安定的財源確保の大きな5つの柱から成っております。4年目を迎えたこの障害者自立支援法に基づくサービスの本県の利用状況はどうなっておるのか、また、障がい者の皆さんのニーズに十分に対応しているのか、お伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 平成20年度における自立支援法に基づく自立支援給付のサービス利用者は、延べ3万1,092名となっております。また、障がい者がサービス利用を希望される場合は、市町村による支給決定を受け、事業者を自分で選択し、契約することとなります。事業者は原則的に申し込みを断ることはできませんが、定員の関係上、受け入れが困難となる場合は、他の事業者を紹介するなどの対応をしなければならないこととされております。さらに、市町村や地域にあります自立支援協議会でサービスの補完等の協議を行い、障がい者のさまざまなニーズに対応する仕組みとなっております。

○山下博三議員 自立支援法が施行されて、県内のそれぞれの社会福祉法人やNPO法人等の事業者は、障がい者の皆さんと、法の理念であります「障がい者が地域で安心して暮らせる社会」を実現するために、必死で取り組んでおられます。平成20年2月、「宮崎県障がい者工賃倍増5か年計画」を策定されておられますが、その進捗状況と取り組みについて、福祉保健部次長にお伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 県では、経

営の専門家で構成します「工賃向上支援チーム」を県内3カ所に設置しまして、事業所等での販路開拓や新商品の開発、企業からの受注拡大についての助言等を行っております。また、障がい者が製作した商品のイベント等での共同販売や、これらの製品等を紹介したホームページの運用に対し支援を行うなど、さまざまな施策を展開しております。この結果、「工賃倍増5か年計画」の対象となります就労継続支援B型事業所等の平均工賃の実績は、平成20年度には1万997円と、前年度比で3.1%増加したところでもあります。県としましては、厳しい経済状況の中ではありますが、今後とも、工賃全体の底上げを目指し、諸施策の充実に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○山下博三議員 同じく、工賃向上対策についてお伺いしますが、自立支援法施行から3年目を迎えた平成20年度のそれぞれの事業所の工賃実績報告書を調べてみました。就労継続支援B型であります、1カ月当たり平均賃金で、低いところで2,947円、高いところで3万3,984円、平均1万997円となっておりますが、事業所によっては、かなりの差があることがわかりました。問題点として、利用者間において能力にかなりの開きがあること、各事業所において、生産活動、受託作業など工賃支払いについて厳しい面があること、自立支援法における3障がい一元化で、特におくれている精神障がい者の支援について、事業所だけでなく企業も十分に理解をしなければ、支援法を間違えるおそれがあることなどです。福祉保健部次長に重ねてお伺いをいたしますが、県として、工賃向上のこれまでの取り組みを踏まえ、今後なお一層の支援強化が必要と考えますが、いかがですか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 工賃向上に関しましては、先ほど申し上げました「工賃向上支援チーム」の支援対象となる障がい福祉サービス事業所を、昨年度の3カ所に加えまして、今年度さらに10カ所程度拡大し、経営の基礎知識の習得や、経営的視点の醸成などに一層努めていくこととしております。また、宮崎県中小企業家同友会が開催する「バリアフリー祭り」への参加や宮崎県工業会が主催する「みやぎきテクノフェア」への出店などを通じまして、障がい福祉サービス事業所に対する理解促進や取引拡大につなげてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、障がい者の法定雇用率について、教育長にお伺いをいたします。民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業56名以上1.8%、特殊法人2.1%、国、地方公共団体2.1%、都道府県の教育委員会2.0%の割り当てを行っております。宮崎県の各機関及び市町村の障がい者雇用状況を調べてみましたが、教育委員会を除く他の機関、市町村等はおおむねクリアをしておりますが、雇用不足数23名と数字が出ております。県教育委員会における障がい者雇用の現状と取り組みについてお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会における障がい者雇用の現状ということですが、平成20年6月1日現在で、障がい者の雇用率は1.67%であり、これは全国の都道府県教育委員会における平均雇用率1.58%を上回っているところではあります。今お話がありました法定雇用率、2.0%には達していない状況であります。その主な要因といたしましては、教員免許を有する障がい者の方が少なく、教員採用試

験を受験する方が限られているという状況がございます。次に、県教育委員会としての取り組みについてありますが、障がいのある方が一人でも多く教員採用試験を受験していただけるよう、例えば点字による出題や手話通訳による受験など、試験方法に配慮するとともに、水泳実技など試験の一部免除や、さらには年齢制限を設けずに特別選考試験を実施しているところであります。今後とも、障がい者が受験しやすい環境づくりに努めていきますとともに、教員を志望する人がふえるよう大学等への広報活動をさらに進め、障がい者雇用の促進を一層図ってまいりたいと考えております。以上です。

○山下博三議員 ありがとうございます。特別選考試験制度もあるということですが、ぜひ法定雇用率を達成していただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、民間企業における障がい者の雇用状況、いわゆる雇用率ですが、これについてどのようになっておられるのか、福祉保健部次長にお伺いをいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 宮崎労働局の調査によりますと、平成20年6月1日現在で、法定雇用率1.8%が適用される常用労働者56人以上の規模の県内企業は559社ありまして、その障がい者実雇用率は1.97%で、都道府県別では高いほうから7番目となっております。また、この559社のうち、法定雇用率を達成した企業の割合は63.3%で、都道府県別で第2位となっております。県といたしましては、今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携しながら、事業主等に対して障がい者雇用の一層の理解と協力を求めるなど、就労支援に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 559社のうち、法定雇用率を達

成した企業は63.3%という報告であります。障害者自立支援法が定着していくためには、企業の限りなく100%に近い数字になりますように努力していただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、障害者自立支援法が施行され、3年経過した中で、新たな問題が発生しております。少々長くなりますが、おつき合いをお願いしたいんですが……。就労支援事業所では、働く意欲のある障がい者に対して、就労の場の確保と就労に向けての訓練が行われておりますが、最大6カ月の実習が実り、トライアル雇用、そして晴れて正式雇用の道が開けた障がい者に、車の運転免許の取れない人が多いのが実情であります。公共交通機関の発達していない農村部では、特に通勤の手だてがない状況であります。その問題点が6月4日にNHKで取り上げられました。三股町に住んでおられる大村和彦君29歳、脳性麻痺の肢体不自由の障がい者の方でありました。5月より7月いっぱい予定でトライアル雇用として働いております。テレビでは、企業の社長を初め従業員の方々の温かい励まし、そして何より本人が楽しく仕事をしている様子、そして働いて得た賃金を将来の自立のために貯金し、働く喜びを感じ、将来もここで働きたいと言う姿が映し出されておりました。

6月17日付の宮日新聞に、お父さんである好和さんが投稿をされておられました。それをちょっと紹介させていただきますが……。

「5月28日は緊張した日でした。というのも、その日はNHKから息子の1日取材していただいたからです。息子は29歳。脳性まひの肢体不自由の障がい者です。都城市のNPO法人、障害者就労移行支援事業所にお世話になっています。そこで1年間、就労のためにいろいろ

んな仕事を経験させていただき現在、支援事業所と受け入れ先企業の尽力によりトライアル雇用として働いています。

親の車と支援事業所の車を乗り継ぎ職場まで通勤してます。所要時間約1時間。7月まではそれで助かるのですが、8月からはNPO法人による送迎ができなくなります。本採用後はNPO法人に対して国、県からの公的支援が停止されるからです。

障がい者が就労するとき、交通手段は重要な問題です。障がい者も将来の夢と希望を持って働いています。本当の障がい者支援とは何かを考える際に大きな課題の一つだと思います。」

以上が投稿された文であります。また、お世話になっておられるNPO法人にもお礼の手紙を出されておりました。その中の一節に、「神様は、試練を乗り越えないものには試練は与えない。きっと私たち親子にその試練を与えているんだと思います。皆様のこれまでの努力を無駄にしないよう頑張っていきます」と書いておられました。障がい者の就労については、通勤手段の確保が大変重要であると考えております。見解を福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 障がい者の社会的自立のためには、就労の促進が極めて重要でありまして、お話のありました職場までの通勤手段の確保も、大きな課題の一つであるというふうに認識をしております。このため、就労先の選定に当たりましては、障がい者本人の能力や適性に加えまして、通勤等の地理的な条件等も含めて、さまざまな観点から検討が必要と考えます。こうしたことから、現在、県内5カ所に設置しております障害者就業・生活支援センター等において、通勤方法等を含めた就労

に関する相談にきめ細かに応じるとともに、それぞれの条件に適した就職先を開拓しているところでもあります。県といたしましては、今後とも、関係機関との連携強化を図りながら、職場開拓や定着支援など、障がい者雇用の促進に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○山下博三議員 大村和彦君は、言葉もうまく話せないんです。飛んだりねたりもできないんです。運転免許も取れません。やっと出会った仕事をやめたくない、そう言っているんです。お父さんの言葉にもありましたが、「障がい者が就労するとき、交通手段というのは重要な課題です」と、このことの壁にぶち当たっておられます。NPO法人の方は、大村君家族の気持ちにこたえるために、公的支援がなくなっても送迎は続けていきたいと、そう言われておるんです。一人でも多くの人を就労させるために対策を講じていただきますように、お願いを申し上げておきたいと存じます。

次に、障がい児、障がい者の方々を抱える親御さんから、大変不安な声をお聞きすることがあります。それは、親が元気なうちはいいが、子供の世話ができない状況になった場合、どうしたらいいのか、大変不安がっておられます。障がい児、障がい者を抱える親が子供の世話ができない状態になった場合、どのような制度があるのか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 障がいのある方が地域で自立した生活が行えるよう支援するため、障害者自立支援法等に基づき、各種のサービスが制度化されており、生活環境や障がいの状況に応じ、必要となるサービスを事業者との契約により利用することになります。仮に、障がい児を抱える親が子供の世話ができな

くなり、サービスの利用に支障が生じた場合は、県の指定する相談支援を行う事業者から、必要なアドバイスを受けられるようになっております。なお、18歳未満の方で親がわりの親族が不在である場合は、児童福祉法による措置を検討し、また18歳以上の方で契約上の課題がある場合は、民法上の後見制度を活用することになります。

○山下博三議員 ぜひ対応を。これは私も今からの検討課題として勉強していきたいと、そのように思っております。

続きまして、自立支援法が施行されてから4年目を迎えております。その中で、精神障がい者への対応・対策がおくれているという話を承っております。特に精神障がい者の就労においては、一般就労ができるだけの能力は十分に備えておられますが、長期間の就労や毎日の出勤が難しく、安定した労働力になりにくいことや、また、退院後や長期在宅後の就労の受け皿が極めて少ない状況等があります。精神障がい者の相談窓口の現状と対策について、同じく福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 現在、相談支援体制としましては、県精神保健福祉センターや保健所のほか、市町村が設置している相談支援事業所において、本人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行っております。また、県内5カ所に設置されている地域活動支援センターでは、精神保健福祉士等の専門職員が、相談支援や日常生活への助言を行うほか、地域活動への参加やレクリエーション活動を通して、地域住民との交流を図っているところでもあります。県としましては、今後とも、市町村、関係団体と連携を図りながら、精神障がい者の相談支援の充実に努めてまいります。

○山下博三議員 次に入っていきます。病気や事故などのさまざまな原因で脳が損傷したために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などに障がいが生じた状態、いわゆる高次脳機能障がいに対する取り組み状況について、同じく福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 高次脳機能障がいは、今お話のありましたように、脳が損傷されたために、記憶、行為、情動、注意などに障がいが生じるものでございます。平成19年に県が実施したアンケート調査をもとに推計しますと、県内で約3,000人、うち65歳以上の方が約5割を占めている状況となっております。このように、多くの方がこの障がいに苦しんでおられると思われまますので、早急に取り組むべき課題の一つと認識しております。このため県では、昨年度、高次脳機能障がい者の支援拠点機関として、宮崎大学医学部と県身体障害者相談センターを指定するとともに、県医師会や医療専門職・福祉関係者等から成る支援推進連絡調整会議を設置し、関係機関が連携して取り組む体制を整えたところであります。今年度は、県民の方への普及啓発や、この障がいの判定を行える医師の育成のための研修を行うとともに、医療機関で構成する支援推進拠点病院等連絡部会を立ち上げまして、判定基準やリハビリテーションの普及に着手することといたしております。

○山下博三議員 この件につきましては、今、報告がありましたように、約5割が65歳以上ということでもありますから、65歳以下が5割おられるわけですね。これは介護保険が対象にならないわけですから。実は、もう2006年に埼玉県ではこの対策会議をやって、それなりの手が打ってあります。本県でも3,000人ということでは

ありますから、その対策には十分な対応をしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、病院局長にお伺いをいたします。昭和27年に新富町に開設されて以来、半世紀以上にわたって大きな責任を果たされてきた富養園が閉園し、ことし4月初め、宮崎病院精神医療センターとしてオープンしましたが、これまでの経緯についてお伺いをいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） この精神医療センターの建設につきましては、平成16年8月に決定されました機能整備に関する基本方針に基づき、平成18年2月に施設整備のための施設整備基本計画を策定いたしまして、当時の県立富養園、宮崎病院の医療スタッフや大学等関係機関と検討を重ね、近隣住民の皆さんへの説明会における要望等も踏まえながら、平成19年8月に実施設計を完了し、平成20年1月に着工、21年4月にオープンをしたところでございます。このように精神医療センターは、専門家を交えて1年以上にわたる検討を重ねまして、重篤な患者を扱う本県の精神医療の中核的医療機関にふさわしい施設として整備したものでございます。

○山下博三議員 私も厚生常任委員会に昨年からおりますから、その経過については報告も受けておりました。しかし、今、答弁がありましたように、十分検討を重ね、自信を持って整備した施設であります。5月9日付の宮日新聞には、現場のセンター長が施設の不備を問題視している記事が掲載されておりましたが、どう思われますか。また、その後の対応はどうなっているのか、同じく病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） この報道の御指

摘でございます精神医療センターの施設につきましては、センターの医師から、建設の経緯は理解できるものの、よりよい医療を提供するために改修してほしいという要望があったところでございます。県立病院がその時々の医療ニーズに的確に対応できるよう、経営状況を踏まえながら整備充実を図っていくことは当然のことでございますので、当センターの施設につきましても、患者さんへのサービス向上等の観点から、診療開始後の状況等を踏まえて、必要があれば検討してまいりたいと考えているところでございます。

○山下博三議員 本当に町なかにあるんですね、このセンター。私は、都城の精神科の病院の方とも話をしてみました。以前は、外部との閉鎖性のあるつくりになっていたんですが、いろいろ法の改正等もあって、ある程度のオープン型に施設をつくりかえておられます。以前と比べて、開放性になっているんだけど、何の問題も起きていないということですから、また、そういう検討の余地があれば、十分皆さんの御意見を取り入れて、改善すべきはしていただくとありがたいと思っております。

次に、農政問題に入らせていただきます。

一昨年開催された第9回全国和牛能力共進会におきまして、9部門中7部門を占める圧倒的な力で、宮崎県は見事日本一に輝きました。本県畜産業界の皆様を初め、農家の皆様方の長年の協力があったのたまものと思っております。農政水産部長にお伺いしたいと思いますが、本県で種雄牛をつくるのにどれだけの年月が必要か、また、種雄牛造成のための県の年間予算はいかほどかお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 種雄牛を造成するためには、まず、県内の繁殖雌牛約10万頭

から選抜された能力の高い350頭に、代表的な種雄牛を交配し、生まれた子牛を種雄牛の候補としております。その後、この候補牛自身の発育能力を直接評価します「直接検定」と、候補牛の産子を肥育して肉質等を間接的に評価する「後代検定」の2段階の検定・選抜を行っており、おおむね6年の年月が必要となっております。また、種雄牛造成のための県予算は、家畜改良事業団への委託費約8,000万円を含めまして、平成21年度で約1億7,000万円となっております。

○山下博三議員 優秀な種雄牛をつくるのには、かなりの年月と経費のかかることがわかりました。県家畜改良事業団のたゆまない努力と県当局の取り組みには感謝をしたいと思います。がしかし、平成19年3月、今から2年3カ月前に、高原にある畜産試験場で本県の代表的な精液ストロー143本が盗難されました。今回の精液ストロー盗難事件について、その認識と事件後の対策についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 今般の精液ストロー事案につきましては、保管管理の一部不行き届きもございまして、県議会の皆様を初め畜産関係者の皆様、そして県民の皆様に、多大な御心配と御迷惑をおかけしたところでございます。改めておわびを申し上げます。本事案の発生を受けまして、畜産試験場では、再発防止のために直ちに精液ストローの保管場所を変更するとともに、防犯対策の強化や職員に対する危機管理意識の啓発、強化等を行ったところでございます。なお、本事案につきましては、全員協議会以降、数回の報道がなされておりますけれども、現時点では、捜査当局から新たな情報は入手できておらず、捜査の推移を見守っている状況でございます。以上であります。

○山下博三議員 この件につきましては、連日、新聞紙上で報道されておりますように、鹿児島県で起きた窃盗事件で、本県の被害が明らかになりました。本県でも逮捕者が出て、捜査も進んでいると思いますが、密売ルートも含めて、一日も早い解決に取り組んでいただきたいと思います。まだ捜査中でありますから、警察本部長の答弁は求めませんが、貴重な財産でありますから、よろしくお願いを申し上げておきたいと存じます。

次に、本県種雄牛の精液ストロー由来の子牛について、全国の調査をしておられるのかお伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） これまで、御指摘のような全国調査を実施したことはございませんけれども、調査を行うに当たりましては、県単独では不可能であることから、関係団体の協力を得て、団体が所有しております情報を提供していただく必要がございます。ただ、これには個人情報等の目的外利用等に該当するかどうかの団体としての判断が必要となりますので、現状としては大変厳しい状況にあると考えております。しかしながら、お話しの点等を踏まえますと、本県種雄牛の精液ストローは、まずは本県肉用牛の振興に有効に活用されることが重要だと考えておりますので、今後、家畜改良増殖法や県の家畜改良計画に基づいた適正な管理がなされるよう、県内の畜産関係団体とも十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私はこの問題について、執行部とも何回かヒアリングをしました。なぜ調査ができないのか、このことが不思議でたまらないんです。県有種雄牛、県が持っている種雄牛でありますから、その精液のストローは、県家

畜人工授精師協会の取り決めで県外への売却が禁じられておるんですが、売買自体は違法じゃないということでもあります。これは間違いないですね。しかし、県内の取り決めというのをすり抜けて取引される非正規の売買ルートというのがありまして、本県を代表するストローが販売されているということでもあります。こういう実態がある以上は、今、トレーサビリティシステムというのがありまして、平成13年にBSEが出ました。そのときから、牛の生産履歴を明確にするために、農家の人たちは、生まれて1週間以内に10けたの耳標をつけて、それを登録協会に報告する義務と責任があるんです。それが、全国どこでどの牛がいつ生まれたか、その登録というのは瞬時に行っているはずなんです。私はこの調査がなぜできないのか、そしてそれを何で知らせてくれないのか、これが不思議でならないんです。せっかくこれだけの財産と日にちをかけた県有の種雄牛の精液ストローが、全国に流れて、全国の中でまた違った中で改良が進んでくれば、本県の畜産にもかなりの打撃があるんじゃないかということをお大変危惧いたしております。もうこれ以上、答弁を求めませんが、私は県の威信にかけて、全国で宮崎県の優秀な種雄牛の精液がどれだけ登録されておるか、ぜひ調査をしていただきたいと、そのようにお願いを申し上げておきたいと思いません。

次にお伺いをしてまいります。北海道は九州の2倍の広さであります。広大な農地と豊富な粗飼料生産地帯であります。県内及び内地の酪農家、今でも乳牛の素牛購入は北海道に依存している状況であります。恐らく、年間、酪農で1,000頭以上の乳牛素牛が導入されておることと思いますが、それは、やはり北海道で生産さ

れた乳牛素牛は足腰が強い、そして産乳量の増というものが期待されるものですから、北海道に今でも依存をいたしております。実は先日、自民党の総合農政調査会で北海道視察に行っていました。至るところに酪農家があるんですが、ほとんど今、半分は和牛が放牧されているんですね。異常なほど北海道が和牛生産基地となっております。本県が和牛生産牛約10万頭と言われているんですが、今、北海道が8万頭に近いくらい、かなりな勢いで伸びてきています。10数年前までは北海道は、和牛というのはいなかったんですね。羊を食べる風土でありましたから。しかし、それ以来、和牛は飛躍的に伸びてきているんですが、北海道が新たな黒毛和種子牛の生産基地となってきたことから、子牛生産の産地間競争はさらに激しくなると考えております。本県の子牛生産はどのような対策を考えておられるのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県が肉用子牛主産県としての地位を維持し、産地間競争に打ち勝つためには、肉用牛の生産基盤をさらに強化することが重要であると考えております。このため、従来から行っております、経営感覚にすぐれた担い手の育成や、ヘルパー制度やコントラクター等のサポートシステムの充実、効率的な飼養管理のための施設整備等を推進しますとともに、今後はさらに、遺伝的能力の高い雌牛群への更新や、分娩間隔の短縮、事故率の低減など、なお一層の生産性向上を図りながら、産地間競争に備えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下博三議員 知事にお伺いをしたいと思うんですが、先ほど申し上げましたように、本県の優秀な和牛の精液等もひっくるめて、北海道の状況も踏まえて、知事は、3年後に長崎で開

催される全国和牛能力共進会で連続して日本一になることが、本県の畜産基地としての確立につながるとおっしゃっておられましたが、今回改めて知事の決意をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 御案内のとおり、一昨年開催されました第9回全国和牛能力共進会におきまして、宮崎牛が見事内閣総理大臣賞を独占するなど、日本一の榮譽に輝いたことにつきましては、生産者の皆様はもとより、関係団体等の御尽力のたまものでありまして、改めて敬意を表する次第であります。私も「日本一」という称号を糧にして宮崎牛のPRに邁進してきたところではありますが、その成果もあつてか、先般、日本全国のプロのバイヤーを対象とした専門誌の調査におきまして、全国のブランド牛肉の中で第3位に位置づけられたところがあります。本年3月には、私が名誉会長を務めます推進協議会が設置されまして、関係者一丸となった連覇への第一歩を踏み出したところがあります。全国和牛能力共進会の連覇は、宮崎牛のさらなるブランド確立につながり、名実ともに最高ブランドとしての地位を不動のものにすると期待しているところであり、今後とも、私は県民総力戦で、再び日本一を目指してまいりたいと考えておるところであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

続きまして、小水力発電について、同じく農政水産部長にお伺いをしてまいります。今、国の経済対策、もちろん本県もそうなんですが、自然エネルギーの時代に入っております。このことについて、私も昨年から何回か議論を申し上げてきたんですが、平成21年度新規事業「農業用水の自然エネルギー利活用促進事業」の内容について御説明をお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） この事業につきましては、農業用水の自然エネルギーとしての利活用を促進するため、小水力発電の中でも出力100キロワット以下の、いわゆるマイクロ水力発電につきまして、導入に向けた課題の検討を行うものでございます。具体的には、地形条件に応じたタイプ別の技術的課題や、河川法、電気事業法の諸手続に関する課題について、専門家等から助言をいただきながら、調査検討を行いますとともに、その結果を踏まえたマニュアルを作成し、県内の市町村や土地改良区等に提供することによりまして、導入に向けた啓発普及を行うこととしております。以上であります。

○山下博三議員 本当に新規事業をつくっていただいたんですが、この展開についてはかなりの問題を抱えているんですね。小水力発電への取り組みにおける水利権というのがありまして、その水利権の取得に当たっての課題について、どう認識されておられるのかお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 小水力発電に係る水利権の取得に当たりましては、河川法に基づきまして、河川管理者との協議を行う必要がございます。協議に当たりましては、発電施設規模の妥当性、発電量と需要量との整合性、発電施設の管理方法等を明確にする必要があるほか、特に、取水によります河川流量等への影響とその対策が最も重要な課題であると考えております。

○山下博三議員 本当にこの事業をやっていると思えば、さまざまな法律がありますから、ぜひクリアできるように取り組んでいただきたいと思います。そのように思っております。

それからもう一点、小水力発電については、

土地改良区、水利組合等が売電や自家消費電力で利益を出して運営していく必要があると思っております。その取り組みについて、費用対効果を含め、どのような取り組みについての課題があるのか、その認識についてお伺いをしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 土地改良区等が小水力発電に取り組む場合、施設整備や維持管理に係る経費が必要となることから、将来の採算性について十分な検討を行う必要があると考えております。特に、電気事業者へ売電する際の単価設定の協議に当たり、人件費、建設費、維持管理費等の必要経費を賄うだけの額を確保することが重要な課題であると考えております。

○山下博三議員 最後の質問になりますが、この小水力、100キロ以下でいいと僕は思うんです。土地改良区、水利組合等が小水力発電に取り組むことによって、今、本県の中山間地域対策、この事業で大きな取り組みがされております「いきいき集落」、この事業展開がさまざまな角度からされております。この農村地域を活性化するためには、農村地域には、いわゆる河川の資源というのがたくさんあるんですね。やはりその資源を利用した農村地域の活性化というのにつながるような気がいたすものですから、先ほど申し上げましたように、費用対効果の問題やらそういうことも踏まえて、その件についてはどのように認識をされておられるのかお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 小水力発電は、温室効果ガスの排出削減はもとよりですが、農業水利施設の有効活用や施設管理に係る農家負担の軽減等を通じまして、農業用水が豊富に存在する農村地域の活性化につながる有効

な手段になり得ると考えております。したがって、県といたしましては、本年度創設いたしました「農業用水の自然エネルギー利活用促進事業」の成果を踏まえながら、国庫補助事業等による施設整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 以上、すべて終わりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○井本英雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従い一般質問を行います。

100年に一度の危機にしてはならない。経済不況を乗り越えた先には、新たなグローバル経済社会と共生できる新しい日本の姿が屹立していかなくてはならないという政府・与党の強い思いが、四度にわたる矢継ぎ早の切れ目のない予算の編成であったと思います。まさに未曾有の経済の非常事態、政治が一体何をなしたか、だれがどう行動したかが厳しく問われる歴史の転換点に、私たちは立ち会っているのではないのでしょうか。

およそ経済不況に当たっては、1に減税、2に需要の創出、3に金融緩和というのが古今東西の常道と言われます。消費者のマインドが冷え込み、生産が落ち込めば、企業は事業の縮小・倒産を余儀なくされ、大量の失業者が生まれ

る負のスパイラルに陥ります。だからこそ、その危機を回避するための生活支援であり、景気浮揚であり、雇用の維持創出であり、とりわけ働く場である日本の9割を超える中小企業の金融支援、そして、生活の場である地域活性化対策の断行が求められたと、私は確信をいたします。

加えて、医療・介護、子育て等、安心が大事であり、日本版ニューディールと言われる低炭素社会へ向けた取り組みや、農林水産業の再生を初めとする新たな活力を創造する数々の施策が準備をされたことは、未来に向けた政府の強い決意のあらわれであったと思います。財政出動の効果が取りざたされますが、雇用調整助成金制度の拡充一つをとってみても、これがすべて活用されれば、400万人の雇用を守ることになります。また、さきの議会で厳しく申し上げた緊急保証融資は、融資枠と対象業種の拡大により、既に54万社以上が活用し、11兆円を超える融資が行われ、この実績は400～500万人分の雇用を守ったことによるのであります。油断はできないものの株価の9,000円台の回復、エコカーの注文の激増、街角景気の明るい兆し、そして景気が底を打ったのではとのニュース等は、ともかく緊急事態を回避し、回復の軌道に向かいつつあるのではと期待が持たれます。今後、グローバル社会と共生できる日本を救う処方せんは、環境、農業、新たな公共工事、社会保障、教育ではないかと言われます。新たな日本経済のコンセプトがどう定められるのか、以下の経済対策を注視しつつ、県政の課題について何点か質問させていただきます。

初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、知事にお尋ねをいたします。

地域活性化交付金に続き、経済危機対策臨時

交付金が、宮崎県に99億円、県内の市町村に92億4,500万円、今回の補正で措置されました。このような財源の地方への手当てというのは二度とないと思われまます。県並びに市町村は連携を密にし、この交付金が真に本県の浮揚に資するように有効に活用することが求められます。県はこの交付金について、今議会、補正の追加分として、公共事業に35億円、非公共事業に20億円余計上されました。残りは44億円であります。経済不況から脱した折には、本県こそ新時代のスタートが切れる準備が整っていないと思います。経済危機対策臨時交付金の使途について、どのような考えでどのような施策を展開していかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金について、総務部長にお尋ねをいたします。

国の21年度補正予算に、1兆3,790億円の地域活性化・公共投資臨時交付金が盛り込まれました。使途は、実施計画に掲載された地方単独事業や国庫補助事業の地方負担に充当できることとありますが、県民にとっては大きな投資となります。肝心なことは、この貴重な財源が真に県民のニーズに合い、緊急かつ安心・安全を確保し、地域の活力をはぐくみ、今後の県勢の浮揚を十分に約束する投資となるかどうかであります。地域活性化・公共投資臨時交付金をどのような考えでどのように活用していかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、医療問題について、知事並びに関係部長にお尋ねいたします。

このたび、厚生常任委員会で県内調査を実施し、県立3病院並びに美郷町の国保西郷病院に伺い、医師の皆様から病院の実情、御意見を聴取させていただきました。救急医療現場の実態

や地域医療の最前線の活動の実態を伺い、大変な努力を重ねておられることに感銘を受けました。また、県当局の医療行政も、全力を挙げ医療を支えているとの話も伺い、安堵をしたところでもあります。しかしながら、過日の報道にもありましたが、救急患者のたらい回し等に象徴される救急医療体制の不安、産科・小児科医を初めとする医師不足、また、医師の偏在、看護師不足等、本県の医療に関する問題は山積しております。課題の解決が急がれます。

その中で、早急な対策が必要と感じられたのは、ともかく医師不足の解消、それから命の道路の整備、そして同時に、常備消防の体制の構築と救急医療体制の早急な整備でありました。また、1次・2次・3次医療のネットワーク機能が十分発揮できるようにしてほしいというお話もありました。本県は7つの医療圏から構成されておりますが、医療圏によっては1次・2次医療の強化が望まれます。3次医療は、宮崎大学医学部、宮崎・延岡両県立病院が高度医療が十分に施せるよう、医療機器や体制の整備が図られねばならないと思います。最先端の医療技術を習得して育ってくる若い医師の方々は、3次医療の現場でその力が発揮できてこそ使命を感じると思いますし、そこにこそ、後に続く医師も研修に来ることが可能となると思います。しかし、現状は、それらの先生方が救急の現場で専門外の患者に対処することが多く、消耗しているのが現実であります。また、心配なのは、地域医療を支えていただいた先生方が高齢化されて、後継者不足が懸念されます。御子息が医師を継がれても、地元に戻っていただけない。地域医療の最前線に地殻変動が起こりつつあります。地域で1次医療にしっかり携わっていただき、その場で2次、3次医療につなげ

ていただく総合医のような医師がいなくなりつつあります。

そこで、福祉保健部長にお尋ねいたしますが、地域医療の最前線で働いていただく総合医の育成確保について、県はどう取り組んでおられるのか、また今後どう取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。また、医師会、医療機関の方々の御協力が大事であります。1次・2次・3次医療のネットワーク体制の確立、機能の充実について、今後どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

次に、県土整備部長に、命の道路の整備については、どのような構想を持ち、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

次に、総務部長にお尋ねいたします。全国的にもドクターヘリが導入されつつありますが、本県にもぜひとも導入してほしいと思います。しかしながら、本県では今まで、防災ヘリで代替するとの答弁であったと思います。そこで、防災ヘリの医療機関との連携はどのようになされているのか、また活動実績はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、県内には防災ヘリが離着陸できる箇所は何カ所あるのか、ヘリポートのある病院は県内で2病院と思いますが、県内主要な病院の近くにヘリポートの整備をもっと充実すべきではないかと思えます。あわせて総務部長のお考えをお尋ねいたします。

次に、地域医療再生基金事業について、知事にお尋ねをいたします。先ほども申し上げましたが、本県はさまざまな地域医療の課題を抱えております。県民の安心な暮らしを確保するためには、何としても地域医療の再生を図らねばなりません。国は5年後を目途に、各都道府県が地域医療再生計画を策定し、救急医療の医療

機能の分化・連携、体制整備、また、医師不足地域における医師確保等、各県1～2カ所程度の医療圏を設定し、事業に取り組むよう基金事業を予算化しましたが、本県はどのような計画を策定し、基金の活用を図っていかれるおつもりか、お尋ねをいたします。

次に、医療施設耐震化制度について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。この制度は、都道府県に基金を設置し、災害拠点病院等の耐震化を推進する制度であります。県民の安全を確保するため、本県の災害拠点病院、救急救命センター、2次救急医療機関等の耐震化が求められます。そこで、本県のこれらの病院の耐震化の実態についてお尋ねいたします。また、今後この制度を活用し、どのように耐震化を進めていかれるのかについて、お尋ねをいたします。

次に、がん対策の強化について、知事並びに福祉保健部長にお尋ねをいたします。がんは、我が国において、昭和56年から死亡原因の第1位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況であります。しかし、一部のがんでは早期発見・早期治療が可能となっており、がんによる死亡者を減少させるには、がんを早期に発見することが極めて重要であります。そのためには、何としても本県のがん検診の受診率アップを図らねばなりません。同時に、がん対策については、がんにかからないことが肝心でありますから、食生活や生活習慣病の改善等予防対策の強化も大事であります。また、近年、欧米では化学療法によるがん治療が進んでおり、我が国においても化学療法の普及が待たれます。さらに、がん情報の集積・発信、がん相談支援体制の充実も図るべきであります。また、少子化時代に当たり大変懸念されること

は、女性特有のがん検診率の受診率が低いことであり、受診しやすい環境を整えることが重要な課題となっております。

私ども公明党は、このような課題解決のために、がん対策の強化を求める署名活動を4月に県下で行いました。その結果、がん対策の強化に関する県民の皆様の関心は非常に高く、1カ月足らずの間に約28万名にも上る署名をいただきました。すぐさま知事に、県民の皆様の強い思いを陳情させていただきました。さらに驚くことに、この署名は5月で終了させていただきましたけれども、実に総数44万名を上回る方々が署名をしてくださいました。がん対策の強化は、県民の最大の関心事であります。その矢先、宮崎県のがん対策の状況は全国的に見て大変おこなれていると報じられました。残念でなりません。そこで福祉保健部長にお尋ねをいたしますけれども、本県のがん対策の推進状況、がんによる死亡者数、がん検診受診率はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、検診手帳や無料クーポン券を配付して行う女性特有のがん検診推進事業が、国の10分の10補助で始まりますが、検診率のアップが望まれます。実施主体は市町村になると思われますが、さまざまな課題があります。例えば、マンモグラフィーのできる医療機関が少ない地域があるなど、検診機関のキャパシティの格差をどう解決するのか、調整が必要であります。県はこの事業をどう支援されるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

次に、知事にお尋ねをいたします。がん対策の強化に対するこれほどまでの県民の思い、これは本当に重く受けとめていただきたいと思えます。今後どのように本県のがん対策の強化に当たっていかれるのか、お尋ねをいたします。

次に、難病対策について福祉保健部長にお尋ねをいたします。21年度の国の予算に、2003年の10月以降、対象となっていなかった11疾患が、6年ぶりに特定疾患治療研究事業の対象に追加をされました。患者や家族の皆様にとって大変な朗報であったことと思います。難治性疾患克服研究事業の対象疾患130疾患の中から今回の選択となったわけではありますが、対象とならない難病で苦しんでおられる方々がまだ多数おられます。今回対象となられた方々には、県においては速やかに医療費助成を実施していただきたいと思えます。また、対象とならない難病の方々に対しては、先日も議長に陳情があったようではありますが、さらなる相談体制の強化を行い、介護、福祉施策等十分に施策を活用し、難病の方々に対するバックアップをしっかりと行っていただきたいと思えます。難病支援に対する今後の県の取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業に関して、福祉保健部長にお伺いいたします。この事業の中に、音声コード普及のための研修及び広報を行う事業、また、平成23年の地上デジタル放送への完全移行に伴い、現在、聴覚障がい者用情報受信装置を利用する者に対し、緊急支援を行う事業が盛り込まれております。視覚障がいの情報支援機器としては点字や音声テープがありますが、昨今の状況として、先天的な視覚障がい者の方の数より、糖尿病等の疾病や事故による後天的な視覚障がい者の割合が増加していると言われます。その結果、点字を読めない人が多くなっているようです。また、高齢者になって文章を読みづらくなられる方々も増加しております。これらの方々はもとよりであります。情報のバリアフリー化を図

るため、文章をデジタル化した音声コードの活用が普及し始めております。全国的に見ますと、県の各部各課の情報が音声コード化され、ある県では、県の総合長期計画すべてがこの音声コード化されており、情報のバリアフリー化が進められております。この音声コード化は、ワードでつくった文章等をソフトを使って簡単にできます。全県下に普及するためには、県を初め市町村の職員が研修し、ノウハウを習得することが大事であります。その予算が21年から23年で執行するよう国において措置されておりますので、一日も早い研修が必要です。本県でも速やかに実行すべきものと思います。

そこで、福祉保健部長にお伺いをいたしますけれども、初めに、点字の読めない後天性の視覚障がい者の実態はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。次に、その音声コードの研修、これはぜひとも早期に実施すべきと思いますが、県の取り組みについてお尋ねをいたします。また、音声コード化されたものを端末機にかければ、そのページの文字が人の声で再現をされます。その端末が9割補助で公共機関の窓口等に導入できる予算措置もなされておりますので、ぜひとも導入し、活用を図るべきですが、県の取り組みについてお尋ねをいたします。なお、今後の流れとして、携帯電話等で音声コードを読み取れるような情報バリアフリー時代も近く到来すると思われまますので、音声コード化の研修というのは、職員に限らず、多くの県民が経験しておく必要が出てくるのではないのでしょうか。

最後に、地域活力基盤創造交付金について県土整備部長にお尋ねをいたします。

この制度は、道路特定財源の一般財源化に際し、地方からの要望も踏まえ、特定財源制度を

前提とした地方道路整備臨時交付金にかわるものとして創設をされました。そのメニュー例等見てみますと、ハード、ソフト、幅が広く、交通ネットワークの充実による地域の産業競争力の強化、あるいは地域内外の交流・連携基盤の整備による地域の自立・活性化、医療等の公共サービスへのアクセス確保等、さまざまなメニューが提示をされております。これらの事業を活用し、医療問題のところで申し上げたヘリポートの整備や、また、何度も質問してまいりましたが、市街化調整区域内の、まさに地域の活性化の基盤づくりとして両側歩道のある道路の整備等、ぜひとも行っていただきたいと思っております。そこでお尋ねをいたしますが、この地域活力基盤創造交付金、どのように活用していくことになるのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてであります。今回の国の補正予算では、地方が将来に向けて地域の実情に応じた地域活性化策等を実施するため、総額1兆円の地域活性化・経済危機対策臨時交付金が措置されており、そのうち本県分として約99億円が交付される予定であります。県といたしましては、新たな経済雇用対策に基づき、緊急的な対策に限らず、中長期的な視点に立った本県産業振興を図るための産業づくりや、少子高齢化、人口減少時代を見据えた地域づくりを推進することとしており、今回の補正予算では、試験研究機能の強化等による産業基盤の整備や、県立病院の医療機能の充実強化などの事業をお願いしているところ

るであります。今後も、具体的な事業について検討していくこととしておりますので、その中では、御質問にもありましたように、県内ニーズを踏まえた幅広い活用を図り、本県の将来に向け、真に有効な投資となりますよう、市町村や関係団体などの意見も伺いながら、さまざまな施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域医療再生臨時特例交付金事業についてであります。この事業は、救急医療や医師の確保など地域の医療の課題を解決するため、平成21年度の国の補正予算で措置されたものであります。今後、県においては、本県の地域医療が抱える諸課題を整理し、その解決に向けた具体的方策を10月中旬までに地域医療再生計画として取りまとめ、国の認定を受け、今年度中に交付金による基金を造成する予定であります。地域の実情に応じてハード、ソフト双方の事業に活用可能とされておりまして、県としても幅広く活用したいと考えておりますので、今後、市町村や県医師会を初め、関係機関と意見交換を行いながら、計画の具体的な内容を検討してまいりたいと考えております。なお、事業期間は、今年度から5年間とされておりまして、認定を受けた地域医療再生計画に基づき、円滑な事業展開に努めてまいりたいと考えております。

次に、がん対策についてであります。がん検診は、がんの早期発見・早期治療により、死亡率を減少させることができる有効な方法でありますので、県民が受診しやすい環境づくりと、検診受診につながる啓発が必要と考えております。このため、県といたしましては、がん情報ブログを設け、市町村のがん検診情報を発信するとともに、民間企業と共同で、リーフレット

等の配布により検診受診を勧める「がん検診受診率向上プロジェクト」に取り組んでおります。また、相談支援体制につきましては、県内5つのがん診療連携拠点病院に相談支援センターが設置されておりまして、患者及びその家族のがんに対する不安や疑問に対応しているところであります。今後は、がん患者団体等々の連携を図りながら、患者はもとより、家族に対する心のケアが行われる相談支援体制を構築してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、地域活性化・公共投資臨時交付金についてであります。地域活性化・公共投資臨時交付金は、国の公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて、地域における公共投資を円滑に実施することを目的としまして、極めて厳しい財政状況にある地方公共団体への配慮として措置されるものであります。現段階におきましては、交付限度額や充対象事業の考え方、また、基金積み立てが可能であることなど、その概要は示されているものの、配分額など制度の詳細については、まだ不明確な状況でございます。県といたしましては、交付金の内容の把握に努めますとともに、その趣旨を踏まえまして、先般策定いたしました新たな経済・雇用対策に基づき、緊急的な経済・雇用対策として、地域経済への波及はもとより、中長期的な視点に立った産業づくりや地域づくり対策として、産業振興のための基盤整備や生活インフラ整備、防災・安全安心の確保に資する事業に有効活用してまいりたいと存じます。

次に、防災救急ヘリ「あおぞら」の医療機関との連携等についてであります。医療機関から

の転院搬送につきましては、原則、市町村長、消防本部長等を経由して要請されることによりまして出動をいたしておりますが、消防機関や医療機関等と患者の病状等について十分に連携を図った上で、搬送元の医師などを同乗させるなど万全の体制で搬送をしているところであります。「あおぞら」の平成20年度の総出動件数は74件となっております、このうち救急搬送が44件ということで全体の約6割を占めております。そのほか、救助出動17件、火災出動1件、他県への応援が12件となっております。

最後に、「あおぞら」の離着陸場の整備等についてであります。離着陸場につきましては、離着陸の安全性、病院からの距離、道路アクセス等の状況を総合的に勘案した上で、国土交通大臣の許可を得まして、県内に82カ所、すべての市町村に配置をしているところであります。そのほかにも、県内の392カ所につきまして適地調査を行い、緊急事態に備えているところであります。したがって、利用状況等も勘案いたしますと、現時点では、こうした場所を活用することで対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部次長（加藤裕彦君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、総合医の育成確保についてであります。総合医は、幅広い疾患を診療できる能力を有し、予防や健康増進も含めた総合的な医療を担う医師で、救急医療においては、初期の診療を担って、適切に2次、3次の専門医につなぐなどの役割が期待されているものであり、現在、国においてその育成に向けた議論が進められているところであります。県においては、これまで、総合医に焦点を当てた医師確保等には取り組んでおりませんが、今後の国の動向を注

視しながら研究してまいりたいと考えております。

次に、救急医療機関のネットワーク体制の確立等についてであります。地域に必要な救急医療を確保するためには、初期救急医療から3次救急医療まで、各医療機関がそれぞれの役割を担い、相互に連携する体制の構築が重要であります。このため県では、初期から3次のうち体制が不十分な初期救急について、夜間救急センターの充実を市町村に働きかけるなど、救急医療の体制整備に努めるとともに、各医療圏ごとの救急医療協議会等を活用し、関係医療機関等のネットワークの強化に努めているところであります。また、救急医療体制が十分な機能を発揮するためには、県民にそれぞれの医療機関の役割を理解していただくことも重要でありますので、救急医療の適正利用のための意識啓発にも努めているところであります。今後とも、このような取り組みを通じまして、救急医療体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、医療施設耐震化臨時特例交付金についてであります。この交付金につきましては、本県では59の医療機関が対象となっておりますが、このうち17の医療機関で、一部の建物が耐震化されておられません。現在、これらの医療機関に対する事業実施の意向確認を行っているところであります。今後、各医療機関の整備の意向を踏まえまして、交付金の活用による医療施設の耐震化について検討してまいりたいと考えております。

次に、がん対策についてであります。本県では、平成20年3月に宮崎県がん対策推進計画を策定し、「予防から終末期までのがん対策体制整備事業」により、総合的ながん対策の推進に

取り組んでいます。本県でも、昭和57年以降、がんは死因の第1位であり、平成19年の死亡者数は3,146人で、死亡総数の27.7%となっております。また、本県の市町村のがん検診受診率は、平成19年度老人保健事業報告では、胃がん9.5%、肺がん17.8%、大腸がん16.5%、子宮がん21.8%、乳がん7.7%であります。こうしたことから、今後とも、職域での受診を含めた受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、女性特有のがん検診推進事業についてであります。この事業は、一定の年齢の女性に対し、子宮がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配付することにより、検診受診率の向上を図ることを目的として実施されるものであります。本県では、これまで、マンモグラフィ機器や検診車の整備、撮影技師や医師の研修などを行い、検診体制の整備を進めてきております。今回の事業が円滑に取り組まれることにより、女性特有のがん検診受診率が一段と向上できるよう、市町村や医師会、検診機関との連携や調整を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、難病対策についてであります。現在、特定疾患治療研究事業の対象である45の疾患につきましては医療費の助成を行っておりますが、新たな疾患が追加になり次第、患者及びその家族の経済的負担の軽減のため、医療費助成への取り組みを検討してまいりたいと考えております。また、相談体制につきましては、保健所及び難病相談・支援センターにおいて、難病の種類を問わず、患者からの療養上の悩み等各種相談に応じております。さらに、災害時における難病患者支援のための地域ネットワークづくりや、患者の居宅における療養生活を支援す

るため、保健師、看護師等を派遣することにより、患者の生活の質の向上に努めているところであります。今後とも、難病相談・支援センター等関係機関との連携を強化し、より一層の患者支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、視覚障がい者の実態についてであります。国の平成18年身体障害児・者実態調査によりますと、障がい発生原因の判明している方の約9割が後天性の視覚障がい者となっております。また、視覚障がい者のうち、点字が読める方は12.7%となっており、日常生活における情報入手方法は、テレビ、ラジオ、家族や友人からが多くなっております。

最後に、音声コードについてであります。視覚障がい者の方が社会参加をしていく上で、多様な情報入手手段を確保することは大変重要であり、音声コードはその手段の一つと認識しております。このため、市町村や宮崎県視覚障害者協会と連携し、視覚障がい者の方への音声コード読み取り機の周知に努めますとともに、市町村と協力しながら、音声コード作成等に関する研修会の開催などにも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長(山田康夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

命の道路の整備についてであります。本県では、生活圏、経済圏の拡大に対応した県内1時間構想の実現等を基本目標にして、産業、地域、暮らしを支援する道づくりを道路整備の基本方針としております。この基本方針を踏まえて、高度な医療サービスを提供する第3次救急医療施設まで60分で到達できる道路整備を目標に、重点的に取り組んでいるところであります。しかしながら、その目標を達成するため

には、現在進めております東九州自動車道を初めとする高速道路や、国道327号、国道388号など中山間地における国県道整備をさらに進めていく必要がございます。したがって、今後とも厳しい財政状況の中ではありますが、限られた財源を有効に活用するため、県民の皆様の御意見等を伺いながら、生活に不可欠な命の道である道路の計画的、効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域活力基盤創造交付金の活用方法についてであります。本県におきましては、まず、昨年度まで地方道路整備臨時交付金事業で実施しておりました国県道及び市町村道について、すべて継続して取り組むこととし、本県の主要な社会基盤である道路整備につきまして積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、関連社会資本整備事業として、都市公園や信号機などの整備を行うとともに、市町村が主体となりますが、効果促進事業として、コミュニティバスや救急車の購入などに取り組むこととしておきまして、道路整備とあわせ、安心・安全で活力のある地域経済社会の形成を支援してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○長友安弘議員 通告をしておきまして壇上から質問いたしましたが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

高校生の授業料減免、奨学金事業に対する緊急支援について、県民政策部長並びに教育長にお尋ねをしたいと思います。

授業料を滞納して卒業がおくれた、あるいは、やむなく学校を断念せざるを得なかった、そういう報道を聞きますと、教育の機会均等という言葉がむなしく感じられるわけでありませぬ。つい先日も、私立学校の生徒さんを持つ保

護者の方から訴えがありましたけれども、不況のあおりを受けて私立学校の学費が払えずに、やむにやまれずこの授業料減免を申請しましたけれども、事業所得額ではねられて困っているという電話がございました。国は、このたび、困窮家庭の高校生に対しまして、地方自治体が行う授業料減免あるいは奨学金事業を支援するというので、都道府県に基金を造成するようであります。この基金というのは、私立学校への都道府県の補助に対しましても充当できません。家計急変等で修学困難な高校生も増加しているのではないかと思いますけれども、速やかな制度の運用が望まれます。そこで、お尋ねをしたいと思いますけれども、こういう中途退学等の実態、これはどうなっているのか、県立学校、私立学校、それぞれの状況についてお尋ねをしたいと思います。

○県民政策部長（高山幹男君） 私立高等学校におきます授業料滞納者等の実態につきましてお答えいたしたいと存じますが、まず、授業料の滞納者、これが平成21年3月末現在で289人で、授業料を納付しなければならない生徒9,487人の3.0%を占めております。また、経済的理由により中途退学をした者は、平成19年度で29人、中途退学者総数362人の8.0%になっております。さらに、授業料減免補助金の対象となった生徒、これは平成20年度で521人で、生徒総数1万407人の5.0%となっております。

○教育長（渡辺義人君） 県立学校について申し上げます。まず、県立高等学校における平成20年度分の授業料滞納者数は、本年5月末の出納閉鎖時点で26名であり、これは同年度における生徒総数2万4,859名の0.1%であります。次に、経済的理由による中途退学者数についてであります。中途退学の事由は、各人ごとに

複合的なものがありますため、1つの理由に絞り込むことには困難な面もございますけれども、中途退学者数が確定しております平成19年度について申しますと、17名ととらえているところであります。これは、同年度における中途退学者総数413名の4.1%に当たります。また、授業料減免対象者数につきましては、平成20年度では2,692名となっており、これは全体の10.83%に当たります。以上です。

○長友安弘議員 授業料減免等が、県立学校にしましても全生徒数の10%を超えているという非常に厳しい状況が、今お答えがあったわけにありますけれども、国が都道府県にそういう基金を造成した場合、その制度が今後どのような運用になっていくのかということをちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、両部長、よろしくお願ひしたいと思っております。

○県民政策部長(高山幹男君) 今回の交付金は、経済的理由によって修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保を目的にいたしまして、都道府県に積むわけでございますけれども、私立高等学校の授業料減免に対する補助あるいは高等学校等の生徒への奨学金事業に活用するというものでございます。このうち、私立高等学校授業料減免補助事業への活用につきましては、交付金の詳細な内容、さらには私立高等学校におきます授業料減免の状況等を勘案いたしまして検討してまいりたいと思っております。

○教育長(渡辺義人君) 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金であります。この交付金につきましては、教育委員会におきましては、経済的理由により修学困難な高等学校等生徒の教育機会の確保に資するため、本県の奨学金事業であります「宮崎県育英資金」の財源として活用してまいることになります。以上で

す。

○長友安弘議員 答弁いただきましたけれども、私の受けた感じでは、今行われているという対象要件といえますか、それに適合したならば、奨学金が県立学校でも出せると。あるいはまた私立学校でも、私立学校等の定めるそういう授業料減免の要件に合えば、その基金から取り崩して出せるというふうに聞いたわけがあります。しかしながら、本当にこれはそのはざまといいいますか、出すに出せない、また、そういう要件にちょっとかからないというようなことも出てくると思うんですね。したがって、その事業の実施に当たって、昨今の経済状況等を本当に勘案した上で、そういう要件の緩和あるいはその要件の追加等を行って貸し出せるようなことはできないのかどうか。もし答弁ができたらお願いをしたいと思います。

○県民政策部長(高山幹男君) 私立高等学校の授業料減免ですけれども、これは私立高等学校が授業料減免を行った場合に、それに対して県が補助するというシステムでございます。そのため、私立高等学校におきます対象者の状況等を踏まえまして、その要件のあり方とかその辺につきまして、私立高等学校側と協議検討する必要があるというふうに思っております。

○教育長(渡辺義人君) 先ほど申し上げましたように、県の教育委員会におきましては、現在、県の育英資金の財源として活用すると。この交付金を活用することになりますけれども、国から示されました要綱によりまして、仕組みとしては、基金を設置して、その基金を取り崩して奨学金の財源に充てるというものでありまして、平成20年度をベースにいたしまして、これに対して、平成21、22、23の3年間のそれぞれの需要が平成20年度よりふえた分、つ

まり純増分の生徒数に対しての財源として活用をしてくれと、こういうふうなシステムになっているようであります。したがって、現在の奨学金システム、奨学金の要件等について検討する場合には、これがあくまでも臨時特例的な措置であるということをごまかす頭の中に入れておく必要があると思います。その上で、本交付金の基金を通じた基金の活用につきましては、ただいま申し上げたことも含めまして、具体的なあり方について今後検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○長友安弘議員 特例的なことだと思いますので、これは、もしできましたら、本当に授業料等が出せないというような状況であるときには、最大の配慮をお願いしたいというふうに思います。

それでは、時間がありますので、もうちょっと質問させていただきましても、県土整備部長にお尋ねをいたしますけれども、地域の基盤の整備についてということになります。地域活力基盤創造交付金、これは昨年度まで実施していた事業というのは大丈夫だと、継続して行うということで安心をいたしました。そこで、ローカルなことで恐縮でありますけれども、住民の期待も大きい新相生橋並びに宮王丸橋の進捗状況と今後の見通しについて、ちょっとお尋ねをします。

○県土整備部長（山田康夫君）（仮称）新相生橋、そして（仮称）宮王丸橋についてでございます。まず、県道宮崎西環状線の新相生橋につきましては、本年度から工事に着手する予定であります。宮崎都市圏の渋滞緩和に大きく寄与しますことから、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。また、県道木脇高岡線の宮王丸橋につきましては、これまで

本庄川右岸の吉野地区におきまして、国による河川激特事業が行われていることから、それぞれの計画を調整してきたところであります。今年度からは、右岸側取りつけ道路の用地買収に取り組んでいくこととしておりまして、引き続き橋梁の早期着手に向け努力してまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 もう一点、地域の住民の方々が心配しておられますので、お尋ねをします。市街化調整区域の基盤整備、中野廣明議員も何度もお尋ねになっておりますけれども、私の場合でありましたら、宮崎市北地区付近、ここに宮崎須木線と野首麓線というのが通っておりまして、その整備を鋭意行っているわけでありまして、こういう事業が変わりましたことによって影響があると大変だということでありまして、整備状況と今後の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） まず、国富町境に近い宮崎須木線の宮崎北地区につきましては、これまで重点的に歩道の整備を進めてきておりまして、今年度は、白坂工区において、引き続き用地買収と工事を進めますとともに、新たに長田工区に着手をしまして、測量と設計を行うこととしております。次に、野首麓線につきましては、糸原工区の延長約1.5キロメートル区間でございますけれども、道路改良事業に取り組んでおります。平成19年度に約200メートルを供用したところであります。今年度は、用地買収を進めますとともに、改良工事の進捗を図ってまいりたいと考えております。今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、それぞれの工区の早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○長友安弘議員 ありがとうございます。

それでは、先ほど医療問題についてお尋ねをしましたが、そのとき消防の常備化というお話をちょっとさせていただきましたが、非常備町村の救急搬送体制の整備、これについて総務部長にもう一度お尋ねをしたいと思えます。このことにつきましては、外山良治議員より、平成19年の9月、また平成20年の9月の一般質問で、命の格差があってはならないと、こういうことで、CAP患者の例とか、あるいはクラッシュ症候群患者の例を挙げまして、DMATの養成等も含めてお尋ねがありました。その後、今回の県北調査でも、この消防の常備化の話が出ましたけれども、その後、非常備町村の救急搬送体制の整備というのはどのように改善をされたのか、また、消防の常備化問題はどうようになったのか、お尋ねをしたいと思えます。

○総務部長(山下健次君) 県内7つ非常備町村があるわけですが、そこでは、役場の職員あるいは町立病院の職員等が対応しておりますけれども、救急搬送業務に関する専門知識あるいは技術を有する専任の職員がいないという状況でございます。こういった中でございますので、私ども県といたしましては、非常備町村に対しまして、特に、消防というよりは救急のところを喫緊の課題でございますが、これまで常備化に向けた働きかけを行ってまいりました。現在でもその働きかけを強めているところでございますが、一部の町村ではそういった動きがございますので、さらにその働きかけを強めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 ぜひともお願いをしておきたいと思えます。

次に、知事にちょっとお伺いいたしますけれ

ども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、先ほど、本当に県民のニーズに合わせて、また将来を見据えてこれを使っていきたいというお話がございました。この目的の中には、地球温暖化対策とか少子高齢化社会への対応、あるいはまた安心・安全の実現とか、将来に向けた、きめ細かな事業を積極的に実施できるようにというようなことであったわけでありますけれども、同時に、これは地域の中小企業の受注機会に、やっぱりこれがなくなってはならないと思うんですけれども、この点についてはどう考えておられるのか、お尋ねをしたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地域の実情に応じた地域活性化等を図るために交付されるものでありまして、国の経済危機対策におきましても、この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請するとの方針が示されているところであります。このような交付金の趣旨及び国の方針も十分踏まえさせていただきまして、地域経済の活性化が図られるよう、県内中小企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、もう一点、医療問題について福祉保健部次長にお尋ねいたしますけれども、総合医の問題ですが、なかなかこれは難しい問題だということでございます。ただ、過日の新聞報道で、寄附講座の報道というのがなされました。地域医療のあり方を研究し、地域に根づく医師の育成を目的とすると、また、地域医療に興味のあるドクターを集めて、地域の中核となる病院に医師を派遣するシステムをつくっていきたい等の記事が踊っておりました。まさにこれからの地域医療というものを考える

ときに、それが成るかどうかは別といたしまして、非常にこれは有効な方策だと思います。総合医的な人材の確保が本当に望まれるわけでありませぬけれども、この点について今後どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 総合医についてですけれども、総合医を医療制度にどう位置づけるかということについては、現在、国において議論が進められているところですのでけれども、僻地など地域医療の場において幅広く総合的な診療が行える医師の確保は、大変意味のあることだと考えております。したがって、県としましては、宮崎大学の取り組みや国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 街中で病院がところどころ閉鎖になっているわけですね。それはどうしてかということ、お年を召されてリタイアされたこと。恐らく息子さんとか娘さんが医師の道を歩かれていると思うんですけれども、先ほど申し上げましたように、やはり専門医の道というか、そういうものを歩かれる方が多いんじゃないかと。なかなか小さな病院の後継ぎになるという状況ではないんです。したがって、我々が何でも相談に行けたようなそういうところが少なくなりつつありますので、そういうことも考えていただいて、地域医療再生計画というか、そこらあたりをまたしっかり行っていただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

もう一点再質問いたしますけれども、多くて済みませんが、福祉保健部次長にお尋ねいたします。音声コードの作成の件、実は私も実際、東京のほうでその実物を見てまいりましたけれども、例えばワードで文章をつくりまします。そこに、ワードに音声コード化する、張りつけるソ

フトが7,000円ぐらいであるそうであります。このソフトを入れておけば、つくった文章に、そのソフトを使ってすぐ音声コードがつけられると。それを読み取り機にかけると、それが音声としてずっと出てくるわけであります。最近では、英語等につきましても、音声コードにかけますと、非常にクリアな発音でそれが聞こえてくるというふうな機械になっております。では、スキャナー等でつくった記事等が音声コード化できるのかという話をしましたら、やっぱりワードに張りつければできるというようなお話を聞いておりました、そのようになってきますと、技術的にはまたちょっと違った難しさがあるんじゃないかと、こう思いますけれども……。したがって、例えば県庁の総合長期計画といいますか、そういうものを、本当に情報バリアフリーとして多くの方々に出したいと。年とった方でも、見るのは面倒くさいけど、耳で聞けば聞かれるというような方等もふえてまいりますので、それをするためには、各課の職員がそういう技術を持ってなくちゃいけないわけです。ソフトは、金額的にはそんなにたくさんになるものじゃないと思っております……。だから、一日も早く、周知をするというよりか、早く研修会を開いて、またそういう機械等も実際入れて、そういうものが普及するように行っていただきたいのでありますけれども、早くそういう研修会等を開催される予定はないのかどうか、もう一回お尋ねをしたいと思います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 音声コードについてですけれども、県の障害プランは、この音声コードに対応するようにしております、こういったものを県庁全体に普及していくことも必要でございますので、県庁内に普及す

るために、研修会につきましては、できるだけ早く開催したいというふうに考えております。

○長友安弘議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に大変な経済危機の時代であります。また国から、本当に矢継ぎ早であります。基金という形が大変多くなっております。今後のその使い方が非常に大事になってくると思ひますので……。また、県におかれましては、本県の将来の浮揚というものを本当に考えの中心に置いていただきまして、予算措置をしていただきますように要望をいたしておきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。(拍手)

○井本英雄副議長 次は、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 通告に従ひまして質問を行います。

まず、知事の退職手当の額を50%減額する条例に関してお尋ねします。

知事が今回の条例案を提出されて以来、私も議員もそうありますが、マスコミも含めていろいろと憶測まじりの意見が交錯し、客観的な判断に苦しむのであります。本来、退職手当は一定の規定に基づくものであり、高い低いの評価は各人各様であります。現行の規定はいつ見直され、改定された内容はどのようなものか、その根拠は全国一律なのか、また妥当なものか、総務部長に伺います。

次に、知事にお尋ねしますが、マニフェストにおける退職手当の「出来高払い制」の考え方は、知事自身が選挙前に作成されたものであります。この規定にはもともと達成度や「出来高払い」の考え方はなかったものと思ひます。それにしても、その時々で知事が恣意的に直接自分の手で引き下げることが公職として好ましいのかとの意見があります。そうでなければ、

しかるべき機関に諮問し、多角的な判断を加えるべきではないかとの声もあります。もし9月か12月議会で我々だけで結論を出すというようなことになれば、かなりの時間と手続を我々自身が集中しなければならないと思ひますし、県民の納得できる結果を目指さなければならないと思ひます。今日の条例提案が東国原知事だけに適用してほしいと望んだとしても、以後の知事や県内の首長にも及ぶ問題であると思ひます。知事はそのあたりはどのように認識されているか、伺います。

そして、知事自身が、評価の方法が見当たらない、難しいので50%と提案されているのであります。仮に踏み込んだ議論として、行財政改革の点から知事が範を示したと評価する人もあれば、立派な功績を上げたのにおまへたちは何で50%に反対しなかったのかという人々も出てくるかもしれません。また、任期を1年半残しながら、なぜこの時期にとの声も強いのであります。退職金は今年度の早い時期に結論を出さなければなりません。2期目以降はないのではないかとの声も聞かれます。これらの点を知事はどのように考えておられるか伺います。

以下の質問については、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、今後の知事への影響につきましては、今回の退職手当の減額は、あくまでも私のマニフェストに係る対応でありまして、今回の任期に限った特例条例としたところであります。また、県内市町村長への影響につきましては、既に4名の市長及び町長が退職手当の減額を行っておりますが、それら以外の市町村長においては、現在のところ減額等を行うような動きは見

られません。ちなみに、知事の退職手当の減額を措置している14道府県の市町村における状況を聞き取り調査しましたところ、これら道府県内でも市町村への影響は特にないということでありました。いずれにいたしましても、退職手当のあり方については、今後の知事やそれぞれの市町村長において独自に判断をなされるものと考えております。

続きまして、提案の時期についてであります。知事の退職手当につきましては、私のマニフェストにおいて、県民の満足度をもとにした出来高制を導入するとしております。私が知事に就任して以降、検討を行ってまいりましたが、就任して2年後となることし1月のマニフェスト検証会の時点で、出来高制については断念することとしたところであります。しかしながら、私のマニフェストにおいて、知事の退職手当については見直しをすると掲げていることから、その後、出来高制以外の見直しについて検討を行ってまいりました。ことしの2月議会には準備が間に合わず、条例提案には至りませんでした。4月にはメディアを通じて、ことしの早い段階で退職手当を見直すことを発表させていただきまして、このことにより、県民の皆様との約束を交わしたものと考えております。私といたしましては、この約束を守るために、今議会で50%の減額を提案させていただいているものであります。

2期目の意向についてであります。私は、まだ1期目の折り返しを過ぎたところでもありますし、今議会でも申し上げておりますが、今後とも、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向け、与えられた任期を全うすべく、一日一日を全身全霊を傾けて県政運営に努めていきたいと考えております。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

知事の退職手当の改定期等についてであります。まず、算定基準の改定等についてありますが、従来、知事の退職手当につきましては、知事が退職する時点で、すべての任期を通算し支給するとともに、支給率につきましては、条例制定時の昭和46年以降、100分の75としておりました。こういった中で、昭和51年の特別職報酬等審議会での議論を踏まえまして条例が改正されまして、同じ年の10月以降、任期ごとに支給するということとともに、支給率を現行と同率の100分の70とされたところであります。また、各県における積算根拠についてありますが、法律上の積算根拠や基準はございませんが、本県と同様に、知事の給料月額に在職した月数を掛けまして、さらにそれに支給率——この支給率のところでは若干各県異同があるようではありますが——乗じて得た額となっております。この額は、今申し上げましたように、一定の手続を経て条例化されたものでございますので、妥当ではないかと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○権藤梅義議員 引き続き、退職手当に関してでございます。一部また重複しているかもしれませんが、知事は、記者会見等で、県内の市町村長との関係を問えば、各首長が各人でそれぞれ判断してほしい旨の発言をされておるように聞こえます。それなりの気遣いや配慮、あるいはまた、この知事の退職金というものが、私たちから考えるともっと重いものといえますか、そういう客観的な協議を重ねた結果、提案されるべき、あるいは論拠というものではないかというふうに思うわけですが、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回の退職手当の減額は、私のマニフェストを踏まえさせていただきますと判断したところでありまして、あくまでも私に限ったものであります。したがって、この場をおかりして改めて申し上げますけれども、県内の市町村においては、やはり、それぞれの首長さんが独自に判断をなされるものと考えております。私から特に今回の退職手当の見直しについて、各首長さんに対して申し上げる立場にはないと考えております。

○権藤梅義議員 次に、全国知事会等では、財政規模等により一律ではないにしても、この問題は一つのインパクトを与える議案ではないかというふうに私は考えておりますが、既に14ぐらいの県が実行しておるといような話も出ております。知事会として、共通の議題として議論を深め、判断を求めるというのも一つの選択の方法ではないかというふうに考えるわけですが、それについても県内と同じ状況かどうか、いま一度お尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 今回の退職手当の減額につきましては、私のマニフェストを踏まえ判断したものでありまして、給与の減額については、それぞれの首長が政治家として判断すべきものであると考えております。

○権藤梅義議員 次に、7月1日になりますと、知事も議員も所得が公表されることとなりますが、退職手当の延長線上の問題として、知事職の給与・一時金と、その他の東国原知事のテレビの出演料収入や印税等の収入はどうなっているのか伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 私が昨年自主的に公表しました平成19年分の所得金額は、給与及びその他の所得を合わせまして約4,110万円でありまして、そのうち4割、1,600万円は税金として

お支払いさせていただいております。直近の平成20年分につきましては、議員の皆様と同様に、条例に基づきまして今月末に公表させていただくこととしておりますので、御理解いただきたいと思っております。なお、きのうの私のブログで住民税のことについて触れております。あれで大体の逆算はできるものと考えております。

○権藤梅義議員 それでは次に、政治資金パーティーと称する、いわゆる政治資金収入の届け出等について、選挙管理委員長にお尋ねをしたいと思います。全国の知事の中で、本県の東国原知事と同じように報告されている例、実績をお伺いします。また、東国原知事の報告書での総収入と支出、余剰繰り越し等はどうなっているか伺います。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 既に公表されております平成19年分の政治資金収支報告におきましては、16都道府県知事の関係政治団体が、政治資金パーティーを開催されているところであります。また、県選挙管理委員会に提出されました平成19年分の政治資金収支報告によりますと、知事の関係政治団体におきましては、県内で5回の政治資金パーティーを開催されております。報告の内容としましては、政治資金パーティーの開催に当たったの事業収入といたしまして2,853万2,000円、また、その支出として1,129万7,390円が報告されており、その差は約1,723万円となっているところであります。

○権藤梅義議員 ありがとうございます。私は、判断材料となる数字や考え方を整理するのは所管の総務政策常任委員会かと思いますが、精力的な委員会の審議が持たれることを期待いたしまして、この場での質問は以上したいと思います。

次は、エコカー、つまり環境対策車への買いかえ促進について、総務部長及び環境森林部長に伺いたいと思います。

環境に優しいエコカー、つまり環境対策車は、地球環境とガソリン価格の高騰等の理由から、最近特に注目されるようになりました。しかし、通常の車に比較し、かなりの価格差があることから、国は減税を大幅に行い、エコカーの推奨をすることになっております。そこで、総務部長に伺いますが、今回の税制の改正点を簡潔に御説明いただきたいと思います。さらに、環境森林部長に伺いますが、全県的な立場から、県は各市町村の模範となるべきリーダーであり、範を示すべき取り組みもあるのではないかと考えますが、エコカー普及に県がなすべきことがあればお示しを願いたいと思います。3点目は、本県のエコカー導入や切りかえ計画を伺いたいと思います。今回の国の補正により、本県においてもエコカーの購入促進が行われるものと思います。さらには、現行の本県の導入計画の見直し等を考えているか、総務部長に伺いたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 2点でございますが、まず1点目、税制の改正点を簡潔にということでございますけれども、今回の改正によりまして、自動車取得税の軽減措置が拡充されますとともに、新たに自動車重量税についても軽減措置が設けられるところでございます。例えばハイブリッド車では、新車の新規登録時の自動車取得税及び自動車重量税が全額免除をされます。また、その他の自動車でも、その環境性能の程度に応じまして、自動車取得税及び自動車重量税が最大75%軽減されることとなっております。なお、この特例措置は平成21年度から3年間ということでございます。

加えまして、県税であります自動車税につきまして、これまでの特例措置として、その環境性能の程度に応じまして、新車の新規登録の翌年度に限りまして最大おおむね50%を軽減するという措置が既にあるところでございます。

もう一点でございますが、公用車の更新ということでございますけれども、今回追加提案をさせていただきました補正予算案（第3号）におきまして、本来は来年度当初予算で対象となる公用車34台につきまして、前倒しで更新することといたしまして、予算額にして6,036万円を計上したところでございます。この34台はすべて低公害車でありますけれども、うち14台についてはハイブリッド車を予定しているところでございます。この結果、従来、年平均30台ペースの更新ということでございましたが、21年度は当初も合わせまして現在のところ83台の更新予定ということで、相当前倒しということでございます。公用車の更新に当たりましては、購入後の経過年数あるいは累計走行距離などにより、基本的な更新基準を定めておりますけれども、これを満たした車両を今回、今回と申しますか通常は、対象として予算措置をやっているところでございますが、検討するというところでございますけれども、今後の更新につきましても、基本的にはこの基準に基づいて計画的に進めていく。ただ、こういった形で経済対策も含めて新たな措置ということであれば、当然、低公害車なりあるいはハイブリッド車、こういったことも含めまして、用途、経済性なども考慮に入れながらこの更新計画を前倒しするというのも、可能性としてはあるというふうに考えております。

○環境森林部長（吉瀬和明君） エコカーの普及につきましては、国や地方公共団体におきま

して、平成12年5月に制定されました「グリーン購入法」などに基つきまして、低公害車を初めとする環境に優しい物品の優先購入に取り組んでいるところでございます。県としましては、県の公用車につきまして、平成20年度購入した41台のうち39台を低公害車とするなど、積極的に取り組んでいるところでございます。低公害車の普及につきましては、温室効果ガスの排出削減に大変有効な手段というふうに考えておりますので、市町村に対しましては、環境保全に関する会議等の機会を通じ、呼びかけを行ってまいりたいと存じます。

○榎藤梅義議員 3項目めに通告しておりました土木行政の矛盾につきましては、順番を入れかえて後に回させてもらいます。

それでは次に、自殺対策について福祉保健部長に伺いたいと思います。

4月2日に警察庁が発表した自殺統計で、2008年の自殺者は3万2,249人となり、11年連続で3万人を超えました。一方、厚生労働省の人口動態統計によると、県内の自殺死亡率は、2001年以降増加傾向にあり、2007年は、10万人当たり34.6人と、秋田県に次いで全国2番目の高さでありました。2008年は、11月までの推計として10万人当たり29.8人、また自殺者総数も漸減の方向とは聞きますが、数値が確定しておればお示し願いたいと思います。

この間、国は、2006年10月に「自殺対策基本法」を施行し、2007年には対策を盛り込んだ大綱を定めて本格的な対策に乗り出しましたが、経済不況や倒産等と相まって憂慮すべき状況にあります。国の支援体制も、この5カ年間でたったの10億円と非難されてきましたが、今回の補正予算では、3カ年とはいえ100億円規模の予算が計上されております。また、「多くの自

殺は、個人の意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と言える」との文言が大綱の中に盛り込まれまして、肉親を失った遺族らの思いが込められた基本認識だと注目を集めております。さらに、地域の実情に応じた対策をとる責務が地方自治体に課せられ、まさにことしが正念場だと言われております。そこで、さきにお尋ねしました自殺者の実態とあわせて、昨年取り組んだ本県の対策の概要を、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 厚生労働省の人口動態統計によりますと、20年度分については、まだ現時点では概数ではありますが、本県の20年の自殺者数は363名で、前年に比べて31名減少し、人口10万人当たりの自殺者数は32.0で、全国で4番目となっております。また、昨年度の取り組みであります。従来「生きる力」応援うつ病対策事業に加えまして、新たに「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業を実施いたしました。この中で、官民一体となって、総合的に自殺対策を進めるための基盤づくりや、自殺対策フォーラムの開催、テレビCMの放映などの普及啓発、かかりつけ医などの専門家を対象とした研修などに取り組んだほか、地域の実情を踏まえた対策を促進するため、市町村長を対象としたトップセミナーを開催したところでございます。

○榎藤梅義議員 次に、自殺対策の具体例であります。1995年からずっと全国でワースト1を続けている秋田県が本腰を入れたのは2001年度からで、重視したのが、自殺へのタブー視を取り除くための普及啓発活動と、未然防止の予防対策と言われております。また、最近の試みとして、うつ病対策の具体的推進策に、精神病院

の登録医制度と内科医の協力医の認定制度を充足させて連携を深めております。

一方、長崎県の場合は、2008年7月から、多重債務者のメンタルヘルス対策に取り組み、関係者の注目を集めております。その内容は、弁護士が原則として無料相談を受ける、日本司法支援センターや県弁護士会の支援、次に、県消費生活センターなどを対象に、ベテラン保健師を週1回派遣し、必要と判断した人には精神科医にかかる無料の相談券を渡す。今年3月までに38人が相談をして、うち8人が無料相談券をもらっております。

また、昨年、岩手・宮城の大地震で被害の大きかった宮城県栗原市の例は、2005年の栗原市の自殺率が10万人当たり48.6人となり、秋田県をも上回る数字を記録しており、この事態を知った佐藤勇市長は、2007年8月に非常事態宣言を出し、市民アンケートを行いました。その結果、心配事の第1として、市民の3分の1が経済的な問題を挙げたと言われ、多重債務者対策に乗り出すことになりました。借金で困っている市民に対して弁護士や司法書士が相談に乗り、場合によっては、救済融資制度「栗原市のぞみローン」の利用を促すという仕組みであります。

さらに、東京都の例では、2008年から始めた自殺の実態調査、ライフリンクという会社に委託して、自殺者の遺族から経緯などを聞き取って分析する取り組みでありまして、自殺予防の手法や遺族への支援のあり方を探るのがねらいで、今年度100件の実態調査を目指しているといえます。

これらの例につきましては、執行部には「わかっていますよ」ということかもしれませんが、本県が今年度どのように原因分析と具体策

を練り上げ、真剣に取り組むかにかかっていると思います。本県においても、前述した事例と似通った骨太の政策や具体策が準備できるならば、もっともっと自殺は減ってくるものと期待をしておりますが、福祉保健部長の姿勢を伺います。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 本県の平成20年の自殺者数は、19年に比べましてやや減少したものの、自殺死亡率は依然として高い数値で推移しておりますので、自殺対策は、県民の理解と協力を得ながら取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。このため、秋田県等の先進県の取り組み事例も参考としながら、昨年度、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業を立ち上げ、普及啓発や人材育成などさまざまな事業に取り組んでいるところであります。さらに、本年度は、今議会において御審議いただきます地域自殺対策緊急強化基金を活用しまして、市町村が独自に取り組む対策を支援するとともに、テレビ・ラジオでのコマーシャル放映や、自死遺族支援をテーマとしたフォーラムの開催などの普及啓発に特に力を入れることといたしております。これらの対策により、一人でも多くのとうとい命を救えるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 先ほどの例から引きますと、ちょっと物足りないような気もいたしますが、市町村より前に出るというのもどうかということもありますし、また、部長も休んでおられますので、今後の具体策づくり等を注目したいというふうに思っております。

次に、自殺問題に取り組む特定非営利活動法人（NPO）「ライフリンク」は、ことし3月末に、都道府県、政令市の自殺対策推進状況に対するアンケート調査の結果を発表しておりま

す。アンケートは、組織や予算措置など対策の基盤に関する5項目(55点満点)と、個別の施策に関する9項目(45点満点)で構成されており、83点の長崎県がトップ、81点の秋田県が2位、昨年まで最下位だった東京都が3位との評価結果が出ているようであります。本県の評価結果の位置や問題点と今後の重点政策等をどのように認識しているか、再度伺います。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) お話にありましたアンケート調査結果では、本県は、宮崎県自殺対策推進本部や宮崎県自殺対策推進協議会といった組織や推進体制、あるいは啓発活動などで高い評価を受けている一方、自殺未遂者支援などでの評価が低く、全国では14番目の評価となっております。県といたしましては、本年2月に策定しました宮崎県自殺対策行動計画を踏まえ、他の自治体の取り組み内容等も参考にしながら、自殺未遂者支援や自死遺族支援など、さらなる施策の充実強化に取り組んでまいります。

○権藤梅義議員 次は、教育長に伺いたいと思います。

文部科学省が行う全国学力テストの結果が公表され、2年連続トップクラスの成績をおさめてきた秋田県の取り組みが注目されております。本県も、公立小学校の国語や算数でB(活用)等の評価が若干下回るものの、総合的には全国平均を上回り、特に九州各県との比較では健闘しております。教育関係者の御尽力に敬意を表するところであります。

また、特に秋田県の場合、歴史的には、1960年代は全国平均に届かない下位が続き、このままでは子供たちに申しわけないと発奮し、学力アップに努めてこられたようであります。最も顕著で本格化したのは、この4月で勇退された

寺田典城知事の就任以降と聞きます。寺田前知事は、「秋田独特の「おれもやらないからおまえもやるな」という横並び意識を教育から変えたかった」と述べておられ、任期の12年間、積極的に施策を進めてこられたようであります。近年の特別な施策といえば、丁寧な授業を支える少人数学級やグループ学習できめ細かに指導すること。2008年度は、県費4億6,000万円を投入し講師など約200人を雇用しており、教師加配には8年間で56億4,000万円をつぎ込んできたと聞いております。特に、2006年度からは「教育専門監」制度を設け、教科指導にすぐれた教諭を認定し、現場に派遣して指導方法の向上に努めています。また、朝の読書の時間を設け、小学生の3分の1は1日に30分以上読書するとのデータもあるようであります。

このようなことは、教育界では研究されているとは思いますが、本県の場合、秋田と比較するわけではありませんが、近年のマンパワーの投入や施策、あるいは本県独自の創意工夫の実態を、教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長(渡辺義人君) 本県におきましては、学力向上対策を第2期の「明日の宮崎を担う子どもたちを育む戦略プロジェクト」の重要な戦略の一つとして位置づけ、さまざまな取り組みを行っているところであります。この中で、人的配置を行いながら取り組んでおります事業といたしましては、きめ細かな学習指導を推進するために、1つの学級を2つ以上の小さなグループに分けて学習します「少人数指導」や、1学級を30人程度とする「少人数学級編制」を、すべての小学校1年生及び2年生、そして県内6つのモデル校の中学校1年生を対象に実施しているところであります。また、地域の特性を生かしながら多様な一貫教育を導入す

ることによりまして、小中学校等の系統性や一貫性のある指導を通して学力の向上を図っているところであります。これらの取り組みにつきましては、本年度は、小中学校で406名の国の加配教員を活用しますとともに、県独自の事業として約2億5,000万円をかけまして人的配置を行っているところであります。さらに、本県では、学力向上を図りますために、教員の指導力を高める授業研究会を開催したり、スーパーティーチャー制度により、すぐれた教育実践や高い指導技術の普及を図ったりしながら、授業力の向上を図っているところであります。今後とも、他の都道府県の取り組みも参考にしながら、本県児童生徒の学力のさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○権藤梅義議員 ありがとうございます。次に、改正「学校図書館法」によりまして、2002年度から12学級以上の規模の学校に司書教諭の配置が義務づけられました。また、2007年度から第2次学校図書館整備5カ年計画がスタートしており、図書館活動の充実のため、司書教諭の果たす役割はますます重要になっていると言われております。一方、標準法委員会の司書教諭及び非常勤講師等の配置と活用のあり方についての基礎調査によると、読書活動等を推進するため司書教諭が配置されているにもかかわらず、子供の読書への関心、学校図書館の利用回数などが低下していることが明らかとなっております。その原因の一つとして、標準法委員会は、司書教諭が学級担任などを兼務しているため、十分な図書館活動ができないことが原因だと指摘をしております。司書教諭が活動に専念できるよう、教員定数の枠外で配置することを強く求めておるようであります。本県の実態と

問題点の認識、さらには今後の改善の方向等について、教育長のお考えを伺います。

○教育長(渡辺義人君) まず、本県の子供たちの読書の状況について申し上げますと、本県が実施しております読書量の調査によりまして、平成20年度の児童生徒1人当たりの1カ月間の平均読書数は、小学生で12.6冊、中学生では3.1冊となっております。ここ3年間の状況から見ますと、小学生、中学生ともにふえてきている傾向にあります。また、平成20年度の全国学力・学習状況調査によりまして、読書に関心を持っている本県の小学生の割合は76.6%、中学生は71.0%となっております。これらの数値は、いずれも全国平均より高い数値となっているところであります。また、前年度と比べましても伸びてきている状況でございます。

次に、お尋ねの司書教諭であります。本県の12学級以上のすべての小中学校に配置をされておりました。この司書教諭は、資格を有する教諭の中から発令をされ、学級担任や授業を受け持ちながら業務に従事しているところであります。学校におきましては、司書教諭を中心にしながらも、全職員が児童生徒とともに協力して、朝の読書活動や読み聞かせ活動、学校図書館の運営などに取り組んでいるところであります。読書は、すべての学習の基本となり、非常に大切なものであると考えておりますので、県教育委員会といたしましては、本年度から実施しております読解力向上推進事業を中心としながら、今後とも市町村教育委員会と連携し、児童生徒の読書活動の充実を図っていきたいと考えております。

なお、司書教諭につきましては、ただいま議員の質問にもございましたように、いわば兼務という形式になっておりますので、今後とも引

き続き、新たな加配を国に要望してまいりたいと考えております。以上です。

○**榎藤梅義議員** 次に、施設設備教材等委員会の「施設設備等の整備状況についての調査」というものによりますと、地方交付税で措置されることになっている学校図書館の蔵書などの整備経費が減額傾向にあることが指摘をされております。調査は、昨年7月から8月にかけて、公立小学校470校、都道府県ごとに10校を対象に実施しまして、前年度より予算が減ったという学校の割合は、2006年度まではおおむね20%台で推移をしていましたが、2006年度は22.6%、2007年度37.4%、2008年度43.7%とふえております。国は、子供の読書離れを防ぐため、新学校図書館図書整備5カ年計画によりまして、2007年度から2011年度まで毎年200億円、合計1,000億円を地方交付税として措置することになっていますが、現実には、調査結果のように、削減された学校がたった2年間で40%台にふえているということであります。同委員会としては、「新5カ年計画のスタート以降、各学校における図書購入費の減額傾向が著しいことは、見逃すことができない事実」と指摘して、適切に措置するよう各自自治体に働きかけていく必要性を強調しておりますが、教育長の現状認識と今後の対応を伺います。

○**教育長（渡辺義人君）** 平成20年4月に文部科学省が公表いたしました、平成19年度における「学校図書館図書関係予算措置状況調べ」によりますと、市町村の図書購入費に係る地方交付税算定上の基準財政需要額に対する予算額の割合は、本県全体で見ますと71.6%となっており、全国順位として申し上げますと24位という状況でございます。

読書につきましては、子供たちが人生をより

深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものであり、今後ますます重要になっていくものと思います。したがって、地方交付税として措置をされております図書購入費につきましては、私からあえて申し上げるまでもありませんけれども、地方交付税が一般財源でありますので、その用途につきましては、市町村の御判断ということになるかと思っておりますけれども、県の教育委員会といたしましては、先ほど読書の重要性を私、申し上げましたけれども、今後とも、あらゆる機会を通じて、学校図書費の充実について市町村をお願いをしてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○**榎藤梅義議員** ただいまの教育長の答弁をお聞きしますと、本県においても3割程度が本来の趣旨とは違う、つまり、言葉が適切じゃないかもしれませんが、ピンはねが行われているのではないかと、そのように言えると思います。その分だけ、5カ年が終わったときには学校図書館の整備がおくれるわけであります。この問題は、知事も県下の市町村長さんの理解を得べく動くべきではないかと考えますが、知事、いかがでしょうか。

○**知事（東国原英夫君）** 私も、どちらかというと読書が好きなほうでございまして、1冊の本をじっくりと読むほうでございまして、じっくり本を読み、素晴らしい本に出会うと、人生観や世界観が変わるような啓示を受けることもあります。私は、あしたの宮崎を担う子供たちには、ぜひいろんな本をじっくりと読んでいただいて、その向き合う中で感性を磨いていただいて、創造力等々を高めてほしいと思っております。

地方交付税の性格につきましては、先ほど教

育長がお答えしたとおりと考えておりますが、子供たちを取り巻く読書環境を整備することは非常に大切であると考えておりますので、市町村におきましても、できる限りの努力をしていただきたいと思いますと考えております。

○榎藤梅義議員 よろしくお願ひします。

続いて教育長に伺いますが、小中学校の新学習指導要領に向けた移行措置が4月から始まりましたが、特に小学校では、算数と理科の時間がふえるほか、高学年を対象とした外国語活動、実質的には英語教育への対応が迫られております。移行期間中の英語教育の実施は、学校の判断に任されていると言われますが、実際にはほとんどの小学校が実施せざるを得ないだろうと見られております。そして、英語教育では、この導入に向けて賛否両論ある中での実施となりまして、成果が上がるかどうかについても注目をされております。また、中学校社会科の公民的分野と高校の公民科では、「法や金融などに対する学習」が改訂の目玉の一つになっております。このうち法教育は、5月にスタートした裁判員制度の導入で関心が高まりつつありますが、金融経済教育については、関心はあるが、なかなか取っつきにくいというのが学校現場の声だと言う人もあります。さらに、高校では、総則で、繰り返し指導の重視を明確にしたり、総合的な学習や特別活動での入学当初のホームルームの充実などが求められております。また、国語はもちろん、公民や数学、理科、外国語等それぞれに新しい基準でスタートしておりますが、これらに対するスムーズな移行準備が各学校で行われてきたものと推察いたしますが、教育委員会としての重点的な対応等についてお示しをいただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 新学習指導要領で

は、子供たちに生きる力をはぐくむために、教科等の授業時数が増加をされ、教育内容が改善されております。特に、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育の充実や外国語活動の導入等が改善のポイントとなっておりますが、裁判員制度など新たな内容も盛り込まれております。それから、特に小学校の外国語活動につきましては、平成23年度から全面実施されることから、すべての学校がスムーズに取り組めるよう、本年度から2年間ですべての小学校教諭を対象に、本県においては新たに実践的な研修をスタートさせたところであります。また、新学習指導要領に対応するため、昨年度、小中学校向けにガイドブックを作成しますとともに、説明会を開催したところであります。本年度につきましては、新学習指導要領の趣旨や新たに追加された内容を踏まえた授業が実践できますように、各教科等で模擬授業を取り入れたワークショップを開催することにしております。なお、高等学校におきましては、平成25年度入学生から年次進行で実施となりますため、本年度に説明会を開催することにいたしております。今後とも、市町村教育委員会とも連携しながら、円滑な移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○榎藤梅義議員 次は、警察本部長にお尋ねをいたします。

去る5月に、新任の常任委員会、総務政策常任委員会で、交通事故の実際の裁判を傍聴する機会を得ました。裁判も終わりに近く、被告と被告の妻が出廷し、検察官と弁護士、裁判官のやりとりがありましたが、初めての経験で大変参考になりました。争われていた内容は、被告が車検切れの車、つまり自賠責のない車を運転し、たばこに火をつけ、気がついたときには前

方15メートルのところに自転車を押した老人が目前に迫り、死亡事故を引き起こしたものでした。最後に、裁判官が意見をはっきりと言われました。我々の傍聴も意識しての発言のようにも聞こえたので、改めて警察本部長に伺いたいと思いますが、まず、裁判官の指摘として、「自賠償の切れた車に乗る。漫然とたばこに火をつけながら直進道路で死亡事故を起こす。こういったことが行われていることに対して、本県特有の現象ではないか」というような趣旨の発言がありました。そこで、交通事故の事故原因は、他県と比較するとどのような違いがあるのか伺いたいと思います。また、本年の事故発生の状況、さらには自賠償が切れた車の事故はどのようなになっているのかお伺いします。

○警察本部長（相浦勇二君） 順次お答えいたします。

まず、事故原因であります。これは全国と共通して、事故の最も大きな原因要素は、わき見とかちょっとした不注意が多くを占めております。ただ、この5年間を調べました。このわき見、不注意というところの原因のものが全事故の約60%というのが、全国平均です。宮崎は実は平均で73%ということで、8ポイント高いということでございます。これは、ついでに近県と比較しますと、熊本が66%でありますので、熊本より7ポイント高い。大分が68%ですので、大分よりも5ポイント高い。都市部の代表として東京を御紹介しますと、東京は57%で、東京と比較しますと宮崎は16ポイント高いということでございます。したがって、私も直観的にそうだと思っているんですが、当県は、他の県に比べまして、明らかにドライバーの皆さんの運転時の緊張感が欠如をしていると

いうふうに考えております。

次に、交通事故につきましては、昨日現在、事故件数4,874件、死者36人、負傷者5,786人ということで、これはすべて前年対比で増加をしております。特に死者数につきましては、増加率全国1位、つまりワースト1という情勢でございます。こうしたことを踏まえまして、高齢者の事故防止、飲酒運転根絶対策等、当然進めるべき施策を強力に推進しますとともに、今述べましたような実態にありますことから、特に、自動車のドライバーサイドの皆さんに対して緊張感の醸成を図る活動を、市町村と連携しながら、特に意識をして進めてまいりたいと思っております。

次であります。自賠償の関係でございます。本来、被害者保護のために設けられた自賠償の制度なのでありますが、これがない形での車の事故につきましては、昨年中が合計で18件ございました。ことしが、つい数日前までのデータであります。8件ございまして、いずれも全事故に占める割合は約0.2%ということでございまして、自動車の所有者としても、ドライバーとしても、大変著しくモラルを欠いた行為でございますので、私どもとしては、道路運送車両法違反あるいは自動車損害賠償保障法違反ということで、厳しい姿勢で臨んでいるところであります。

なお、この自賠償での事故の割合につきましては、全国と比較をしてみましたけれども、検挙している総数に占める割合で見えていきますと、この件に関しましては、特に当県が車検切れが多いという実態にはないというふうに見ております。以上です。

○権藤梅義議員 ありがとうございます。本部長の御報告では、緊張感の欠如が全国よりも

8%高いと。さらには、東京に比べると倍の16%も高いというデータであります。私どもドライバーも、自賠責の切れた車は論外でありますけれども、マナーを守り、不注意や気の緩みを戒めたいものだというふうに思っております。

それでは、最後まで行けないかもしれませんが、私が住んでおります大塚町の道路問題に入りたいと思います。3点ありますが、とても3点は時間が足りないかと思っております。

通称「生目通線」は、昭和63年に着工して、平成17年に全線が開通しました。私の指摘したい問題の区間は、「大塚工区」と称され、旧道は時間規制の一方通行の道路がありましたが、その東側に新たに片側2車線の立派な道路が抜けまして、地域住民は大変感謝をしております。ところが、この道路用地として、仮にK氏としますが、K氏の個人住宅がかかることになりまして、本人も一度は移転を決意して契約書に印鑑を押しました。しかし、K氏が別の土地を物色する中で、K氏の奥さんは、住みなれた土地を離れたくないと毎日のように迫りまして、K氏もたまりかねて、半減した細長い土地に木造3階建ての親子三世代の住宅を敷地いっぱい建てまして、普通車3台がやっと駐車できるスペースしかないような状況になりました。その後、工事が終わりました、隣接地は不用地のような緑地帯予定の土地が10年近く放置をされてきました。私の察するところ、K氏が払い下げを希望したこと、あるいは250万円程度の工事だと思いましたが、予算の関係もあったんだろうというふうに思っております。

ところが、ことしの2月に、息子さんが仕事から帰ってきたところに、土木事務所からということで、「工事に入ります」との最後通告がありまして、3月にかけて工事が行われまし

た。工事の内容は、道路側に既に植えてあるクロガネモチの木と同じ木が二重に植えられました。私も工事が行われ始めて現地に行きまして、どうしたものかということで、県土整備部長に、「この状況を見てくださいよ」ということで電話をしました。また、最後まで少しでも土地の払い下げを希望していたK氏の立場を、同じ地区に住む住民として要望しないではおられない気持ちであります。

そこで質問ですが、工事に入る時点で、どのような情報のもとに工事を最終的に決断したのか、検討経過をお尋ねするとともに、不必要な、図面上だけで考えたような緑地帯を10年間も放置されておったわけですが、今からでも壊してでも、小さな庭が持てるような、この親子孫三世代の生活権を保障してほしいと私も考えるわけですが、部長の考えを伺いたいと思っております。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 生目通線の大塚工区の緑地整備についてでございますけれども、この路線は、宮崎市街地の内環状線の一部として位置づけをしまして、都市計画街路事業で整備を図ったものであります。街路は、都市における自動車交通を処理するだけでなく、良好な都市環境を確保する上で重要な役割も担っておりまして、特に本路線のように幹線道路の計画に当たりましては、地域の状況に応じて、歩道や植樹帯の空間を積極的に確保するよう努めております。

御質問の場所につきましては、道路計画の結果、周りを道路に囲まれた交差点部の細長い三角地となったものでありますけれども、この付近は、歩行者や自転車の交通量も多いことから、潤いのある歩行空間を兼ねた緑地として、平成5年度に都市計画決定をしまして、平成7

年度にはその事業用地として用地買収をしたものでございます。この場所について、昨年、宮崎土木事務所が現地を確認しましたところ、議員御指摘のとおり、道路不用地と思われても仕方のない不十分な管理状況にありました。これは、やはり早急に是正すべきとの判断から、緑地整備に着手をしたものであります。

結果として整備が遅くなりましたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。議員御指摘のように、円滑な公共事業の推進には、事業に御協力いただいた地権者の方への配慮は重要と考えておりますけれども、この道路用地の払い下げにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、必要な緑地として計画決定をし、事業用地として買収をさせていただいておりますことから、困難であると考えております。御理解をいただきたいと存じます。

○榎藤梅義議員 お答えをいただきましたが、私の質問の趣旨は、10年間放置した不用地を、緑地帯としてやはり必要だと判断して工事を実施されたんでしょうと聞いているんですね。今の答弁を聞いていると、私が、この草ぼうぼうの管理状態を悪いと言ったから、その工事を緑地帯としてするんだというように聞こえると、大変心外なんですね。また、記録にどう残っているかわかりませんが、本人は、最初に土木の用地担当の人が訪問したときから、「当然のことながら、敷地が半減するので、残地が出れば換地をしてほしい」旨の発言はずっと一貫して続けていたというふうに聞いております。いま一度確認しますが、工事実施に当たりまして、現地を再度点検する等、最終判断の検討はしたのか、しなかったのか。また、責任ある検討をしたのであれば、10年間も草ぼうぼうで放置してきたわけですから、しかるべき検討をした

けれども、こういう理由でできないと、はっきり、夜にでも出向いて時間をかけてひざ詰めで語り合うべきじゃなかったのかというふうに思います。今回の工事強行に向けての説明は十分だと考えておられますか。それとも、最初に用地交渉に行ったときの精神を忘れてしまったのでしょうか。部長の知る今回の説明の仕方について、いま一度お尋ねします。

○県土整備部長(山田康夫君) 緑地の整備がおくれたことによりまして、不用地のごとく印象を与えましたことは、大変申しわけなく思っております。議員御指摘のとおり、今後は、関係者に対して事業計画あるいは整備スケジュール等の十分な説明を行いますとともに、二度とこのようなことが生じないよう、職員に対して指導を徹底してまいりたいと存じます。

○榎藤梅義議員 私も、都市計画法とその都市計画決定の関係は、専門的にはわかりませんが、移転予定の人がここに、移転せずに家をつくったわけですね。当然それ以前に行った都市計画というのは、それ以前に行っておるわけですが、それは都市計画決定した後に個人が家を建てた。宮崎市も100%に近い建ぺい率で建築確認を承認したと。こういうことが事実として起これば、その時点から考えてやるべきじゃないか、配慮してやるべきじゃないかというふうに思うんですね。都市計画の決定の修正というのは、ただし書き等はないんですかと。今回のように修正すべき事実が発生して、10年間も放置して、都市計画法は、そういうものを見直すとか、あるいは修正するという項目はないんでしょうかと。私も部長に電話をしたときには、いい悪いは別にして、大岡裁きというような、親子三世代の人々の生活権を尊重すると、そういう立場からの検討はできないのかと、そういう

趣旨のことは述べたというふうに思っておりますが、いかがですか。

○県土整備部長（山田康夫君） 都市計画変更をしてやるべきじゃないかという御質問かと思っておりますけれども、都市計画道路の変更につきましては、例えば、新たな道路が計画決定されて新たに交差点が設けられた場合とか、あるいは現在の道路構造令の幅員に変更したい、例えば路線数をふやすとか、幅員を広げるとか、そういった場合等に計画を変更するわけでございますけれども、そういった公益上の観点からの理由が要件になるというふうに考えております。したがって、今回のように個人の生活権を優先して都市計画の変更をするということにつきましては、困難であるというふうに考えております。

○権藤梅義議員 今の最後の部分はどうも腑に落ちないんですね。本人は、今でもお金を準備して、当初から言っておったんだから、ああいふ緑地帯をつくるんだったら買い戻したいと、そういう気持ちを持っておるわけですよ。だから、今の説明もありましたけれども、やはり私は、この今の時代に、公が一個人を黙殺するようなことはいかんというふうに思っております。いま一度、再検討をお願いしたいと思います。

時間がなくなりましたので、瀬頭交差点と宮崎港の残地処分については、土木部長はやりないうでほしいと思うかもしれませんが、引き続き、次の議会以降、やっていきたいというふうに思っております。

以上で私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○井本英雄副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あしたの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時 59 分散会

6月23日（火）

平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部次長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 警察本部長 代表監査委員 人事委員会事務局長 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 加藤裕彦 吉瀬和明 渡邊亮一 伊藤孝利 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志 渡辺義人 相浦勇二 城倉恒雄 太田英夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長 補佐 議事担当主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|---|--|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。きょうは、地元からはるばる傍聴へ来ていただいております。ありがとうございます。一般質問も5日目となりました。5日目になりますと、いろいろ質問が重なってまいりますが、またかということでお許しをいただきたいと思えます。

一般質問の2日目だったでしょうか、電話をいただきました。「今、宮崎県が抱えておる一番の重要な課題は、知事の退職金の問題か」ということでありましたが、そうではありません。宮崎県における一番の問題は、現下の危機的な経済状況であって、これを県民挙げていかに乗り切るかであります。国はこれまで、財政健全化に向けて国債の発行を抑えるなど、財政改革に努めてきました。しかし、目の前の経済危機を回避するために、大規模な公的資金などを投入することは、明らかに将来にわたって大きなツケを回すことになり、長期的な見通しに基づいた政策と、今ここで緊急を要する政策との間に深刻なジレンマがあるとはいえ、今この時点では、緊急経済対策は不可欠であります。

国は、石油など資源価格の高騰、さらに米国発の金融危機に始まった経済の急速な悪化に対し、20年度1次・2次補正、さらに21年度当初予算と合わせて、75兆円に及ぶ経済・雇用対策を打ち出し、なお、日本は経済危機とも言える

ということで、新たな経済危機対策として、今回、大型補正予算を可決し、補正後の21年度予算総額は、初めて100兆円を超えるということになりました。本県においても、国の対策を踏まえ、これまで300億円を超える経済・雇用対策を打ち出し、今回また、大型の補正予算で対応しようとしております。このような経済状況を、知事はどれほど深刻なものであると考えているのか、また景気の見通しをどのように考えているのか、まずお伺いをいたします。

次に、経済危機時の県民総力戦についてお伺いをいたします。今の経済状況は、100年に一度の大不況とよく言われます。これまで経験したことの無い事態が続くときに、人々は歴史を振り返り、どういう時代が最も参考になるか考えます。80年前、世界じゅうを覆った大恐慌が今、強い関心を集めています。そこで、今から80年前に起こった昭和恐慌時、県は、そして地域はどう取り組んだのか。先日、新聞に、昭和恐慌時に財政を立て直そうと県が取り組んだ行財政改革の資料が見つかったという記事が載っており、そこには補助金の削減や物品の一括購入による経費削減など、県の節約に関する厳しい姿勢がうかがえることが書かれておりました。

一方、当時の人口の3分の2が住んでいた農山村ではどうであったのか。大正から昭和にかけて、農産物の価格は低落傾向が続き、米も台湾などからの輸入が増大するなど、厳しい状況にあったと言われていますが、いよいよ昭和恐慌に入ろうかというとき、宮崎県の山奥、私の住んでいる諸塚村はどうであったか。当時の村長が次のように書いております。昭和4年1月23日のことです。「数年来の不景気が、今尚つづいて此の諸塚村は非常に経済上に困難を来

して居ると思います。

それは色々なことに良く現れてまいります
が、尚自分達個人として以前と現在との経済上
の比較をして見ると良くわかって参ります。

自分の家政の状態即ち自分の足元を静に見つ
めてごらん下さい。実際多くの方が、借金がふ
える。食物がたらぬ。土地を抵当に入れる。売
却する。牛を売る。小さい山まで売ってしまう
という状態ではないでしょうか。

それのみならず、朝も昼も晩も銭借りで農業
に実際従事する間は非常に少なくなって居りま
す。諸塚村は、このままにしておけば、どんな
苦しみ^カの底に落ちるか分かりません」。

仕事をせずに銭借りばかりしていた。非常に
困難な状況にあったことがうかがえます。これ
は、県内の農山村は大方このような状況ではな
かったのでしょうか。また、全国の農山村もそ
うではなかったのでしょうか。産業組合中央会
秋田支部の会報に——今でいえば秋田県農協中
央会の会報に当たるんでしょうか——次のよう
な歌が紹介されています。「米で誇った瑞穂の
国も 米が足りぬで外米輸入 味噌の宗料は満
州大豆 はく下駄さえも支那の桐 住む家多く
は米材で 持った時計はウォルサム(米国産)

其の外総て輸入品 シャクにさわって寝床に
入れば かけた布団はインド綿^{ワタ} これを染めた
がドイツぞめ」。輸入品が年々ふえて、農村が
次第に衰退していくさまを皮肉った歌ではない
かと思います。

このような状況の中、当時の浜口内閣は、世
界の一等国の仲間入りを図るためもあって、金
融経済政策として金解禁を行い、それが運悪く
ウォール街発の世界恐慌と重なって、深刻な不
況へと進んだと言われています。このことは、
今月号の文藝春秋に詳しく載っておりますけれ

ども、このことをどのように理解して、どのよ
うに対応しようとしたのか。金解禁を行おうと
したとき、農山村はどのように対応したのか。
再び、当時の諸塚村長が送った文書を、少し長
くなりますが、引用させていただきます。昭和
5年1月の年頭に、村長が村民に送った文書で
す。

「昭和5年は、日本が経済上で漸く世界ノ国
々と肩を並べられる様になった、金輸出解禁を
断行サレタ記念すべき年であります。

今迄、日本は13年の永い間、金の輸出を禁止
していましたため、毎年、外国へ出す品物代よ
り外国から日本に買い入れる品物代^{かねだか}の方
が多くなって来て、毎年2、3億円、多い時は
4、5億づつ、大変な損をして来たのでありま
す。これ程日本は毎年毎年、日本の身代を外国
へやってきたのであります。

それと共に、物価が非常に高くなり、又その
変動がはげしくなって来たのであります。然る
に日本は、欧州大戦争で非常に金儲けがあつた
ため「ぜいたく」になれて、経済の心持ちが少
なくなつて来たのであります。

それで、日本は国としても、国民としても経
済を立て直してやらなければ、絶対に立ち行か
ぬことになったのであります。

それで政府はこの1月11日から金解禁を断行
して、外国から多くの金^{きん}を取り入れる工夫を
し、一方、国民には「消費節約、国産品愛用、
勤勉貯蓄、無駄廃除」を奨励し、経済立て直し
を目標にして、私達国民の自覚を促して居る次
第でありまして、経済的に吾々は今迄より一段
の努力をしなければならぬ時代になって来て
いる次第であります。

いよいよ金解禁が断行されました。これがた
めに色々な日用品や私達の作り出した産物の

「値段」が下落し今迄以上の不景気が来るものと思わねばならないのであります。

物価が下がることは金^{かね}が少なくなるということであって、従って私達の生活に色々な困難が出来てくることと思われまので、此の際、私達は充分なる覚悟を要する次第であります」。

このように、住民に覚悟を求め、具体的に取り組むべきこととして、次のようなことを挙げています。1、絶対に借財の整理をし、確実なる支払いの計画を立てること、2、家計簿をつけ収支を明らかにすること、3、今までより支出を少なくすること、4、少しずつでも貯蓄をすること、5、収入をふやす工夫をすること、自給肥料をつくり当収を上げること、改良農具で手間を省くこと、養蚕、製茶、シイタケ、牛、馬、豚、鶏などで金を取ることを、すべて共同で実行すること。これらを実践するために、「村は、村民の最もよい相談相手となることに少しも努力をおしまないのであります」と述べています。

本県の21年度当初予算の編成の基本方針に、役割分担を踏まえた見直し、県民総力戦による実行を掲げています。80年前と今とでは社会情勢は違います。当時、情報がどのように流れてきたのかはわかりませんが、国の方針、政策を踏まえ、地方ではどうすべきか、個人はどうすべきか、真剣に覚悟を決めて、まさに総力戦で取り組もうとしていたことがうかがえます。今回の経済危機の中にあって、県民総力戦の実行のために、県民にどのようなメッセージを送るのか、知事にお伺いします。

以下の質問は自席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

景気の現状と見通しについてであります。6月17日の内閣府の月例経済報告によりますと、4月の鉱工業生産が前月比で5.9%のプラスとなりまして、輸出の持ち直しや在庫調整の進展などから、「景気は、厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きが見られる」との基調判断となっております。事実上の景気の底打ち宣言との報道もされておるところであります。一方で、完全失業率が5%と雇用状況は急速に悪化しており、設備投資も大幅に減少していることから、景気を下押しするリスクがあるともされております。県内の状況を見ますと、4月の有効求人倍率は0.41と前月からわずかに上向いたものの、生産や消費活動は低い水準で推移しておりまして、経済基盤の弱い本県の実情も踏まえますと、県内の経済雇用情勢は依然として大変厳しい状況にあると考えております。

次に、経済危機に際しての県民総力戦についてであります。私は、新しい県づくりの基本姿勢として、県民総力戦を掲げておりますが、100年に一度と言われるこの困難な状況を克服していくためには、まさに県民の力を結集して立ち向かっていかなければなりません。例えば、地産地消の推進による地域における消費拡大や、都市と地方の交流を通じた中山間地域の活性化、あるいは農商工連携等による地域資源を活用した新たな事業の創出など、県民の皆様がそれぞれの地域や分野で最大限の力を発揮していただくことが大変重要であると考えております。県といたしましても、新たな経済・雇用対策に基づき、公共事業等による県内経済への波及や雇用確保・維持対策に引き続き取り組みますとともに、新たな産業や地域づくりのための施策を展開していくこととしておりますので、このような行政施策と県民の皆様の取り組みと

が一体となって、一刻も早くこの経済危機を乗り越え、本県の未来の礎づくりを進めていきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○黒木正一議員 今の経済状況は厳しいという見方をされておられますし、また、県民総力戦についての知事の決意をお伺いいたしました。昭和恐慌のときに、アメリカで株式の大暴落が起ると、当時、日本最大の輸出品でありました生糸の輸出が大きく減少した。しかし、農山村にほとんど何の手も打たれなかった。結局、農山村では、娘の身売りや欠食児童や長期欠席など、悲惨な状況になったということが言われております。そのようなことで、地方を中心に不満が広がり、政治不信につながり、テロや5.15事件、2.26事件といったクーデターが引き起こされて、経済政策の失敗が軍の台頭を招き、第2次大戦へと進んでいったわけです。歴史は繰り返すといいますが、このような歴史を繰り返さないためにも、今回の経済対策を生かし、新たな時代づくりに向けて取り組まなければならないと思います。

今回の補正予算について、林業関連について質問をいたします。

今回の国の補正予算の中で、農林水産省関係の追加額は総額1兆302億円で過去最大規模、うち林野関係の補正追加額は2,537億円で最大級、特に非公共事業に1,537億円を計上したのは初めてのことと言われております。中でも、森林資源の徹底した活用による林業・木材産業の再生として、「森林整備加速化・林業再生事業」いわゆる「緑の産業再生プロジェクト」を創設されていますが、このプロジェクトのポイントと県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 緑の産業再生

プロジェクトは、地球温暖化防止に向けました森林吸収源対策の推進と、木材・木質バイオマスを活用しました低炭素社会の実現を図るために、県に基金を造成し、定額助成方式での間伐等の推進を初め、間伐材等の円滑な流通や利用を地域で一体的に進めていくことが重要なポイントであると考えております。その実施に当たり、県としましては、市町村や林業・木材産業関係者等で構成する協議会を立ち上げまして、その意見や要望を参考に、今後、3年間の全体計画を策定して、円滑に推進していくことが必要であると思っております。このため、10億円の基金造成と、それを取り崩して執行する間伐推進加速化事業や森林整備加速化・林業再生事業等を、今議会において提案させていただいております。現在、本県の林業を取り巻く環境は、原木価格が8,000円台を割り込むなど、大変厳しい状況でありますことから、この補正予算を最大限に活用しまして、林業・木材産業の再生に向けまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この事業のポイントは、基金を造成すること、そして定額助成方式であること、協議会を立ち上げて3年計画で推進することなどのようではありますが、今の経済状況の中にあつて、木材価格はさらに下がって、林業地帯は窮地にあります。製材加工場も原木の確保に困るところもあり、製品の動きも鈍く、製品市場の倒産があるなど、森林組合も計画の下方修正を続けざるを得ない状況にあります。この危機的状況にあつて、今回の補正予算が本当に困っているところに行き届くことができるかどうかが一番のかぎではないかと思っております。

現在、県では、企業誘致、雇用の維持創出に力を入れておりますが、企業立地の困難な山村

において、林業を核とした所得の向上、雇用の創出を図ることが重要であると考えます。山村地域において、貴重な雇用の場であった建設業が、公共事業の減少など厳しい状況にあり、林業作業班が雇用の受け皿ともなっている事実があります。緑の産業再生プロジェクトの主体は、間伐材の推進となっていますが、雇用の創出、山村振興の観点から、間伐推進加速化事業などをどのような考えで進めていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業の再生など川上対策として実施いたします間伐推進加速化事業は、森林資源の経済的価値や森林所有者の所得の向上、さらには雇用の創出など、林業を核とした山村地域の経済・雇用対策としての視点を持って進めていくことが重要であると認識しております。このため、市町村や林業関係者はもとより、建設産業など他産業との連携も図りながら、地域一体となった推進体制を整備しまして、将来にわたって林業が産業として安定的な経営ができるための基盤整備等を進めてまいりたいと考えております。公共事業の減少や林業の不振等によりまして、山村地域は大変厳しい状況にありますが、本事業の実施を通じまして、地域経済の活性化と雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 このプロジェクトは、所得の向上、そして雇用の創出など、経済・雇用対策の視点を持って進めるということではありますが、林業従事者は非常に減少し、高齢化しております。現在でも、計画どおりに間伐が達成できなかつたり、仕事がおくれるという事態も現実に起こっております。せつかくの事業を推進するためには、人をいかに確保するか、これが課題であります。今回のこのプロジェクト

における林業従事者対策はどうなっているのかお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） この事業におきましては、定額助成方式による間伐等の森林整備や、省力化につながる高性能林業機械の導入を進めることとしております。これらの取り組みによりまして、間伐等の事業量が増加し、就業者の所得向上につながることや、機械化による労働負担の軽減が図られるなど、林業従事者対策が推進されるものと考えております。

○黒木正一議員 担い手をどうするかということは、非常に重要なことだと思います。この事業によりまして、定額の助成によって間伐を推進することになっておりますが、木材価格が非常に安いことから、間伐を控えていたという事実があるわけでありまして、それが一斉に間伐を進めるということになりまして、原木が供給過剰となり、逆効果になったらいけないわけです。国有林、林業公社などと合わせた生産調整も考えていく必要があると考えますが、その対策についてお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） おっしゃいますように、原木供給を安定させるためには、伐採方法を一斉伐採から間伐へ転換することにより生産調整を進めるとともに、原木市場の需給調整機能を強化することなどが重要であります。このため、今回補正提案しております「間伐材等需給安定緊急対策事業」を通じまして、林業事業者が間伐へ転換する際の資金に対しまして利子助成を行うことにより、間伐への円滑な移行を進め、生産調整に努めることにしております。また、原木市場におきまして、需要量を超える原木を一時的にストックし、製材工場等の需要に応じて安定的に供給する仕組みを支援することによりまして、原木供給の平準化に

努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今後、緑資源からの出材も予想されております。需給調整を図ることが重要であると思えます。

今回の事業は、林野庁でもかつてない規模の補正予算額となっておりますが、市町村の財政が厳しい中であって、市町村の財政負担が大きいことで、せつかくの補正予算が、使いたくても使えないということになってはいけないわけです。今回の事業で、市町村の負担が発生するものはどのようなものですか、また、財政負担軽減対策はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今回の事業におきまして、市町村の負担が発生するものは、木質バイオマス利用施設の整備や公共施設の木造化・木質化等が考えられます。この場合、今年度の財政負担につきましては、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を充当することも可能となっております。

○黒木正一議員 臨時交付金で財政負担に充当することができるということで、大変ありがたいことじゃないかというふうに思います。

今回の補正予算では、木質バイオマスの一体的な取り組みに支援するということになっていきます。昨年、私たち森林・林業活性化議員連盟の役員で、木質バイオマスの先進地、岩手県の葛巻町に視察に行きました。歴史の古い民間企業であります葛巻林業のペレット製造工場などを見学しました。岩手県は、素材生産量が北海道、宮崎に次ぐ第3位で、当時の増田知事を先頭に「木質バイオマスエネルギー利用拡大プラン」を策定し、取り組んできております。しかし、岩手県の林地残材、工場残材、パークのうち、チップ、ペレットに利用されているのは

約4,000トンで、全体の2%にも満たず、先進地と言われている岩手県ですらこの程度であります。木質バイオマスは注目を浴びているものの、その利用が思うように拡大していないのが現実です。本県における現状、そしてまた、県内における未利用資源はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県での木質バイオマスでございますが、年間約91万トンの木質バイオマス資源が発生していると推計しております。このうち約3割に当たる29万トンにつきましては、木材乾燥用の熱源などとして有効に利用されておりますけれども、その利用されておるものは、製材工場等で発生します端材やおがくず等でございます。残りの約7割に当たります62万トンにつきましては、未利用となっております。そのほとんどが、収集・運搬コストがかかることから利用されずに林内に放置されている林地残材であります。

○黒木正一議員 日本で利用可能なバイオマス資源の半分以上が木質系、製紙系で、あとは食品廃棄物、家畜ふん尿、農業残渣、下水汚泥などと言われております。こういう廃棄物系は、日本の人口の減少傾向を考えれば、ふえるものではないし、ふやすものでもない。農業におけるエネルギー作物も今のところ容易ではなく、持続可能な形でふやせるのは、基本的に木質バイオマスであろうと考えられます。木質バイオマスからのエタノール製造も注目されているものの、技術的ハードルが高く、実用化には、低コスト化に向けた技術開発が必要であると言われております。ペレットにするか、チップにするか、またそのままか、熱・電力利用が現実的と言われておりますけれども、現時点での利用方法はどのようなものがあるかお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 木質バイオマスにつきましては、現在、製紙用チップや畜産用の敷料、木材乾燥用の熱源等に利用されています。また、最近では、温泉熱源やバイオマス発電、施設園芸等の燃料への利用も進んでおります。今後とも、このような利用方法の普及に努めますとともに、木質バイオマスの有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先ほどの答弁で、建築廃材や工場残材はほとんど余っていないということでしたが、いかに林業自体を活性化させながら林地残材を利用していくかが問題であろうというふうに思います。木材を伐採し、土場に集材して、そこで玉切り、造材をしますと、大量の枝葉を含めた残材が積み上げられます。それをそのままにしておきますと、必ずと言っていいほど、そこからがけ崩れが起きます。大きな山地災害の原因ともなっています。そこで、それを防ぐために、残材をもとに戻したり、安全な場所に運搬したりしていますが、現在の木材価格では、とてもそこまで手が回らないという現場の声を聞きます。林地残材が有効活用され、少しでも山村地域の活性化につながる収集・運搬のシステムづくりが望まれます。県では、木質バイオマス利活用システム構築事業でその対策を図ろうとしておりますが、収集・運搬の費用を軽減する対策こそが、原料供給者、製造者、利用者にも恩恵となり、木質バイオマスエネルギー利用促進につながると思います。考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林地残材につきましては、議員御指摘のとおり、非常に難しい利用の方法でございますが、その収集・運搬につきましては、これまで、間伐現場において

中間土場へ集積する方法や、一斉伐採現場における大型トラックへの直接積み込みなど、伐採方法ごとの効率的な収集・運搬方法について検討をしてまいったところでございます。今年度は、これらの検討結果を踏まえまして、耳川流域の間伐現場等で実証事業をモデル的に実施しまして、そのコスト比較を行うことにしております。また、今回補正提案しております森林整備加速化・林業再生事業におきましては、収集・運搬に係る機械の導入や、積み込み経費等の一部を助成することにしておりますので、本事業も活用しながら、林地残材の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 今回の事業では、中学校において武道が必修科目になることもありまして、武道場への地域材利用促進を図ることが言われておりますが、本県の教育委員会では、このことについて働きかける考えはないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 武道場の建設に当たりましては、文部科学省の「安全・安心な学校づくり交付金」及び林野庁の「森林整備加速化・林業再生事業費補助金」などの補助制度がございますが、これらの制度の活用において、本年度は特に地方負担分の大幅な軽減が図られているところであります。武道場など市町村立学校における施設整備は、各市町村が事業主体となって取り組まれるものでありますが、県教育委員会といたしましても、それぞれの施設の整備が適正に行われますよう、国の支援制度の一層の周知を図りますとともに、関係部局と連携の上、必要な指導助言を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 県庁内には、全庁横断的な県産材利用推進委員会があり、教育長もその委員

であるかと思えます。どうか教育施設への地域材利用促進を御指導いただくよう、よろしくお願いいたします。

燃油高騰対策として、木質ペレット加温機を農業用ハウスにモデル的に導入しましたが、その成果はどうなっているのでしょうか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 本県におきましては、平成18年度より、燃油価格高騰対策や環境への負荷軽減の観点から、化石燃料にかわる有望な新エネルギーの一つとして、木質バイオマスを使用したハウス暖房機の実証の取り組みを進めているところであります。実証の結果、既存の重油加温機と同等の暖房能力が確認されますとともに、環境負荷軽減につきましても、一定の成果があったものと考えております。一方、導入コストに加えまして、使用した木質ペレットが、予想に比べ灰の分量が多く、熱交換率が下がるなどの課題も明らかになったところがございます。今後、木質ペレット暖房機の導入・普及に当たりましては、これらの課題解決に取り組みますとともに、木質ペレットの低コストで安定的な供給体制の確立に向けて、引き続き、関係部局とも連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次は、補正予算とは関係はありませんけれども、外国企業による森林買収問題についてお尋ねをいたします。5月14日か15日だったと思いますけれども、産経新聞の一面に「“狙われる日本の森” 中国 水源地求め買収動き」という見出しの記事が載りました。中国の企業が西日本を中心に、水源地を大規模に買収しようとする動きが活発化しているというものでした。背景には中国での深刻な水不足があり、一方、日本においては、水源地を守る役

割を果たしてきた林業が衰退の一途をたどり、林地価格も暴落していることから、中国資本にねらわれていると述べられておりました。そのような事実はあるのでしょうか。また、記事が事実とすれば、何らかの対策を考えるべきではないかと思えますが、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 外国企業によります森林買収につきましては、国の調査におきましては、現在のところその事実は確認されておりませんが、引き続き国や他県などとも連携を図りながら、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。今後とも、森林の無秩序な伐採や開発が行われないように、保安林制度や林地開発制度、伐採届出制度等を活用しまして、適正な森林管理に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 これまで林業関係の補正予算について数点質問をいたしました。今、「水メジャー」と言われる大企業が、世界で激しい水資源争奪戦を繰り広げているそうです。今の林業地帯、山村において、このような資本にいつ林地を買収されても不思議ではないというような状況にあります。今回の補正予算が、この不況の中、本当に困っているところに行き届くかどうか、有効に使うことができるかどうか最も重要なことと思えますし、単に緊急の危機対策だけにとどまらず、将来の森林・林業・木材産業の新たな時代を切り開くことにつながるものでなければならぬと考えます。執行当局の努力に期待し、次に移ります。

これまでも、いろいろ格差の問題について質問をする機会がありましたけれども、中央と地方、それから都市と農山村、いろんな比べ方がありますが、いわゆる僻地と言われているとこ

ると、そうでないところには、いろんな格差があります。その格差を是正しようとしても、どうしてもできない、無理だということもたくさんあります。しかし、これだけは何とかしなければならぬという格差が、命の格差と教育の格差ではないかと私は思います。そういう観点から、数点質問をさせていただきます。

まず、僻地医療についてでありますけれども、医療行政における僻地の定義はどういうことになっておりますでしょうか、福祉保健部次長にお尋ねいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 本県の医療行政における僻地とは、宮崎県医療計画において、「山間部が多いという地形的条件等から医療に恵まれない地域であり、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法及び離島振興法のそれぞれの指定地域のいずれかに該当する地域」としてあります。

○黒木正一議員 この僻地という呼び方は、いろんな行政単位で少しずつ異なっておりますので、一応確認のためにお聞きしたところです。

ことしの4月、自治医大卒の県派遣医師が、これまでの11名から9名へと2名減員となりました。私はこのことを聞いたときに、非常にショックでした。宮崎県は重点施策として中山間地対策を挙げておりますし、医療・子育て対策も挙げております。これは重点施策であるから、何とか維持ぐらいはできるだろうという考えが甘かったからでありますけれども、県立病院や民間の中核的な病院の医師不足、これは本当に深刻な問題でありまして、大きな社会問題として取り上げられています。一方、僻地における医師不足は、話題になることも少なく、県当局や自治体の懸命な努力により、何とか落ちついた状況となっております。1次から2

次、3次へと医療連携ができて初めて地域医療は成り立つと思います。現在、県派遣医師の要請は14名というふうにお伺いしておりますが、県派遣医師の現状、それから将来の見通しについてお伺いいたします。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 僻地医療においては、医師の確保が一番大きな課題となっております。このため、県におきましては、自治医科大学卒業医師や医師派遣システムで確保した医師を公立病院等へ派遣しておりますが、平成21年度は、医師の研修など勤務ローテーション等の関係から、前年度と比べて2名減の9名と、厳しい状況となったところであります。一方、市町村と一体となった医師確保の取り組みも行っており、この取り組みにより、常勤、非常勤を合わせ、2名の医師が確保できたため、今年度は合計で11名の医師が僻地公立病院等に勤務しております。今後の見通しであります。医師修学資金制度による派遣が、早ければ平成22年度から新たに見込まれますので、徐々にではありますが、僻地に勤務する医師数は増加していくものと考えております。

○黒木正一議員 この4月の派遣医が減員となったときに、県御当局におかれましては、いろいろと御指導、御支援をいただき、何とか落ちつくことができました。お礼を申し上げたいと思います。

続きまして、救急医療対策についてお伺いいたします。私の家の隣に、役場の職員がおります。年に何回か、夜間に救急車の運転手として出勤しております。病院まで車で約10分かかります。急患が出て病院に電話があり、病院からの電話を受けて病院に駆けつける。最低、看護師さんを乗せて現場に行き、患者を病院に運び、初期救急を行い、必要があれば日向、延岡

へと走るといような状況であります。役場職員——これは消防団員でありますけれども——を数班に分け、夜間搬送体制をとっていますけれども、地理的に考えましても、1分1秒をどうするかということになると、これは問題です。消防非常備町村は、それぞれ工夫をして救急搬送体制をとっておりますけれども、このような現状を十分把握しておられますでしょうか。また、この問題にどのような対策が考えられるか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 県内の7つの非常備町村における夜間の救急搬送につきまして、今、議員御指摘の役場の職員の方、あるいは町村立病院の職員の方が対応されたり、警備会社などに委託すると、こういった対応をしていらっしゃるようでございます。現在、県では、こういった非常備町村に対しまして、常備化の働きかけを行っているところでございまして、一部の町村におきましては、具体的な取り組みが始められたところでございます。今後とも、早期の常備化に向けまして、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 消防の非常備町村についていろいろ調べてみますと、それぞれ取り組みが全然違っているということで、それぞれその地域の実情に合った対策をとっているんだなというふうに感心したところでした。

続きまして、教育の問題についてお尋ねいたします。教育長に、教育行政における僻地とは何を指すのか、まずお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教育行政における僻地とは、僻地学校ということになりますが、その僻地学校の定義といたしましては、へき地教育振興法におきまして、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離

島その他の地域に所在します公立の小学校及び中学校等とされております。

○黒木正一議員 次に、学校制度が発足したころ、学校の教師を確保するのに苦労したという記録が残っております。今ではどんな僻地にも教師が派遣されて、義務教育が平等に受けられるというのは、ありがたいことだと思います。現在、高校進学率が100%近くになり、僻地における問題は、高等教育における教育費負担であります。とりわけ通学困難な地域は、寮に入るか下宿をせざるを得ず、自宅通学に比べて大きな負担の差があります。この対策に、県はこれまで対応いただいておりますが、修学支援の現状はどうなっていますか。また、今後の対策について考えがあれば、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 現在、高等学校等に進学する子供を持つ僻地在住の保護者の経済的負担の軽減等のため、2つの施策を講じているところであります。その1つは、県内6カ所に地区生徒寮を設け、一般の下宿等よりも廉価な経費で利用いただいているものであります。もう1つは、僻地の生徒が自宅外から県立学校等へ通学する場合、月額2万3,000円の一般育英資金に貸与額を上乗せいたしました本県独自の「へき地育英資金」として、月額3万8,000円を貸与しているものであります。さらに、僻地の生徒に限定したものではありませんが、経済的な事由から修学が困難な生徒に対しましては、「県立高等学校授業料減免制度」により授業料の減免を行っているところであります。県教育委員会といたしましては、地区生徒寮の利用等、現行制度の一層の活用を促してまいりたいと考えております。なお、今後につきましては、修学支援策全般の中において、引き続き研究を行ってまいりたいと考えております。以上

です。

○黒木正一議員 これまでいろんな機会に、高校に自宅通学ができない地域においては教育費の負担が大きく、その支援策について要望をしてまいりました。そのたびに、寮の利用率のことや、へき地育英資金で対応しているとの返事をもってまいりました。そのたびに、寮の利用率のことや、へき地育英資金で対応しているとの返事をもってまいりました。確かに、へき地育英資金は、一般育英資金と比べて上乘せした貸付額であり、へき地育英資金では、自宅通学と比べ自宅外通学は1万1,000円の上乗せとなっています。しかし、このことは裏返せば、それだけ費用がかかることを示しています。中学校卒業生の数を見ても、僻地校の生徒割合は3%と減少しております。この10年間で全体の卒業生の数が30%減少であるのに対し、僻地校の生徒数は45%も減少し、この傾向はしばらく続くものと考えられます。重荷になっている僻地出身者の高等学校教育費の負担軽減策について、研究を行っていくということでもありますけれども、どうか前向きに研究いただくよう要望しておきたいと思っております。

次に、地デジ対策について質問いたします。

この件については、もう3回目になろうかと思っております。それぞれの市町村が、それぞれの地域に合った対応策をとって、難視聴地域の解消に向けて取り組んでおりますが、対応状況はどうなっておりますか。県としても、国に助成制度の充実を求め要望してきていますが、どう改善されたのか。また、今回の経済危機対策では対応できるのか。また、平成23年7月に予定されている完全移行までに対応が間に合うのか、見通しを県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長(高山幹男君) 地上デジタル放送の対応状況であります。まず、市町村の対応状況についてであります。市町村におきま

しては、辺地共聴施設の新設・改修、あるいはケーブルテレビの整備のいずれかによりまして、地上デジタル放送への対応を図るということにされております。国の助成制度につきましては、昨年度に引き続き、辺地共聴施設に対する補助が拡充されますとともに、今回の経済危機対策によりまして、地域活性化・経済対策臨時交付金などを充てることのできるようになったところでございます。このため、こういった状況を受けまして、幾つかの市町村から、施設の整備に関する具体的な相談が寄せられているところであり、県といたしましては、技術的な面を含めて、市町村の実情に応じた助言等を行っているところでございます。それから、完全移行への見通しであります。約300カ所ございます改修が必要な自主共聴施設につきましては、既に具体的な取り組みが進められているところであります。現在、国におきまして、既に地上デジタル放送が開始された地域について、実際に受信できるかどうか実地調査を行っておりまして、その調査結果と対策が8月に公表されることとなっております。県といたしましては、引き続き市町村に対する支援を行いますとともに、国や放送事業者等と連携を強化しながら、地上デジタル放送への円滑な移行に努めてまいりたいと思っております。

○黒木正一議員 次に、ミツバチの減少問題についてお尋ねをいたします。

最近、ミツバチに関する本が立て続けに出版され、いろんな雑誌にも取り上げられております。この問題がマスコミなどで数多く話題になっております。世界じゅうで大量失踪するという現象が起こっており、日本においても昨年から、西洋ミツバチがいなくなる、大量死するということが起こっております。農水省もこと

し4月、調査をしておりますが、21都県で不足が明らかになっているということで、受粉用ミツバチが大きく19年から減少し始め、20年には減少しているという結果が出ております。本県の状況はどうなっているのか、本県の農業への影響はどうなっているか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（伊藤孝利君） お話にございましたように、昨年から全国的に受粉用ミツバチが不足している状況でございますけれども、県内の産地におきましては、イチゴ、メロン、マンゴー等の受粉用ミツバチは、おおむね確保されている状況でございます。しかしながら、今後、不足する場合等に備えまして、本年度創設しました「ミツバチ資源活用調査事業」により、供給側であります養蜂農家と、利用側であります園芸農家について調査を実施し、需給調整を行うこととしております。このような取り組みを通しまして、県内の園芸農家において、受粉用ミツバチが不足することのないように努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 現状では、受粉用ミツバチは何とか確保されているとのことではありますが、ハチみつを採取している養蜂業者の方の話を聞きますと、少なくなったという話をされる方もおります。まだ原因も特定されておらず、十分に調査して、農業県である本県への影響が大きくなならないよう対応いただきたいというふうに思います。椎葉にニホンミツバチの名人がおられます。話を聞きますと、ニホンミツバチは、16年から17年にかけてほぼ全滅の状況になりましたけれども、少しずつ回復しつつあるとのこと。ニホンミツバチの利用も含め調査するのも一策かと思われ。この問題は、単にミツバチだけの問題ではなく、環境に非常に

敏感と言われるミツバチに異変が起きているということは、生態系の問題、人間への警告ではないかと思ひ、質問をいたしました。

時間がもうなくなりましたが、「中山間盛り上げ隊」について、少しだけ述べさせていただきたいと思ひます。県は、中山間地域対策を重点施策として取り上げ、活性化のためにさまざまな事業を展開していただいていることに感謝を申し上げます。長期派遣の県職員も、一生懸命にいろんな行事に積極的に参加して活躍しております。今後どのような効果があらわれるのか、非常に期待しているところであります。今後とも継続していただきまして、活性化のために取り組んでいただきますように御期待を申し上げます、（拍手）

○中村幸一議長 次は、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕（拍手） 精神的に不安定なお母さんの相談に乗っていただきたいとの電話があり、事務所で待っていると、若いお母さんがお見えになった。「子供（5歳）は自発呼吸ができない。脳死の宣告を受けた。しかし、髪もつめも伸びる。私の機嫌がいいときは顔の表情が穏やかである。くすぐると笑みを見せてくれるように感じる。床ずれ防止のため体位を変えるとき、体は温かい。私の宝です」等々、一気に話し出されました。「衆議院で臓器移植法が可決されたら、私の子供はどうなるのでしょうか。それが心配です」、お母さんには「保護者の同意が前提でございますから心配されなくてもいいですよ」と伝えておきました。「何となく落ちつくことができました」と言って帰宅されました。約1年、我が子への奇跡を信じての生活は大変だろうと思った。何よりお母さんの子への愛の深さを知った思いがしました。命に関する質問をします。

九州電力は、鹿児島県と川内市に、川内原発3号機の増設を申し入れています。世界最大級159万キロワットの巨大原発——投資額約5,400億円——と言われています。川内原発3号機の増設問題は、単に鹿児島県のみの問題ではなく、同原発から宮崎市は約120キロ、大規模事故が発生したときは、風下に当たる宮崎県は放射能で壊滅的被害を受けること、使用済み核燃料は、行き先、処理方法等確立されていないこと、世界最大の柏崎刈羽原発が中越沖地震により、あわや大惨事寸前であったこと等を考えると、3号機増設は慎重であるべきと考えるが、知事の見解を求めます。

オバマ・アメリカ大統領は、深夜のバラエティー番組で、自分のボウリングの不得手さを語る中で、「スペシャルオリンピックのようなもの」と笑いながら話し、知的発達障がい者のスペシャルオリンピックを差別と受けとめられる発言をし、批判を受けております。スペシャルオリンピック委員会のシュライバー委員長は、「こうした言葉は知的障がい者に痛みをもたらし、偏見を定着させる」と批判し、また、ダウン症の息子を持つペイリン・アラスカ州知事も、「世界で最も力のある立場の人間による、世界じゅうで最も大切で素晴らしい人たちをおとしめる発言だ」として、「衝撃を受けた」との声明を発表しています。06年に国連総会で採択され、08年5月3日に発効した「障害者権利条約」は、社会が障がい者を社会の一員として認めていくことに大きな影響を及ぼすものとなっています。しかし、我が国は批准していません。障害者権利条約早期批准と宮崎県障害者差別禁止条例制定についての知事の見解を求めます。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降

壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

国の原子力政策大綱におきましては、エネルギーの安定供給や温暖化対策への貢献を目的として、原子力を基幹電源に位置づけるとともに、その新設・増設を推進するとの基本的な方針が示されておりまして、川内原子力発電所の3号機増設についても、この方針に沿って進められていると理解しております。原子力発電は、経済性や効率性の面ですぐれているとされている一方で、その安全性等について国民の十分な理解が得られているとは言えない状況にあると思います。川内原子力発電所の増設につきましては、九州電力が平成12年に鹿児島県や川内市に対し環境調査の申し入れを行って以降、環境影響評価に関する手続が進められ、ことし1月には、九州電力から環境影響評価の準備書が国及び鹿児島県に提出されたと聞いております。現在、慎重に審査が行われていると存じますが、当然のことながら、安全性の確保を最優先にして、正確な情報提供を行うとともに、住民の理解を得ながら進められる必要があると考えております。

次に、障害者の権利に関する条約の早期批准と条例の制定についてであります。この条約は、障がい者に対するあらゆる差別を禁止し、社会参加を推進するため、教育、労働、文化等の分野で、各国が守るべき事項について定めたものと理解しております。また、昨年12月、県議会におかれまして、条約の早期批准を求める意見書を国に提出されましたことは、大変意義あることと思います。こうした中、現在、国において、条約の批准に向け、国内法制定の検討も進められておりますので、当面は国の動向を

注視してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○外山良治議員 担当答弁代理者に質問します。九電のプレスリリース、九電のピーク電力、供給出力はどのようになっていますか。

○県民政策部長（高山幹男君） 現在の九州電力の発電能力、ピーク時の電力消費量でありますけれども、平成20年でありますが、最大電力消費量が1,698万キロワット、それから供給力は1,941万キロワットというふう聞いております。

○外山良治議員 ピーク電力は幾らですか。

○県民政策部長（高山幹男君） 最大消費電力ということによろしいですか。平成20年で1,698万キロワットです。

○外山良治議員 私は、あくまでも九電のプレスリリースで聞いていますよ。大丈夫ですか。

○県民政策部長（高山幹男君） ことしの3月に九州電力からいただいた平成21年度の経営計画の中で見ますと、平成20年度の最大電力というのは、やっぱり1,698万キロワットというふうになっております。

○外山良治議員 ここにプレスリリースがあります。それによると、昨年8月1日、1,771万キロワットアワーではないですか。答弁してください。

○県民政策部長（高山幹男君） 先ほど申し上げましたとおり、21年度の経営計画の概要の中から見ますと、平成20年度で最大電力が1,698万キロワットというふうに、私が持っている資料にはそうなっております。

○外山良治議員 ちょっと答弁おかしいよ。まあいいですわ。私が申し上げたいのは、現在の供給電力でも約1,900万キロワットあると。で、ピーク電力が、あなたのほうが正しいというこ

とであれば、1,600何十何万キロワットだと。そこに十分の余剰電力があると。だから、159万キロワット、5,400億円、安全性が担保できていない。例えば核廃棄物の処理、これはすべて深層部に核廃棄物を埋めようとすれば、仮に、後処理、総額幾らかかると思われますか。

○県民政策部長（高山幹男君） 申しわけありません。そういった数字、計測はできませんで、申しわけございません。

○外山良治議員 約20兆円と言われております。だから、そういったことを十分踏まえて、今なぜ必要なのかと。だから、私は、この増設問題については十分考えたほうがいいよと。知事はほとんどわかっておらないと思いますから、答弁代理者に今質問したわけです。

では、2問に移ります。それで、障害者批准の問題、条例の問題については、今、知事はこうおっしゃいました。国の動向を見てと。地方から国を変えると、これが私は知事の政治スタンスではなかったのかなというふうに、耳にたこができるほど伺っていましたが、「国の動向を見て」……、若干矛盾を感じるなど。しかし、それはそれとして、千葉県が条例化をし、北海道が条例化をし、そのうねりというものは全国津々浦々に波及していつております。国の動向を見て、宮崎県が置いてけぼりにならないように、早急な条例化というものを検討していただきたいと、これはもうこれでいいです。

次に移ります。県立こども療育センターは1959年に設立され、約20年前、組織改編・移転し、現在に及んでいます。初期のポリオ中心から、現在では重症児が7割を占める重度脳性麻痺中心ですが、看板は今でも児童福祉法に基づく肢体不自由児施設のままです。施設は、一般65床、母子棟5床の病棟を中心に、通園保育

(定員20名)、重症心身障害児(者)通園事業B型(定員5名)を設置、最近はショートステイの利用が急増し、数年前には年間利用が2けたであったが、今は延べ1,600件を超え、長期入所児の減少に伴う空きベッドの有効利用につながっています。しかし、在宅児の重度化に対し、施設の古い組織体系と建物・設備等が十分でないとの保護者の声を伺っています。08年「医局だより：宮崎県立こども療育センター」には、「施設の古い組織体系と建物・設備等が十分でない」と記述されていますが、具体的な答弁をお願いします。また、これらについて、改善策等についてもあわせてお願いをします。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) こども療育センターは、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設であるとともに、医療法に基づく小児整形外科としての機能を備えた県内唯一の施設でありまして、肢体不自由児に対し、整形外科的治療や機能回復訓練などを行っております。また、障がいの重度・重複化への対応など、近年、センターに求められるニーズも多様化してきており、重症心身障害児(者)通園事業、ショートステイ、巡回指導などに取り組んでおります。こうした中、センターは、スタッフの確保や設備面が十分でないなど、解決すべき課題も抱えております。お尋ねの「医局だより」は、このようなセンターの状況を記載したものと理解しております。センターの抱える課題につきましては、本年度、整形外科医を増員したほか、酸素吸入等の増設を行う予定であるなど、改善に努めているところでございます。

○外山良治議員 リスクの高い医療的ケアの必要な方は、小児科医がいなければだめです。小児科医の必置は大丈夫ですか。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 確かに今、

小児科医がいないということでございまして、これにつきましては、小児科医を何とか配置できるよう努めているところでございます。

○外山良治議員 これは、宮崎県に一つの療育センター、そこに小児科医がいないと。これは致命的。「私、頑張ります」と今まで何人が言うてきましたか。時が流れて、今もない。子供たち、子供を持つ親が、宮崎県内を東奔西走していますよ。ちなみに、医療的ケアの必要な延岡市の利用者は何名おられますか。——もういいですわ。ゼロ。小林市、ゼロ。こういうふうに重心児を抱えて、ショートに預けたいと。しかし、酸素が要る、気管切開が要る、走れない、レスパイトも必要だ。今から10年ぐらい前、正確に覚えていません。外山さんも頑張ってくれという手紙が来た。日向の方。頑張ってくれと言ってから2週間後、みずから命を絶った。子供と一緒に。なぜか。自分自身が末期のがんを罹患した。よって、この子供の通園ができない。通院ができない。よって、心中。この時代と今、何も変わらへん。どうですか、担当部長。あんたの命をかけて小児科医を引っ張ってきてくださいよ。答弁してください。

○福祉保健部次長(加藤裕彦君) 今のお話のごことは十分理解いたしました。これにつきましては、私もですけれども、部を挙げて対応したいというふうに思っております。

○外山良治議員 ぜひお願いします。療育センターについては、もう決意がわかりましたが、期待します。

人工死産についてお伺いをいたします。

人工死産に至るその背景と母体への影響等について質問をします。05年、厚労省研究班は、約1年かけ、13の高校生1年から3年生の男女約5,700人に対し、匿名の質問票や尿検査などで

調べた結果、性体験のある高校生の約1割が、性感染症（STD）である性器クラミジアの感染が明らかにされています。クラミジアは、性行為により感染し、多くが無症状で、抗生物質で治るが、放置すると不妊症などになるおそれがあると言われてしています。性交渉の経験者は、男子高校生が全体の約31%、女子高校生は約44%、このうちクラミジアに感染していたのは、男子が6.7%、女子は13.1%、全体では10.6%、年齢別では、16歳の女子高校生が17.3%で最も高く、欧米の女子高校生の感染率は1~4%となっているようであります。日本は際立って高いと言われてしています。本県におけるこの種の調査は行われているのか。行われているのであれば、現状について答弁を求めます。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 同種の調査でございますけれども、2002年に、宮崎県内の専門学校と大学に所属する学生1,325名を対象としたクラミジア感染の実態調査が、厚生労働省の研究事業として実施されております。この調査結果では、性交渉の経験者は、男性71.1%、女性74.2%で、そのうちクラミジアに感染していた者は、男性7.1%、女性9.3%でございました。

○外山良治議員 教育委員会の調査はどうか。

○教育長（渡辺義人君） 教育委員会として性感染症の実態調査というのは行っておりませんが、本県の高校1年生と2年生を対象に、平成16年度に性に関する調査というのを行いました。その際に、性交渉の体験率ということで申し上げますと——これは本県の県立学校並びに私立学校を合わせた数字であります——高校1年生で、男子が7.1%、女子が13.8%、高校2年生で、男子が20.4%、女子が27.6%、こうい

う調査結果が出ております。

○外山良治議員 答弁代理者にお伺いしますが、宮崎県の性感染症の資料をいただきました、ここに。クラミジアは30.2となっております。厚労省研究班調査では、約40何%が性経験者であって、そのうち10%が感染者であると。そうしたら、これを宮崎県に引き直すと、クラミジア感染症を発症している高校生は何人になるんですか。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 済みません。ちょっと高校生の数は把握しておりませんので……。

○外山良治議員 簡単な計算ですよ、これはもう。大体1~2年で約1万人、そのうち4割として、 $4 \times 3 = 12$ 、1万2,000人、そのうちの10%、1,200人ですがね。何でこんな——まあいいですわ。だから、この現状をしっかりとまず把握した上で、現在の母体保護が将来どうあるべきかということ、ちゃんとやっぱり考えてもらいたい。教育委員長、この現状というものをどういうふうに思われますか。

○教育委員長（大重都志春君） 議員の御指摘がございましたとおり、子供たちの性感染症等の実態は大変憂慮すべきものがあります。私は、性に関する教育は、学校教育の一環として、子供たちの人格の完成、豊かな人間形成を目的として行われるものでありまして、そのため、すべての子供に対して、生命を尊重する態度を育成し、人間としての生き方、あるいは家庭や社会の一員としてのあり方などについて、十分学ばせることが重要であると考えております。先ほど御指摘もありましたとおり、現在、子供を取り巻く社会環境は大きく変化しており、インターネットあるいは雑誌等による刺激的な性情報のはんらんに加え、性に関するモラ

ルの低下など、極めて厳しい状況にあります。このような状況下にあっても、子供たち自身が、性に関する正しい知識を持ち、適切な行動がとれるような教育の推進に努めていくことが大切であると考えております。以上でございます。

○外山良治議員 私がなぜこういうことをお伺いするかと申し上げますと、感染症が治癒しないまま放置をしていくと、結果、どうなるのか、どういうふうな後遺症等が心配されるのか、担当部長、お答えください。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 感染症の治療がおくれますと、母体では、不妊症や流産、早産の原因になりやすく、また、子宮内感染や産道感染により、新生児にも感染することがあると言われております。クラミジア感染症では、母体に子宮頸管炎や卵管炎を起こし、不妊症や流産、早産につながるるとともに、新生児に結膜炎や肺炎を起こすこともあると言われております。

○外山良治議員 そうということが心配されると。だから、そういうことに至らないうちに、予防というものをしっかりと今後取り組む。関係機関と話し合って予防策を講じていただきたいと思っております。

宮崎県母体保護統計報告によると、人工妊娠中絶件数は、昭和50年以来、横ばい状態で推移。10代の中絶率が全国平均より高いのが特徴とされています。厚労省研究班調査では、先ほど申し上げたように、非常に高校生の性交渉の経験率が高い。宮崎県青少年健全育成条例では、第10条1項で、青少年の年齢は18歳未満の者としています。また19条では、「何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつの行為をしてはならない」、2項で「何人も、青少

年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聴かせてはならない」「第7章 罰則 第19条第1項、第19条の2に違反すると、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」としていません。10代の中絶は何件か。

また、同条例19条違反による検挙件数について答弁を求めます。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 本県における平成19年度の20歳未満の人工妊娠中絶の件数は259件で、総数の9.9%となっております。

○警察本部長（相浦勇二君） 御指摘の条例違反、「みだらな性行為及びわいせつの行為の禁止」違反の検挙状況でございます。昨年が12件11名、一昨年が19件17名の検挙でございます。以上です。

○外山良治議員 これは中絶も多い。それで、19条違反では、13、14、15、16、17、これは条例適用年齢の人は免責になるから、ほとんどが、大人が18歳以下の女性に対してみだらな行為をしたと、それで検挙をされたということになると思います。今後、こういったことがないように——もう本当に大人は何を考えているのかと私は考えたくになります。そこで、第4条（県民の責務）に、「青少年を健全に育成するための施策の実施について、相互に連携」とあります。10代の中絶が多いのが本県の特徴である。条例対象者の中絶の場合、相互に連携し対応すべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

○福祉保健部次長（加藤裕彦君） 県としましては、青少年の健全育成を図るため、有害環境の浄化活動とか、地区青少年問題協議会の開催などを通じまして、警察、教育、市町村等との情報共有と連携強化に努めているところであります。また、要保護児童対策連絡会議におきま

しても、性非行や性被害を含む児童福祉対策について、医師会、警察、家庭裁判所等とも、情報交換や協議を行い、連携を図っているところでございます。お尋ねのような10代の中絶については、いろいろと法律上の守秘義務等の問題、課題もありますが、今後とも、可能な限り連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○外山良治議員 ありがとうございます。今から夏が来る。どうしても開放的な気分になる。悪さをする大人がおる。純粋な宮崎県の女性が、若い高校生、中学生が、こういった連中に被害に遭わないように、ぜひ尽力をしていただきたい。これは特にお願いをしておきます。

ふるさとバスと公共交通の利用促進についてお伺いをいたします。政府が10日、2020年までの日本の温室効果ガス削減目標（中期目標）を05年比15%減としています。日本のCO₂排出量は、1990年度から2000年までの間に、約1億1,800万トン増加。10年間の増加量の内訳を見ると、最も多いのが運輸部門で、約4,400万トンで増加量全体の約37%を占め、排出削減対策を推進する上で、運輸部門対策が非常に重要となっています。しかし、政府は経済対策の一つとして、大型連休の2週間だけで、高速道路1,000円乗り放題によるCO₂排出量が66万トンもアップしたと報じられています。これに対し、「公共交通機関の利用が減ってトータルとしてCO₂が増加すれば、温暖化対策に逆行している」と、斉藤環境大臣はコメントされています。また、環境自治体会議の上岡主任研究員は、「低炭素社会を目指しながら、地域の景気浮揚を図るなら、高速道路より公共交通機関の税金を投入するほうがベターだ」と提案されています。本県のCO₂部門別排出量の現状と抑制

策の中期目標等について答弁を求めます。また、CO₂排出量削減の一つとして、公共交通機関の積極利用が求められているが、本県の利用状況とCO₂排出量の推移等、あわせてお願いをします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県の平成17年度の二酸化炭素排出量は、全体で891万9,000トンであります。そのうち、産業部門が401万4,000トンで45.0%を占めております。次いで、運輸部門が228万1,000トンで26.6%です。家庭部門が120万トンで13.5%となっております。また、削減目標であります。現在のところ、18年3月に策定いたしました「宮崎県環境基本総合計画」におきまして、基準年でありませ平成2年度に比べて、平成22年度の二酸化炭素排出量を10%削減することにしております。なお、国が今月示されました2020年の中期目標を踏まえまして、来年度、新たな計画を策定してまいりたいと考えております。次に、県内の公共交通機関の利用状況であります。一般乗り合いバスにつきましては、昭和44年度のピーク時で、宮崎交通の輸送人員は7,805万1,000人、平成20年度が1,084万3,000人となっております。ピーク時に比べ86.1%減少しております。本県の運輸部門の二酸化炭素排出量の推移でございますが、京都議定書の基準年でありませ平成2年度は184万3,000トン、平成17年度は228万1,000トンで、24%増となっております。以上です。

○外山良治議員 今、公共交通機関、バスに限定をして、7,800万人が1,000万人に減少と。例えばこれをCO₂の関係で言うと、どのくらいの排出量になるんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） ピーク時の7,805万1,000人から平成20年度の現在で1,084

万人と、86%減少しているわけでございますけれども、公共交通機関、バスでございますと、1台の自動車に比べますと、3分の1程度のCO₂の削減効果があるというふうにお聞きしておりますので、そういうものからしますと、相当数の減少になっているというふうに思っております。

○外山良治議員 まあ相当数でしょうな。細かく言うと、人、単位輸送量というのが運輸省から出されておりますから、計算は簡単。またいつか試してみてください。

今から10年前、ある集落で街頭宣伝活動をしていたとき、老夫婦が出てきて、「難しいことはいい。バスをもとどおり走らせろ」と、おしかりを受けました。もちろん私の責任ではありません。おばあちゃんが、「バスが廃止され、バス停の看板が撤去されたとき、我が子がさらわれていくようだった」と話をされました。御主人の足が不自由で、通院のためバスが必要だと言っておられました。県警本部長にお伺いします。平成20年の変死体件数は何体か。また、特徴等について答弁を求めます。

○警察本部長（相浦勇二君） 平成20年に警察で取り扱いました変死体でございますけれども、取り扱い体数は1,478体でございます。若干傾向を申し上げますと、この10年間を見ますと、取り扱い変死体総数は増加傾向で推移しておりまして、平成11年の約4割増しが昨年の状況でございます。まず総数についての特徴でございます。

中身についての特徴を申し上げますと、基本的には男性の方のほうがずっと多くて、この10年間調べましたが、年により多少ばらつきがありますけれども、ざっくり言いますと、大体男性2、女性1の割合程度で、変死体の取り扱い

をしております。また、死因につきましては、犯罪の疑いということで我々取り扱うわけですが、結論から言うと、やはり病死の方が多くて、平成20年では約6割が病死の死体でございます。この10年間を見ましても、基本的に5割から6割程度が病死ということでございます。それで、一番問題のポイントのところだと思いますが、年齢層でございますが、65歳以上の方が、昨年で変死体の約6割を占めております。これも10年間を見ますと、じわじわと増加をしてきておりまして、平成11年で約全体の5割程度でございましたので、割合だけから見ても10ポイント程度、高齢者の方がふえています。さらに、ひとり暮らしという観点で見ますと、昨年で65歳以上の死者の中の約3割の方がひとり暮らしの方でございます。これも10年間を見ますと、どちらかという、割合という意味では減少のトレンドなのですが、絶対数を見ますと、10年間でやはり増減を繰り返しながらも、基本的には増加の基調にありまして、絶対数としては、ひとり暮らしの高齢者の変死体を取り扱う数はふえていると、こういうことがうかがえるかと思えます。以上です。

○外山良治議員 本当に、聞いてびっくりします。たしか平成19年度は1,440体だったと、私は記憶しています。それが38体増加をして、20年が1,478体、病死が多い。

先ほど、諸塚の方がおっしゃっておられました。本当に人口減少、病院も遠い。町、村にあったお店も閉める。ひとり暮らしのお年寄りが病院に行くこともできない。買い物にも行くことができない。それで死んでしまう。こんな悲惨なことが許されていいはずがない。これは例えば、生活路線をどんどんどんどん切っていく。バスを、足を奪う。結果、こういうふうな

社会というものを、担当部長、あなたたちがこういう悲惨なことを作り出していると言っても過言ではないと私は思います。ちなみに、平成20年度時点で43系統の生活交通路線があるようですが、4系統を除いて、すべて赤字路線と聞いています。赤字額の約54%をバス事業者が負担しているようですが、20年度の生活交通路線の損益、国庫補助額等について答弁を求めます。

○県民政策部長（高山幹男君） 生活交通路線についてでありますけれども、平成20年度につきましては、宮崎交通のバス路線のうち、43系統を生活交通路線として認定をしたところでございます。宮崎交通によりますと、その43系統の損益は、約5億7,000万円の赤字になっておまして、これらの系統に対する国・県の補助額が、合計で約2億6,000万円になっております。

○外山良治議員 ということは、約3億円は事業者負担ということですね。だからバス事業者は生活路線をカットしていかざるを得ないということが、今明らかになりました。

1年間に主要都市間を結ぶ8系統が廃止されているようですが、廃止の要因は、いわゆる生活路線認定基準をクリアできなかったためとされています。21年度以降も、この傾向は続いていくものと推察をしますが、生活路線に対する補助金制度の抜本的見直しは喫緊の課題であると、私は思います。国交省への要請など県の対応策について、答弁を求めます。

○県民政策部長（高山幹男君） 生活交通路線につきましては、複数の市町村にまたがって、1日当たりの運行回数とか輸送量が一定の要件を満たして、かつ赤字となることが見込まれる広域的・幹線的な路線について認定いたしまして、運行実績が補助基準に適合した系統につい

て、国・県が補助をしているものでございます。県といたしましては、バス事業者とか市町村と連携しまして、利用促進に努めますのはもちろんでありますけれども、将来にわたって生活交通路線の維持確保が図られますように、国に対しまして、補助単価の引き上げなど、地域の実情に応じた補助制度への改善、あるいは財源の確保について要望しているところでございます。

○外山良治議員 なぜこういうふうな赤字、3億もバス事業者が負担をしなければならないのか。担当部長、なぜこういうふうな3億の赤字というものを、県と国が補助しないんですか、答弁してください。

○県民政策部長（高山幹男君） この生活交通路線に対する補助金につきましては、基本的には、赤字について条件が満たされれば、県と国で補助するということになっているわけでございますけれども、国の補助単価といたしますか、これと宮崎交通の実際に要する経費との差異があるということ等によって、結果的に宮交のほうにかなり負担がかかっているという状況にございます。

○外山良治議員 宮崎県のキロ当たり原価というものはどうなっていますか。宮崎と京浜を比較してください。

○県民政策部長（高山幹男君） 宮崎県での宮崎交通が言っております単価につきましては、273.63円ということでございます。京浜につきましては、今、承知いたしておりません。

○外山良治議員 何で私が一々答弁せんならん。542円ですよ。だから国・県の補助単価が安いんですわ。だから3億の赤字になるんですよ。そうすると、どうなるかということ、バス事業者は3億の赤字、8割が赤字、生活路線を

カットしていきますよ。当然です。私も商売を長年やってきていますから、そうします。そうしたら、変死体が大量生産されますよ。これは笑い事じゃない。こういったことを十分踏まえた上で、国に対して、あしたでも結構ですから、補助単価を上げると、国・県の補助率を上げると、こういった動きをしてもらえんですか。担当部長、答弁してください。

○県民政策部長（高山幹男君） 毎年、県が国に出しております国に対する要望なんかにつきましては、この地方交通路線につきまして、地方の実情を十分に踏まえた上で、地方バス路線の維持対策に向けた充実・改善、もちろん補助金のアップもあるわけでございますけれども、その辺と財源の確保を要望しているところでございます。

○外山良治議員 本当に気の抜けたビールのような答弁ですね。もうちょっと、先ほど申し上げたように、1,478名、多くのお年寄りが足を奪われて、白骨化した死体とかウジがわいた死体とか、そういう方々が発見される。これが今、宮崎県の現状、これでいいのかと。こういった現状というものを十分踏まえた上で、もっと国のほうに声を大にして訴えていただきたいと。私は、公共交通機関の重要性について、夜寝なくて準備をしました。人は皆、年老いて、身体的な障がいがある。あるいは健常者でも、いつ体の自由を失ってしまうかわかりません。高齢者、子供、障がい者に優しい社会の建設は、健常人たちにとっても重要な課題の一つであると思います。言うまでもなく、公共交通機関の役割は、人々の移動の自由をいかに保障するかということにあると思います。さらに、今日的には、高齢社会を見据えた福祉・医療という視点はもとより、教育や環境、それに

まちづくりという観点から、どうしてもこの公共交通機関を守っていかなければいけないというふうに思います。これは衣食住に次ぐ生存権の主要な柱として位置づけて、今後、公共交通機関をぜひ守っていただきますようお願いをし、すべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） セミファイナルを務めさせていただきます松村悟郎でございます。よろしくお願い申し上げます。

一般質問も最終日、本当に待ち長かった質問でございますが、やっと眠れない夜が続いたのも終わりかなと思っております。今回は、通告のとおり4つの件について質問をいたします。

まず初めに、国からの権限移譲についてであります。

地方分権改革推進本部が示した第1次勧告では、一般国道の国直轄区間のうち、地域内交通を担う道路や、1つの都道府県内で完結する一級河川の管理などの権限を、当該都道府県に移管するとしております。本県でも移管する方向で調整を進めていくものとして、河川では小丸川、道路では国道10号線の2カ所、220号線の一部1カ所、さらに移管の可能性について協議するものとして、国道220号線の橋通りから鹿児島県境までの1路線が対象となっております。

明治以来長く続いた中央集権行政の行政疲労から、時代に即した地方行政のあり方を進める必要があるとのことから、特に内政に関しては、地方がみずから地方を運営する地方分権へと大きく転換しようとしています。地元のことは地域が一番理解しているわけで、それぞれの地域に合った地方行政を行えることは、私にとっても大いに賛成であります。ただ、今回の権限移譲については、国と地方の維持管理費の格差や交付税措置などの不透明な財源、そして災害時の安全確保に対する不安など、懸念材料が多い中での国からの提示であります。現在、本県も国との協議を行っている聞いておりますが、本県の考え方について、知事にそのお考えをお伺いしたいと思います。

壇上での質問を終わり、以下自席で行いたいと思います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告におきまして、国から都道府県への移管の要件として、道路については、1つ目に、同一都道府県内に起点・終点がある区間、2つ目に、バイパスの現道区間などがあり、また河川については、同一都道府県で完結する一級河川などが示されたところであります。本県におきましては、平成20年10月に国から県への移管についての個別協議開始の申し入れがありまして、道路につきましては国道10号都城道路や国道220号折生迫一内海などのバイパスの現道区間が、河川については一級河川の小丸川がその対象となっております。移管に当たっては、生活者の視点に立った徹底した検討がなされるとともに、道路や河川の移管に伴う財政措置や人員等の確保が前提と考えており、こうした観点を踏まえな

がら、今後とも国と具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○松村悟郎議員 引き続き、権限移譲について質問を続けます。地元の小丸川の移管についてであります。国からの権限移譲については、人員、財源等の確保が不透明な中で県に移譲されたら、特に災害時の対応が十分にできるのか不安があります。地元では、小丸川を取り巻く木城町の高城橋の歩道や、高鍋町にある潜水橋の竹鳩橋の改修という課題を抱えており、さらに国土交通省では、平成17年台風で流量が危険水位を大きく超えたことによる河川整備計画の見直しにも取りかかっていると聞いております。今までどおり国が管理するほうが安心であるとの意見もありますが、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) 小丸川の権限移譲につきましては、適切かつ確実な財源、人員等の確保について必要な措置が講じられることが条件であると考えております。この条件が満たされれば、県においても同程度の管理ができ、地域住民の安全・安心が確保できると考えております。

○松村悟郎議員 私も小丸川のすぐ近所に住んでおりますので、国土交通省小丸川河川事務所にお話に行ったりもしております。現在、小丸川に対して国は、維持管理費を含んでどれぐらいの経費をかけて整備しているのか。また、県に移譲された場合には、県はどのような整備計画をするのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長(山田康夫君) まず、国の維持管理や災害復旧を含む経費であります。平成16年度から20年度の5年間で答えしますと、年間約2億円から10億円の範囲で推移をし

ております。平均では年間約5億5,000万円と
なっております。

次に、県に移管された場合であります。先
ほども申し上げましたように、同程度の財政措
置や人員等が確保されるという条件が満たされ
れば、十分な維持管理ができるような仕組みづ
くりを構築していきたいと考えております。

○松村悟郎議員 答弁にもありましたように、
小丸川河川事務所では年間平均5億5,000万円の
事業費をかけて、人員としては大体7名体制で
管理しております。設備に関しましても、パト
ロール車、そしてボートも常備しております。
また、現在行われております河川整備計画の見
直しによっては、堤防のかさ上げ、河川底の掘
削、さらには下流の日豊本線の小丸川鉄橋への
影響も考えられるわけであります。非常に不透
明な状況にありますが、高鍋土木事務所と河川
事務所は、小丸川沿いの非常に接近した場所
にあります。高鍋土木事務所を強化することで、
移管は十分できるものだと私は考えておりま
す。地域住民の安全・安心のため、権限移譲に
当たっては、人員、財源等を十分確保されるこ
とを前提に協議を進められるよう、御要望させ
ていただきたいと思っております。

それでは次に、土木事務所の再編についてで
あります。

国の行財政改革に伴い、これまでの中央集権
的な財政構造から、地方分権にふさわしい財政
構造へ転換するために行われてきたのが三位一
体の改革でありましたが、バブル崩壊後の国の
再建には、持続可能な分権社会の構築を目指す
上で必要なものでもありました。しかし、税源
移譲も進まず、地方交付税も減少するなど、自
主財源に乏しい地方と中央との格差はますます
広がるばかりで、これ以上地方が疲弊しては、

活力ある国土の形成はできなくなります。

そこで、近年、改革のあり方について見直し
が検討されようとしております。市町村合併な
ど、身を切り汗を流してきたのが地方でありま
す。真っ先に地方を切り捨てる改革になっては
ならないのです。県においても同じです。知事
も道州制論議の中で、「地方が不利益になる道
州制には賛成できない」とも言っておられま
す。県も改革は必要です。ただ、その手法とし
て、県民に近いところで住民サービスを行う出
先機関の廃止を真っ先に論ずるのは、国の行き
過ぎた行革と同じ轍を踏み、宮崎県内での格差
を広げると思います。また、それぞれの地域か
ら存続を求めた要望が何度も出されており、昨
年の12月の議会では全員一致で、県民の声とも
言える請願が採択されたところです。地方切り
捨てにつながるような土木事務所廃止を伴う再
編案をなぜ提出されたのか、知事の見解をお伺
いします。

○知事（東国原英夫君） 県では、厳しさを増
す財政状況を踏まえまして、行財政改革の取り
組みとして、徹底した事務事業の見直しや歳入
の確保はもとより、職員の削減、出先機関再編
を含む組織の見直しなど、やれることはすべて
やらざるを得ない状況であります。土木事務所
再編案につきましては、一昨年の10月に当初の
再編案を公表させていただいてから、これまで
に、県議会を初め地域住民の方々からさまざま
な御意見をいただき、加えて県議会において、
昨年12月に土木事務所の存続に関する請願が採
択されたところでもあります。そうした経緯を踏
まえ、今回、再編案を見直し、住民サービスや
安全・安心等の確保が図られるよう、再編後も
串間、高岡、高鍋の事務所を廃止することなく
出張所を設置することとするなど、県として可

能な限り地域に配慮した見直しを行ったものがあります。厳しい財政状況の中で、限られた人材を有効に活用できる組織への転換を進めざるを得ない状況でございますので、御理解をいただけたらと思います。

○松村悟郎議員 住民サービスの向上や安全・安心が果たして確保できるか不安であります。県の出先機関の再編は、福祉、農政、土木などそれぞれの分野でばらばらに行われております。組織については、県全体を見渡して総合的に行われるのが望ましいと考えるわけでありませう。さらに、道州制への移行を考えると、県庁本体より出先機関を強化する観点を持つことが大事であります。西臼杵支庁という総合事務所もあるように、総合事務所化を視野に入れる必要もあると思います。地域住民への対応を重視するのであれば、管理部門の本庁の人員を削減し、県民に近い土木事務所に人員を配置することが、地域の活力の向上、活性化につながるのではないかと思います。知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 地方分権の進展などによりまして、今後も市町村の権限拡大が見込まれておりまして、地域住民に身近な行政はできる限り市町村が担っていくことが求められております。このような中で、本県におきましては、政策立案業務など全県的・専門的視野に立った業務は本庁で行い、出先機関においては、現地・現場性の高い業務等を担うこととしております。出先機関につきましては、総合事務所化するという考え方もありますが、組織が大規模になることに伴う組織管理上の課題等がございます。また、他県におきましては、市町村合併の進展により市町村の権限が拡大する中、二重行政の弊害も生まれたため、総合事務

所を廃止した県も出てきております。このため出先機関の再編につきましては、部門内の関係機関相互の一層の連携強化、現場に必要なマンパワーの確保等を図ることとし、そのような観点から、今回の再編案を提案させていただいたところでありませう。今後とも、本庁を含め限られた人材を有効に活用できる少数精鋭の組織への転換を進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ただいまの答弁ですけれども、県民のための改革というよりも、県庁内の組織の改革を重視されているのではないかと思います。住民の安全・安心を考える上では、決して他県も宮崎県と同じような改革をやっているわけではございません。他県の状況であります。道州制への移行への対応や地方分権の推進の観点から、出先機関の強化を図られている県もあります。岩手県では平成18年、行政改革の一環として出先機関の見直しを行っております。県庁本庁の管理部門の人員を大きく削減し、現場性の高い広域振興局に権限を移譲し、基礎的自治体の市町村と連携して市町村の自治能力を高めると同時に、協力して県民サービスの向上を考えた改革を進めております。

土木事務所の機能が半減することで、災害時など地元ですぐ駆けつけ対応してもらえるのか、住民の不安の声もあります。前回の再編案と今回の見直し案の違いは何なのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成19年10月に、商工建設常任委員会におきましてお示しました当初案は、一般国道448号の災害関連工事や東九州自動車道に係る関連道路の整備に対応するため、串間地域と高鍋地域の2地域に、3年間をめどとして、工務部門を中心とした駐在所を暫定的に設置するというものでありまし

た。しかしながら、地元市町村等からの要望や請願採択の趣旨を十分考慮しまして、当初案の設置期間を限定した駐在所にかえて、住民サービスの確保、災害等緊急時の対応が可能な機能を備えた一定規模の出張所を、高岡を含め3地域に設置するなど、できる限りの見直しを行ったところでございます。

また、出張所の主な業務としましては、道路、河川等の保全業務、災害時の緊急時における初動対応、各種申請の受付・審査・交付、住民の方々からの相談窓口等を行うこととしております。なお、災害時におきましては、まずは初動対応として出張所が行い、災害の規模に応じて、統合によるスケールメリットを生かして、事務所全体で臨機応変な対応が可能になると考えております。再編後におきましても、住民の皆様が安心して暮らせるよう、引き続き、所管区域全体の的確な管理や社会基盤整備に努め、しっかりとした体制を確立してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、小丸川の権限移譲については、移管する方向で調整を進めるものとして国土交通省も示しておりますが、先ほども述べましたとおり、大変大きな事業量があるわけで、このことを考えても、私は高鍋土木事務所は存続すべきであると思います。今回の見直しは、この権限移譲の考えも含まれて提案されているのか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 現在、地方分権改革の権限移譲の議論におきまして、本県の河川では、国が管理している一級河川であります小丸川水系の直轄区間12.7キロメートルについて、県への移管が検討されております。小丸川が県へ移管されることとなった場合は、その

前提として、移管に見合う財源や人員が移譲され、管理水準を落とさないということを基本と考えておりますので、移管に伴う業務量がふえるという状況になれば、当然、全体の中で人員の配置の見直しなど所要の対応を行ってまいりたいと考えております。小丸川の改修につきましては、現在、国において河川整備計画の策定を進めている段階にありますが、小丸川が移管された場合においても、本所と出張所が十分連携を図ることで、適正な改修・保全等が可能であるとと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○松村悟郎議員 5月24日は「宮崎県防災の日」でありました。知事も参加されております。それは当然、主催者でございますので…。今年度の本県の防災訓練は、一級河川の小丸川で行われました。広い海岸線を有する県央の重要な防災拠点として、高鍋が認知されているからだと思われます。そのような防災拠点としての高鍋土木事務所を、私は存続させるべきだと思いますが、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 防災訓練につきましては、県内、毎年地域ごとに行っておりますけれども、今年度は児湯地区ということで高鍋町、木城町で実施されまして、私も参加させていただきました。東児湯地域の海岸につきましては、現在、高鍋土木事務所及び中部港湾事務所が管理しておりますが、この地域の海岸の保全・管理は、県民の生活・財産を守る上で大変重要であると認識をしております。防災対策につきましては、これまでも土木事務所と港湾事務所が十分連携しながら対処していくことにしておりますが、事務所再編後も、災害等緊急時には、本所と出張所が緊密な連携を図り、

機動力を生かして対応し、また、大規模な災害後の災害復旧に対しましては、県土整備部の組織を挙げて全庁的な対応をとることにしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○松村悟郎議員 それぞれの答弁、ありがとうございました。いろいろ答弁がございましたが、今回の提案にもまだまだ多くの問題点はあると思います。現場の仕事効率が大きく下がるのではないかと、住民サービスの低下は避けられないと、私は感じております。そこで、現場でいろいろ調査した件について幾つか述べさせていただきます。

今回の提案では、西都を本所とするのは、建設改良工事の事業量がやや多く、また、西米良を含む地域全体を同等にカバーできるからというものであります。一方、出張所の機能は、水害や土砂災害など監視と緊急対応、道路や河川の維持補修、県営住宅の管理などになると思われれます。しかし、実際の事業計画を前提とするならば、単に事業量ベース、距離ベースだけでなく、その事業の効果を享受する7万5,000人の県民や事業のウエートも考慮すべきであります。西都の主な事業は、西米良駐在所の国道219号線改良工事であります。西都土木事務所は三財川の大規模改修事業及び東郷西都線の改良事業であります。一方、高鍋土木事務所では今後計画しているものは、高鍋市街地の街路事業2本、緊急輸送道路等2本、新富、高鍋の市街地の河川の改修2本であります。さらに地域住民から、青木地区の拡幅、竹鳩橋のかけかえなど、市街地での道路改良の要望が出されているほか、移管が想定される小丸川についても、国土交通省では、河川整備計画の策定のほか、総合土砂管理、防災情報提供システムの構築などが予定されております。今も述べましたよう

に、実際に事業計画がある地域を見ると、西都は山間部や営農地が主であります。高鍋は市街地が主であるため、住民との意思の疎通や折衝などについて、より多くの職員の皆さんの労力が必要であります。決して、西都と高鍋を比較してどちらにするかと申し上げているものではありません。土木事務所を存続させてくれという質問でございます。建設事業ではそういう課題もあります。

そして防災関係について、建設事業は一刻を争うことはございませんが、災害対策、緊急対応は迅速に行う必要があります。そのためには本所機能というのは重要になります。これは、県の職員の方は非常によくわかっていらっしゃると思います。本所をどちらにするかということと言っているわけではございませんが、本所をどちらかにするについては、単なる時間距離だけではなくて、被災地域や路線の重要性、利用度を加味して決めるものであります。また、災害対策のかなめは農林振興局となっております。その連携も図る必要があるわけでありませぬ。例えば小丸川の内水対策などについては、緊急時の指揮系統が重要であります。道路の冠水などへの緊急対応は本所で決定することになると思われ、状況の把握、報告、判断、決定と、意思決定の流れが高鍋、西都の間を行ったり来たりすることになると思います。迅速、的確な対応には支障が出ると思われませぬ。

そのほか、現在行われている総務事務の件について申し上げますと、高鍋総務事務所には総合事務センターがございます。物品の購入は一元化しているので、出張所が必要な資材は、西都本所に申請し、要求書を決裁し、高鍋の総務事務センターで、またその手続をしなければなりません。それこそ行ったり来たりで、事務効

率も大きく低下すると思います。どちらに土木事務所をとって質問しているのではございません。それぞれに地域の土木事務所は必要だと思えます。高岡はあります。串間もあります。

そして、繰り返しになりますが、何よりも住民からの唯一の直接請求であり、県民の声とも言える土木事務所の存続を求める請願を、県議会全員一致で採択されました。この重みを考えますと、今回の提案は、県民や議会を余りにも軽視した提案であると思えます。納得できないと申し述べて、次の質問に移ります。

次に、救急救命体制の整備についてであります。私は昨年の11月議会において、救急搬送の受け入れ拒否の実態について伺ったところです。県からは、「全国平均の半分以下であり、照会回数が多かったことが原因で、重大な事故を招いた事例はない」との答弁でありましたが、全国的にも受け入れ拒否による重大な事例が報道されていることから、本県においても重大な事故がないとは言えず、医療機関と消防本部との十分な連携と、救急通信体制を含めた消防行政の広域化を早急に図ることを要望させていただきました。

しかしながら、ことし4月、日向市で延べ10の医療機関から受け入れを拒否され死亡に至った事例が報道されたところであります。私はこの事件の詳細について知り得る立場にはありませんが、宮崎県内でもこのようなことが起こってしまったことは本当に残念であります。お亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げます。このような事件はあってはならないことではありますが、全国でもまだ数多く発生しているようであり、このことに対して、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） まず、このたびお亡

くなりになられた方の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、御遺族に対して心からお悔やみを申し上げたいと思っております。

今回の事案は大変残念なことでありまして、二度とあってはならないことだと考えております。私といたしましては、医師不足により地域の救急医療体制が手薄になっていたことが、最も大きな原因であると認識しております。今後は、消防機関と医療機関の連携強化を図るとともに、地域の医療を担う医師の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 そこで伺いますが、前回の質問では19年中の救急搬送の数字をお伺いしましたが、本県の受け入れ拒否の実態について最新の状況を、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 総務省消防庁が、平成20年中の救急搬送状況につきましてまとめておりますけれども、それは3週間以上入院を要する重傷以上の傷病者について調査をされております。それによりますと、県内で搬送状況が把握できております4,263件のうち、3,558件、83.5%が、1回目の問い合わせで受け入れ病院が決定をしているところでございます。また、3回目までで97.2%が受け入れられておりました。これを全国と比較いたしますと、全国が96.4%ということでございますので、県内の患者は比較的早い段階で病院が決定している、そういった状況でございます。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。今の御答弁の数字では、全国平均より比較的早い段階で病院が決まっているようでございますが、平成19年中と比較しますと、宮崎県自体もちょっと多くなっているようでございます。4回目以上で受け入れられたのが、前回は1.9%で

ございましたけれども、20年中は2.8%とふえている傾向にありますので、今後とも十分対策に努めていただきたいと思います。

日向市においては、今回の事件を受けまして、保健所や医療機関、消防機関など関係機関が協議して、二度とこのようなことが起こらないように連携を深めていると聞いております。医師不足の中で対応に大変苦慮されているようであります。くしくも国においては、消防機関と医療機関の連携の強化を柱とする消防法の一部改正が、ことし5月に公布されたところであります。まだ法の施行はなされていないようですが、今回の法整備の具体的な内容と県の今後の取り組みについて、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 今回の消防法の一部改正は、消防と医療の連携体制を強化し、受け入れ医療機関の選定困難事案の発生をなくしていくことを目的に行われたものでございます。その内容は、1つは、救急搬送・受け入れに関するルールを県が調整し策定をすること、2つ目は、消防機関と医療機関が連携して協議を行うための組織を県が設置すること、この2つの柱から構成されております。この法律は、10月の末までには施行される予定でございます。現在、国において準備作業を行っているところと聞いておりますので、県としましては、こうした動きを確かめながら、法に基づくルールづくり等を具体的に検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 私の住む児湯地区でも消防機関の業務の多くは救急搬送業務が占めていると聞いております。火災活動が年間50件前後に対しまして、救急搬送業務は2,500回、児湯の人々が7万5,000人ですから、年間30人に1人が運ば

れているということになると思います。救急搬送については、より高度で迅速な救急搬送体制を構築していく必要があると思います。医療行為のできる救急救命士の確保はもとより、救急隊員の質的な向上は大変重要であると考えております。こうした要請にこたえるためには県内の消防機関を一本化すべきであると、私は従前から考えておりましたが、県で現在進めている消防広域化の取り組みについて、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 本県では昨年3月に「宮崎県市町村消防広域化推進計画」を策定したところでありまして、現在、県全域を1消防本部体制と3消防本部体制の2通りの組み合わせにつきまして、広域化の具体的なメリットあるいは課題などにつきまして、市町村や消防本部など関係機関と協議を重ねておりますが、現段階では決定に至っておりません。

○松村悟郎議員 県では、1本部制と3本部制で議論を続けているとのことですが、それぞれのメリット、デメリットはどうか。県としてはどういう方向で考えているのか、総務部長にお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） これまでの議論の中で、消防の広域化のメリットにつきましては、本部要員の人員削減に伴う現場要員の増員、あるいは指令台等の高額な設備等の整備における負担の軽減、また、各消防署の管轄区域の見直しによる現場到着時間の短縮等が挙げられているところであります。一方、デメリットといたしましては、広域化に伴う庁舎等の一時的な初期投資や事務負担がふえること、消防団と市町村との連携への影響、また管轄面積が広がることへの消防力への影響、こういった点

が挙げられております。県といたしましては、スケールメリットが働く、できるだけ大きい枠組みのほうが望ましいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても基本は、今後とも関係機関との議論が重要でございますので、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、非常備町村と常備町村の違いにつきましては、昨日、長友議員、そして本日も黒木正一議員のほうから質問がありましたので省かせていただきますが、常備市町村と非常備市町村の間でも非常に格差が出てきております。これらのことを含めましても、私は消防の一元化を行うべきだと考えておりますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 消防の広域化につきましては、これまでも、1消防本部体制と3消防本部体制の2通りの組み合わせについて、消防本部等関係機関と、それぞれのメリットや組み合わせの有効性あるいは課題等について検討を行ってきたところでありますが、現段階では、まだ意見の一致を見ていないところであります。いずれにしましても、消防業務は市町村の自治事務であり、広域化についても自主的に行われることが基本であります。広域化に当たりましては、関係機関が共通の認識を持つことが大変重要でありますので、今後とも、市町村や消防本部等と十分に協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。

次に、農業基盤の整備についてでございますが、先日、私は自民党農政部会で北海道帯広郊外の士幌町の畑作農業を調査してまいりました。ジャガイモを中心に小麦、ビート、小豆を主品目とした土地利用型の北海道を代表する農

業地帯でありました。約480戸の組合員から成る士幌町農協管内では、1戸当たり38ヘクタールの広大な農地を所有しており、1戸当たりの預貯金は平均で1億2,000万円、所得も1,000万円以上を上げておりました。もちろん後継者の心配もないとのことで、たまに農地が売りに出ても、農地の購入希望者は多く、農業委員会が積極的に農地集約を行っているとのことであります。しかし、厳しい条件下であり、冬場は耕作できず、年間の3分の2しか耕作できないわけで、過去には出稼ぎに出ていた時代もあったとのことであります。農地の集約や計画的な営農品目の作付、ジャガイモの巨大な冷蔵倉庫を整備し出荷を調整したり、ポテトチップの工場で直接製品化を図るなど、農商工の取り組みも早くから取り入れ、もうかる專業農業地帯をつくり上げてきたわけであります。一方、宮崎県もまた日本を代表する農業地帯であります。温暖な気候に恵まれ、北海道と違い一年じゅう耕作できるわけですから、同じ面積でも年2作、3作と耕作でき、より生産性の高い農業ができると思います。

ところで、私の住む児湯地域は、宮崎県の中でも温暖で日照時間が長く、広大な農地を最大限に生かした農業が展開されており、露地野菜やピーマン、トマト、イチゴの施設園芸は本県における主産地となっております。また、標高差を利用したカラーピーマンなどの立体園芸やマンゴーなどの亜熱帯性果実など、新しい営農方式や品目の定着化も図られており、もともと盛んな畜産とあわせて着実な発展を遂げておりますが、農業経営の向上を考えますと、さらなる農業の展開を図っていく必要があると思います。

そんな中、児湯地域におきましては、現在、

畑地かんがい施設の整備を進めるため、尾鈴地区国営かんがい排水事業が実施されております。御承知のとおり、県営事業の中止等を求める反対運動も起こっており、知事も現地に行かれております。マスコミでもたびたび取り上げられるなど、何かと話題の絶えない状況にあります。しかしながら、反対の一方で、既に水を使われ営農されている農家や、また水を待ち望まれている農家、特に若手の意欲ある農家がおられるのも事実であり、私も大変心を痛めているところであります。一方、同じ児湯地区では、過去、国営かんがい排水事業・一ツ瀬川地区でございますが、畑地かんがい施設が整備され、農産物の生産性や品質の向上、また新規品目の導入などによって以前と比べ農業所得の向上が図られるなど、地域農業が大きく変貌しております。私は日ごろから、世界的な食料不足や輸入食材の安全性への不安から、自給率をもっと上げていく使命があると考えており、また、これからの多面的な農業を考えると、安定した水の確保は必要であるとも考えており、農業を基幹産業とする本県にとって、農業の振興を図るためには、畑地かんがい施設の整備は大変重要な施策であると考えております。そこで、尾鈴地区における畑地かんがい事業の必要性を、改めて農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 農業は本県の基幹産業でございます。県下有数の畑作農業地帯であります尾鈴地域におきまして収益性の高い畑作農業の実現を図ることは、極めて重要であると認識しております。このため、水を自由に利用できる生産環境の整備を通じまして、収量の増加や品質の向上、収益性の高い新規作物の導入、干ばつや霜による被害の防止などを

可能にする畑地かんがい事業は、本地域にとりまして必要不可欠なものであると考えております。さらに、担い手への農地の面的集積を通じ、将来にわたり優良農地の確保と有効利用を実現する観点からも、畑地かんがいの整備を推進する必要があると考えております。

○松村悟郎議員 さて、この尾鈴地区においては、他の地域と同様に、高齢化や後継者不足を初め、水を使って何をつくればよいのかという課題とともに、農家の中には将来の賦課金や水が十分なのかといった不安もあるようであります。事業を進めていくには、農家の意見を十分把握して、それらの課題を一つ一つ解決しながら、農家の不安を解消していかなければならないと思います。畑地かんがい用水を利用した生産性や収益性の高い農業の展開を農家の皆さんに説明しながら、農家が安心して営農できるような取り組みを行っていくことが大切ではないかと考えておりますが、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（伊藤孝利君） 県におきましては、水を自由に利用できる生産環境や、広大なまとまりのある優良農地を有する尾鈴地区の強みを最大限に活用するため、関係町やJAなどの関係機関と連携しまして、加工用・業務用農作物の生産拡大や契約栽培の推進、農商工連携等を通じた他産業からの農業参入、畑かん用水の新たな活用方策の検討などを通じまして、競争力のある畑作農業の展開を図っていく考えでございます。

また、先般国会で成立いたしました農地法等の改正を踏まえまして、優良農地の確保と担い手への農地の面的集積を推進していくこととしております。このため本年度、農林振興局内に畑かん営農推進担当を配置したところでござい

まして、収益性の高い畑作営農の確立に向けまして、関係機関が一体となった取り組みを強力に推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 せっかく事業が円滑に進み畑地かんがい施設が整備されたとしても、これまでと同様な農業を行ってはいは、やっぱりだめだと思います。水を生かした効率的で付加価値の高い営農を展開して、生産拡大や農家の所得の向上を図っていかねばならないと思います。これからも営農面での県の指導、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

ところで、先日の全国紙の報道によりますと、国営事業で整備された畑地かんがい施設の水利率が低い状況にあるようですが、水の有効活用の観点から、単なる畑作へのかん水利用だけでなく、土壌の陽熱消毒や病害虫の防除などさまざまな活用を図るとともに、新たな利用法についても検討すべきだと思います。

そのような中で、児湯地域は、御承知のとおり畜産が大変盛んな地域であります。畜舎の洗浄や夏場の冷却などに大量の水を使用しております。かんがい用水が畜産に利用できれば、生産コストの削減により、現在の厳しい畜産経営にとっても大きな効果が見込めると考えておりますが、畑地かんがい用水の畜産用水への利用は、現在では大変困難だと聞いております。ただ、一ツ瀬川地区におきましては畜産用水への利用が今度可能になったことから、そのほかの地域でも地元の期待等も膨らんできております。何らかの方策がないものかと考えるところであります。そのようなことも含めて、畑地かんがい用水の有効活用について、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 地球温暖化等によりまして世界的にも水不足が叫ばれている中、限

りある水資源としての畑地かんがい用水の効率的な活用というのは、大変重要かと思っております。特に本県の畜産経営におきましては、飼料価格の高騰や子牛・枝肉価格の低迷等によりまして厳しい環境にあります。畑地かんがい用水を有効に活用し、経営の安定を図っていくことは喫緊の課題であると考えております。したがって、収益性の高い畑かん営農の確立に向けての有効活用を図ることはもちろんのこと、さらに、畜産用水への利用も可能となるよう、関連する諸制度も考慮しながら、国に対し積極的に働きかけてまいる所存であります。県といたしましては、これらの取り組みにより、農業所得の安定向上、さらには農業を基幹産業とする本県地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。農家の所得が上がるように、この事業が農家の御理解を得て進みますことをお願いしておきます。

今回、質問が多かったことでちょっと、早口になってしまったことをおわびして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 次は、萩原耕三議員。

○萩原耕三議員〔登壇〕（拍手） 昼の時間、テレビを拝見しておりましたら、沖縄戦没者追悼式が行われておりました。議場を眺めながら——戦争といえば大東亜戦争をまず考えるんですけれども、昭和16年12月8日、これ以前に生まれた人が、この議場に4人おります。執行部も議員も……。傍聴席はわかりませんが。私は終戦のときは、いわゆる旧満州国、今の中国におりました。5つのときに引き揚げてきました。ですから、こういう沖縄戦没者追悼式を拝

見するたびに、やっぱり戦争はいかな、沖縄の皆さん、あるいは第2次大戦で亡くなった皆さんに哀悼の意を表したいと思うのであります。

紅白歌合戦でトリといえばギャラも相当高かろうと思いますが、一般質問のしんがりというのは大体出がらしでありまして、質問をしようと思ったことはことごとく皆さんがやっていたくれました。2～3、自分の質問らしいのが残っておりますから、進めてみたいと思いますが……。

皆さん、2年半前を思い起こしていただきたいと思います。いわゆる東国原知事が当選したときであります。当時の有権者は約92万、有効投票が60万ちょっとです。ということは32万の人が投票行動を起こしていない、32万人の県民の方が知事選に行っていないんです。衆議院で1区、2区、3区ですけれども、32万の有権者というのは、宮崎市を中心とした1区の有権者の数の方々が選挙行動を起こしていないということです。その中で、当時私は、故人になられた持永氏の選挙応援を一生懸命しておりましたが、当時は川村さんか持永かということでした。共産党、済みませんね、ささやかにおられましたけれども。そして、東国原知事が手を挙げてきたわけであります。今は東国原知事と言いますが、当時はそのまんま東でありました。

私は家が近所であります。私の家から直線で300メートルぐらいのところですよ。イメージが、今の知事のイメージとは全く違うわけですよ。当選したときに——知事が泉ヶ丘高校のときの担任の先生が松山という先生。選挙が終わってから3カ月ぐらいして他界されましたけれども、私の青年会議所の後輩です。東国原知

事を——当選したその夜です。電話が来て、大変な褒めようでありました。私には「こうちゃん、こうちゃん」と言っていましたけれども、「こうちゃん、英夫君はな」と、こう言いました。「あんたたちが想像する以上に、非常に厳しい家庭環境から泉ヶ丘高校を出て専修大学に行って」、早稲田にも通っていたんですね、たしか。たまたまお金を使ってしまっただけで、先に専修大学にお金を納めにゃいかんやったわけです。それで専修大学に行ったわけですが、その松山先生がおっしゃるには、「とにかく頑張り屋だから、こうちゃん、ひとつ知事の指導を頼むよ」、こういう旨の話でした。だから、私はその先生に言ったんです。「恐れ多くも知事になったんだから、我々が指導する立場じゃない。じさまの苦言ぐらいは言うことはあるかもしれないけれども、そういう立場じゃない」という話をしたことがありました。

そして、知事が就任したときにもいろんな話が出ました。選挙期間中も個人演説会の録音を聞いたこともあります。よく知事が、「マニフェストに掲げておるから」というお話をされますけれども、今のマニフェストというイメージと選挙時のマニフェストというイメージは、投票行動にはさして影響はなかったと私は見えています。29万ぐらいでしたかね、票をとられたのは。そのうちの10%あればいいほうだろうと。ほとんど9割の人が、東国原知事、当時のそのまんま東があちこちで個人演説会を打って、自分の生きざま、赤裸々な部分を、あるいは不祥事のこと全部吐き出して、今、宮崎県がこういう暗い時代だから、自分がもしお役に立てるんだったら、全身全霊を傾けて宮崎県をどげんかせにゃいかんと言って、それが自

然となびいていったんだろうと思います。中にはいろいろありますよ。川村さんでもやりにくいし、持永さんでも入れにくいしという人たちは、どっちも顔を立てるわけにはいかんから、東国原知事、当時のそのまんま東に行こうと行って行ったかもしれない。投票行動ですからわかりません。だけれども、選ばれたことは事実なんです。当選後いろいろなことを言う人がおりました。特に私は地元都城ですから。「それでも、いろいろ言ったところで、4年間はこの人を中心に宮崎県をつくらにやいかんのだ」という話を何回となくしてまいりました。

そして、知事の状況を見ておきますと、例の官製談合から、知事就任したときの、「裏金はありませんか」の問題、鳥インフルエンザの問題、次々にマスメディアの方々が取り上げていただきました。宮崎県が一転しました。そして、新聞等の皆さんのあれから見ますとどんどん支持率が上がりました。視聴率も上がった。視聴率も上がれば支持率も上がるわけです。そして当時、マスメディアの皆さんが、CMベースの経済効果からいくと——当選後3カ月ぐらいのときです——150～160億と言われたんです。そのぐらいの話が出ったんです。今度の知事の退職金の問題であります。退職金の問題もいろんな話が出ております。多くは言いませんけれども、こういう見方もあるということ、県民の皆さんが私に話しました。「それだけの経済効果があるのであれば、退職金を半額に減額するんじゃないかと、1億ぐらいやってもどうなの」、こういう話もあります。よくその人に言うんです。「宮崎県が経済的に潤沢で非常に豊富なお金があれば、1億ぐらい出しても……」。今でしたら、恐らく数百億円の経済効果でしょう。言い方は悪いんですけども、い

ろんな県知事がテレビに出ますけれども、東国原知事は、抜け目なく、さりげなく、さらりと、県のコマーシャルから、観光から産物のコマーシャルをしてくれます。これは事実なんです。後で知事の服務規程やらいろいろお話をしますが、知事、退職金の話は御答弁ありませんが、今、後段で言いました、そういう県民の方もいらっしゃるということに対して、もしコメントがあったらお願いします。

時間が過ぎますので、次に、経済問題についてお話ししたいと思いますが、内橋克人という経済評論家の方がいらっしゃいます。経済評論家でも一番王道の経済評論家であります。いわゆる市場万能、競争主義の新自由主義経済、もっと極端なことを言えばアメリカ型資本主義経済、これに陰りが出てきたということであり、我が日本は、37万平方キロの狭い国土の中に1億2,700万の国民が住んでおります。地球儀を見ても、世界地図を広げても、日本の国土なんていうのは木の葉のごとくです。グローバルな社会からすると、一波来れば簡単に転覆するような国です。なぜそんなに弱いかというと、やっぱり食料自給率に帰するところが多いと思うんです。先進国の大半は自給率が80%、多いところは130%、150%の自給率であります。日本の場合は40%ですから、どうしても貿易立国として、工業製品を出すから農産物も外国から入れたりしなきゃならない。ですから、グローバル社会にあっては、こういう問題が非常に大きな問題となってきました。

そして同時に、マスメディアの方が悪いとは言いませんが、都会に住んでいる国会議員の皆さんや市場経済主義の皆さんが、地方のいろいろな国営の仕事、国のやらなきゃいけない仕事をいろいろ言うと、費用対効果が悪いとかどうの

こうのと言います。そうでしょうか。税金は何のために払っているのでしょうか。憲法で平等というのはどういうことなのでしょう。やっぱり同じ国民であれば、日本国の隅々まで、東京みたいな大きなきれいな道路をつくれとは言いませんけれども、国が最低限やらなきゃならない仕事というのはたくさんあるはずですよ。午前中、外山良治議員が、いわゆる生活路線のバスのこともしました。こういうのも本来、民間に任せること自体が大体間違っていると私は思います。かつて3公社5現業というのがありました。ある意味では社会主義体制、ほかのところは自由主義体制、こういうのが日本はニホンはバランスよくとれていたんです。それが崩れてしまった。日本のきずなというものがなくなったと思いますが、そういう新自由主義経済、いわゆる公営事業の企業化という感覚について、知事及び商工観光労働部長にお尋ねします。

後は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

私の退職金についての県民の方の評価に対しまして、過大とも思える評価をいただきまして、大変光栄に存じております。退職金の減額の提案につきましては、県民の代表であられます本議会、県議会の御審議をお願いしたいと考えております。

経済問題についてであります。我が国は、いわゆる「失われた10年」の後、グローバル経済に対応していくために、規制緩和を初めとするさまざまな構造改革を進めてまいりました。こうした改革の取り組みが、経済活性化や競争力強化につながり、長期にわたる景気低迷を克服するための原動力になったことは事実でありま

すが、その一方で、御質問にもありましたように、競争や経済効率優先により、個人、企業あるいは地域間における格差が著しく拡大したとの指摘もなされております。資本主義社会においては、競争や格差が存在することは、ある程度はやむを得ないと思っておりますが、過度な競争や格差の固定、著しい拡大は、個人や社会全体の活力を低下させ、経済の停滞や社会不安にもつながることになります。このため、自由で適正な競争が確保されると同時に、格差や弱者に対するセーフティネットの整備を初め、国民がみずからの力で未来を切り開くことのできる仕組みづくりや富の再配分など、競争と安心とのバランスがとれた社会システムを構築する必要があると考えております。〔降壇〕

○商工観光労働部長(渡邊亮一君)〔登壇〕

お答えします。私は商工観光労働部長でございますので、商工業の振興という観点から、議員のおっしゃった点について答弁させていただきます。

商工業の振興は、その経済実態から見ましても、各産業分野の中で人口の維持・拡大の最も大きな誘因をつくり出すものと考えております。地域の内外に対して需要を喚起し、さらに新たなビジネスチャンスをつくる、そしてそれがまた人が人を呼ぶ効果をもたらす、これが商工業だろうと思っております。まさに商工業の振興は、地域経済の元気さのバロメーターであろうと思っております。したがって、商工業は地域社会の維持・存続に深くかかわっております。本県のように、元来商工業基盤が弱く、物流等にハンディを背負っている地域には、特に行政による手厚い支援、あるいは経済的効率を超えた支援も必要だと考えております。

地方における商工業の振興は、その地域社会

に活力を与え、ひいては日本全体の経済の底上げ、国力の向上につながるものでございます。これは政策理念として不変であり、官の持つ意義というのはまさにそこにあるのだらうと考えます。最近では、経済政策に関しまして、中長期的な視点で経済の下支えが必要なものや、将来の成長力を高めるものを選びながら有効な支出を行うワイズスペンディング（賢い支出）とよく言われております。この賢い支出も、地域によってはその態様がおのずと異なると考えております。いずれにしましても商工観光労働部は、県民の皆さんの仕事や雇用がちゃんと確保され、幸せに暮らせるように、その条件整備に努めることが仕事でありますので、その使命感を持って、今後とも商工業の振興、特に地方の宮崎県の商工業は大変厳しい状況にありますので、そういう視点から商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○萩原耕三議員 この話は長くなりますので、時間が何ぼあっても足りないんですね。

次に移りますが、知事と副知事の特別職の服務規程というのはありますか。ちょっと聞かせていただけますか。

○知事（東国原英夫君） お答えいたします。

知事、副知事については、勤務時間等を初め、一般行政職員の服務規程は適用されておられません。ありません。

○萩原耕三議員 知事、副知事の特別職の服務規程、いろんな規則というのは全くないわけですよ。何時に出勤して何時に退庁しなさいという時間は全くない。ところが、県民というか市民の皆さんはそうは思わないんですね。自治法を調べてみますと、「知事とは」というのは書いていないんです。「普通地方公共団体の

長は」と、こう書いてあるんですね。「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と。知事、副知事の仕事は、宮崎県地方行政をいろいろ管理して、これを執行するのが知事、副知事の仕事で、何時から何時まで仕事をしなさい、県庁の職員と同じように出勤しなさいとは一行も書いていないんです。ですから、あるテレビなんかでは、東京都知事は大半が自宅で仕事をし、都庁に登庁するのは週に2回程度という話が1回流れました。副知事も割と8時半ごろ出勤していますよね、まじめな方で。形から入っているんでしょうけれども。

県の各部というのは、民間会社で言えば事業部制と一緒になんですよね。結局、部長にほとんどの権限を――議会で予算が決まれば、部長の仕事でほとんどできるんですね。あえて言えば、危機管理用の連絡先だけぴしゃっとしておけばいいわけです。県の職員が勤務中に、極端なことを言えば、ゴルフに行っておろうが、行楽でどっかに行っておろうが、危機管理のときにぱんと、何かあったときにすぐ連絡がとれて、ぱっと指示できるような体制に整えておけばいいということです。公務が入っておれば別ですよ。例えば部長会にいろんな総合計画をやりましょう、そういう公務が入っておるときは別として、ふだんそういうことがないときにはフリーハンドですから、どういう時間の使い方をしようが、東京都知事みたいにやっても構わないわけです。ところが、多くの県民、私もそう思っていますが、知事が朝9時ごろ出勤して、副知事は8時半に出て夕方まで仕事をしておると、ああ、まじめな知事であり、まじめな副知事だ。テレビに出れば、どうしたものよと、こうなるわけです。その辺を多くの県民の

皆さんが知るといふことも大事じゃないかなと、こう思います。

自治法第149条に8項目ぐらいあります。知事の管理し執行する仕事というのが掲げてあります。このぐらいのものでしょうか。皆さんいつか自治法を見ていただければわかりますが……。そういう意味からすると、知事と副知事というのは、我々議員と一緒に、どっちかという時間はオープン、自分の必要な時間に県庁に出てきて執務すればいいということになるわけです。そういうことも私はあえて今回は言わせていただいて……。

そこで、きょうは、さっき昼の時間に、東京のフジテレビで、古賀自民党選对本部長が、東国原宮崎県知事に出馬の要請に出かけるということが、テロップで流れたそうです。これは知事がどう考えていらっしゃるかわかりませんが、やっぱりトップになると、鎌倉時代の5代執権の北条時頼という方が出家する際に詠んだ言葉があるんです。「心こそ 心迷わす心なれ

心に心 心許すな」、これは心ほどやっかいなものはないということです。今、議会で知事の退職金を半額にするというのでいろいろある。半額にすると言うから半額にすればいいわけですよ。どっちかというところ。ところが、それでもいろいろ出ると心が揺れるわけです。また、東京のほうの自民党の選对本部長が来るといえば、これもまた心迷わす問題です。あるいは、これはガセネタか何かわかりませんが、知事をしながら総務大臣を兼務できるわけですよ。そういう話もあるのかなと。手土産ですから、手ぶらでは来られんでしょう。それなりの話を知事に持ってこられると思いますから、心が揺れないように、「心こそ 心迷わす心なれ 心に心 心許すな」、ひとつ頼みます。次の

質問に入りますが、答弁いただければ、古賀選对本部長に会う前に一言何かありますか。

○知事（東国原英夫君） 古賀選对本部長がお越しになるということは伺っております。なぜ、どんなお話の内容でということは何っておりませんので、今、ここで心が揺れることはございません。

○萩原耕三議員 議会というところは、本音で言うと何もかもすぐたたくところ。建前論でいかなきゃいけないものですから、形から入るわけですね、いつも。だからどうも、余りおもしろみがない。本音を言うと、いつかの愛のむちの運動じゃないけれども、愛のむちを容認したのか、暴力に賛成したのかということになりかねませんので、建前論でその程度でいいでしょう。

次に進みます、時間がありませんから。人事行政について総務部長に伺いますが、全部はお伺いしません。一般職はいいとして、試験研究機関の職員の異動について、どのように考えて、どのように取り組んでいらっしゃるかが一つ。

もう一つ、ついでに聞きます。博士号を持っている人たちが何人ぐらいいらっしゃるか、その処遇はどういう処遇をされているかお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 職員の人事ローテーションということで申し上げますと、基本的なサイクルは3年ということでございますが、お尋ねの研究部門等の職員、あるいは農業改良普及の職員、こういった高い専門性をもって対応すべき職員につきましては、通常よりも在任期間は長くいたします。そしてさらに、担当する業務の進捗状況等も十分把握した上で、異動による支障のないように配慮しているところで

ございます。

さらに、博士号を持っている職員ということですが、今、知事部局に全部で27名おられます、そのうち試験研究機関に20名が在籍しているという状況でございます。

○萩原耕三議員 総務部長、民間のように試験とか研究機関に膨大な予算と膨大な時間をかけるのは難しいかもしれないけれども、宮崎県の産業の分野、ぜひ優秀な人材を、ある程度時間をかけてじっくり——聞くとところによると相当優秀な方も、ヘッドハンティングじゃないけれどもされているようでありますから——いい職員が育つように、そういう形をとっていただければありがたいと思います。

同時に、都城にある木材利用技術センターなどの場合は、東大の名誉教授の有馬先生が来られておりますけれども、その後、ヘッドハンティングというか、相当優秀な職員の皆さんを登用する予定がありますか。考え方がありますか。

○総務部長(山下健次君) 基本的には、高度で専門的な知識を有する方については、木材利用技術センター以降も、例えばITの管理者を採用しているところでございますし、今後、そういった職務上の必要性が出てくれば幅広くとらえたいと思っております。

○萩原耕三議員 これは各部長にお伺いしたかったんですが——簡単ですからお聞きしましょうかね。環境森林部長、そして商工観光労働部長、農政水産部長、専門の分野でそういう方々に今後対応していく考えがあるかどうかお尋ねします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 環境森林部におきましての民間からの人材登用についてでございますけれども、本県の豊富な森林資源等に

係る喫緊の課題に迅速に対応するために、高度で専門的な知識・経験を有し、かつ早期に研究成果を出すことのできる人材を確保することが重要であるというふうに考えております。このため、今後とも必要に応じて民間等からの外部招聘を検討してまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長(渡邊亮一君) 商工観光労働部では、試験研究機関として、工業技術センターと食品開発センターを所管しております。これらの機関が研究開発の成果を上げるためには、民間等の高度な技術やノウハウを持った人材を活用することは非常に大切であると考えております。工業技術センターでは、今年度、任期つきであります、民間での豊富な経験と実績を持つデザイン専門の職員1名を採用しております。さらに、民間企業や大学等、外部との共同研究も積極的に進めているところであります、さまざまな分野で成果を上げているところでございます。さらに加えて、外郭団体として、技術支援など民間企業の活動をサポートする県産業支援財団も所管しておるわけでございますけど、ここでは民間出身のコーディネーター7名を配置し、県内民間企業の商品開発等に活躍していただいております。今後ともいろいろ工夫をしながら、民間の高度な技術やノウハウ、優秀な人材の活用を図ってまいりたいと考えております。

○農政水産部長(伊藤孝利君) 農政水産部では、平成12年度から5年間、総合農業試験場におきまして、遺伝子工学分野と天敵利用分野にすぐれた実績を有する客員研究員を合計4名招聘したところであります。その結果、ピーマン等の優良品種の開発とか、昆虫による防除技術など、農薬を使用しない環境保全型農業の進展に結びつくとともに、県職員の研究意欲や技術

の向上にもつながったものと考えております。

また、総合農業試験場などでは、これまで地元の大学や民間企業との共同研究を行ってまいりましたが、昨年設置しました農水産業温暖化研究センターでは、大学や産業界の代表で構成しますアドバイザー会議を設けまして、より専門的な見地からのアドバイスや技術開発のコーディネートをいただくなどの新たな取り組みも進めているところであります。大学や民間の力を農水産行政に活用することは大変重要でありますので、引き続き、このような取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 ぜひ力を入れていただきたいと思っております。特に、いつも言われることですが、本県は農業が基幹産業ですから、農業の一番弱いところは、みずからが値をつけられないというところなんですよ。全部買い手相場、ほとんど買い手相場。ですから、これを売り手相場になれるように、農商工が連携して——全部が全部というわけいきませんよね。そのうち2割でも3割でもいいから、農商工連携をとって、農産物を1次加工なり半製品なりで、みずから値をつけて商いができるような農業に向けて、ひとつ農商工の連携をいい人材を集めてやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、土木行政について伺います。

我が田に水を引くわけじゃありませんが、引く前に、宮崎県下の県道の整備事業において収用裁決を申請した実績がありますか。そしてその収用、一言で言えば、俗に言う強制執行ですよ。どのくらいの時間がかかるのかお尋ねいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) まず、県道の整備事業におきます収用裁決申請の実績につい

てであります。最近の10年間で見てみますと、収用委員会に収用裁決申請を行った件数は9件でありまして、そのうち3件は手続途中で任意取得ができたことにより取り下げております。したがって、残りの6件について収用裁決が出されたところであります。

次に、収用裁決が出るまでに要する期間についてであります。期間につきましては、事案ごとに異なりますので一概には申し上げられませんが、裁決申請してから裁決が出るまでおおむね9カ月程度を要しております。しかしながら、争点が多く、当事者双方が意見書を提出し主張を繰り返すなどの特殊な事情があれば、さらに多くの期間を要することとなります。

○萩原耕三議員 都城の中心を走っている10号線があります。そこから御池都城線、いわゆる御池のところに県道が走っているわけですが、10号線から御池に至るまでの間が、いわゆる県道御池都城線であります。この取りつけ口、いわゆる10号線のところからわずか70メートルぐらいの間ですけれども、これは都市計画決定されたのがもう3年前です。地権者は2人だと私は記憶しておるんですけども。その道路から北側が、宮崎に住んでいらっしゃる方の駐車場、一方が都城のテナント、言うなら貸しビルですね。この2件なんです。これが、都市計画されて3年なのに、そこに入っているたな子さんたちも、店が古くなっているから改造したくてもできない。そして、あそこはヘビがカエルをのみ込んだような格好なんですよ。10号線の取りつけ口のところが細くて、わずか5メートルから6メートル。中のほうは結構広いです。あの道路は、山田から志比田から入ってくる方々が、ほとんどあの道路に入ってくる

わけです。いわゆる中心街に入ってくるわけですね。これはどうしても急いでいただきたい。これは、もう亡くなられた前の県会議長、西川さんの時代からずっとやってきて、3年前にやっと都市計画決定されて、みんな地元が喜んでいたのに、今でも遅々として進まない。非常に地元の皆さんがじだんだを踏んでいらっしやいます。いつ収用委員会にこういう手続がとれるのか、実情をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 県道御池都城線の整備についてであります。御質問の事業箇所は、中心市街地へのアクセスの強化及び安全な交通の確保等を図ることを目的に、平成18年の4月に都市計画道路中央西通線として計画決定をいたしております。その年の10月に事業認可を受けまして、街路事業として整備に着手しているものであります。これまで、関係地権者と用地交渉を続けてまいりましたが、現在においても合意には至らず、事業進捗が図られていない状況にあります。この箇所の整備は、私どもとしましても、都市計画上、必要不可欠なものでありますので、どうしても任意取得ができない場合は、土地収用法による用地取得も選択肢の一つとして考えられますが、現時点では、事業の協力が得られるよう粘り強く交渉してまいりたいと考えております。

○萩原耕三議員 粘り強くがもう3年になっておるわけですね。交渉事ですから、「どうしても対応できなければ、県としてはもう土地収用法、いわゆる強制執行をやらざるを得ないんですよ」というところぐらいは言わなきゃだめですよ。一方の言うことを聞いてみると、「全く同じ条件の駐車場をあの中心街に見つけれ」と言うそうです。私の友達が駐車場をやってお

るんです。50台分ぐらい持つておる。駐車場にも交渉に来たそうです。「ここを売っていただけませんか」と。ところが、その駐車場を経営しておる人は、「建設会社とその駐車場の収入で生活しているから、とてもじゃないけれども、少々高かろうが売るつもりはありません」、こうくるわけです。後はないんです、そういうところは。全く無理難題を言っておるわけです。という話です、聞くところによると。これは本音を余り言うとすぐいろいろ言われるから、建前で言いますけれども、「交渉を一生懸命やってみます」と言うけれども、やっぱりある程度時間を切っていて、例えば、「本年度中、話が難しかったらこういう方向に行きます」ぐらい……。本音を言うたらまずいかな、県土整備部長。

○県土整備部長（山田康夫君） 現時点では、例えば今年度中とかいうことはまだまだお答えできかねると思っております。先ほど申し上げましたように、協力が得られるように粘り強く交渉してまいりたいと思っております。用地交渉の進捗状況、中身を我々もしっかり見きわめながら、それを踏まえる必要があるものと認識しております。

○萩原耕三議員 土地の買収というのは大変だと思ふんですよ。県の若い職員が悪いとは言いませんよ。こういう交渉事というのは、順々に大物が出てくると、話は大体前のほうに行くんですよ。その辺を考えて。そうでないと周りが、「県のすることはどういのろいもんよ」と、こういう評価になるわけです。ですから、ひとつ何とか年内にそういうめどを立てていただいて。それと、強制執行した場合には、買ったたかれるというイメージがあるんです。だから、「それじゃないんですよ。正常な値で買収

に入るんですよ」ということもちゃんと言い含めながら、交渉をぜひ進めていただきたいなと、こう思っております。

「ぬかにくぎ」みたいで、何となく寂しいんですけれども……。あれは地元だけじゃないんです。あの先のほうには、東側には交流プラザとかデパートだとか商店街がありまして、商店街のためだけじゃないです。多くの17万市民が一番利用するところですから。交通安全のために、電柱の横に隠れるんです、あそこは5メートルしかないから。電柱というのは意外と役に立つんじゃないかと思ったりするんですけどね。ところが、電柱と車の間に挟まれたらサンドイッチですから、どうにもならんのですけれども。そういう狭い道路ですから、なるだけ急いでやっていただきたいと思います。できたら部長が直接、一回見に行ってみてください。そこで後光を照らしていただくと大分違うと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 私も現地は確認しております。やはり事業を進める必要性があると十分認識をいたしておりますので、土木事務所の職員にも頑張るように、また指導していきたいと思っております。

○萩原耕三議員 少し言い過ぎたところがありましたから、お許しいただきたいと思えます。

次に、教育行政について、また渡辺教育長とやりたいんですけれども、わずか4分しかありませんから、多くは話せませんけれども。

中高一貫教育、あるいは連携教育とかいろいろありますけれども、「廃校」と言うのと聞こえが悪いけれども、「小中一貫教育で非常に教育の行き届いた」と言うのと、地元の皆さんも納得するのかな、なかなか教育委員会は知恵者がそろっておるなと思っておるんです。中高一貫

校、泉ヶ丘が来年からですよ。今、西高がやっている、五ヶ瀬がある。中学校1年生の生徒と高校3年生というのは、体格的に大人と子供だと思えます。部活とかいろいろな休み時間だとか、そういう事故等を非常に心配するんです。一貫教育のメリットの部分だけいつも聞くものですから、デメリットの部分も話していただくとうれしいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 中高一貫教育校についてのお話でありますけれども、まず、今御心配の点の部活動とか体育とか、そういった年齢差があるということに対して、現場でどのような配慮をしているかということでお答えさせていただきますと、今御案内のありました宮崎西高と附属中学校とか五ヶ瀬中等教育学校ですけれども、体育の授業では、活動場所や時間帯の重なりをできるだけなくすとともに、部活動では、事故やけがが発生しないよう練習内容を工夫しているところであります。また、心の成長に応じて相談を行うために、カウンセリング室としての機能をあわせ持つ保健室を中学校と高等学校別に設置するなど、発達段階の違いに配慮した学校運営に努めているところであります。また、学校運営や日常の指導に当たっても、中学生と高等学校生の発達段階の違いに今後とも留意しながら、きめ細やかな配慮を行っていくことが必要である、このように考えております。

それから、非常に耳ざわりがいいといいたいでしょうか、中高一貫と言えば何でも許されるというような趣旨の御発言だったかと思えますけれども、中高一貫教育のメリットと言われるところは、要は中高の6年間を通じて安定的に学力向上が図られるということが1点あるかと思えます。それから、中高の6年間の継続した

生活を通じて生徒の心理的な落ちつきが見られる、こういったところが代表的なメリットかなと思います。一方で課題として考えられますところは、同じ集団が6年間一緒に過ごすというのは、五ヶ瀬もそうでありますけれども、クラス数にもよりますけれども、そういったところで友達関係が固定化されるのではないかなというふうな懸念があります。それから、高等学校に進学する場合は、通常は受験ということになりますけれども、受験がないことによる新鮮味が薄れるとか、あるいは中だるみ感が出るとか、こういったところが課題として考えられるのかなと。しかし、それを補って余りあるメリットがあるのではないかなと思っております。

○萩原耕三議員 時間がたつといろんなことが起こるだろうと思うんです。ないことはない、必ずあるんですよね。あるから歴史がつくられるわけでありまして……。

この前の議会のときもお話ししましたけれども、子供たちが切磋琢磨する機会、そして私どもの育った時代は子供の縦社会でした。言うならば、小学校6年ぐらいに、表現が悪いですが、餓鬼大将がいて、その下にずっと序列があったものです。ですから、上のお兄ちゃんたちが下の子供たちに、いろんな社会の出来事、こうあるべきだ、あああるべきだということを教えてくれておりました。今の学校はどっちかという横社会です。4年生は4年生、5年生は5年生で集団を組んで遊んでいるというか、徒党を組んでおるというか。それが今度は小中一貫教育とか中高一貫教育になると、かつての縦社会、子供たちが子供たち同士で縦社会の中で必要なことを教えていくのではないかなと、期待もしておるんです。切磋琢磨という面でも

期待もしているし、思いやる気持ちも育ってくるだろうなど、こう思っておるんです。

一方で私は、いつも議会のたびに、委員会のたびに言うんですけども、教育長、やっぱり「教員」という呼び方はよくないですね。教育基本法では教員なんでしょうけれども、そっちでは教育基本法で教員だろうけれども、宮崎県は先生に対しては「教師」という呼び方をして——なぜ私はそういうことにこだわるかという、やっぱり形、通常言う呼称で人間というのはできていくんですよ。全県民の皆さんが、先生に対して教師だという、いわゆる尊敬とかそういう気持ちを持たば、先生も資質が上がると思うんです。自覚も目覚めてくると思うんです。この前の——宮崎県の警察じゃないですよ、ある別の県の警察で、窃盗犯を逮捕する警察が窃盗して、取り押さえた高校生が「世も末じゃ」とテレビに出ておりましたけれども。私は、これはいつかまたやりたいと思うんですが……。知の教育を優先するから、こういうことになるのだと思うんです。やっぱり徳を優先してやらなきゃいけない、こう私は思うんです。知が何ぼ優秀になっても徳は備わらないんです。徳がすぐれてくると知が備わってくるんです。前の教育長は「同列です」と言うから、「たまには順番を変えてみれば、知・徳・体を徳・知・体か徳・体・知か」と、私はよく冗談で言うんですけども、やっぱり人間というのは、目にすること、通常口にすることが、そういう形をつくっていく。時間がかかるんですよ。ここには本物の先生OBは河野議員がいらっしゃいます。長友先生もいらっしゃるな。これは本物の先生たちですけど、私どもは偽物の先生ですよ。先生というのは終生、先生です。生涯、死ぬまで先生。ですから、そういう

気持ちを含めて、教育委員会や教育庁を中心として、まず、「教員」という呼び方をやめて「教師」という呼び方に変えていただければありがたいと思うが、ちょっと答弁、時間がありません。どうぞ。

○教育長(渡辺義人君) 形から入らせていただきますと、学校教育に携わる者の呼称といたしまして、法令上は「教員」や「教諭」などが用いられておりますが、一般的な呼称として「先生」や「教師」という言葉も使われております。御指摘の「教師」という呼称は、教育のプロフェッショナルとして職務に誇りを持ち、他者より尊敬される人物であるという、高潔で情熱のある深い響きを持つ言葉であると考えております。そのような意味で、私は、教育に携わる一人一人の教職員が、子供たちの存在のとうとさや、保護者、地域社会の思い、願いを理解し、教育に夢とロマンを持って、子供たちに限りない愛情を注ぎ、深い感動を与えることができる、まさに教師としての自覚を常に保持していただきたいと思っております。

日常的に「教師、教師」と呼ぶことについては、呼ばれて本人がくすぐったいなという気持ちになる方もいらっしゃるかもしれませんがけれども、ことしの新規採用の教員の皆さん方へのあいさつの中で申し上げたんですけれども、先ほど申し上げましたように、「あなた方は教育のプロフェッショナルである。したがって、常に教師としての自覚を持って、子供たちに限りない愛情を注いで育ててくれ」と、そういったことを私は申し上げたところでありまして、議員御指摘の教師という趣旨は、今後ともいろんな場面で生かしていきたいと思っております。以上であります。

○萩原耕三議員 最後にお願いですけれども、

通常は、例えば渡辺先生でいいんですよ。大重先生でいいんですよ。ただ、教育長という立場になると、いろんなところでお話ししたり、あるいは指導主事の皆さんに話す機会が多いでしょう。そんなとき、まとめて言うときに「教師の皆さんは」というふうな言い方をしてくれということを行っているわけです。個人的に——ここに丸山議員がいますが——「丸山教師」と言う必要はないんです。「丸山先生」でいいんです。そういうことに教育長が率先してやっていただくと、先生たちの質も大分変わってくるんじゃないかなというささやかな期待を込めて、質問を終わります。以上であります。

(拍手)

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第1号から第17号まで並びに報告

第1号及び第2号、及び請願委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第17号まで、並びに報告第1号及び第2号の各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。あす24日から29日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、6月30日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時39分散会

6月30日（火）

平成 21 年 6 月 30 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 岡師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 副知事 県民政策部長 総務部長 福祉保健部次長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部次長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 財政課長 教育委員長 教育長 公安委員長 警察本部長 人事委員長 代表監査委員 | <ul style="list-style-type: none"> 東国原英夫 河野俊嗣 高山幹男 山下健次 加藤裕彦 吉瀬和明 渡邊亮一 緒方哲夫 山田康夫 長友秀隆 日高幸平 甲斐景早 西野博之 大重都志春 渡辺義人 田代知代 相浦勇二 黒木奉武 城倉恒雄 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局 局長 事務局 次長 総務課 長 議事課 長 政策調査課 長 議事課 長 補佐 議事担当 主幹 議事課 主査 議事課 主査 | <ul style="list-style-type: none"> 濱砂公一 岡田英治 渡邊靖之 富永博章 日高正憲 福嶋清美 日高賢治 山中康二 前田陽一 |
|--|--|

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第17号まで並びに報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第19号から第24号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第6号及び報告第1号については賛成多数により、その他の議案及び報告については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例について」であります。

このことについて当局より、「知事マニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、及び厳しい社会経済情勢下において、県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等を考慮し、知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額するものである。公布予定日は7月7日で、現知事に限り適用される。仮に、公布日前に現知事が辞職される場合は、この条例

は現知事には適用されない」との説明がありました。

このことについて、委員より、「任期を全うするには残り1年7カ月余を残しており、諸情勢を勘案するため、今定例会で結論を出すのではなく、時間をかけてもいいのではないか」、また別の委員より、「知事の出処進退が不透明な状況にある中、条例を施行しても意味があるのか」、さらにほかの委員より、「退職手当等をカットする昨今の風潮は、ポピュリズムであり民主主義が根づいていないのではないか」等のさまざまな意見が出されました。

また、他の委員より、「一般的に退職手当は、生活保障としての給与の後払いや勤続報償という意味を有していることから、知事退職手当の審査に当たっては、7月1日公表予定の知事の資産報告書や9月末公表予定の政治資金収支報告書とともに、知事退職手当を減額または不支給としている他道府県の調査を行う必要がある。県内市町村長の退職手当への影響等も含め総合的に勘案して判断していく必要があり、継続審査とすべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、マニフェストを掲げて当選された知事が、自身のマニフェストに基づき提案された議案は、尊重すべきであるとし、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第11号「市町の配置分合について」であります。

このことについて当局より、「清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入する編入合併であり、合併の期日は、平成22年3月23日である。現在12名の清武町の議員に在任特例を適用し、宮崎市の議員の任期である平成23年4月30日まで、引き続き宮崎市の議員として在任する。そ

の後は、現在の宮崎市議会議員の条例定数である46名の議員定数となる予定である」との説明がありました。

このことについて、委員より、県議会議員の選挙区について質疑があり、当局より、「合併がなされた場合の県議会議員の選挙区は、原則として、宮崎郡は宮崎市選挙区となる。ただし、合併特例法による特例規定により、合併の日から次の一般選挙の任期が終わるまでの平成27年4月29日まで、従来の選挙区とすることもできる。なお、特例を適用するためには、県議会において従来の選挙区を残すための特例条例を定め、合併の日までに施行しておく必要がある」との答弁がありました。

次に、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」であります。

この補正予算のうち、経済・雇用対策として、老朽化した公用車を低公害車に更新することについて、委員より、「経済・雇用対策は、県民の暮らしに直接手当てされるべきものであり、緊急性が高いのか」との質疑があり、当局より、「公用車については、厳しい財政状況から更新基準を大幅にオーバーして使用している状況にある。本来であれば、来年度予算で県の一般財源から捻出しなければならないところを半年前倒しして、低炭素社会の実現等のため、国より新たに措置された経済危機対策臨時交付金を活用するものである。低炭素社会に向けた取り組みとともに、すそ野の広い自動車産業の支援になり、経済対策にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

これに対し、別の委員より、「県の公用車を国の財源を活用して低公害車、低燃費車に更新することは必要である。今後は、全公用車960台余の維持管理費や台数の適正化についても検討

していただきたい」との要望がありました。

次に、付託外案件として、当局から報告のありました「行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案について」であります。

今回の土木事務所再編に伴う人員削減効果が10人から20人程度、人件費等を含めた財政負担が年間1億円程度であることについて、複数の委員より、「厳しさを増す財政状況を踏まえ、行財政改革の推進は県行政に課せられた大きな課題である。行財政改革の取り組み状況においても、平成23年度には、知事部局を初めすべての部門の総職員を平成17年度に比べ1,000人の純減を目指している。約30年前、松形知事の際に検討された土木事務所再編案に比べても規模が小さく、コスト削減幅が小さいのではないか」との質疑があり、当局より、「土木事務所に関しては、昭和25年以来、約60年にわたり現在の体制のままであるが、その間の道路交通網の整備で移動時間は大幅に短縮され、また情報通信技術の飛躍的な進展により情報伝達手段等も格段に進歩していることから、再編案を検討したが、串間及び高鍋土木事務所存続に関する請願が県議会で採択されたことを十分踏まえ、また、地元市町村からの強い要望もあったことから、地元の危惧されている災害等緊急時の対応や住民サービスの確保に留意して、当初案について可能な限りの見直しを行ったところである。

具体的には、総務部門、建設改良部門は本所に統合して一元化、また、住民サービスや安全・安心の確保が図られるよう、維持・保全部門は出張所として旧土木事務所に残すこととした。また、住民サービス確保の観点から、日常生活に密着した道路・河川等の保全業務や各種申請の受付等は置き、住民の皆様へのサービス

はこれまでと変わらないよう努めていく。さらに、新たな行政課題等への対応として、公共事業の品質確保等の課題に対応するとともに、事務所内の計画・調整機能強化のため、「技術調整課」をすべての各土木事務所に新設することにより、事務所内での横断的な業務執行が可能になる。なお、再編に伴いスクラップした部分だけで言えば、人員削減効果としては30名から40名、年間2億～3億円程度の財政負担の縮減幅となる」との答弁がありました。

さらに、別の委員より、「地元の皆さんの不安が大きいようだが、もう少し検討期間を置いてはどうか」との意見があり、当局より、「来年4月の再編に向け準備をしてきており、再編に伴うさまざまな準備を考慮すると、9月定例会では間に合わない。地元の方々の御意見や請願の趣旨を踏まえ、可能な限り見直しを行った。今後とも、地元にはしっかり説明をしていきたい」との答弁がありました。

このことについて他の委員より、「当初再編案では、高岡・串間・高鍋の各土木事務所は3年間を目途に全面廃止という案だったものを、地元からの請願を県議会が採択したことを受け、3事務所とも出張所として存続し、道路や河川の保全、各種申請の受付は残し、計画・調整機能を強化するため技術調整課を設置するというので、可能な限りの見直しを行ったことは評価したい」との意見がありました。

次に、委員より、「人員削減に伴い新たに退職希望を募ることはないのか」との質疑があり、「来年3月末の土木職で見ても定年退職者が21名予定されており、そのほかに希望退職者もあるので、通常の退職・採用の中で対応可能である」との答弁がありました。

次に、出先機関の総合事務所化による人員や

経費の削減効果について質疑があり、当局より、「総合事務所化した場合、中部地区で300人程度、東臼杵地区で350人程度となり、本庁の部を越すような規模となり、組織管理が困難になることや、県税、福祉、土木、農政等の各部門で事務所単位の所管区域が異なることとなるので、各事務所に同じ権限が与えられないこと、また、事務所の組織が大規模になると、本庁との命令系統と事務所内での命令系統と二重になること等の問題がある。さらに、他県においては、総合事務所へ移行したものの、またもとに戻すところもふえている。所管市町村が減ってきて、市町村への権限移譲が進むなど、状況が変化しているため、直に出先機関の形を大きく見直すのは難しい」との答弁がありました。

これに対し、複数の委員より、「土木・農政部門等が総合事務所化されれば、利用する県民の立場からいえば、利便性が高くなることは間違いない。組織管理、命令系統、所管区域など細かい問題点はあるかもしれないが、将来的に地区ごとの職員数削減目標を定め、県民サイドから利便性の高い総合事務所も検討しながら、職員数削減などの行財政改革を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願5件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、平成20年度に造成や積み増しした宮崎県妊婦健康診査支援基金など各種基金を原資とした事業等による13億7,300万円余の増額補正、及び国の平成21年度補正予算成立を受けて、新たに自殺対策を目的とした宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の造成などによる9億3,600万円余の追加の増額補正となっております。この結果、福祉保健部の補正後の一般会計予算は834億5,600万円余となっております。

このうち、福祉・介護人材確保特別対策事業についてであります。

これは、福祉・介護職を目指す学生や、資格を有しているが就労していない方、主婦層などの新しく就労を目指す方などに対し、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うことで、福祉・介護人材の確保を図る事業であります。

このことについて、委員より、福祉・介護の人材の状況について質疑があり、当局より、「今後、高齢化が進むことから、福祉・介護人材はより必要となってくるが、県内の介護福祉士等養成施設8施設のうち、今年4月より2施設が新規入学募集を停止し、残り6施設全体の入学者も定員の5割を切っている状況である」との答弁がありました。

さらに複数の委員より、「勤務環境・待遇が厳しいと言われる介護職員等の離職率、常勤・非常勤等の雇用形態別の給与などの実態を把握して、人材確保のための施策に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金についてであります。

これは、障がい者が地域の中で自立した社会生活を営むことができる環境整備や、障がい福祉サービス事業者の経営基盤の強化策等を講じることにより、障害者自立支援法の円滑な実施を図るものであります。

このことについて委員より、「3障がいの中で、精神障がい者の就労支援が特におくれている。地域住民への啓発等の地域生活移行を進めるための体制づくりについては、行政主導で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業についてであります。

このことについて、委員より、福祉保健部と県警本部との連携について質疑があり、当局より、「昨年度より自殺未遂者について、本人の承諾が得られれば、警察本部より情報提供を受けて各保健所が、面接・訪問等の支援を行っている」との答弁がありました。

さらに委員より、「自殺未遂者についてしっかりとフォローを行い、自殺者の減少に向けて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新型インフルエンザ対策事業についてであります。

これは、抗インフルエンザウイルス薬や感染防護具の追加備蓄等を行うものであり、タミフル、リレンザの備蓄量は今年度末までに20

万7,300人分となります。

また、当局より、県内の新型インフルエンザ患者の発生状況について報告がありました。委員より、「他県において、風評被害や経済的なマイナス面が出ているとの報道があり、本県においても心配される」との意見に対して、当局より、「県民の皆様には正しい情報を提供して、しっかり不安を取り除いていきたい」との答弁がありました。

次に、次世代育成支援宮崎県行動計画についてであります。

現在、策定に向けて作業中である来年度からの新たな5カ年計画について、委員より、「少子化の問題等については、環境問題と同じように子供のときから学習のテーマの一つにするなど、教育面においても検討してほしい」との要望がありました。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は5億9,900万円余の増額補正であり、その内容は、高度救急医療及び周産期医療体制の維持拡充を図るための医療機器の更新、新設に要する経費であり、補正後の資本的支出は49億4,300万円余となります。

次に、「肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書」の提出についてであります。

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症であり、全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われております。また、B型・C型肝炎の感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されております。

このため国においては、平成20年から新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の推進を初め、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などの取り組みが行われているところではありますが、あくまで予算措置にとどまっており、法的根拠に基づく恒久的対策にはなっていないところであります。このようなことから、国に対して肝炎対策のための基本法の早期成立を要望するものであります。

当委員会としましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」

についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億7,800万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用緊急対策の実施に伴うものであります。また、追加補正に係る補正は、一般会計で47億8,700万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は526億3,600万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金についてであります。

このことについて、委員より、「効果を早く発現させるためにも、積立金に積み立てておくのではなく、前倒しで予算化し、事業を実施すべきではないか」との意見があり、当局より、「市町村に対し説明会を行い、前倒しで基金事業を実施するようお願いをしていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「どう雇用を創出するのかが重要であり、有効に基金を活用するために、どのような考えを持っているのか」との質疑があり、当局より、「市町村に対して、他県での先進事例を示しながら、基金事業の有効活用を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、九州新幹線観光バスルート実証実験事業についてであります。

このことについて、委員より、「宮崎県に経済効果が発生するような、メリットのあるルートづくりに取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「本県に至る観光バスルートについて魅力あるものにし、また、本県に宿泊するということも目標にしながら、ルートづくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、一般会計で19億3,200万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用緊急対策の実施や地域活性化・生活対策基金を活用した県単独事業の増額に伴うものであります。また、追加補正は、一般会計で31億8,100万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は909億2,900万円余となります。

次に、議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。

本議案につきましては、県土整備部だけではなく総務部にも質疑を行うなど、慎重に審査をいたしたところであります。

まず、当局より、「宮崎、高岡、日南、串間、西都、高鍋の6土木事務所を、中部、南那珂、児湯の3土木事務所及び高岡、串間、高鍋については出張所に再編し、串間土木事務所の港湾・漁港業務を油津港湾事務所に移管することに伴う条例の改正を行うものである」との説明がありました。

このことについて、委員より、「出張所となる地域では、災害時において、従来と変わらない現場対応ができるのか」との質疑があり、当局より、「住民の安全・安心な暮らしを確保するため、基本的には従来と同じような体制を組んでいきたい。緊急施工工事についても、出張所長に権限を持たせ、対応できるようにする」との答弁がありました。

また、別の委員より、「串間及び高鍋土木事務所の存続についての請願が採択され、半年しかたっていないのに、今回の再編案の提出は性急過ぎるのではないか」との質疑があり、当局より、「請願が採択された後、土木事務所の存

続と行財政改革の視点を踏まえつつ、土木事務所の状況調査や総務部、関係機関とも協議等を行った。災害時の対応や住民サービスの確保を図るため、当初3年間の暫定的な設置であった駐在所を、設置期限を定めない出張所として設置することや、多様化する行政ニーズに対応するためにも、技術調整課を新設することなどについて検討、見直しを行い、今回、再編案を提出したところである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「単に数を減らすことが行財政改革ではない。行財政改革を行うことによって、住民サービスが低下することがあってはならない」との意見があり、当局より、「厳しい財政状況の中で、できる限り住民サービスに支障が生じないように、出張所を設置し、引き続き、所管区域全体の管理・基盤整備を進める方針で考えている。また、市町村・地域住民の要望を受けとめた上で、スケールメリットを生かすとともに、地域の実情を考慮しながら、新しい土木事務所の体制・人員配置を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。

さらに、別の委員より、行財政改革大綱2007についても、「経済緊急対策により前倒しで事業の実施を行っている中で、入札契約部署と発注部署とを分離することが果たしてできるのか」との質疑があり、当局より、「公告から落札決定までの一連の業務の中で、発注部門と入札契約事務とは密接に関係しているため、これらを分離すると事務の煩雑さなどが発生する可能性があり、現在のところ検討すべき課題があるということで認識している」との答弁がありました。

このほかにも複数の委員より、「今回の再編によって、出張所職員の心身的負担がさらにふ

えるのではないか」、また、「当初の再編案は、現場の状況を踏まえて検討されたものではないのではないか」など、多くの質疑や意見があったところでもあります。

一部の委員からは、長期的な観点から、行財政改革の必要性を踏まえ、賛成との意見もあつたところではありますが、当委員会といたしましては、行財政改革に関して決して反対するものではなく、住民サービスの低下や地域間の格差が生じることが懸念されること、串間及び高鍋土木事務所の存続を求める請願が採択されていること、また、その他さまざまな視点から審査した結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしましたところでもあります。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号及び第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の一般会計の補正は、環境森林部所管で33億6,700万円余の増額であり、その主な内容は、宮崎県環境整備公社が実施しているエコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池補強工事に要する費用、また間伐等の促進や林業・木材産業等の地域産業の再生のための事業等に要する経費であります。これにより、補正後の一般会計予算額は258億6,400万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は264億4,700万円余となります。

このうち、県民の森施設整備事業についてであります。

これは、県西地域の観光拠点の一つとなっている「ひなもり台県民ふれあいの森」等におきまして、施設のリニューアルによる利用の促進と太陽光発電施設の整備により、地域の活性化を図るものであります。

このことについて、委員より、「太陽光発電施設をどこに設置し、どのように活用するか」との質疑があり、当局より、「ひなもり台の場内に設置し、約5万キロワットアワーの発電を想定している。ひなもり台の年間消費電力量の約半分をこの太陽光発電で賄おうと考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部所管の一般会計の補正は15億9,000万円余の増額であり、その主な内容は、農商工連携の促進、耕作放棄地の解消など構造政策の推進に要する経費であります。これにより、補正後の一般会計予算額は421億9,400万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は427億7,400万円余となります。

このうち、鳥獣害自衛体制緊急整備事業についてであります。

これは、野生鳥獣の生態や被害実態等につい

て地域住民への理解を促すとともに、集落全体の環境改善や効果的な防護さくの設置など自衛体制の緊急整備により、野生鳥獣の効果的な被害防止を図るものであります。

このことについて委員より、「被害防止さくを設置することにより、逆に一たん集落に入り込んだ野生鳥獣が山に帰れず、被害をこうむることも考えられる。個体を減らす方法も一つと思われるが、この野生鳥獣の被害は、農山村において深刻な問題であるという現状を御理解いただきたい。今後、環境森林部と連携して対策を検討してほしい」との意見がありました。

次に、宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業についてであります。

この事業は、企業等の農業参入を支援するとともに、企業と農業法人あるいはJA等との連携強化を促進することによりまして、宮崎発の農商工連携ビジネスモデルを創出し、本県の農業・農村の活性化を図ろうとするものであります。

このことについて、委員より、「どのような事業を補助の対象としているのか」との質疑があり、当局より、「農産物の高付加価値化等、幅広い取り組みを対象とし、これから企業等の農業参入の支援に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

両部局とも、主に経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正であります。委員より、「現在の経済・雇用情勢の厳しさを乗り切るための対策を十分考え、今後さらなる積極的な予算を検討すべきである」との要望がありました。

次に、議案第17号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例」についてであります。

この条例は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、木材・木質バイオマス資源を

活用した低炭素社会の実現を図ることを目的に、間伐等の森林整備の促進や林業・木材産業の再生に必要な事業を実施する財源として積み立てるために、基金を設置するものであります。

このことについて委員より、「この基金で整備した設備について、基金終了後、設備の活用がされなくなったということがないよう、活用方法を十分検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第3号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算の成立及び新たな経済・雇用対策の実施に伴うもので、教育委員会所管では、一般会計で1億3,700万円余の増額補正であり、その主な内容は、校務用パソコン維持管理費等に伴うものでありま

す。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,152億6,900万円余となります。

この校務用パソコン維持管理費について、当局より、「県立学校においては、今年度中に校務用のパソコンの配備をすべて完了する予定である」との説明がありました。

これに対して委員より、「市町村立学校においても、校務用パソコンの整備が早期に進むよう、引き続き必要な助言を行っていただきたい」との要望がありました。

また、公安委員会所管では、一般会計で5,900万円余の増額補正であり、その主な内容は、交通安全施設整備事業等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は294億8,000万円余となります。

この交通安全施設整備事業についてであります。

このことについて、委員より、「地域住民から継続的に寄せられる信号機新設の要望に対して、どのような設置基準により対応しているのか」との質疑があり、当局より、「事故の発生状況や交通量、通学路の指定や住民の要望等を踏まえて、緊急性、必要性の高い箇所から設置をすることとしている」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「地域の切実な要望に対して、設置の可否だけでなく、途中経過についても情報提供を行うなどして、地元とのコミュニケーションを密にしてほしい」との要望がありました。

次に、議案第14号「平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正は、ダム管理者の県土整備部が経

済・雇用対策の一環として実施する、綾北ダム関連工事に係る企業局負担分5,800万円余を増額補正するものであり、補正後の資本的支出は23億9,100万円余となります。

このことについて、当局より、「綾北ダムは治水と発電の役割を持つ多目的ダムであり、企業局の負担割合は、建設当時の費用負担に基づいている」との説明がありました。

これに対して委員より、「企業局の経営という観点から、負担割合については、適宜精査を行い、見直しについて検討する必要もあるのではないか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、図師博規議員。

○図師博規議員 [登壇] 議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」の内容について、反対の立場から討論をさせていただきます。

高鍋土木事務所は、児湯郡の中心地に位置し、人口7万5,000人を擁する東児湯5町を管轄

し、これまで道路、治水を初めとするインフラ整備や建築行政など、地域住民の生活や企業活動などに関する重要な役割を担っております。また、延長32キロメートルにも及ぶ日向灘に面した海岸線及び港湾の維持管理や、本県の大動脈でもある国道10号やJR日豊本線が縦断し、多くの主要県道などがアクセスするという優位な立地条件のもとで、その機能が十分かつ機動的に発揮されています。

さらに、災害発生時などには、高鍋町に所在する国土交通省宮崎河川事務所小丸川出張所や児湯農林振興局、児湯福祉事務所、児湯教育事務所及び高鍋保健所などの国及び県の出先機関とともに、迅速、有機的な連携が図れる状況にあります。

このようなことから、高鍋土木事務所が再編された場合には、児湯地域の振興や土木行政の拠点機能など、影響ははかり知れないものがあります。特に、災害時における迅速かつ的確な対応や、関係機関との円滑な連携などに困難が生じ、防災対策などにおいても多大な支障が生じることは明らかであります。

そしてもう一つ、串間市内に残る唯一の行政機関である串間土木事務所、この再編も情報交換や土木行政の推進に甚大な影響があります。特に国道448号等の主要道路の崩落・災害時の迅速な対応、地方港湾・漁港等の整備、河川改修など、市民の安全・安心を確保する上から、再編されることについては多大なる危惧が生じております。

これまで県が示してきた行財政改革、また土木事務所の再編案、今回提案された内容につきましては、一定の評価はするものではあります。現在、地域の関係機関及び議会内での協議、審議、意思の疎通が成熟しているとはまだ

言いがたい状況です。よって、私は、この土木事務所再編を含む条例改正案について、反対の意を表明させていただきます。議員各位の御英断を期待いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕 議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例」について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案は、知事の退職金に関し、その50%を削減するというものであり、東国原知事のマニフェスト及び県行財政改革の一環として取り組まれたものであります。確かに知事の退職金は、知事の任期満了を前提といたしますと、現行では4,166万4,000円、半額の削減ということになりますと、2,083万2,000円の減額ということになります。この減額分は、結果としては、一般財源に繰り入れられるものになり、確かに県財政困窮の折であり、また首長の退職金の削減が時代の流れであることを考慮しても、退職金の半減については理解できるものであります。

しかし、今回の議会のこの本会議、そして委員会、先ほどの高橋委員長の報告にもありましたが、そういったものの中でも、県内の他の市町村長への影響、また知事の資産報告の公表を待つべきだなどという反対や慎重な意見も数多く出されました。

とはいえ、何といたしまして、知事が任期満了しないのではないかと、知事が国政に転出してしまおうのではないかとということについての疑念・懸念が多く議会でも出されました。それは、県民の皆さんの声を代弁したものであったのだらうと思います。古賀誠自民党選挙対策本部長が県庁を訪れて以降の県政界は、さまざまな

憶測、喧伝、そして何がしかの根拠を持ったような意味で語られるうわさなどで大きな混乱をいたしております。各マスコミのアンケートのみならず、私たちも直接、県民の皆様から多くの声をいただいております。地元紙によりますと、知事の国政転出反対は63%、しかしながら、知事の支持率は82.7%でございます。しかし、私は、ここに知事に対する絞り出すような県民の皆様の思いや声を感じるのであります。宮崎のために頑張ってもらいたい、そういった思いがこの一連の県議会での質疑でも集約されていたのではないかと思います。私はないと信じておりますが、知事の辞職が間近いといったような話も乱れ飛んでおります。

しかし、この条例案は、先ほどもありましたとおり、公布の日をもって施行と定められております。同様の事例から考えましても、先ほど委員長報告でもありましたとおり、7月7日の県の公布の発効をもって施行するという事になっております。そういたしますと、7月7日までに、万一、知事が辞職をするということになりますと、この条例はだれにも適用されない、言ってみれば空条例になる可能性もあるのであります。私たちも、それを含め、議会や委員会の場で真剣に議論をさせていただきました。そして、その結果として、制定された条例が意味のないものになるとするならば、これは東国原県政に大きな傷を残すことにもなりかねないと思っております。この件については、知事にも、よくよく御理解を願いたいと思っております。

県民は言うに及ばず、多くの国民の皆さんが知事の動向に注目をいたしております。私たちは、これからもこの宮崎で生きてまいります。この条例が知事の置き土産にならないことを切

に願います。そしてまた、この条例を含め、今までのマニフェスト実現を切磋琢磨しながら実現していきたいと思っております。この条例はそのためのかけ橋になるべきものであると信じ、議員各位の賛成を切に願ひまして賛成討論といたします。以上で終わります。ありがとうございました。〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました報告第1号及び請願の継続について、反対の立場から討論を行います。

まず、報告第1号平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)の「専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第6号)において、歳入歳出をそれぞれ10億3,343万9,000円を追加し、予算総額を5,759億5,989万2,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られています。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金確定など税制上やむを得ない場合です。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など県税27億800万円の追加をしています。本来、税収などについては、的確な把握を行い予算化して、県民施策に生かすことが必要ですし、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を求めたいと思いません。

次に、請願についてです。

前回に引き続き継続審査との報告がありまし

た、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)の制定を求める請願」及び第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」について、採択を求めるものです。

後期高齢者医療制度は、開始から1年が経過し、ますます制度そのものの理不尽さや不備が指摘され、特に保険料の高いことなどが大きな問題となっています。高齢者のだれもが安心して医療が受けられるように改善を図るのは、当然のことです。

また、中小企業振興基本条例の制定についても、地元の中小企業の経営の安定と活力の回復が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、県民生活の向上につながるものです。

障害者自立支援法の抜本的改善を図ることも喫緊の課題となっています。しかも、同請願は、すべての会派が紹介議員となって議会に提出されているにもかかわらず、今回さらに継続審査とすることは、道理ある対応とは言えません。

いずれの請願も、県民の暮らしにとって本当に切実な課題の請願です。こうした請願者の思いを十分に受けとめ、その願いにこたえることは県議会の役割ではないでしょうか。請願者の意思を十分に尊重して、今議会での採択を強く求めるものです。

以上述べまして討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は否決で

ありますので、原案について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否決されました。

◎ 議案第6号採決

○中村幸一議長 次に、議案第6号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 報告第1号採決

○中村幸一議長 次に、報告第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

◎ 議案第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第17号まで、並びに報告第2号採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第17号まで、並びに報告第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、

可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願第21号から第24号まで採決

○中村幸一議長 次に、請願第21号から第24号までについて、お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の

平成21年6月30日(火)

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり

り、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書

議員発議案第2号

小腸移植に医療保険適用を求める意見書

議員発議案第3号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

議員発議案第4号

教育予算の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

介護保険制度の改正に関する意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 長友 安弘

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 緒 嶋 雅 晃
星 原 透
井 上 紀代子
水 間 篤 典
外 山 衛
満 行 潤 一
新 見 昌 安
黒 木 正 一
松 田 勝 則
押 川 修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 緒 嶋 雅 晃
中 野 一 則
田 口 雄 二
横 田 照 夫
萩 原 耕 三
松 田 勝 則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

陸上自衛隊の定員確保を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第8号まで

追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第8号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第8号「陸上自衛隊の定員確保を求める意見書案」に反対の立場から討論いたします。

同意見書(案)では、自衛隊の果たす役割が述べられ、県内における陸上自衛隊の定員を削減せず、確保することを求めています。しかし、自衛隊員の定員を確保することで、若者の雇用の確保や地域経済の活性化、災害時の復興活動、有事や国際平和維持を理由に外国に出かけて任に当たる等々が、果たして妥当なことでしょうか。

深刻な雇用・経済危機のもとで、貧困、格差社会はますます広がりを見せています。一刻も早く経済を立て直し、国民だれもが安心して暮らせる、まともなルールある社会づくりが求め

られており、政治の責任が大きく問われています。こうした中で、自衛隊を若者の雇用の手段としたり、地域経済の糧などとするのが果たして健全なあり方なのか、しっかり見直し、基地に頼らないまちづくりこそ今、必要なのではないでしょう。

また、災害時の復旧活動に自衛隊も協力しますが、最後に力を発揮するのは消防隊員です。それは、自衛隊は日常的に軍事訓練は行っても、基本的には災害復旧のための訓練などを行っていないからです。災害などから国民・県民の安全を守るためには、常備の消防力を強化して任務に当たれるようにすることこそ重要です。

また、国際的な平和維持活動に貢献するかのようにも言われていますが、本来、外交努力なしには、戦争や紛争などといった問題の解決が図られないことは明らかです。

今、政治がなさねばならないことは、この経済・財政危機状況においても、毎年5兆円もの税金を軍事費に費やし続けていることなどを見直して、国民の暮らしや福祉、医療、教育に予算を振り向けることです。国民の暮らしを豊かにして、深刻な不況を解決し、経済を立て直すことです。そうすることが新たな雇用を生み出し、まともな、健全な社会をつくることができます。あらゆる可能性を秘めた若者の未来を、希望の持てるものにすることこそ重要です。

以上、幾つかの問題点を述べ、同意見書案について反対を表明するものです。以上です。

[降壇]

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第8号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第7号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第1号から第7号までの各号議案を、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈の件

○中村幸一議長 ここで申し上げます。

本年は、天皇陛下におかせられましては、御即位20年をお迎えになられ、まことに慶賀にたえないところであり、謹んでお祝い申し上げます。

お諮りいたします。

このたびの天皇陛下の御即位20年に伴う賀詞奉呈の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

賀詞奉呈の件を議題といたします。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今議会で、ことしが天皇即位20年に当たることをもって、その祝意を県議会の名で表明し、奉呈することが提案をされました。

しかし、天皇即位における継続の節目を祝うかどうかは、広く国民、個々人の見解、見識にゆだねられるものであって、特に多様な意見を議論し合い、最も民主主義が尊重されなければならない議会にあっては、県議会の名で、しかも「県民とともに」などの表現でその祝意を表明することは適切ではないと考えます。

もちろん、各会派や各議員がそれぞれの立場でお祝いを述べることに、何ら異論のあるものではありません。

したがって、今回の県議会の名をもって行おうとする賀詞奉呈について、賛同することはできませんし、御一考いただくことを強く要望して、意見の表明といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

天皇陛下の御即位20年に当たり、お手元に配付のとおり、天皇陛下に、本県議会の名をもって賀詞を奉呈することに賛成の議員の起立を求めます。〔卷末参照〕

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数ですので、そのように決定いたしました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時10分閉会

資

料

平成21年6月定例県議会日程

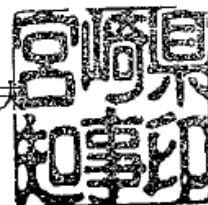
19日間

月日	曜	区分	議事	備考
6. 12	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:15
13	土		(閉 庁 日)	
14	日			
15	月	休 会	(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
16	火			
17	水	本会議	一 般 質 問	議会運営委員会 9:30
18	木			請願締切 12:00
19	金			
20	土		(閉 庁 日)	
21	日			
22	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
23	火		一 般 質 問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
24	水	休 会	常 任 委 員 会	
25	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
26	金			特 別 委 員 会
27	土		(閉 庁 日)	
28	日			
29	月	休 会	(議 事 整 理)	
30	火	本会議	常任委員長審査結果報告、質疑 討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1068
平成21年6月12日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 知事の退職手当の特例に関する条例
- 議案第7号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 市町の廃置分合について
- 議案第12号 財産の取得について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1101
平成21年6月17日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年6月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第13号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成21年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例
- 議案第17号 宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

6月17日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	社会民主党	満行 潤一	10:00~11:00	
2	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	中野 一則	13:00~14:00	
4	愛みやざき	武井 俊輔	14:00~15:00	

6月18日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	社会民主党	鳥飼 謙二	10:00~11:00	
6	愛みやざき	函師 博規	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	丸山裕次郎	13:00~14:00	
8	民 主 党	井上紀代子	14:00~15:00	

6月19日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
9	自由民主党県民の会	濱砂 守	10:00~11:00	
10	公 明 党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
11	愛みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
12	自由民主党	押川修一郎	14:00~15:00	

6月22日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
13	自由民主党	十屋 幸平	10:00~11:00	
14	自由民主党	山下 博三	11:00~12:00	休憩
15	公 明 党	長友 安弘	13:00~14:00	
16	民 主 党	権藤 梅義	14:00~15:00	

6月23日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
17	自由民主党	黒木 正一	10:00~11:00	
18	社会民主党	外山 良治	11:00~12:00	休憩
19	自由民主党	松村 悟郎	13:00~14:00	
20	自由民主党	萩原 耕三	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例			否決		
第3号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例					可決
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決		
第6号	知事の退職手当の特例に関する条例	可決				
第7号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第9号	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例		可決			
第10号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例				可決	
第11号	市町の廃置分合について	可決				
第12号	財産の取得について		可決			
第13号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決	可決	可決	可決	可決
第14号	平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)					可決
第15号	平成21年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)		可決			
第16号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例		可決			
第17号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例				可決	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第6号))	承認	承認		承認	承認
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (宮崎県税条例の一部を改正する条例)	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 5 号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第 9 号	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願			継続		
第 1 1 号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		継続			
第 1 9 号	平成 2 1 年度宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 2 0 号	物価に見合う年金引き上げを求める請願		継続			
第 2 1 号	精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める請願		採択			
第 2 2 号	肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書提出についての請願		採択			
第 2 3 号	「進行性骨化性異形成症（FOP）」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」「線維筋痛症」「シェーグレン症候群」の 4 疾患を県単独事業の特定疾患に認定を求める請願		採択			
第 2 4 号	宮崎県の地域医療の拡充と救急医療体制の整備を求める請願		採択			

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成21年6月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 請願第11号 障害者自立支援法の抜本的改善を求める 請願 請願第20号 物価に見合う年金引き上げを求める 請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改正に ついての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	6月30日・可決
〃 第2号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	6月30日・否決
〃 第3号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	6月30日・可決
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	知事の退職手当の特例に関する条例	〃
〃 第7号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例	〃
〃 第11号	市町の廃置分合について	〃
〃 第12号	財産の取得について	〃
〃 第13号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	〃
〃 第14号	平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)	〃
〃 第15号	平成21年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第16号	宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例	〃
〃 第17号	宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例	〃
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月30日・承認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃
議員発議案 第1号	肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書	6月30日・可決
〃 第2号	国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書	〃
〃 第3号	小腸移植に医療保険適用を求める意見書	〃
〃 第4号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	〃
〃 第5号	教育予算の拡充を求める意見書	〃
〃 第6号	介護保険制度の改正に関する意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第7号	厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求め る意見書	6月30日・可 決
" 第8号	陸上自衛隊の定員確保を求める意見書	"

意見書、その他

肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症であり、全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われている。

またB型、C型肝炎の感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されている。

このため国におかれては、平成20年から新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の推進をはじめ、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などに取り組んでいるところであるが、あくまでも予算措置にとどまっており、明確な法的根拠に基づく恒久的対策とはなっていないところである。

一方、都道府県によっては、取り組みに差があることや、専門医療機関の不足や偏在があり、医療体制の確保が大きな課題となっている。

さらに、肝硬変や肝がんとなった患者は、長期療養のため不安を抱えた生活を余儀なくされていることや、地域社会において、必ずしも感染症に対する差別意識が克服されていないことから、患者及び家族は、精神的にも大きな負担を受けているところである。

よって、国においては、ウイルス性肝炎の全国的な根絶に向けた肝炎対策を着実に実行されるよう、肝炎対策のための基本法を早期に成立させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様
内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
内閣官房長官	河	村	建	夫	様

国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う広域的事業であるが、その実施にあたっては、大変厳しい財政状況の中で地方が負担金を支出している。

特に今回、この国直轄事業負担金に、国道事務所等の庁舎改修費や国家公務員の人件費、退職手当、一般旅費、さらに上級機関である地方整備局の人件費までが含まれていることが明らかになり、地方分権の課題として、そのあり方そのものが大きくクローズアップされているところである。

したがって、国におかれては、今後の国直轄事業のあり方について、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度へ再構築するよう下記の事項を強く求めるものである。

記

- 1 地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、負担金の基準や内訳明細について、早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、負担金の対象とし得る経費を明確化すること。
- 2 現行制度の抜本的な再構築に向け十分な協議を行い、地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で、自主的、主体的に事業実施できるようにすること。
- 3 国と地方の役割に応じた財政負担へ転換させる観点から、社会資本整備に関する国と地方の役割分担を明確にするとともに、国直轄事業負担金制度については、早期に抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	佐藤	様
財務大臣	与謝野	様
農林水産大臣	石破	様
国土交通大臣	金子一義	様

小腸移植に医療保険適用を求める意見書

小腸移植は、小腸の消化や吸収不全などのため、栄養、水分、電解質などを経静脈的に補給しなければ生命を維持することができない小腸不全の患者を対象に行われる。

腸捻転や腸閉鎖、壊死性腸炎、クローン病などの短腸症候群や、ヒルシュスプルング病類縁疾患などの不可逆性小腸機能不全の疾患について、基本的な治療手段である中心静脈栄養法ができない状態となった場合、この小腸移植の適応となる。

心臓や肺、肝臓、膵臓などの臓器移植については医療保険が適用されており、移植手術により多くの患者が生を得ているが、小腸移植手術は、脳死、生体のいずれにおいても医療保険の適用がなく、従って必要となる多額の費用は全て自己負担とされている。さらに小腸移植は、経験のある医療機関が全国的に少ないこともあって、患者や家族にかかる精神的、経済的な負担や苦労は大変大きなものとなっている。

よって、国においては、小腸移植における患者負担の軽減を図るため、早期に医療保険を適用されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	舛添要一様

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

核兵器廃絶と恒久平和は、私たち被爆国民の心からの願いである。

しかし核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では、実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制さえも危機的状況に直面している。核保有国である米国、ロシア、英国、フランス、中国の五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンさえも核兵器を保有し、さらに、2度にわたる地下核実験を実施した北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年の核拡散防止条約(NPT)再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
- 2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3 核拡散防止条約(NPT)の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
外務大臣	中曾根 弘 文 様

教育予算の拡充を求める意見書

すべての子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。しかしながら、義務教育国庫負担金の縮小や地方交付税削減の影響、厳しい財政の状況などから、自治体において、教育予算を確保することが難しくなっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体格差が広がり、家計や所得の違いが教育格差につながっている。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差が生じないように、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

国におかれては学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	佐 藤 勉 様
財務大臣	与謝野 馨 様
文部科学大臣	塩 谷 立 様

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進む中で、介護保険は介護を必要とする者だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとっても、ますます重要な制度となっている。

国民が安心して、安定した暮らしを営むことが出来るようにするためには、サービス水準を低下させたり、新たな自己負担を導入することなく、介護保険制度の信頼を高めるとともに持続可能な制度に改めていかなければならない。

よって国においては、介護保険制度の安定と充実のために、下記の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

記

- 1 要介護認定にバラツキがあるとの指摘を踏まえ、認定基準の見直しを行うこと。
- 2 療養病床再編については、介護の場から追い出される高齢者を出さないよう、療養病床の削減計画を見直し、必要な病床を確保すること。
- 3 介護労働者の賃金や労働条件を大幅に引き上げ、職員の資質向上のための研修の機会の拡充を図ること。
- 4 良質なグループホームの増設など、良質な介護・医療が提供できる体制を整備すること。
- 5 介護事業者が適切に事業を行うよう、指導・監督を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河 野 洋 平 様
参議院議長	江 田 五 月 様
内閣総理大臣	麻 生 太 郎 様
財 務 大 臣	与謝野 馨 様
厚生労働大臣	舛 添 要 一 様

厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題として大きくクローズアップされる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材は低炭素社会実現の主役として強い期待が寄せられている。

しかしながら、今回の100年に一度とも言われる世界的な経済危機は、我が国経済に深刻な影響を与え、特に、木材需要の急激な縮小とその価格の急落は、地域の木材生産・加工・流通体制にかつてない甚大な混乱をもたらし、経営基盤が脆弱な森林・林業・木材産業をさらに危機的な状況に陥れている。

特に本県は、スギの生産量が18年連続して全国一となるなど全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられる立場にあり、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機に立たされている。

よって、国におかれては、厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を図り、山村を再生させるため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国産材価格の長引く低迷と昨今の急落を踏まえ、木材価格安定基金を創設するとともに、生産流通経費の一部助成等の措置を講じること。また、価格や需給の状況に応じ国有林の木材生産量の抑制等を行う調整機能を整備すること。
- 2 森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保を図ること。また、木材の炭素固定機能に着目した税制上の措置（いわゆるカーボンストック減税）を行うなど森林経営対策を推進すること。
- 3 地球温暖化防止機能に着目した住宅・土木用資材及び建築物への利用を促進すること。また、木質バイオマス利用施策の推進による国産材需要の拡大とその安定的な生産・加工・流通体制を整備すること。
- 4 国産材価格が安定しない中、森林組合等の林業事業者が施業受託後に出荷を保留せざるを得ない間の金利負担を軽減する無利子貸付基金を創設すること。また、林業事業者が年間を通して事業量を確保できる仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
財務大臣	与謝野馨	様
農林水産大臣	石破茂	様
経済産業大臣	二階俊博	様
環境大臣	斉藤鉄夫	様

陸上自衛隊の定員確保を求める意見書

冷戦終結以降、貧困・経済格差、宗教・民族対立等といった紛争の火種は、世界的広がりを見せ、大量破壊兵器等の拡散や国際的テロ等の新たな脅威や多様な事態が発生している。さらに、北朝鮮による核実験やミサイル発射など、東アジアにおいても不安定な政治情勢が続いている。さらに、国際平和協力活動や国民保護法に基づく自衛隊活動など、自衛隊活動の多様性も求められている。そのような中で、国民の生命と財産を守る自衛隊の役割と重要性が高まってきていると考える。

一方、過疎化や高齢化が進む地方においては、自衛隊の存在は若者の雇用など地域の社会的機能を維持する上でも様々な役割が期待されている。特に、災害対応については、平成7年の阪神・淡路大震災での災害派遣以降、自衛隊の災害救援活動に対する国民の期待はますます大きくなっている。本県においても、平成17年台風14号の折りに都城駐屯地・えびの駐屯地などの地元自衛隊による献身的な復旧・救助活動が行われたことは、県民の記憶に新しいところであるが、風水害の多い本県では、このような自衛隊活動が、県民の安全な暮らしへの大きな支えとなっているところである。

にもかかわらず、我々の期待に逆行して、県内においては、えびの駐屯地のコア化などにより、陸上自衛隊の定員削減が行われており、地元では、住民不安の増大や経済の沈下を招いている。引き続き、自衛隊の定員削減がなされるならば、今回の未曾有の経済危機の中、地域経済への影響はますます深刻となり、県民総力戦で豊かで安心な郷土づくりを目指している我々としては、大きな危惧を抱かざるを得ない。

よって、政府においては、本県はじめ全国の地方が抱える不安の実情を十分認識し、陸上自衛隊の定員確保が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	佐藤勉	様
財務大臣	与謝野馨	様
防衛大臣	浜田靖一	様

天皇陛下におかせられましたは
本年御即位二十年をお迎えになられ
まことに慶賀にたえないところであります
ここに宮崎県議会は県民とともに
謹んでお祝い申し上げます

平成二十一年六月三十日

宮崎県議会

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	—	—	
厚生	5	2	7	
商工建設	1	1	2	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	6	3	9	

新規請願

商工建設常任委員会

請願番号	請願第19号	受理年月日	平成21年6月5日
請願者住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA 20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会長 横山節夫		
請願の件名	<p>平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願書</p> <p>「要旨」</p> <p>平成21年度宮崎地方最低賃金改正に関して、下記について、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提出いただくよう請願いたします。</p> <p>「理由」</p> <p>最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとしています。</p> <p>連合は、これらの目的および最低賃金法改正の趣旨に照らし、「生活できる最低賃金」であることはもとより、賃金が労働の対価として適正なものとなるようその底上げと格差改善に寄与する最低賃金の確立に向け、その水準や決定の仕組みをさらに拡充・改善させることが重要と考えます。</p> <p>雇用形態の多様化が進む中で、パートタイム労働者をはじめとする非正規労働者は増え続け37.8%に達すると同時に、低所得者層も増加し、1,000万人を超える労働者が年収200万円以下となっています。</p> <p>このように格差が拡大する中で、2008年7月1日には、40年ぶりに最低賃金法も改正され、最低賃金もつ意義がますます重要になりました。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。</p> <p>ご承知の通り、宮崎県は平成20年度地域別最低賃金時間額は、627円であり、全国最下位グループに位置しています。</p> <p>これらの状況から脱却し、地方で働く県民の意欲を高め、優秀な人材を確保していくためには、最低賃金の引き上げが大変重要な要素となります。</p> <p>以上の観点から、貴議会におかれましては、本請願の要旨をご理解の上、宮崎労働局ならびに関係行政機関に対して意見書を提</p>		

	<p>出いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成21年度宮崎地方最低賃金の改正にあたっては、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、必要最低生計費の実態、一般労働者の賃金水準の適切な反映、経済諸指標との整合性の確立、さらには中央水準との格差是正などを踏まえた上積みの改正を図ること。 2. 宮崎県内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し改正最低賃金法の周知・徹底を図ること。罰則規定の見直しや「派遣労働者には派遣先の地域別最低賃金が適用されること」について周知を図り、行政指導を強めること。 3. 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
紹介議員	<p>田口 雄二 満行 潤一</p>
摘要	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第20号	受理年月日	平成21年6月17日
請願者住所・氏名	宮崎市大和町134-2 全日本年金者組合宮崎県本部 委員長 津守 信弘		
請願の件名	<p>物価に見合う年金引き上げを求める請願</p> <p>[請願の要旨]</p> <p>高齢者福祉の充実など日頃のご努力に心より敬意を表します。</p> <p>私たち高齢者は、年金や介護保険の改悪、年金課税の強化、後期高齢者医療制度の強行などに加えて物価高騰が追い打ちかけ、厳しい生活を強いられています。年金者組合の調査でも「これ以上、衣食住費が高騰したら死ぬばかり。自殺も考えている」「お金がなくて病気をしても病院には行けない」など悲鳴のような声が寄せられています。高齢者への課税が強化され、健康保険料、介護保険料が引き上げられる一方で介護の利用料・医療費が上がるなど、この数年高齢者への負担増が押し付けられてきました。しかも、政府の物価指数は、IT機器やテレビ、パソコン、カメラなどの大幅な下落を含むもので、実態より低く抑えられています。実際には生鮮食料品などが高騰しつつあるなか、高齢者は食べることにすら切り詰める生活を余儀なくされています。</p> <p>無年金者・低年金者への対策は放置され、高齢者の自殺や犯罪も激増するなかで、マスコミも高齢者の貧困に注目し始めています。物価に合わせて年金を引き上げるのは世界の常識です。日本の年金も物価スライド方式でした。ところが、政府はマクロ経済スライドを導入したばかりでなく、賃金が下がれば物価スライドを適用しないことを決め、さらに、過去の「引き下げ凍結分」も適用して物価が上がっても年金を上げない仕組みを2重3重に作っています。政府・厚労省は本年度も物価が高騰しているにもかかわらず、年金の引き上げを行いませんでした。</p> <p>これは、高齢者の生存権を認めない不当なものです。私たちは物価高騰に見合う年金引き上げを求めて、下記事項について地方自治法第99条に基づいて国に意見書を提出していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 物価高騰に見合う年金の引き上げを行うこと。</p>		

	2. その際、無年金者・低年金者に「生活支援金」を上乗せして行うこと。
紹介議員	満行 潤一 井上 紀代子 前屋敷 恵美
摘 要	

新規請願

新規請願			厚生常任委員会
請願番号	請願第21号	受理年月日	平成21年6月17日
請願者住所・氏名	<p>宮崎市堀川町165番地 特定非営利活動法人 宮崎県精神福祉連合会 理事長 立本 久子</p> <p>宮崎市学園木花台西2丁目4-6 社団法人宮崎県看護協会 会長 串間 秀子</p> <p>宮崎市鶴島2丁目9-6 みやざきNPOハウス301号 一般社団法人宮崎県社会福祉士会 会長 松井 利博</p> <p>宮崎市福島町寺山3147番地 宮崎若久病院内 宮崎県精神保健福祉士会 会長 浅岡 悦子</p> <p>宮崎市大字小松1119-8 宮崎リハビリテーション学院 作業療法学科内 宮崎県作業療法士会 会長 関 一彦</p> <p>宮崎市鶴島2丁目9-6 NPOハウス304号 宮崎県介護福祉士会 会長 前田 薫</p> <p>宮崎市橘通西1丁目5-3 (医) ハートピア細見クリニック内 宮崎県精神神経科診療所協会 会長 細見 潤</p> <p>宮崎市松橋1丁目1番32号 社団法人宮崎県精神科病院協会 会長 高宮 眞樹</p>		
請願の件名	<p>精神障がい者に対する交通運賃割引制度の適用を求める請願 (要旨)</p> <p>身体・知的障がい者に対しては、現在バスや鉄道など各種の運賃割引があり重度の障がいがあっても、普通に社会生活が送れるよう配慮されています。障害者自立支援法施行により、3障がいが一元化され、ようやく本年3月16日から、バス料金割引料金が適用されたところではありますが、交通手段の選択肢の観点からは不十分な状況であると言わざるを得ません。精神障がい者の自立した社会参加を促進する上でも、各種の交通運賃割引が実現されるよう請願します。</p> <p>(理由)</p> <p>地域で生活する精神障がい者は、医療やリハビリのために定期</p>		

	<p>的な通院・通所が必要不可欠であり、また、就労した際の移動手段としても公共交通機関の利用が最も身近な移動方法であります。その中で、精神保健福祉手帳が新設された際に、写真貼付がされていないことが、本人確認が困難とのことで、運賃割引制度が適用外でありましたが、現在では写真が貼付されており、その問題は解決しているものと理解しております。</p> <p>また、精神障がい者への理解を啓発していく上でも、地域の多くの方々との交流が必要であり、そのことが障がいの改善にもつながる重要な要素であります。</p> <p>以上の理由により、各種交通運賃割引制度の精神障がい者への適用をお願いいたします。</p>
紹介議員	<p>中野 一則 徳重 忠夫 満行 潤一 函師 博規 新見 昌安 権藤 梅義</p>
摘要	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第22号	受理年月日	平成21年6月18日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市永楽町182-6 弁護士法人えいらく法律事務所気付九州薬害肝炎弁護団（宮崎弁護団） 代表 松田 幸子		
請願の件名	<p>(要旨) 肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書提出についての請願</p> <p>(理由) ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症である。全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われ、宮崎県内においても少なくない患者が死亡している。また、地域社会において、必ずしも感染症に対する差別意識が克服されていないことから、患者家族は、精神的にも大きな負担を受けている。</p> <p>B型、C型肝炎とも、ウイルスに汚染された血液を通じて感染し、その経路は、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されている。</p> <p>このため国は、2008（平成20）年から、新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の促進、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などに取り組んでいるところである。しかし、あくまでも予算措置にとどまっており、明確な法的根拠に基づく恒久的対策ではない。</p> <p>加えて、地方自治体によって取り組みに差があり、特に宮崎県においては、関係諸機関の努力にもかかわらず、専門医療機関の不足や偏在があり、診療体制確保が大きな課題となっている。さらには、肝硬変や肝がんとなった患者の中には、長期療養のため経済的不安を抱えた生活を余儀なくされる者もあり、早急に、恒久的な対策の推進を図ることが求められている。</p> <p>よって、国会および政府がウイルス性肝炎の全国的な根絶に向けた肝炎対策のための基本法を早期に成立されるよう、県議会において積極的推進のための意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p>		

紹介議員	宮原 義久 河野 哲也 井上 紀代子 満行 潤一
摘要	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第23号	受理年月日	平成21年6月18日
請願者住所・氏名	宮崎市江平1丁目2-28 第4丸三ビル6階 宮崎県難病団体連絡協議会 会長 首藤 正一		
請願の件名	<p>(要旨) 「進行性骨化性異形成症 (FOP)」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」「線維筋痛症」「シェーグレン症候群」の4疾患を宮崎県単独事業としての特定疾患に認定を求める請願</p> <p>(理由) 「進行性骨化性異形成症 (FOP)」「アレルギー性肉芽腫性血管炎」「線維筋痛症」「シェーグレン症候群」は国の特定疾患として認定されていない。 しかし県内の4疾患の患者団体から特定疾患認定の要望がある。特に、「アレルギー性肉芽腫性血管炎」や「シェーグレン症候群」は他の都道府県において特定疾患として認定し、独自の医療費助成を行っている。 認定されれば、医療費負担の軽減だけでなく、保健所等がこれらの疾患の患者の状態を把握することができ、あらゆる医療福祉サービスに反映させることができると考えている。県内のこれらの希少疾患を特定疾患に認定するよう要望する。</p>		
紹介議員	十屋 幸平 横田 照夫 満行 潤一 徳重 忠夫 松田 勝則 河野 哲也 井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘要			

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第24号	受理年月日	平成21年6月18日
請願者 住所・氏名	宮崎市江平1丁目2-28 第4丸三ビル6階 宮崎県難病団体連絡協議会 会長 首藤 正一		
請願の件名	<p>宮崎県の地域医療の拡充と救急医療体制の整備を求める請願書 (要旨)</p> <p>医師不足、専門医の偏在などをなくし、地域医療対策の充実と救急医療体制の整備について、県民の代表である県議会が中心となって調査研究をし、関係機関に呼びかけてもらえるよう求める請願</p> <p>(理由)</p> <p>平成21年4月4日に日向市で発生した救急患者が、救急医院に受け入れられずに死亡し、全国に報道された事例が再び起こることのないように対策を講じてください。</p> <p>また、この問題の根底には、医療不足など地域医療体制の不備にあると思います。これらのことについて、県としても積極的に取り組まれていると思いますが、尚一層のご努力をお願いしたく請願いたします。どうかよろしくおねがいたします。</p>		
紹介議員	十屋 幸平 横田 照夫 満行 潤一 徳重 忠夫 松田 勝則 河野 哲也 井上 紀代子 前屋敷 恵美		
摘要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上紀代子 前屋敷恵美 武井 俊輔 河野 哲也		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月12日	金	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（萩原、前屋敷両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第12号及び報告第1号、第2号上程 知事提案理由説明
6月13日	土		
6月14日	日		
6月15日	月	休 会	（議案調査）
6月16日	火		
6月17日	水	本 会 議	議案第13号～第17号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（満行、前屋敷、中野一則、武井各議員）
6月18日	木		知事報告 一般質問（鳥飼、凶師、丸山、井上各議員）
6月19日	金		一般質問（濱砂、河野哲也、松田、押川各議員）
6月20日	土		
6月21日	日		
6月22日	月	本 会 議	一般質問（十屋、山下、長友、権藤各議員）
6月23日	火		一般質問（黒木正一、外山良治、松村、萩原各議員） 議案・請願委員会付託
6月24日	水	休 会	常任委員会
6月25日	木		
6月26日	金		特別委員会
6月27日	土		
6月28日	日		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月29日	月	休 会	(議事整理)
6月30日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第2号に反対)(凶師議員) 討論(議案第6号に賛成)(武井議員) 討論(報告第1号、請願委員長報告に反対)(前屋敷議員) 採決(議案第2号)(否決) 採決(議案第6号)(可決) 採決(報告第1号)(承認) 採決(議案第1号、第3号～第5号、第7号～第17号、報告第2号)(可決または承認) 採決(請願4件)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第8号追加上程 討論(議員発議案第8号に反対)(前屋敷議員) 採決(議員発議案第8号)(可決) 採決(議員発議案第1号～第7号)(可決) 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈の件 (前屋敷議員反対討論) 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 井 本 英 雄

宮 崎 県 議 会 議 員 萩 原 耕 三

宮 崎 県 議 会 議 員 前屋敷 恵 美